

「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(案)への意見及びそれに対する考え方(案)

総論

意 見	考 え 方
<p>意見1 今後の我が国の基幹ネットワークとなりうる NTT の NGN に必要な接続ルールが整備されることは大変意義深く、本答申(案)は基本的には適切な方向性。</p>	
<p>○ 次世代ネットワークは、ユビキタスネットワーク社会への移行を志向するわが国において、今後の情報通信の基盤となるべきネットワークであり、将来的には、国民の社会生活にとって、旧来の固定電話網に置き換わる重要なインフラとなるものです。従って、次世代ネットワークにおける接続ルールの在り方は、今後の電気通信市場の健全な発展の成否に大きな影響を与えるものであり、第一種指定電気通信設備制度等、これまで整備がなされてきた各種競争ルール・接続ルールの趣旨を踏襲しつつ、公正な競争環境整備、利用者利便の向上の観点を中心に検討がなされる必要があります。</p> <p>この点、本答申(案)においては、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という。)の構築する次世代ネットワーク及びひかり電話網を新たに第一種指定電気通信設備に指定する考えが示されている等、第一種指定電気通信設備の指定範囲については、その方向性自体は望ましいものであると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 短期間であったにも関わらず本答申案の作成を頂いた電気通信事業部会殿並びに総務省殿に対して、敬意を表させていただきます。</p> <p>本答申案「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」は、今後の我が国の基幹ネットワークとなりうる NTT の NGN に関する接続ルールであり、次世代のネットワーク構築において多大な影響を及ぼすものと認識しており、基本的には適切な方向性であると考えています。</p> <p>事業者の規模、サービス内容に拘らず、全ての通信事業者、コンテンツプロバイダ等、今後 NGN を通してサービスを提供する事業者にとって、技術とコストの両面で、市場拡大と多様なニーズへの対応が可能な内容となること、及び消費者にとって低廉でより良いサービスの提供が受けられることが推進される内容であることを強く期待します。</p> <p>なお、シェアドアクセス方式による光ファイバ接続サービスの接続料金については、現時点で有効的な接続ルールを策定できなければ、FTTH 市場における NTT 東西の独占化傾向がさらに加速することは明白であり、NTT 東西と一部の事業者以外の他事業者による FTTH 市場への参入の機会が失われる状況になるため、本答申案を通じて積極的な競争促進施策が</p>	<p>-</p>

図られるべきです。

また、2008年2月25日にNTT東西の活用業務「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」が認可されました。公正競争の確保を実現させるために、本来であれば、先行して接続ルールが確立されていることが必須と考えるものの、活用業務の認可時に総務省殿より公表された接続ルールに係る認可条件が、本答申案とともに確実に履行されることを要望します。

---2/25 活用業務の認可資料から抜粋---

(情報通信審議会答申を踏まえて整備する接続ルールとの関係)

条件1 東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)は、次世代ネットワーク及びLAN型通信網に係る接続ルールの在り方に関する情報通信審議会の答申を踏まえ接続ルールが整備される場合、これに従ったネットワークのオープン化、技術的インターフェース条件等のネットワーク情報の開示、顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保を図るための措置を遅滞なく講ずること。また、上記答申を踏まえ、総務大臣が申請業務に係る条件を変更し、又は新たに条件を付した場合は、当該条件に従った措置を講ずるとともに、講じた措置の内容について速やかに報告すること。

なお、次世代ネットワークに係る技術的要件については、可能な限り国際的な標準化動向と整合的なものとなるよう努めるとともに、IPv4からIPv6への移行に伴う諸課題について、ISP事業者等との積極的な協議を行うこと。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

○ IP技術の進展に伴い、PSTNからIP網への移行は世界の趨勢といえます。

我が国では、2007年度末には世界に先駆けてNTT東西会社殿による“次世代ネットワークの商用サービス”が開始される予定であり、このために必要な接続ルールが以下の様な論点から整備されることは大変意義深いことと考えます。

(テレサ協)

○ NTT東西の次世代ネットワーク(以降、「NGN」という。)は我が国の基幹的な通信網としての性格を有することとなることが想定されているが、第一種指定電気通信設備である既存の地域IP網等がマイグレートされていくものであり、接続の同等性、公正競争の確保や利用者利便の向上を図るためなどから、答申(案)にあるとおりNGNを第一種指定電気通信設備に

<p>指定すべきである。</p> <p>また、既存の地域 IP 網等から NGN への移行にあたっては、利用者の不利益、既存の接続事業者等の過度な負担とならないよう、移行に関する情報開示や取扱いなどの公開・周知を適宜適切に行い、NTT 東西の利用部門と接続事業者及び接続事業者間の取扱いが公平となる措置を確実にしない、これを検証することが重要である。</p> <p>なお、NGN の接続ルールについては、競争セーフガード制度以外にも環境や機能の変化にも臨機、迅速に見直すべきであり、この運用ルールなどを定める必要がある。</p> <p>但し、NTT 東西の役割は地域電気通信業務であり、県域を越えた県間サービス提供の認可を前提にした接続ルールは本来定めるべきものではないと考える。NGN による県間サービスの提供は NGN に名を変えた NTT 東西での全国サービス展開・独占回帰である。これは他の通信事業者にとっては存続の危機にも及ぶ脅威であり、NTT の組織の在り方について早急に検討を行い結論を出すべきである。</p> <p>(HOTnet)</p> <p>○ NTT 東西の次世代ネットワーク(以下、「NGN」という。)及びひかり電話網等の NTT 東西のサービスに関する設備・機能等を第一種指定電気通信設備に指定する方針について、賛意を表する。</p> <p>また、今回、アンバンドル化で整理されている設備・機能に関する算定方法について以下のとおり、要望する。</p> <p>各種設備・機能は、当面の間は相対取引となるが、答申上記載のある期間内での特定の算定方式に基づく接続料の算定への移行(IP 電話サービスであれば 2009 年度から将来原価方式による算定へ移行)は、今後の機能・サービスの増加、それに伴う新規接続料の取扱を定める上でも重要となるため、遅滞のない実行を要望する。</p> <p>(J:COM)</p>	
<p>意見2 分岐端末回線単位の接続料設定については、根本的な解決策としてOSU共用の実現又はNTT東西のアクセス網分離の実現のいずれかが必要だが、実現に至るまでの時間を考慮すると、当面の措置として、比較的实现が容易な措置を具体的に検討・決定し、可能な限り早期に当該措置を講じることで、現在の競争阻害要因を緩和することが必要。</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ 分岐端末回線単位接続や接続料の算定方法に関する記述については、現状の問題を解決するための具体的な方策が打ち出されておらず、その内容は十分なものとは言えないと考えます。旧来の固定電話網に置き換わる次世代ネットワークにおいて利用者が様々なサービスを楽しむためには、光ファイバに代表されるような高速・大容量通信に対応するアクセ</p>	<p>答申(案)「第4章 3. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」については、意見招請結果等を踏まえ、以下の趣旨で修正した。</p> <p>OSU共用、OSU専用、Bフレッツに係る機能の接続料化という3</p>

ス回線を選択する必要があることから、地域 IP 網及び次世代ネットワークへの光アクセス回線市場(以下、「FTTH 市場」という。)における競争の喚起は最重要課題です。そのためには FTTH 市場において OSU 共用による分岐端末回線単位接続を実現し、事業者間の競争を喚起することを本答申(案)において明確に方向づけることが必要です。

電気通信事業法(以下、「事業法」という。)により実現されるべき政策目標は、その第 1 条で謳われているように「公正な競争」の促進を通じ一般利用者の利便を増進することです。ここでいう「公正な競争」は事業法とともに我が国の競争政策を担い、かつ、広く我が国の市場経済を秩序付けている、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下、「独占禁止法」という。)と価値や理念を共有しており、その意味で補完関係にあるものといえます。「公正な競争」が行われている電気通信サービス市場においては、事業者の当該市場への自由な参入が確保されるとともに、公正な競争を通じて料金の低廉化とサービスの高度化・多様化がもたらされます。市場における公正な競争によってはじめて、一般消費者は多くの事業者やこれらが提案する多様なサービスメニューの中から、自己の望む通信サービスを選び、かつ、それを享受することができるようになります。

しかし、電気通信事業分野においては、「不可欠及び非代替性を有するため他の事業者がそれに依存せざるを得ないいわゆるボトルネック設備の設置、市場シェアの大きさ等に起因して市場支配力を有する事業者が存在するために十分な競争が進みにくいこと」が、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(以下、「共同ガイドライン」という。)でも指摘されています。

事実、FTTH 市場(戸建て/ビジネス)において、NTT 東西は、2007 年 9 月末で 77.8%という非常に高いシェアを占めており、市場は独占の状態になっております。新規参入の状況については、2004 年 10 月のソフトバンク BB 株式会社(以下、「ソフトバンク BB」という。)、2005 年 1 月の KDDI 株式会社(以下、「KDDI」という。)以降は 1 社もなく、その結果、消費者の選択肢は極めて制限されている状況となっています。

このような状況下において、NTT 東西は、当初計画した 2010 年に 3,000 万回線の光サービス契約獲得見込みを 2,000 万回線に大幅下方修正しましたが、これは、FTTH 市場において競争が十分に進展しなかったことに起因して拡大すべき市場が拡大しなかったものと言わざるを得ません。

ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム株式会社(以下、「ソフトバンクテレコム」という。)など通信 7 社は、昨年、OSU 共用は、技術的に可能であることを検証した上で、NTT 東西にシェアアクセス方式における 1 分岐単位での接続を正式に申し入れましたが、NTT 東西はこれを拒否しました。

NTT 東西は、運用上の理由のほか、他事業者との OSU 共用を義務付けられる理由がない、あるいは経営の自由の侵害である等の主張をしていますが、「競争促進による一般消費

案については、FTTH サービス提供コストの低廉化という観点からは、一定の効果は有するものの、NTT東西に対するOSUの共用の義務付けは現時点では必要不可欠とまでは言えず、Bフレッツに係る機能の接続料化には技術的な問題があり、最も有効な案と考えられるOSU専用にも、基本料の設定水準等の問題が存在している。

そもそもOSU専用は、FTTH サービスの提供コストを低廉化しFTTH 市場における競争促進を図る観点から、「1 芯当たりの接続料は固定」したままで接続料の低廉化を図るための工夫であるが、現在、2008年度以降の加入光ファイバ接続料の認可申請が行われている状況を踏まえれば、OSU専用を実現するよりも、1 芯当たりの加入光ファイバ接続料そのものの低廉化を図ることが最も直接的・効果的な措置と考えられる。

これは、今後ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展し、FTTH サービスが我が国の基幹的なブロードバンドアクセスサービスの位置付けを有することが見込まれる中で、FTTH 市場において、NTT東西のサービスシェアが既に70%を超え新規契約数では約80%を占めている状況を踏まえると、FTTH 市場における競争促進を図る観点から講じるべき必要な政策と考えられる。

このため、NTT東西においては、当該政策的要請を踏まえ、FTTH市場における他事業者による活発な事業展開を考慮した需要予測の見直しを行うことが必要である。この加入光ファイバ接続料の低廉化措置に加えて、競争事業者間でのOSU共用に積極的に取り組むことにより、FTTH サービスの提供コストを更に低廉化させることが可能であることから、少なくとも当面は、このような競争環境下で、各事業者が営業努力等を行うことにより、FTTH 市場における事業者間競争を行っていくことが適当であると考えられる。

なお、総務省においては、ダークファイバ芯線の利用状況や競争事業者間におけるOSU共用の取組状況等など、今回の措置等に伴うFTTH 市場における事業者間競争の進展状況を注視することが必要であり、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定については、今後の市場環境や分岐に係る技術等の変化があれば、改めて検討することが適当である。

者の利益増進」と「NTT 東西が受ける制約」を適切に比較衡量すれば、NTT 東西の主張は妥当性を欠くものです。NTT 東西が加入者光ファイバという不可欠設備を所有する事業者ということを考慮すれば、一般消費者の利益増進のために自己に課される制約は、利益の比較衡量の結果、それが明らかに不当でないのであれば、NTT 東西は事業法における接続義務としてそれを受忍すべき責務を負っていると考えられます。

東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)が被審人となった審決「エヌ・ティ・ティ・東日本に対する件」(公取委 平成 19 年 3 月 26 日審判審決、平成 16 年(判)第 2 号、審決集 53 巻 776 頁)(以下、「ニューファミリータイプ審決」という。)によれば、NTT 東西による 1 分岐単位での提供拒否は、他事業者の FTTH サービスへの新規参入あるいは事業継続を困難にし、FTTH 市場において自己の優位性を確立しようという明確な意図を背景になされたものと認められるのではないかと考えます。

NTT 東西がこのように市場での優位性を確立しようとの意図を持って 1 分岐単位での接続を拒否している結果、他事業者の事業活動に大きな支障が生じ、かつ一般消費者が料金低廉化やサービス多様化等の競争から生じる利便を享受できていないだけでなく、デジタルディバイド解消という高度情報通信社会の大きな国家目標の達成にも支障が生じている状況になりつつあります。

以上の通り、NTT 東西が 1 分岐単位での接続を拒否している状況は FTTH 市場における競争促進・消費者利益の増進および高度情報通信社会の発展という観点から重大な問題と考えます。

よって、このような行為は、共同ガイドラインに基づき、電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に推進していくために、独占禁止法による競争制限行為の排除とともに、事業法において公共性・利用者利益の確保の観点から必要な規制を課し、公正競争促進のための措置を講じる必要があると考えます。

この他、弊社共といたしましては、1 分岐単位での接続拒否は特に独占禁止法の観点からも違法の疑いが強いのではないかと考えており、この点は各論にて詳述いたします。

なお、上記において、NTT 東西の 2010 年光サービス契約獲得見込みを、3,000 万回線から 2,000 万回線に大幅下方修正した主な原因の一つとして、FTTH 市場において競争が十分に進展しなかったことを挙げましたが、別の要因として、NTT 東西における次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)への接続構成に関し、地域 IP 網と NTT-NGN に接続するアクセス回線を別にしたことが影響しているのではないかと推察しています。具体的には、当初は事業者振り分け機能を有するスイッチ(以下、「SW」という。)にて接続先(地域 IP 網と NTT-NGN)の切り替えを可能とし、主要なコストドライバである OLT、光ファイバについては地域 IP 網と NTT-NGN ユーザで共用することで設備稼働率を向上させ、3,000 万回線獲得を目指すことを計画していたものの、SW にて接続先の切り替えを可能とすることは、同箇所

にて接続事業者の網への切り替えも可能とする構成となり、同箇所において接続事業者から NTT-NGN と同様の接続を求められることを危惧し、地域 IP 網と NTT-NGN に接続するアクセス回線を共用しないような非効率な構成に変更した可能性があると思われます。この結果、採算計画は当初と大幅に異なることとなり、2010 年における光サービス契約獲得見込みを 3,000 万回線から 2,000 万回線に下方修正をするに至ったと推測されます。

弊社共としては NTT-NGN に係る日本電信電話株式会社(以下、「NTT」という。)の言説がこのように二転三転していることの事由を明らかにして欲しいと考えており、本件については事業法第 33 条第 15 項に基づき、NTT 東西に対して一連の経緯と事実関係を説明して頂きたいと考えています。仮に上記のようなことが事実であれば、事業法第 1 条に著しく抵触するとともに、独占禁止法第 2 条第 5 項、並びに第 7 項に抵触しているものと考えます。

また、前述のとおり NTT-NGN は旧来の固定電話網に置き換わるような重要なインフラであり、電気通信市場において大きな影響を与えるものでありながら、NTT 東西は活用業務という例外的な申請を行うことで、旧来の電話網を前提としてこれまで構築されてきた累次の競争ルールを脱法的に回避しサービス提供を開始しようとしています。そもそも、本来次世代ネットワークのような県内・県間を一体的に提供するサービスは、NTT 再編成時の整理に基づき、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT コミュニケーションズ」という。)が提供すべきものです。しかしながら、平成 19 年 2 月 14 日の NTT の社長会見(<http://www.NTT.co.jp/kaiken/2007/070214.html>)における発言からも分かる通り、NTT 及び NTT 東西が一体となって意図的に NTT 再編成の主旨を形骸化させつつあること、並びに本来は NTT 自身も現行の業務範囲規制について根源的な見直しが必要であることを認識しているにも関わらず、現行制度下において如何に業務範囲規制を脱法的に切り抜けるかということ、NTT グループが意図していることは明らかです。

このような NTT グループの動きに鑑みると、NTT グループにおける独占化の傾向は今後さらに強まることが想定されることから、これに歯止めをかけられるように NTT-NGN に係る接続ルールが整備されなければなりません。最近の NTT 東西の圧倒的な強さは、光アクセス網を独占していることに起因するものです。光アクセス回線は第一種指定電気通信設備として指定がなされているものの、FTTH 市場において競争が進んでいないという事実を踏まえると、これまで以上のより一層の措置が必要と考えます。

具体的には、NTT 東西に対する「分岐か分離か」のいずれかの措置、すなわち OSU 共用による分岐端末回線単位接続、もしくは、NTT 東西のアクセス網の構造分離又は実質的な機能分離のいずれかの実現が必要であると考えます。FTTH 市場における NTT 東西の独占化の傾向は、電気通信市場を今後取り返しのつかない危機的な状況に陥れるものであり、「分岐か分離か」のいずれかの措置が実施されない限り、健全な競争の進展を通じた利用者利便の向上を望むべき余地はありません。

<p>なお、次世代ネットワークの接続ルールを考えるにあたっては、実現に至るまでの時間の観点も考慮が必要です。FTTH 市場における NTT 東西の独占化に対する解決策の策定は喫緊の課題ですが、弊社共が望むような OSU 共用、NTT 東西のアクセス網分離の実現が必要との結論がなされ準備が開始されたとしても、その実現には時間を要します。その間、FTTH 市場における NTT 東西の独占化が進行してしまえば、もはや現行の答申案ベースでの次世代ネットワークの接続ルール策定は無意味となる可能性があります。</p> <p>従って、根本的な解決策としての OSU 共用の実現、NTT 東西のアクセス網分離に向けた動きと並行し、当面の措置として、比較的实现が容易な措置を具体的に検討・決定し、可能な限り早期に同措置を講じることで、現在の競争阻害要因を緩和することも必要と考えます。ただし、これはあくまでも当面の措置であり、最終的には「分岐か分離か」のいずれかが必要となることは言うまでもありません。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見3 まずは自由競争による取組を促し、問題が生じれば調整を図るといった事後規制を基本とし、規制を最小化する方向で本答申(案)を見直すことを要望。</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 急速なIP化・ブロードバンド化が進むICT分野においては、今後も様々な技術革新や事業者の創意工夫によるビジネス展開が期待されています。NTT東西がこれから構築していくNGNも、今後の国際的な標準化動向やお客さまニーズの多様化・高度化等を踏まえながら徐々に発展拡大していくものであり、技術的にもサービスの予見が難しい状況にあります。このため、NTT東西のNGNやこれを用いた事業展開については基本的に自由とするアプローチを採るべきだと考えています。</p> <p>現時点では、接続相手のネットワークについても、具体的なサービス内容だけでなく接続の機能やプロトコルも未だ明らかになっていないなど、具体的に接続のあり方を論じることができる状況にありません。このような段階で、①単なる「おそれ」・「蓋然性」だけで具体的な接続要望(実需)を前提とせずに、先回りの規制を課すとともに、②市場として既に成熟した電話を念頭においた接続ルールを発展途上にあるNGNにもそのまま適用する、とすれば、柔軟なネットワークを構築し新たなサービスの開発を進めようとしている事業者の意欲は削がれ、NGNの下での多彩なブロードバンドサービスの展開の芽が摘まれることとなります。このため、規制の在り方を検討する際は、「懸念を払拭するメリット」だけでなく「事業展開の硬直化のデメリット」も考慮することが必要であると考えます。</p> <p>NGNは、大きな発展の可能性を秘めた最先端の分野であり、我が国では世界に先駆けて取り組んでおり、ブロードバンドサービスの中でも特に高速・大容量のニーズに対応できる光ファイバのサービスは、既に諸外国と比較して低廉な料金で提供され、現在、世界で最も普</p>	<p>答申(案)に示したとおり、NGNは、シェア70%超を占めるFTTHサービスやシェア75%を占めるひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者にとって、利用の公平性が確保された形で、自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、また利用者利便の確保の観点からも不可欠であること等から、第一種指定電気通信設備に指定することが必要と考えられる。</p>

及が進んでいます。このように、民間主導の下で世界に先駆けた取組みが着実に進んでいる状況下では、国際的な競争力の観点からも、NGNの成長・発展を促進し、NGNの効用を最大限引き出すことが必要であり、厳格なルールを導入することは不适当です。仮にNGNについて接続ルールを検討する場合も、答申案のようにNGNに画一的な接続料を設定することになれば、世界的にみて、IPの世界ではピアリングやトランジットといった形態で取引が行われ、国境を越えてエンドエンドで料金を回収することが現実的でなくなっている中で、日本独自のルールを作ることになり、世界のIP網の中での孤立化を招き、国際的な競争から取り残されるおそれがあります。

また、NTT東西のネットワークについては、世界的にも他に例のないダークファイバのオープン化やこれまでの電柱管路等の線路敷設基盤のオープン化の取組みが進められており、IP網については、他社も独自に構築することが十分可能であるだけでなく現にサービスを提供しており、他事業者との同等性が確保されている状況にあります。欧米諸国においても、光化・IP化の推進のために投資インセンティブへの配慮が必要とされ、ブロードバンドサービスについての規制の見直しや議論が行われてきております。こうした状況を勘案すれば、我が国のブロードバンド市場の発展のためには、設備競争の進展にも配慮し、設備競争とサービス競争とのバランスの取れた競争ルールが求められていると考えます。

このように、答申案において展開されている接続ルールの基本的な考え方には、多くの問題があります。従来より申し上げてきたとおり、NTTはこれまでのオープン化の取組みを通じて、他社が独自にIP網を構築できる環境は整っており、NTT東西のNGN・IP通信網やひかり電話網等にはボトルネック性はなく、指定設備の対象とすべきではないと考えています。仮に、指定設備化されるという前提に立ったとしても、アンバンドル化・接続料化について、総論では、「他事業者の要望があり技術的に可能」であればアンバンドル義務を課す電話時代の考え方を踏襲しつつも、「NTT東西に過度の経済的負担を与えることにならないように留意」するとともに、NGNの今後の発展性や具体的な新たなサービスの提供形態や接続ニーズが明確でない中では、「サービス開始当初は必要最小限とし、今後のサービス展開の自由度を確保」することが必要としていますが、それに続く各論（各機能のアンバンドルの要否）では、このような基本的な考え方が反映されておらず、見直しが必要だと考えます。

(NTT持株)

- 当社は、世界最先端の技術を用いて、安心・安全で信頼性とセキュリティの高いネットワークを構築することにより、少子高齢化社会を迎えている日本における消費者利便の向上、地方における新たな産業育成及び地域経済の活性化、ひいては産業界全体の国際競争力の

強化といった国益増進に貢献していきたいと考えております。

こうした観点から、平成17年11月に次世代ネットワーク(以下NGN)構想を打ち出し、その後フィールドトライアルを経て、今年度末には商用サービスを開始したいと考えております。

このNGNは、諸外国でも取り組み始めている大きな発展の可能性を秘めた最先端の分野です。

このようなNGNの発展に関する国際的な取り組み競争で少しでも優位に立てるよう、NGNに関するルールについては、その成長・発展を後押しし、NGNの効用を最大限引き出すルール作りが肝要だと考えます。

しかしながら、本答申案は、我が国では、世界で最もオープン化が進展し、諸外国と比べても最も低廉な光インターネット料金が実現されているにもかかわらず、NGNやひかり電話網の指定設備化、IP-IP接続機能やイーサネット接続機能等の新たなアンバンドル義務の設定等、電話時代の発想に基づく規制強化の内容となっております。

NGNの技術や機能については、国際的な標準化の途上にあり、今後様々な変化・発展の可能性を秘めている中で、当初からこうした予断に基づき日本独自のルールを導入することは、世界のIP網の中で孤立化を招き、国際的な競争から取り残され、結果的に我が国における新たなサービス・ビジネス・技術の展開を抑制し、多様化・高度化するお客様ニーズへの迅速かつ柔軟な対応を妨げることになり、お客様にとっての利便性が大きく低下する等重大な問題が生じることになると考えます。

したがって、まずは自由競争による取り組みを促し、問題が生じたら調整を図るといった事後規制とすることを基本とし、規制を最小化する方向で本答申案を見直していただきたいと考えます。

(NTT東日本)

- 当社の次世代ネットワークは、お客様に、既存のIPブロードバンドサービスをより安心してご利用いただくと共に、より広帯域で帯域確保型の新サービスも追加的にご利用いただけるようにするため、既存の地域IP網・ひかり電話網を大容量化・高度化していくものであり、既存のPSTN網と別に構築していくものです。

次世代ネットワークは、標準化動向やお客様ニーズ等を踏まえながら、これから徐々に発展していくネットワークであり、技術的にもサービスのにも将来の予見が難しいものであり、また、その構築、技術開発及びサービス開発の面で、当社も他事業者も同じスタートラインに立ち、今後の発展は各事業者の創意工夫や努力如何にかかっているところではあります。

このような環境下において、なお、従来の競争政策(ボトルネック設備を指定し、その設備

<p>を公定料金で内外無差別に貸し出しさせる仕組み)を継続した場合、自ら努力して設備を造るよりも、他人が努力して造った設備を借りた方が有利となることから、本来行われるべき設備競争は進展せず、特定の事業者の設備独占の上にサービス競争のみが展開される構造を変化させることはできないため、結果、設備競争とサービス競争の適正なバランスを図っていくことができなくなると考えます。</p> <p>当社だけでなく、KDDI殿やソフトバンクテレコム殿も自前の次世代ネットワークを構築されることを表明され、これから本格的に構築されようとしている時期であるからこそ、ここは従来の発想を転換して、21世紀のIPブロードバンド時代に相応しい競争政策に思い切って舵を切り、各事業者が自らのリスクで自前のネットワークを構築し、技術を開発し、それぞれの創意工夫によりお客様のニーズに即したサービスを提供するよう促す競争環境を整備することで、お客様利便の向上、ICT産業の成長・拡大、ひいては我が国全体の経済の活性化、国際競争力の維持・向上を図るべきです。</p> <p>今回の答申案の記載内容は、全体として、一部の他事業者の漠然とした想定や懸念に基づく意見が採用されており、当社の次世代ネットワークに対して、新たなアンバンドル義務を課そうとする等、規制強化色が極めて濃いものとなっています。次世代ネットワークの技術や機能が今後どのように変化・発展していくか不透明な状況にあり、また、接続事業者のネットワークについてもその詳細や接続のプロトコルが未だ明らかになっておらず、具体的なサービス内容も定まっていない現段階において、次世代ネットワークの構築や新規サービス開発を進めようとしている事業者の意欲を殺ぎ、多様なIPブロードバンドサービスの芽を摘むことがないように、あえて事態の推移を先回りした想定や懸念に基づき、当社の次世代ネットワークに対して、従来と同様の「造るより借りた方が得」になるようなオープン化規制を課すのではなく、各事業者に自由に事業展開を行わせるべきであり、万一それによって問題が生じたとしても、事後的に問題を解決する姿勢に徹することで、IPブロードバンドサービス市場のダイナミックな発展を促し、健全な競争を促進すべきと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見4 次世代ネットワークを NTT 東西が構築することにより通信の信頼性とセキュリティの向上を牽引することができ、また、様々な企業がネットワーク上で動作する機器やサービスを、NTT 東西と協力して開発することにより、魅力あるサービスを利用者に提供することが可能となる。</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ 世界的な通信技術の流れである次世代ネットワークを、日本においていち早く NTT 東西会社が構築することによって、日本における通信の信頼性とセキュリティの向上を牽引することができると思います。</p> <p>このネットワークインフラが構築されることによって利用者が安全に通信できる便利なサー</p>	<p>今後の検討に際し参考とさせていただきたい。</p>

<p>ビスが提供されることを期待します。</p> <p>また、弊社を含めた様々な企業が、このネットワーク上で動作する機器やサービスを、NTT東西会社と協力して開発することによって、魅力あるサービスを利用者に提供することが可能になると考えております。</p> <p>(岩崎通信機)</p>	
<p>意見5 NTTは秘密主義と国家資産を委託運営されている、という大事な点を蔑ろにしすぎている。</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ 通信事業者・或いは関連事業者のご意見がほとんどと思われますが、敢えて「利用者」としての立場から 多少場違いな意見となるやも知れませんが、貴重な機会と考え利害関係を越えて 別の視点からの率直な具申を述べさせていただく事を願います。</p> <p>早速 本題に移らせていただきますが、現在私が生活の基盤としております「北海道」という場所ですが、東北6県ともある意味に於いて都心部・或いは関西・中部と比べて大きなハンデを背負っております。一体何か という所ですが今回のテーマでもあります</p> <p>「情報基盤」すなわち回線事業者の選択支が非常に限られている、ということでもあります。嘗ての「電電公社」が民営・分割され、同じくして「回線契約事業者」は他府県と同じく選択することは可能です。しかし一番重要な事ですが「選択」は出来てもそれはあくまで契約上での話だけであります。民営化するという事は当然投資に見合った「利益」が得られなければ、それが最小の投資で行えないとするなら基本的な資産 この場合回線そのものを自社で設営・管理運用するより既にあるものを出来るだけ低い経費にて運用するのが民間会社の本筋であることは明白であります。人口密集地であれば事情も変わりますが土地面積に対して人口密集度の低い この地では日本電信電話会社の既存資産(但し、元は国有財産であったものです)を使わなければ結局は事業を展開出来ず又は少し本題とは離れますが嘗てこの地にも「電力系」通信事業者がございましたが採算が見込めず「廃止」に至っております。</p> <p>実はこの事が非常に重大な問題となっております。例として適切では有りませんが、同じ経緯から大きく「競合他社」が多数存在する(基本通信回線を自社で所有する第一種電気通信事業者が競い合う)NTT西日本社とその広いエリアをほぼ独占運用している、NTT東日本社とではこの事情はむしろ他の通信事業者の方の方が、あらゆる点でご存じのはずですが商取引契約での上でかなり不利な条件を NTT東日本社から受けているのではないかと、お聞きしたことがございます。また それだけではなく、実は「一般契約者」に対しても これは私が自分で体験した、ある事柄で「通常の民間企業とは全く異質」と率直に申しあげますが、契約外行為での出来事で被害を被った際に、その絶対的な地位を不当に行使し、挙げ句の果てには契約当事者を 恫喝・又は契約の無条件破棄を暗にちらつかせて (これには定められた法律に基づく行政監査法人も関与しておりますが) 乗り換える方法が無い地域に生活</p>	<p>今後の検討に際して参考とさせていただきたい。</p>

の基盤を有する者にとっては、その社会的責任・或いは企業倫理に照らし合わせても決して許せない、そういう事を今現在に於いても「本社」も含め、改めるではなく明らかに諸法規・同時にNTT東日本が自ら定めた「契約条項」を自ら遵守せず 正式な文書での質問書にも全く回答が得られない、そういった体験を致しました。(この件は、別途質問が有れば回答致します。)

続いて NTTの提唱する次世代ネットワーク計画について これは本来「公開質問」を要請したい事ですが、総務省殿よりご提供頂いた資料を拝読致しました。またこれ以外も含めて特に2点 質したいことがございますので、お願い申し上げます。

1点目 参考資料によりますと現在提供頂いております「ひかり電話Bフレッツ」ですがこれは正直参考文書を拝読し 一体何をお考えなのか、お伺いしたい点です。現在 提供されておりますサービスは「有料契約」です。有る程度の実験部分迄は理解を致します。しかし これが実用化前の段階であるのかといえどもないことです。大きな「事件」と敢えて申し上げますが、昨年5月の回線途絶事故はまだ記憶にあるかと存じますが、その後も規模こそ違えどほぼ2日毎に北海道では「不通事故」が絶えません。そして ある件を堺にほぼ毎日公式情報を確認しておりますが、通信量の多い札幌のある地域では、4～5日おきに同じ回線収容地区と推定される地区で必ず3時間の事故が起こっておりますが、これはどういった事情でしょうか。昨日も全国紙にNTTの「ひかり電話Bフレッツ」の紙面全面4頁多色刷り広告を出稿されておりますが、その日も同じくここ北海道ではいつもの地域で「不通事故」が発生しております。しかしながら、その際の説明が明らかに納得出来るものではありません。利益を追求されるのは結構ですが、今以上に通信量が増大することが明らかであるのに今現在も、ほぼ毎日のように起きる「事故」に対処出来ないでいるのに NTTだけで解決できるのでしょうか。同時に、同じシステムを使っていると推定致しますが、NTT西日本では、ここまで「停止事故」は起こらないようです。何が違うのでしょうか。

2点目 2つの内容を含みますが 参考資料の中で明らかに「事実と異なる説明」がございます。あえて他の電気通信事業者が ご指摘なされておられませんので指摘します。まず現行の「ひかり電話」についてですが、この技術資料がどこにも公開されていない。その理由をお聞かせいただきたい。NTTのご説明では「独占ではない」と記載が存在しておりますが、では他社製品(NTT以外が提供している機器)でどこが対応機器を販売しているか、ご説明頂きたい。私が調べた限りでは、一社も「対応出来ない」と回答を頂いております。これは、ある重要な通信を行うための、技術資料が公開されていないからです。これは明らかに「独占行為」そのものと考えます。この件は、第3章で他社が要求した「相互接続」を許した場合、30%位通信速度が低下するとNTTが主張した件と 密接に関係しています。そしてそれは「ひかり電話」の接続と深く関わりがあります。(これも要請があれば全て説明出来ます)そして、これが先に取り上げた「通信障害事故」のおそらくは本当の原因であると考えております。 第5

<p>章1・接続に関する同等性の確保も これが障害となりうると思います。</p> <p>最後としますが、これは少し本質と離れる点を含みます。が、重要ですのでお許し下さい。これは、本来法規問題「電気通信事業法」並びに「契約に関する諸法規」に関してですが、NTT西日本社は、総務省指定行政監督機関「電気通信事業者個人情報保護センター」の事業内容説明に於いて、はっきりと「ひかりIP電話・加入電話」としております。がNTT東日本社は、この書面を拝読するとグループ企業「NTT-ME」に「通信業務」を運営委託しております。本来であれば、明記すべき契約書面上では この重要な点は一切明記されておられません。契約当事者が、別株式会社であるならば併記するか、若しくはNTT-MEが契約当事者であることを記載しなければなりません、どのようにお考えですか。</p> <p>もう一つ、最も重要な事を申し上げます。利用者に一切の許諾無く「NTTの回線責任区分文書」で自ら定めた「終端部外の機器」に「契約外行為」を行った事実はどう釈明するか、お聞かせいただきたい。同時に、NTTは、規約文書・或いは、重要なお案内等の連絡は 一度として通知なしでこちら(契約者)に断り無く都合良く書き替えることが多すぎるが、契約変更等「重要な連絡」は、普通、個人情報・資産を扱う企業であればほぼ例外なく「郵送」して顧客に通知と了承・許諾を行っているが、御社からは一度もその様な対応を受けたことがないのであるが、その様な考えでこの極めて重要な事業を行う「資質」があるのか。その様な考えの企業の主張を 私は正面通り受け止められ無いのだが、ご説明頂きたい。</p> <p>総括致します。</p> <p>NTTの主張を私は信じられません。むしろ他の電気通信事業者の主張が遙かに 一貫して筋が通っていると断言いたします。あまりにNTTは秘密主義と国家資産を委託運営されている、という大事な点を蔑ろにしすぎていると体験上の点から意見申しあげる次第です。</p> <p>(個人)</p>	
---	--

第1章 はじめに

1. NTT東西の次世代ネットワークについて

<p>意見6 答申(案)の問題認識のもと、接続ルールが整備されることは、我が国の情報通信産業の健全な発展を図るため、大変重要。</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ 答申(案)に賛同致します。</p> <p>ボトルネック設備である固定系加入者回線と一体として設置されるNGNで提供されるサービスが、加入電話のようにNTT東・西に再び独占されることのないよう、接続条件の同等性等、公正競争条件が担保されることは必須であり、当社は、早急にNGNの接続ルールを整備する必要がありますと考えます。</p> <p>答申(案)P. 1のとおり、「競争事業者が、NGNを利用して創意工夫を活かした多様なサ</p>	<p>-</p>

<p>ービスを遅滞なく提供可能な環境を整備することは、公正競争の確保や利用者利便の向上を図る観点から重要な課題」との認識のもと、接続ルールが整備されることは、我が国の情報通信産業の健全な発展を図るため、大変重要であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見7 NGNの詳細な内容がいまだに明らかでない部分もあり、今後どのようなのか不明確の部分が多々あるため、NGNの構造(アンバンドル範囲やそれに伴うコスト構造)の適否も含め引き続き慎重な議論が必要。</p>	<p>考え方7</p>
<p>○ NGNは、ボトルネック性を有する光アクセス回線と一体として構成するサービスであり、回線認証機能、セッション制御機能、品質制御機能を実装し、プラットフォーム的な機能を具備するものとなります。そのような状況では、NGN導入によりNTの市場支配力の強化が行われるおそれや、NGNの構造によっては事業者の自由な事業展開を妨げたり利用者のサービスの選択肢を減少させるおそれ等の懸念があります。また、NGNの詳細な内容がいまだに明らかでない部分もあり、今後どのようなのか不明確の部分が多々あります。したがって、NGNの構造(アンバンドル範囲やそれに伴うコスト構造)の適否も含め引き続き慎重な議論が必要です。</p> <p>(楽天)</p> <p>○ 様々な可能性を秘めたすばらしいネットワークインフラとして全国をカバーする期間インフラとなってゆくものと思われるが、適切な利用ルールが設定されないと支配的通信事業者であるNTTの寡占化が更に進行し他通信事業者の実質排除につながり、ひいては自由競争の阻害によるユーザー不利益に繋がる事を強く危惧する。</p> <p>(フジミック新潟)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、各機能のアンバンドルを検討するに際しては、NGN固有の事情を考慮することも必要であり、NGNの技術や機能は、今後どのように変化・発展するかが現時点では明確に予測できないこと等から、サービス開始当初のアンバンドルは必要最小限のものとして、今後のサービス展開の自由度を確保するように配慮することが必要であると考えている。</p>
<p>意見8 NGNの地上デジタル放送IP再送信向けマルチキャスト通信について、条件不利地域に対する取組への視点を外さずに尊重し、これを言及するよう要望。</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ ICTの技術革新により、視聴者・国民が様々なサービス提供を享受することは、視聴者・国民のために喜ばしいことであり、世界最先端のブロードバンド整備を目標とする我国にあっては必要なことと考えております。</p> <p>一方、ケーブルテレビは、国策であります地上デジタル放送の普及やブロードバンド整備に向けて業界を挙げて取組み、また条件不利地域の解消や都市受信障害対策共聴施設等への対策にも取組んでいるところであります。</p> <p>しかし、本答申ではNGNは、地上デジタル放送IP再送信向けマルチキャスト通信について</p>	<p>「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」(平成19年8月・第4次中間答申)において、IP同時再送信は、都市部における視聴方法の選択肢の拡大を通じ受信環境の一層の充実を図る観点から、条件不利地域に限らず積極的に活用されるべきとされており、必ずしも条件不利地域の最終的補完サービスに限定した位置付けとはされていない。ただし、同答申においても、都市部のみ多数の「補完手段」が措置され、条</p>

<p>『2007年度内に東京・大阪からサービス提供を開始し、その後NGNの展開・ユーザニーズ等を踏まえつつサービス展開を行う予定』としておりますが、情報通信審議会の『地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割』の平成16年第1次答申では、IPによる地上デジタル放送再送信は条件不利地域での最終的補完サービスと位置付けられており、その後の答申等でも確認されているものと存じます。</p> <p>したがって、本答申におきましても、NGNの地上デジタル放送IP再送信向けマルチキャスト通信は、条件不利地域に対する取組みへの視点を外さずに尊重し、言及されますようお願いいたします。</p> <p>(JCTA)</p> <p>○ これまでケーブルテレビは、国策である地上デジタル放送の普及やブロードバンド整備に対応するため、経営統合を含め、非常に大きな企業努力を行ってきました。</p> <p>一方、本答申では、地上デジタル放送IP再送信向けマルチキャスト通信がNGNの主要サービスとして挙げられているだけでなく、“2007年度内に東京・大阪からサービス提供を開始し…”と記述されており、ケーブルテレビと同等以上の役割を担うかのような印象を抱かせます。</p> <p>IPによる地上デジタル放送の再送信は、情報通信審議会の「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」平成16年第1次答申において、条件不利地域での最終的補完サービスと位置づけられておりますので、本答申におきましても、その旨を尊重し、言及していただきますようお願いいたします。</p> <p>(ひろしまケーブルテレビ)</p>	<p>件不利地域において「補完手段」がほとんど活用されない事態となることは避けるべきことに留意する必要があるとされており、引き続きこの点に留意が必要なのはご指摘のとおりである。</p>
<p>意見9 次世代ネットワークの構築により利用者が安全に通信できる便利なサービスが提供されることを期待するとともに、様々な企業が、このネットワーク上で動作する機器やサービスを、NTT 東西と協力して開発することによって、魅力あるサービスを利用者に提供することが可能になると認識。</p>	<p>考え方9</p>
<p>○ 世界的な通信技術の流れである次世代ネットワークを、日本においていち早く NTT 東西会社が構築することによって、日本における通信の信頼性とセキュリティの向上を牽引することができると思います。</p> <p>このネットワークインフラが構築されることによって利用者が安全に通信できる便利なサービスが提供されることを期待します。</p> <p>また、弊社を含めた様々な企業が、このネットワーク上で動作する機器やサービスを、NTT 東西会社と協力して開発することによって、魅力あるサービスを利用者に提供することが可</p>	<p>今後の検討に際して参考とさせていただきたい。</p>

<p>能になると考えております。</p> <p>(岩崎通信機)</p>	
<p>意見10 NGN を NTT 東西が共通のインターフェイスで行うということは、従来の NTT 再編での分割から大きく、一体化へ向かう大合同事業であると捉えるべき。</p>	<p>考え方10</p>
<p>○ NTT は過去の再編により東西に別会社として分割され、NTT コミュニケーションなどと共に業務の線引きも明確に行われた。県間をまたぐサービスは NTT コミュニケーション、域内サービスは NTT 東西会社が行うとされた。これにより競争を促進し、独占の弊害を除去し国民経済の活性化に役立てようとしたものであったと思う。</p> <p>NTT 東西はこのような分割以前から当然県間をまたぐファイバー設備を保有していたが、その後、NTT コミュニケーションの本来業務である県間業務の光ファイバーの入札を行い、県間事業を開始した。これは従来、競争事業者として NTT コミュニケーションが行っていた事業に加えて、NTT 東西会社が競争的に乗り出したものと考えていたが便利であるとして、おそらく多くの競争事業者は利用していると思う。</p> <p>このようななし崩しに多くのことが NTT として行われてきたことに加えて、今回の次世代ネットワーク(NGN と以下省略)は NTT 東西が共同で行う事業として耳目を集めていると思う。日本全国の IP 網の次世代 NGN を東西の NTT が共通のインターフェイスで行うということは従来の NTT 再編での分割から大きく、一体化へ向かう大合同事業であると捉えるべきである。</p> <p>(ソネット)</p>	<p>NTT東西が共通のインターフェイスでNGNを構築することは、接続事業者側の負担軽減等を図る観点から有効な面もあり、一概に否定されるものではないと考えられる。ただし、NTT東西のNGN構築・サービス提供は、NTT再編等の趣旨を踏まえて行われることが必要であり、このためNTT法に基づくNGNの活用業務の認可に際しては、電気通信事業における公正競争確保等の観点から、8項目の条件が付されたところである。</p>
<p>意見11 NTT 東西が全国一元的に次世代ネットワークを構築していくことは利用者にとっても、また、国際競争力の点からも歓迎されることであるが、移行に当たっては、できるだけ利用者に負担のかからない配慮が必要。</p>	<p>考え方11</p>
<p>○ IP 技術の進展は、さまざまな可能性を有しており、NTT 東西が全国一元的に次世代ネットワークを構築していくことは利用者にとっても、また、国際競争力の点からも歓迎されることであると考えます。</p> <p>しかし、移行にあたっては、できるだけ利用者に負担のかからない配慮が必要と思われる。</p> <p>(日本アイテック)</p>	<p>今後、既存IP網からNGNへの移行が進展すると考えられるが、この際、NTT東西においては、できる限り利用者の負担軽減を図るとともに、移行に必要な事項は十分事前に周知するなど利用者の混乱を招来しないように配慮することが必要である。</p>

2. 接続の応諾義務及び第一種指定電気設備制度について

<p>意見12 第一種指定電気通信設備制度(ボトルネック設備に着目した特別な接続ルール)を</p>	<p>考え方12</p>
---	--------------

NTT東西に対して追加的に適用することは重要な措置。	
<p>○ 答申(案)に賛同致します。</p> <p>ボトルネック設備である固定系加入者回線と一体として設置されるNGNは、競争事業者の事業展開上不可欠であり、また、利用者の利便性の確保という観点からも当該ネットワークの利用が確保されることが不可欠であることから、その接続条件は、競争の促進及び利用者利便の増進の観点から極めて重要なものとなっています。また、NTT東・西は、接続において圧倒的に優位な立場に立ち得ることから、事業者間協議により合理的な条件で合意することが期待しにくい構造となっています。したがって、第一種指定電気通信設備制度(ボトルネック設備に着目した特別な接続ルール)をNTT東・西に対して追加的に適用することは大変重要な措置であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 接続の公平性の観点から、第一種指定電気通信設備制度は大変に重要であるが、特に山間地域でのデジタルデバイド解消などに関しては、加入者線が近くにあるのにエリア指定から漏れている為に接続を拒否されたり、整備エリアに至る中継線やコロケーション設備が独占されている為に実質ネットワークを引けないなど、デジタルデバイド解消等をすすめたい時に、回線利用に於ける様々な実質的ネックが発生している。</p> <p>トータルなネットワーク利用に道を開ける様な制度を NGN をきっかけに整備してもらいたい。</p> <p>(フジミック新潟)</p> <p>○ 接続は事業者間の協議に委ねるという考え方及び第一種指定電気通信設備制度により、既存の電話サービスは十分に競争の促進及び利用者利便の増進が図られてきており、一定の成果を上げてきているものと考えられます。</p> <p>(日本アイテック)</p>	-
意見13 NGN の実施における全ての行動は第一種電気通信事業設備として競争事業者への通知と協議実施の対象にすべき。	考え方13
○ FTTH 契約者数、NTT 東が40%、NTT 西が30.5%、これらを加えた70.5%の圧倒的なボトルネック設備を持つ巨大大事業者が NGN という新たな事業を開始するということになる。情報通信審議会はこの現実の認識を正しくもち、このような圧倒的な寡占状態の FTTH ボトルネック事業者が行う事業については競争が公正に行われるかについてより厳しい目をもつ	ご意見にある競争事業者への通知と協議実施の意味が必ずしも明確ではないが、これがNGNを第一種指定電気通信設備に指定することを求める意見と捉えて良いのであれば、答申(案)では、NGNは、第一種指定電気通信設備に指定することが必要としてお

て対処してゆくべきである。NGN の実施における全ての行動は第一種電気通信事業設備として競争事業者への通知と協議実施の対象にするべきである。

設備競争で NTT が競争他社に勝ち続けた結果の数字ということになると思うが、実際の設備競争において光ファイバーは、東京のような大都市では電力事業者は既設の電柱を利用し、NTT は電電公社時代から受け継いだコストゼロの「とう道」という NTT 局舎間を自動車も通れるような道路で結ぶ地下道内を光ファイバーの引き回し通路として利用して敷設されてきた。NTT と対峙する競争事業者である、かつての NTT の一部であった、KDDI のような企業を除いて、最初から膨大な光ファイバー設備を抱えた基礎体力を持つ NTT とその他の事業者との競争などはありえないと判断するのが正しい。

NGN と一体化の FTTH の NTT の市場独占率が70%を超えているということは看過すべき問題ではない。NTT 東西による FTTH 市場独占は、かつて米国が国家の経済的な大問題として旧 AT&T を22の企業に分割したように、独占禁止法により、分断すべき、由々しき問題である。なぜ、このような独占が起きてしまったのか？

NTT の光ファイバーの開放問題

日本の ADSL を立ち上げた、東京めたりっく通信という企業を当社は1999年に創業した。NTT はかつて光ファイバーの開放を行わなかったが、NTT が ADSL サービスを開始するに当って、2000年暮れの12月になって東京めたりっく通信へ貸し出したことが光ファイバー開放の最初である。それ以前は NTT が「日本の電話線は欧米と異なり細い。従って、ADSL サービスには利用不可能である。ADSL は日本では行えない」と、公言して憚らなかったが、東京めたりっく通信が ADSL 事業を始めるとともに急速に顧客を増やしていく状況を見て、自分たちもそれではと、前言を翻して開始したのである。ADSL のサービスには光ファイバーのバックホール回線が必要なので、郵政省(当時)から公正な競争のためには光ファイバー(局間中継ダークファイバー)を開放せよという指示で、渋々開放したものである。

光ファイバーはその後も NTT の光化大方針の下に ADSL 退治の道具にも使われてゆくのである。NTT は「この地域は光化で電話回線も途中までは光ファイバーに変えられる」ということで、電話局に置かなければ使えない ADSL 設備の利用者に牽制を図るのである。このような道具としても使われてきた光ファイバーはその後 FTTH に形を変えて一般的なサービスとして普及してきたものです。

NTT という倒産しないブランド企業との公正な競争など NTT が百歩譲らなければ存在しないというのが私どもの意見です。

このような背景を持つ光ファイバーの普及を基礎とした NGN は FTTH 市場独占という現状の中で将来 NTT がどのようにもユーザーを導いてゆける全体装置です。従って、私たちは十分な監視を怠ってはならない。全てのことが独占の下に行われると競争は阻害され、だれも

り、NGNには、接続料や接続条件を規定した接続約款の作成・公表義務(認可制)、接続会計の整理義務等の接続関連規制が課されることとなる。

<p>挑戦者は存在しなくなる。日本では、新しくベンチャー事業を立ち上げる人たちが世界でビリから二番目であるという現実を直視しなければなりません。日本では NGN に関連するようなインフラ事業に手を出そうとすると、ベンチャーキャピタルは、「金が掛かりすぎる、いつか NTT につぶされる」ということで誰も資金の提供をしないのです。</p> <p>競争事業者が競争をすることができる環境を整備してゆくことが、国民経済の観点に立つと、新しい仕事、事業機会を生み出すことになる大変重要なことです。このような観点から今回の NGN 問題、ONU の共用の問題も競争事業者の立場で解決してゆくことが重要です。</p> <p>(ソネット)</p>	
--	--

第2章 第一種指定電気通信設備の指定範囲

1. 第一種指定電気通信設備の指定の考え方等

<p>意見14 ポトルネック設備に着目した特別な接続ルールを適用することは、NTT東西が加入者へのアクセスを独占し、市場支配力を保持している実態を踏まえた、適切な措置。</p>	<p>考え方14</p>
<p>○ 答申(案)に賛同致します。</p> <p>答申(案)P. 8のとおり、「全加入者回線の過半数を占める加入者回線を設置する事業者が加入者回線と一体として設置するネットワークは、過半数の加入者へのアクセスを独占していると捉えることが可能」との認識のもとにポトルネック設備に着目した特別な接続ルールを適用することは、NTT東・西が加入者へのアクセスを独占し、市場支配力を保持している実態を踏まえた、適切な措置であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 特別な接続ルールについては、そのNWがポトルネック性を有するかどうかで判断されるべきものであり、その考え方は次世代NWであっても同様と考えております。</p> <p>(ウィルコム)</p> <p>○ 第一首指定通信設備の適用範囲は、事業者の設置するネットワークが高機能・波及的・かつ圧倒的な価格競争力を持ち支配的であればある程、そのネットワークの物理的・又は論理的な形態を問わずに第一種指定電気通信設備として考えなければ、自由競争の阻害に繋がるものであることは必然である。</p> <p>(フジミック新潟)</p>	<p>-</p>

意見15 競争セーフガード制度により、NTT 東西の次世代ネットワークについて第一種指定電気通信設備の指定範囲等の有効性・適正性を定期的に検証するという意見に賛成。	考え方15
<p>○ 第一種指定電気通信設備の指定の考え方は妥当と考える。また、その指定範囲等の有効性・適正性を検証する競争セーフガード制度の運用が、今後の様々な状況の変化等に合わせ適宜見直されながら適正に行われていくことが必要である。</p> <p>(HOTnet)</p> <p>○ 競争セーフガード制度により、NTT 東西の NGN についても第一種指定電気通信設備の指定範囲等の有効性・適正性を定期的に検証するという意見に賛成する。</p> <p>(J:COM)</p>	-
意見16 第一種指定電気通信設備の指定の考え方は、新規の通信事業者が NTT の設備を利用して電話網を構築していくための制度として機能してきたものであり、既存網における制度として一定の競争環境が構築されている。	考え方16
<p>○ 第一種指定電気通信設備の指定の考え方は、新規の通信事業者が NTT の設備を利用して電話網を構築していくための制度として機能してきたものであり、既存網における制度としては一定の競争環境が構築されたものと考えます。</p> <p>(日本アイテック)</p>	-

2. NTT東西の次世代ネットワークの扱い

意見17 NTT東西の次世代ネットワークを第一種指定電気通信設備に指定することが適当とする答申(案)の考え方に賛同。	考え方17
<p>○ 答申(案)に賛同致します。</p> <p>NTT東・西は、独占時代に国民負担で敷設した線路敷設基盤(局舎・管路・とう道・電柱等)を保有しています。これらは電気通信事業に必要な不可欠なボトルネック設備です。ボトルネック設備である固定系加入者回線と一体として設置されるNTT東・西のNGN自体もまた、同じ線路敷設基盤を用いて構築されます。従って、答申(案)P. 11のとおり、「NGNは…第一種指定電気通信設備に指定することが必要」です。</p> <p>また、答申(案)P. 13のとおり、「NTT東西のFTTHユーザは、NGNの收容ルータに收容されると、現時点では、コア網としてNGN以外の他事業者網を選択することができない」ことから、NGNの不可欠性は従来の第一種指定電気通信設備に比べても高いものであると考えます。</p>	-

(KDDI)

○ NTT-NGN について、第一種指定電気通信設備に指定することが必要とする本答申(案)に同します。

なお、本答申(案)にあるとおり、NTT-NGN との接続が、他の電気通信事業者の事業展開上、また利用者利便の確保の観点からも不可欠であるとの指定の根拠を踏まえれば、答申後、遅滞無く、アクセス回線網及びコア網について、速やかに指定がなされるべきです。

<アクセス回線網の指定について>

公正な競争環境下において、事業者間の競争を進展させ、NTT-NGN のサービス利用者に対して IP 網の選択機会を与えるという利用者利便を向上させるためにも、開放ルールが十分に整備されることが必要であり、NTT-NGN においても光アクセス回線を指定電気通信設備として指定すべきであるのは勿論のこと、早期に分岐端末回線単位での接続を実現すべきと考えます。

すなわち、NTT 東西がどのような形態で NTT-NGN を展開しようとも、線路設置基盤の独占性に起因するアクセス回線におけるボトルネック性が存在することに変わりはなく、SW を接続点とした OSU 共用によるアクセス回線の公平な開放の実現が必要不可欠です。なお、OSU 共用による 1 分岐端末回線単位の接続については、「第 4 章 3. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」において詳述します。

また、スプリッタ、OLT、SW あるいは固定系端末伝送路設備直接收容するルータ(第 1 ルータ)(以下、「收容ルータ」という。)ならびにそれに付随する設備については、NTT-NGN においても光ファイバ回線と一体として設置する設備であり、事業法第 33 条における「伝送路設備と一体として設置する電気通信設備」にまさに該当するものです。加えて、これらの設備が他の接続事業者との接続に係る機能であることに鑑みると、当該設備だけではなく、当該設備を制御する認証サーバ、QoS 設定及び帯域管理のための回線制御サーバ、ならびにその相互接続を行う SIP/SDP サーバ、SOAP/XML サーバ等を指定し、それらのインタフェース等を開示させることがあわせて必要です。

以上を踏まえると、以下の設備を速やかに第一種指定電気通信設備として指定すると共に、それらのインタフェースを開示させることが必要です。

-OLT

-收容ルータ

-OLT と收容ルータの間に係る SW

-ONU 及び ONU を認証するサーバ

-アクセス回線から収容ルータまでの QoS を設定し、帯域管理を行う回線制御サーバ、ならびに、その相互接続を行う SIP/SDP サーバ、SOAP/XML サーバ等

-以上列挙した機器に付随する OSS、局内配線等の設備

なお、ONUについては、NTT 独自仕様の採用等により、接続に制限が生じることは問題であることから、市販のブロードバンドルータ等が接続できる標準的なインタフェース仕様を採用する必要があります。

<NTT-NGN コア網の指定について>

次世代ネットワークにおいては、網内の監視・制御のための機能が重要なものとなり、各種相互接続におけるインタラクティブ通信を実現していく上で、事業者間相互に通信・制御を可能とすることが必要となるため、接続事業者、ISP、コンテンツ提供事業者等の関係者が、NTT-NGN との接続によって多様な事業・サービスが展開できるよう、QoS 確保の為に帯域制御機能ならびに監視・制御機能については、相互接続に不可欠な機能として第一種指定電気通信設備に指定することが必要です。

さらに、映像配信サービスや FMC 等の統合サービス、あるいはイーサ接続によるサービスを接続事業者が展開する上で、接続が不可欠となる NTT-NGN における設備・機能については、接続事業者の自由なビジネス展開を可能とする為に、第一種指定電気通信設備として指定がなされるべきと考えます。

加えて、今後、電気通信市場において IP 化がさらに進展することや、将来的に既存 PSTN が NTT-NGN に置き換えられる可能性があること等を考慮すると、現在、PSTN で提供されているサービスについて、次世代ネットワークにおいても継続して実現可能となるように、接続事業者として接続が不可欠な設備は第一種指定電気通信設備として指定すべきと考えます。

本件に係る詳細については、以下の「『次世代ネットワークの接続ルールの在り方に関する提案募集』に対する弊社提案書(平成 19 年 10 月 19 日)」(以下、「前回提案書」という。)にて述べた意見を参照願います。

■前回提案書(再掲)

【基本的な考え方】

- ・ 第一種指定電気通信設備(事業法第 33 条)の法の精神は、アクセス回線のボトルネック性(「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」で意味するボトルネック性ではなく、接続事業者等が同等のサービスを同等のコスト構造で代替的に提供できないことを意味する)に規制を課し、このボトルネック性を用いた寡占余剰利潤の獲得を不可

能とし、公共の福祉を増進することにあります。

- ・ 従って、以下に述べるようにアクセス回線と一体として構築される NTT-NGN は、当初よりその全てを指定すべきであり、アクセス回線網・コア網のそれぞれについて明確に指定を行うべきです。

【アクセス回線網の指定について】

- ・ 公正な競争環境下において、事業者間の競争を進展させ、NTT-NGN のサービス利用者に対して IP 網の選択機会を与えるという利用者利便を向上させるためにも、開放ルールが十分に整備されることが必要であり、NTT-NGN においても光アクセス回線を指定電気通信設備として指定し、早期に分岐端末回線単位での接続を実現すべきと考えます。
- ・ すなわち、NTT 東西がどのような形態で NTT-NGN を展開しようとも、線路設置基盤の独占性に起因するアクセス回線におけるボトルネック性が存在することに変わりはなく、3(3)「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」において詳述するように、事業者振り分け機能を有するスイッチ(以下、「SW」という。)を接続点とした OSU 共用によるアクセス回線の公平な開放の実現が必要不可欠であり、ADSL 市場において一端末回線/一加入者単位の設備開放により競争を進展させたのと同様に、NTT-NGN においてもアクセス回線に分岐端末回線単位/一加入者単位の開放を実現し、事業者間の公正な競争を進展させる必要があります。また、この分岐端末回線単位での接続実施の必要性に関しては、地域 IP 網においても同様です。
- ・ また、仮に NTT-NGN が第一種指定電気通信設備に指定されようとも、「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」の判断に基づいて同等の判断がなされ、スプリッタ、OLT、SW あるいは固定系端末伝送路設備を直接収容するルータ(以下、「第 1 ルータ」という。)が指定を外れるという矛盾した状況になれば、第一種指定電気通信設備(事業法第 33 条)の法の精神は損なわれます。
- ・ すなわち、スプリッタ、OLT、SW あるいは第 1 ルータが指定を外れた場合、8 分岐スプリッタ、ならびに NTT 東西の事業規模にとって都合の良い狭い光配線区域に起因する競争阻害性により、接続事業者は同等の役務を提供できず、NTT 東西の独占的地位が、NTT-NGN においても地域 IP 網より一層高まることが懸念されます。
- ・ 従って、スプリッタ、OLT、SW あるいは第 1 ルータならびにそれに付随する設備については、NTT-NGN においても光ファイバ回線と一体として設置する設備であり、事業法第 33 条における「伝送路設備と一体として設置する電気通信設備」に該当するものであり、事業法第 36 条及び事業法施行規則第 24 条の 5 に示す「他事業者との接続に関する機能を除く」との除外項目にある法理に則り、これらの設備を指定電気通信設備として指定し、

NTT 東西に当該設備の機能の変更または追加に関する接続事業者への情報開示を義務付けるべきです。

- ・ また、これらの設備が他の接続事業者との接続に係る機能であることに鑑みると、当該設備だけではなく、当該設備を制御する認証サーバ、QoS 設定及び帯域管理のための回線制御サーバ、ならびにその相互接続を行う SIP/SDP サーバ、SOAP/XML サーバ等を指定し、それらのインタフェース等を開示させなければ、事業法第 33 条の法理は実現しません。これは、事業法第 36 条の目指すところに合致するものです。
- ・ 以上を踏まえると、以下の設備を第一種指定電気通信設備として指定すると共に、それらのインタフェースを開示させることが必要です。
 - OLT
 - 第 1 ルータ
 - OLT と第 1 ルータの間に係る SW
 - ONU 及び ONU を認証するサーバ
 - アクセス回線から第 1 ルータまでの QoS を設定し、帯域管理を行う回線制御サーバ、ならびに、その相互接続を行う SIP/SDP サーバ、SOAP/XML サーバ等
 - 以上列挙した機器に付随する OSS、局内配線等の設備
- ・ なお、ONU については、NTT 独自仕様の採用等により、接続に制限が生じることは問題であることから、市販のブロードバンドルータ等が接続できる標準的なインタフェース仕様を採用することが必要です。

【NTT-NGN コア網の指定について】

- ・ 次世代ネットワークにおいては、網内の監視・制御のための機能が重要なものとなり、各種相互接続におけるインタラクティブ通信を実現していく上で、事業者間相互に通信・制御を可能とすることが必要となるため、接続事業者、ISP、コンテンツ提供事業者等の関係者が、NTT-NGN との接続によって多様な事業・サービスが展開できるよう、QoS 確保の為の帯域制御機能ならびに監視・制御機能については、相互接続に不可欠な機能として第一種指定電気通信設備に指定することが必要です。
- ・ さらに、映像配信サービスや FMC 等の統合サービス、あるいはイーサ接続によるサービスを接続事業者が展開する上で、接続が不可欠となる NTT-NGN における設備・機能については、接続事業者の自由なビジネス展開を可能とする為に、指定がなされるべきと考えます。
- ・ 加えて、今後、電気通信市場において IP 化がさらに進展することや、将来的に既存 PSTN が NTT-NGN に置き換えられる可能性があること等を考慮すると、現在、PSTN で提供されているサービスについて、次世代ネットワークにおいても継続して実現可能なよ

うに、接続事業者等として接続が不可欠な設備は第一種指定電気通信設備として指定すべきと考えます。

【当初より NTT-NGN 全体を指定すべき】

- ・ そもそも、現在公表されている NTT-NGN におけるインターフェースは、「網間インターフェース」(以下、「NNI」という。)、「アプリケーションサーバ・網インターフェース」(以下、「SNI」という。)及び「ユーザ・網インターフェース」(以下、「UNI」という。)のみで、GC 接続等が考慮されておらず、公表されている構成図を見る限り NTT-NGN は 8 分岐と光配線区域に起因するボトルネック性(後述)を有する光アクセス回線と一体として構成するネットワークとなっています。
- ・ また、ISP にとっても NTT-NGN との接続が確保されなければ事業展開上、大きな支障が生じることが想定されるため、この観点からも NTT-NGN にはボトルネック性が存在すると言えます。
- ・ 次世代ネットワークにおいて事業者間の競争を進展させるためには、例えば固定電話におけるマイライン利用者が複数の事業者を選択し得るように、NTT-NGN においても複数の事業者のネットワークを選択し得る環境が必要ですが、NTT-NGN は既存の地域 IP 網と同様に接続事業者のネットワークの間には実質的な代替性がなく、ドミナント性を有するネットワークであることは明白であると考えます。
- ・ 加えて、平成 19 年 10 月 19 日付け一部報道によると、NTT 東西は NTT-NGN の料金を現行の音声電話・高速インターネットサービスと同水準に設定すると共に、現在の光回線の利用者は追加工事なしで NTT-NGN に移行可能とする等の取り組みにより、2010 年に 2,500 万加入を目指すと言われていたところであり、この報道が正しいとすれば、現在第一種指定電気通信設備として指定されている既存の PSTN ならびに地域 IP 網の利用者を NTT-NGN に移行させることを計画していることは明らかで、既存 PSTN ならびに地域 IP 網におけるドミナントとしての優位性を NTT-NGN においても継続する可能性が高まっています。
- ・ 仮に NTT-NGN が第一種指定電気通信設備として指定されなかった場合、NTT 東西と接続事業者間の競争が進展せず、NTT-NGN を用いたサービスの利用者料金にも影響を及ぼし、利用者利便を低下させることになるものと考えます。具体的には、NTT-NGN が指定設備とされた場合には接続料の規制が課せられることにより、NTT-NGN を用いたサービスに係る利用者料金とそれに係る接続料の適正性を検証するためにスタックテストが実施されることとなりますが、NTT-NGN が指定設備とされない場合には、NTT-NGN の接続料が非公開となり、スタックテストが実施されないことで利用者料金とその原価となる接続料の適正性の検証が行われず、利用者料金の高止まり等を引き起こすことになり

かねないと考えます。

- ・ 以上のことから、NTT-NGN については、アクセス回線を含め代替性がなく、ドミナント性ならびに実質的なボトルネック性が存在するため、事業法第 33 条に定める「加入者回線と一体として設置する電気通信設備であって総務省令で定めるものの総体」という定義にまさに該当するものであり、事業法施行規則第 23 条の 2 第 4 項にある「当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの」として、その全てをサービス開始当初より第一種指定電気通信設備に指定すべきです。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- NTT東西の NGN を第一種指定電気通信設備に指定することは、適切と考えます。
 - ・ NGN は次世代の高機能ネットワークとしてのみならず、既存 PSTN を移行させる目的を担っている。
 - ・ IP 電話サービス、及び FTTH サービスにおいて圧倒的なシェアを獲得している。
 - ・ NTT 東西は、加入者回線数シェアについても、依然として圧倒的であり、独占的な状態といえる。
 - ・ シェアドアクセスの接続ルールが、接続事業者にとって、NTT 東西の B フレッツと競争可能なサービスが提供出来る機能メニューになっておらず、光アクセス回線部分は、実質的に NTT 東西の NGN への接続手段に限定される結果となっている。また、本答申案において、「FVNO」、「FNO」、「他事業者網の選択可能性からの視点」といった現在の市場構造が反映された新たな視点によって、それぞれ評価が行われていることは機をみた適切な考え方です。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

- ボトルネック性のある光アクセス回線と一体となって提供する NGN に対して適切な接続条件を義務付けることで、接続事業者から基幹的 NW となる NGN を軸とした新規ビジネス創出の機会が生まれ、市場が活性化していくものと考えられるので第一種指定とすべきであると考えます。

(フュージョン・コミュニケーションズ)

- NTT 東西の NGN を第一種指定電気通信設備に指定することが必要とする本答申案に賛

成いたします。

NTT 東西の NGN は多くの接続事業者の意見及び本答申案でも示されている通り、ボトルネック性を持つ加入者回線と一体となって構成、提供されること、および現在その市場支配力やボトルネック性から第一種指定電気通信設備に指定されている加入電話設備、FTTH サービス設備に収容しているユーザを巻き取ることが確実であり、ドミナント規制および公正競争環境の維持の観点から第一種指定設備に指定することが必要です。

FVNO からの視点においては ISP 事業者等の既存事業者の事業継続性の担保やコンテンツサービスプロバイダ等による新たなサービスの登場の可能性を阻害しないことや、自らの固定伝送網を持ち NGN と接続して新たなサービスを企図する FNO の接続の不可欠性を担保するために指定設備とし、接続関連規制を義務付ける必要があると思います。なお 2 月 25 日に NTT 東西の活用業務申請に対する認可が行われましたが、NTT 東西は LAN 型通信網サービスを従来の地域電気通信業務を越えた県間で提供することとなり、他事業者との利用の公平性が確保されないことにより NTT 東西による広帯域な LAN 型通信網サービスがシェアを大きく伸ばす懸念があるため、他事業者の接続の不可欠性、同等性を考慮し公正競争環境を維持していくために速やかにイーサネットサービスの接続料設定を行うことが重要であると考えます。

(TOKAI、ビック東海)

- NTT東西の次世代ネットワークはボトルネック性を有する既存のアクセス回線と一体となって提供されるサービスであると考えられることから、第一種指定電気通信設備に指定する必要があるという答申案には賛成である。

(アッカ・ネットワークス)

- 当協会は、『次世代ネットワークの接続ルールの在り方に関する提案募集』において、1985年の「通信自由化」以来、改定電気通信事業法で定める“設備を保有する事業者(キャリア)”と、その設備を利用して上位レイヤでの多様なサービス展開をして来た“設備を保有しない事業者(ISP等)”が、互いに協調・競争の関係の中で、創意工夫を凝らし、電気通信分野の市場を発展拡大させ、よって、利用者利便の拡大に大きく貢献したことの経緯と現状を評価し、改めて、“設備を保有しない事業者の立場”から、コアネットワークの設備を含め、アクセス回線と一体して設置される設備を、第一種電気通信設備として指定する必要があると提案して来ました。

この点、<FNO からの視点>及び<利用者(他事業者網の選択可能性)からの視点>に

加え、この度、<FVNO の視点から“第一種指定電気通信設備に指定することが必要”>とされていることを、当協会は賛同致します。

(テレサ協)

- 「(2)考え方 1)FVNO(Fixed Virtual Network Operator)からの視点」については、当協会がかねてより主張していた通りであり、原案に賛同致します。

(JAIPA)

- NGN は第一種指定電気通信設備である既存の地域 IP 網等がマイグレートされていくものであり、接続の同等性を確保するためなどから、NGN を第一種指定電気通信設備に指定することは必須である。

NGN は県間を越えたサービス提供が予定されているが、これは NTT 東西の事業範囲である地域電気通信業務の範疇を超えたものであり、これが行われた場合、現時点においても通信事業全体において圧倒的な優位性を持ち続けている NTT 東西の独占が更に加速し、その他の通信事業者の存続が困難になることは明らかであり、この点も十分に考慮する必要がある。

NTT 東西の活用業務認可申請の認可条件において、本答申の接続ルールに従うことが示されているが、NTT 東西の事業範囲である地域電気通信業務を基本とした接続ルールが先にあるべきであり、事実上、NTT による全国サービスとなる県間サービス提供を行うための活用業務が認可されることが前提での接続ルールは本来定めるべきではない。NTT 東西による全国サービスの展開は NTT の組織論にも及ぶ事項であり早急にこの検討を行うべきである。

(HOTnet)

- NTT東西の次世代ネットワークに対する第一種指定電気通信設備の指定に関して、当社は賛成いたします。

(STNet)

- 答申(案)のとおり、NTT 東西の次世代ネットワーク(NGN)を第一種指定電気通信設備に指定することに賛成します。

<p>(QTNNet)</p> <p>○ NTT東西のNGNについて、第一種指定電気通信設備に指定することが適当という意見に賛成する。</p> <p>(J:COM)</p> <p>○ ダークの開放等を理由に NTT 以外の他事業者も、同様なネットワークを構築可能と言っているが、実際にはそうした物理ネットワークの利用に於いても、支配的なインフラを保有するNTT に比べ様々な障害があり、局所的ならともかく数局舎をまたがるエリアで同様なネットワークを整備する事は実質的に出来ない。</p> <p>従って、全域規模で展開される NGN は他事業者に対して開放されるべきものと考えられる。</p> <p>(フジミック新潟)</p>	
<p>意見18 本答申(案)の論理は、IPブロードバンド時代の市場・競争実態を反映せずに、電話時代の発想に基づくものであり、NGNを第一種指定電気通信設備とする論拠として不適切。</p>	<p>考え方18</p>
<p>○ 当社のNGNをはじめとするIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象とすべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は中継ダークファイバや局舎コロケーションといった「素材」を最大限提供しております。(中継ダークファイバの提供実績:152事業者、3,100区間、約4.8万芯(H19.8 末NTT東日本エリア)。局舎コロケーションの提供実績:127事業者、1,884ビル、約4.5万架(H19.3 末NTT東日本エリア。)(別紙1) <p>また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、新たな貸出し形態の実現や手続きの迅速化などを通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しております。(別紙2:省略)</p> <p>このように、世界的に最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者が独自にIP通信網を構築できる環境は十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していることから、当社のNGNをはじめとするIP通信網にボトルネック性はないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、ブロードバンド市場では、熾烈な競争が展開されており、NTT東西のシェアは、首都圏では39%、近畿圏では37%となっております。FTTHサービスに限っても首都圏では6 	<p>NGNと接続する事業者には、基本的に自らネットワークは構築せずに他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者(FVNO)や固定電話網・IP網などネットワークを自ら構築し保有している事業者(FNO)が想定されるが、答申(案)に示したとおり、NGNは、シェア70%超を占めるFTTH サービスやシェア75%超を占めるひかり電話等に利用されるネットワークであり、これらの事業者にとって、利用の公平性が確保された形で、自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられることから、NGNを第一種指定電気通信設備に指定することが必要である。</p> <p>これに加えて、NTT東西のFTTHユーザは、NGNの收容ルータに收容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGNは、メタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有しており、NGNを第一種指定電気通信設備に指定す</p>

6%、近畿圏では55%のシェアであり、熾烈な競争が展開されております。(H19.6 末時点)その結果、この5年間でユーザ料金も大幅に低廉化してきており、諸外国と比べても最も低廉な光インターネットの料金となっております。(別紙3～6)

このように競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のNGNをはじめとするIP通信網だけを規制する理由はないと考えます。

- ・ さらにNGNは、国際的な標準化動向やお客様ニーズ等を踏まえながら、これから徐々に発展していくネットワークであって、技術的にもサービスのにも将来の予見が難しいものです。また、その整備、技術開発及びサービス開発の面で、当社も他事業者も同じスタートラインに立っており、今後の発展は各事業者の創意工夫にかかっています。このような環境下で、仮に、当初から一定の予断に基づき事前規制が課されるとすれば、柔軟なネットワークの構築、新サービスの開発が阻害されるおそれがあるため、基本的に各事業者の自由な事業展開に委ね、仮に問題が生じた際に事後的に対応を行うアプローチとすべきと考えます。
- ・ なお、諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はありません。

本答申案において、当社のNGNをはじめとするIP通信網を指定電気通信設備として規制を課す論拠は、以下のとおり不十分であることから、それらを理由に、当社のNGNをはじめとするIP通信網を指定電気通信設備とすることは不適切であると考えます。

ISP事業者は、当社のIP通信網だけでなく、他事業者が提供するIP通信網を利用してサービス提供されており、ブロードバンド市場における当社の地域IP網のシェアが約40%程度(H19.6 末時点)であることから、当社のIP通信網にボトルネック性はなく、指定電気通信設備の要件としての「不可欠性」とはいえないと考えます。

また、①当社は、平成18年7月にインタフェース条件を自主的に公表し、平成18年12月からフィールドトライアルを開始して、他事業者との相互接続の確保に努めてきており、今後とも相互接続性を確保する考えであること、②現に地域IP網に接続しているISP事業者との間で公正競争上の問題は発生していないことから、一般的な接続義務に加えて、当社のNGNを指定電気通信設備として指定し、特別のルールを課す必要はないと考えます。

「FVNOの新規参入を促進しもって利用者が多種多様なサービスを楽しむことができる環境」に資する観点からすれば、逆に、柔軟なネットワークの構築や新サービスの開発を阻害することがないよう、基本的に事業者の自由な事業展開に委ね、仮に問題が生じた際に事後的に対応を行うアプローチとすべきと考えます。

NGNに係る技術や機能については、標準化の途上にある中で、当社は、世界でも先進的な取り組みとして、現時点で国際標準化が進んでいる技術や機能を中心として、NGNのフィ

べきとの判断は、このようなNGNを巡る市場環境・競争環境等を考慮して行ったものであり適切なものと考えられる。

ールドトライアルを開始し、NNI及びUNIだけでなくSNIIについてもそのインタフェースを1年前に開示するなど、オープン化に努めてきております。

こうした取り組みを行ってきたにもかかわらず、「他事業者のNGNが商用開始されないと、当社のNGNの指定の要否を判断できないため、指定電気通信設備とする」という論理は、世界に先駆けてNGNを構築する意欲を削ぐものであり、不適切であると考えます。

答申案に掲げられている事業展開上の不可欠性等の事例は、以下のとおり、指定電気通信設備の要件としての「不可欠性」とは異なるものであり、NGNを指定電気通信設備とする理由として不適切であると考えます。

① NTT東西のひかり電話のシェアが部分市場であるOAB～J IP電話市場で75%を超えていることに着目しておりますが、ひかり電話の契約数は約300万程度であり、直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050IP電話の合計に占めるシェアは18%に過ぎず、携帯電話も含めたシェアで見れば僅か3%に過ぎません。(H19.6 末時点)

そもそも、固定電話網や携帯電話網との間の接続のように、それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は、ネットワークの外部性の観点から、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、指定電気通信設備の要件であるボトルネック性という意味での「不可欠性」とは異なるものと考えます。答申案の論理に従えば、約300万契約のひかり電話にとって約1億台もの携帯電話と接続することは事業展開上不可欠であることから、携帯電話網が第一種指定電気通信設備になり得ることになります。

② 県内設備のボトルネック性に起因する「不可欠性」と県間の広域イーササービスを提供することによる活用業務認可上の公正競争要件の確保の必要性とは、直接関係しないと考えます。

また、①既に他事業者は、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前のイーサ装置を当社ビル等にコロケーションし、全国規模のイーサネットサービスを提供していること、②その結果、イーサネットサービスの市場シェアは、NTT東：14.5%、NTT西：13.1%に対して、KDDI殿のシェアは23.6%(H18.9 末時点)となっており、競争は十分に進展していることからすれば、NGNで県間の広域イーササービスを提供することを理由にNGNを指定電気通信設備とすることは不適切であると考えます。

IPブロードバンドサービスのユーザ獲得においては、当社も他事業者も独自のIP通信網を構築して対等な立場で互角の競争を繰り広げているところです。したがって、お客様は、様々なサービス提供事業者の中からどの事業者のIP網を利用するかを選択できる環境が整っていることから、従来の固定電話のように呼毎に事業者を選択できる環境を整える必要はない

と考えております。

また、他事業者が自前の設備(OLT、ルータ等)を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は中継ダークファイバや局舎コロケーションといった「素材」を最大限提供しているため、他事業者は、ネットワーク部分をアクセス部分とは明確に分けて構築することが可能となっております。

さらにアクセス部分についても、加入ダークファイバを「素材」として提供しており、また、電柱・管路等の線路敷設基盤を開放することにより、他事業者も光ファイバ等を自前構築することが可能となっている等、アクセス部分のシェアが高いことに起因して生じる影響がネットワーク部分に及ばないようにするための必要な遮断措置が講じられております。

本答申案の論理は、こうしたIPブロードバンド時代の市場・競争実態を反映せずに、電話時代の発想に基づくものであり、NGNを指定電気通信設備とする論拠として不適切であると考えます。

(NTT東日本)

- 当社の次世代ネットワークは、お客様に、既存のIPブロードバンドサービスをより安心してご利用いただくと共に、より広帯域で帯域確保型の新サービスも追加的にご利用いただけるようにするため、既存の地域IP網・ひかり電話網を大容量化・高度化していくものであり、既存のPSTN網と別に構築していくものです。既存の地域IP網・ひかり電話網から次世代ネットワークへの移行にあたっては、次世代ネットワークのエリア拡大過程において、当面の新規需要にも対応していく必要があることから、当面はオーバーレイ的に運用・展開していかざるを得ませんが、まずは、ひかり電話網の中継面から次世代ネットワーク用の装置に置き換えていき、最終的にはエッジルータを含め、既存の地域IP網・ひかり電話網を次世代ネットワークに置き換えていくこととしています。

次世代ネットワークは、標準化動向やお客様ニーズ等を踏まえながら、これから徐々に発展していくネットワークであって、技術的にもサービスの予見も難しいものであり、また、その構築、技術開発及びサービス開発の面で、当社も他事業者も同じスタートラインに立ち、今後の発展は各事業者の創意工夫や努力如何にかかっているところですが、このような環境下において、あえて事態の推移を先回りした想定や懸念に基づき、当社の次世代ネットワークに対して、従来と同様の「造るより借りた方が得」になるようなオープン化規制を課した場合、次世代ネットワークの構築や新規サービス開発を進めようとしている事業者の意欲を殺ぎ、多様なIPブロードバンドサービスの芽を摘むことになりかねません。そのため、各事業者に自由に事業展開を行わせるべきであり、万一それによって問題が生じたとし

ても、事後的に問題を解決する姿勢に徹することで、ブロードバンド市場のダイナミックな発展を促し、健全な競争を促進すべきと考えます。

そもそも、既存の地域IP網自体、以下の観点からボトルネック性はなく、ひかり電話網と同様に、早急に指定電気通信設備の対象から除外いただく必要があると考えますが、当社の次世代ネットワークについても、上述のとおり、既存の地域IP網・ひかり電話網を大容量化・高度化していくものに過ぎないため、地域IP網・ひかり電話網と同様、指定電気通信設備の対象とすることは適当でないと考えます。

- ① 他事業者がIPネットワークを自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IPネットワークの自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっている。
- ② 現に、他事業者は独自のIPネットワークを構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得している。(FTTH・CATVブロードバンドサービス市場で見た場合、当社のシェアは西日本マクロで46.6%(平成19年9月末)に止まり、30府県中19府県で当社シェアが50%を下回り、うち10県ではCATV事業者殿のシェアが当社シェアを上回っている。三重、富山、福井、山口のCATV事業者殿のシェアは、68.8%、62.4%、59.3%、54.5%(平成19年9月末)と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況。このように、ブロードバンドサービス市場では、当社と他事業者の間で多様な競争が進展している。) ⇒ 別紙1参照
- ③ その結果、地域IP網の接続料として、平成13年より、接続約款に「ルーティング伝送機能」を規定していたものの、平成18年に開始されたNTT東西間接続という一例以外には利用実績がないこと。また、自社IP網からの接続先を自社ISP網のみとする垂直統合型ビジネスモデルを採用されている事業者の場合、地域IP網に全く依存することなく事業展開されており、現に事業展開に支障が生じている事実はない。
- ④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化によって遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いかどうかは地域IP網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がない。

また、今回の答申案において、当社の次世代ネットワークを指定電気通信設備の対象とする理由とされている事項については、以下のとおり、いずれも規制を課す論拠として不十分であることから、それらを理由に、当社の次世代ネットワークを指定電気通信設備の対象とすることは適当でないと考えます。

- ① 「ISP事業者等にとって、利用の公平性が確保された形で、NGNと接続することが事業展開上不可欠」とあるが、ISP事業者殿等は、当社だけでなく、他の事業者が提供するアクセス網を利用してサービスを提供されているため、当社の次世代ネットワークを利用することはISP事業者殿等の事業展開上不可欠であるとは言えない。更に、KDDI殿やソフトバンクテレコム殿は当社と同様に次世代ネットワーク構想を公表し、その構築に向けて取り組みを現に進めている等、いずれ複数の次世代ネットワークが並存することになることを考えても、ISP事業者殿等の事業展開上、当社の次世代ネットワークを利用することは必要不可欠でない。また、接続義務は、当社に限らず、電気通信回線設備を設置している全ての事業者に共通に課されており、当社の次世代ネットワークについて接続を確保すべきという議論と、当社の次世代ネットワークの設備にボトルネック性があるか否かという議論とは切り離して行われるべきである。 ⇒ 別紙2参照(別紙2省略)
- ② 「今後、NGNとの接続を希望するFVNOが多数現れると想定されるため、NGNを指定する必要がある」とあるが、当社がお客様利便の向上、ICT産業の成長・拡大等を図るべく、当社の次世代ネットワークの利活用を促進した結果、多様な事業者が当社の次世代ネットワークとの接続を希望する可能性があることを理由に、規制が課されるようなことがあれば、当社は次世代ネットワークの利活用を促進するインセンティブを失いかねない。
- ③ 「他事業者の次世代ネットワークの商用開始時期は未定であり、また、商用開始されても、NTTの次世代ネットワークと同規模の加入者を獲得できるか現時点で判断できないため、他事業者の次世代ネットワークを考慮して、NTTの次世代ネットワークの指定の要否を判断することは適当でない」とあるが、上述のとおり、現に、他事業者は独自のIPネットワークを構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得している。また、そのIPネットワークが次世代ネットワークにあたるか否かの判別基準も定かでない。
- ④ 「メタル回線の場合と異なり、NGNに収容されるNTTのFTTHユーザはNGN以外のコア網を選択できない点で、NGNは、他事業者にとっての事業展開上の不可欠性や利用者利便の確保の観点からの不可欠性が一層高まる」とあるが、IPブロードバンドサービスのユーザ獲得においては、当社も他事業者も対等な立場で互角の競争を繰り広げており、お客様が、様々なサービス提供事業者の中から、どの事業者のIP網を利用するか選択できる環境が既に整っていることから、更に、従来の固定電話のように呼毎に事業者を選択できる環境を整える必要はない。

(NTT西日本)

- NGN は、以下の理由から第一種指定電気通信設備の指定対象外とするべきであります。
- ① NGN は NTT が民営化後に構築してきた加入者光ファイバ回線を一体的に利用する

サービスであり、また、加入者光ファイバ回線は他事業者とも公平な競争のもとに構築してきたものであること。

- ② NTT は、オープン化のためのインターフェース条件等の公表を行うなど、ISP や他事業者との接続条件に配慮する対策をとっており、接続は事業者間の協議に委ねるといふ当初の考え方を踏襲することで可能であること。
- ③ 利用者にとっても、NGN の新サービスの展開によって、事業者の選択を阻害されるものでもなく、利用者利便の確保を阻害するものでもないこと。

(日本アイテック)

- 次世代ネットワークのためのインフラの構築は、日本の情報通信産業にとって、新たなビジネスを生み出すための起爆剤であり、このインフラの構築が、今後の情報通信産業全体を含めた日本経済全体の発展のカギであると考えます。

また、いつでもどこでも大容量の通信が行えるというユビキタスブロードバンド社会というキーワードが出てから、かなりの時間が経過しておりますが、このキーワードを実現し、利用者にとって魅力のある新しいサービスを提供するためには、次世代ネットワークが必要不可欠であると考えます。

したがって、産業全体の発展のため、次世代ネットワークの展開におきましては、インフラ構築が促進され、多種多様なビジネスモデルが実現できるように、自由度の確保が必要であると考えます。

(岩崎通信機)

- NTTがこの度サービスを始めようとしているネットワークには、「FMC(固定網と移動網の連携)機能」や「プラットフォーム機能」といった「NGNならではの機能」が全く備わっていません。この原因はどこにあるとお考えでしょうか。意欲を持たないNTTにあるのか。それとも、意欲を失わせるような過剰な規制にあるのか。

一方、総務省殿は、我が国の国際競争力の向上のために、アジアに、そして世界に向けて、NGN技術の標準化に取り組む考えを公表されています。しかし、NTTの実態を見ても、

なお、国際社会に向けた情報発信が可能であるとお考えでしょうか。

この答申(案)にあるような過剰な規制を続けている限り、日本発の国際標準化などとても期待できないと思います。まず、この点について、審議会のご見解をお示しいただきたいと考えます。

(個人)	
------	--

3. 地域IP網等の扱い

(1) 地域IP網

意見19 地域IP網を引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが適当とする答申(案)の考え方に賛同。	考え方19
<p>○ 答申(案)に賛同致します。</p> <p>NGNの稼働後も地域IP網のボトルネック設備との一体性は変わりません。答申(案)P. 15のとおり、「地域IP網との接続は、引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点からも不可欠である状況に変わりはない」ことだけでなく、「NTT東西のFTTHユーザは、地域IP網の収容ルータに収容されると、コア網として地域IP網以外の他事業者網を選択することができない」ことから、地域IP網の不可欠性はより一層高まると考えます。</p> <p>したがって、「地域IP網は、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが当面必要」です。</p> <p>また、ボトルネック設備との接続の公平性は、予め担保されていることが必要であり、答申(案)P. 15のとおり、「接続料は設定したもののNTT東西間以外に利用実績がないこと」を以って、指定の要否が判断されるべきではないと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 地域IP網について、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とする本答申(案)に賛同します。</p> <p>現行指定されているNTT東西の地域IP網はNTT東西と接続事業者間の競争が進展している状況になく、NTT東西の地域IP網と接続事業者の地域IP網には実質的な代替性がないこと、またISPにとっても、NTT東西の地域IP網との接続が確保されなければ事業展開上、大きな支障が生じることから、当該網に係る設備のボトルネック性が存在することは明らかです。</p> <p>このような状況において、事業者間の競争を進展させるためには、少なくとも、固定電話におけるマイライン利用者が複数の事業者を選択し得るように、Bフレッツ利用者においても複数の事業者の地域IP網を選択し得る環境にあることが必要です。</p> <p>また、光アクセス回線及びそれと一体として設置される設備についても引き続き第一種指定電気通信設備とされ、公正競争環境を実現するために十分な開放ルールが整備されることが喫緊の課題であり、前述のNTT-NGNの箇所で述べたのと同様、現状の8分岐単位での設備開放に加え、OSU共用によるアクセス回線網の開放の必要性があることについて</p>	-

は、地域 IP 網においても同様です。なお、OSU 共用による 1 分岐端末回線単位の接続については、「第 4 章 3. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」において詳述します。

本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。

■前回提案書(再掲)

- ・ 地域 IP 網については、将来的に NTT-NGN に置き換えられることが想定される場所ですが、現状 FTTH 市場において NTT 東西が独占的市場を形成していること、及び平成 19 年 10 月 19 日付け一部報道によれば、「現在の光サービス利用者は工事不要で移行できる」ということで、現在の光サービス市場での独占性を生かしつつ事業を行う計画と見られること、ならびに仮に地域 IP 網の指定を解除した場合に、FTTH 市場における略奪的価格設定や ISP 等との接続において支障が生じる可能性等が懸念されることから、地域 IP 網については指定の範囲を拡大するよう見直すことが必要です。
- ・ 現在指定されている第一種指定電気通信設備に関しては、それと一体として設置される電気通信設備と共に指定が継続されることが適当であると考えます。特に、現行指定されている NTT 東西の地域 IP 網及び光アクセス回線については、以下に述べるように実質的な代替性がなくボトルネック性が存在することから、今後も継続して第一種指定電気通信設備として指定を継続すべきです。
- ・ 現状の地域 IP 網は NTT 東西と接続事業者間の競争が進展している状況になく、NTT 東西の地域 IP 網と接続事業者の地域 IP 網には実質的な代替性がないことから、NTT 東西の地域 IP 網が第一種指定電気通信設備から外れることは不相当と考えます。事業者間の競争を進展させるためには、少なくとも、固定電話におけるマイライン利用者が複数の事業者を選択し得るように、B フレッツ利用者においても複数の事業者の地域 IP 網を選択し得る環境にあることが必要です。
- ・ このように競争が進展していない現状において、万一 NTT 東西の地域 IP 網が第一種指定電気通信設備から外れた場合、NTT 東西の B フレッツサービスの利用者料金にも影響を及ぼし、利用者利便を低下させることになると考えます。具体的には、現在 NTT 東西の地域 IP 網が指定設備とされ、接続料の規制が課せられていることにより、NTT 東西の B フレッツサービスに係る利用者料金とそれに係る接続料の適正性を検証するためにスタックテストが実施されることになっています。しかしながら、NTT 東西の地域 IP 網が指定設備から外されると、NTT 東西の地域 IP 網の接続料が非公開となりスタックテストが実施されないことで、利用者料金とその原価となる接続料の適正性の検証が行われなくなり、利用者料金の高止まり等を引き起こすことになりかねません。

- ・ このため、現状、地域 IP 網は事業法施行規則第 23 条の 2 第 4 項にある「当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの」として、ボトルネック性を有すると考えます。事業者間の競争を進展させ、B フレッツ利用者に対する地域 IP 網の選択機会を与えるという利用者利便を向上させるためにも、光アクセス回線における分岐端末回線単位での接続が必要であり、その実現方法として地域 IP 網での接続も考えられることから、NTT 東西の地域 IP 網は継続して第一種指定電気通信設備とされる必要があります。
- ・ また、ISP にとっても NTT 東西の地域 IP 網との接続が確保されなければ事業展開上、大きな支障が生じるため、この観点からも NTT 東西の地域 IP 網にはボトルネック性が存在すると言えます。
- ・ このように、前述した NTT 東西の地域 IP 網と併せて、光アクセス回線及びそれと一体として設置される設備についても引き続き第一種指定電気通信設備とされ、公正競争環境を実現するために十分な開放ルールが整備されることが喫緊の課題であり、早期に光アクセス回線の 1 分岐単位の貸し出しを実現すべきと考えます。なお、弊社共は、光アクセス回線の分岐端末回線単位の接続を実現するため、地域 IP 網設備との接続も含めて NTT 東西に接続要望を提出しているところです。

※ 「別添資料 1(現行指定の範囲の継続 ～NTT 東西の地域 IP 網について～)」において、地域 IP 網の指定継続の必要性について、説明します。

- ・ また、前述の NTT-NGN の箇所で述べたとおり、現状の 8 分岐単位での設備開放に加え、OSU 共用によるアクセス回線網の開放の必要性があることについては、地域 IP 網においても同様です。OSU 共用における接続点の検討において、OLT と地域 IP 網との間の SW、あるいは地域 IP 網の第 1 ルータが接続点の候補として考えられるため、地域 IP 網の指定解除は、OSU 共用の実現への道を閉ざすものとなります。接続事業者が束になっても、8 分岐スプリッタと狭い光配線区域に起因する競争阻害性を克服できない状況下で、あえて地域 IP 網の指定を解除することは、次世代ネットワークの稼働後においても認められません。次世代ネットワークの稼働後も、地域 IP 網が直ちに廃止されるわけではないため、既存の OLT や地域 IP 網においても OSU 共用を実現すべきです。
- ・ 現時点では、「別添資料 2(NTT 地域 IP 網と NGN におけるアクセス回線構想イメージ)」のとおり、NTT 東西が採用する NTT-NGN と地域 IP 網におけるアクセス回線の構成については複数の案が想定されますが、いずれの構成を取ろうとも NTT-NGN だけでなく、地域 IP 網におけるアクセス回線の開放の必要性は変わりません。
- ・ こうしたアクセス回線網の一分岐端末回線/一加入者単位までの開放が実現された場合、1(1)①でも述べたとおり NTT-NGN 同様にアクセス回線以外の地域 IP 網については、

指定の範囲を限定することも考えられますが、その場合においても、接続事業者、ISP、コンテンツ提供事業者等の関係者が、地域 IP 網との接続によって多様な事業・サービスが展開できるよう、接続が不可欠な設備・機能については、第一種指定電気通信設備として指定する必要があります。この場合の一例として、1(2)②において詳述するように OAB-J IP 電話網に係る設備の指定は不可欠と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- (1)地域 IP 網、(2)ひかり電話網及び(3)装置類について、第一種指定電気通信設備に指定することは、適切と考えます
NTT 東西からの「他事業者においても同様のネットワークを構築できる」、「同様のサービスを提供できる」という意見については、先行的に設備・回線を保有する先行者利益を度外視した内容であり、他事業者がこれから新規に NTT 東西と同等の設備投資とネットワーク構築を行うことと同等ではありません。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

- NTT 東西の地域 IP 網、ひかり電話網及び装置類を第一種指定電気通信設備に指定することが必要とする答申案に賛成いたします。
IP 網から NGN へのマイグレーションについては詳細が明らかでないために将来を予測することが困難なものの、地域 IP 網はボトルネック性を持つ加入者回線と一体として提供されるものであり、多くの ISP 事業者が事業を継続していくために今後も接続が保証されなければならない設備であると考えます。また本答申案で指摘するとおり、NTT 東西の発表した 2010 年度における光 2000 万加入に向けて相当規模のユーザを地域 IP 網に収容していくことが想定されるため、今後も継続して第一種指定電気通信設備に指定することが必要です。

(TOKAI、ビック東海)

- 域 IP 網の全ての回線が次世代ネットワークにマイグレーションされない限りは地域 IP 網も引き続き第一種指定電気通信設備に指定する必要があるという答申案に賛成である。

(アッカ・ネットワークス)

- 「(1)地域IP網 3)考え方」についても、当協会がかねてより主張していた通りであり、原案

<p>に賛同します。</p> <p>(JAIPA)</p> <p>○ 答申(案)にあるとおり、地域 IP 網、メディアコンバータや OLT などの装置類は引き続き、ひかり電話網は新たに第一種指定電気通信設備に指定すべきである。 また、地域IP網等の次世代ネットワークへの移行については、地域IP網等の接続事業者が不利益とならないよう、移行に関する情報について、十分な期間をもつての公開・周知が必要である。</p> <p>(HOTnet)</p> <p>○ 地域IP網およびひかり電話網に対する第一種指定電気通信設備の指定に関して、当社は賛成いたします。</p> <p>(STNet)</p>	
<p>意見20 IPブロードバンドサービスのユーザ獲得においては、他事業者も独自のIP通信網を構築して対等な立場で互角の競争を繰り広げているところであり、こうしたIPブロードバンド時代の市場・競争実態を反映せずに、電話時代の発想に基づき地域IP網を指定電気通信設備とする論拠は不適切。</p>	<p>考え方20</p>
<p>○ 地域 IP 網、ひかり電話網ともに、以下の理由により、第一種指定電気通信設備の指定対象外とするべきであります。</p> <p>① NTT が民営化後に構築してきた設備であり、他の事業者も公平に構築可能であること。</p> <p>② ISP や他事業者との接続条件については、事業者間の協議に委ねるという当初の考え方を踏襲することで可能であること。</p> <p>③ B フレッツ利用者、ひかり電話利用者は、他事業者の事業活動が活発に行われている中で、NTT が他事業者との公正競争のもと営業活動によって獲得してきたユーザであり、ユーザの選択権を第一義的に考えると、公正競争ルールが阻害されているとは考えられないこと。</p> <p>(日本アイテック)</p> <p>○ 当社は今後とも相互接続性を確保していく考えですが、ISP事業者は、当社のIP通信網だ</p>	<p>答申(案)に示したとおり、少なくとも2010年度時点を見据えた場合、地域IP網は、NGNと当面並存する状況の中で、現在よりもその規模を拡大することが想定されており、NTT東西のFTTHサービスが、FTTH 市場のシェアの70%を超える状況の中で新規契約数では約80%を占める状況にあることを踏まえれば、FTTHサービス等を提供するネットワークとしてその重要性は高まりこそすれ、低くなるとは直ちに判断することはできないと考えられる。</p> <p>また、現にNTT東西合計で160社のISP事業者が地域IP網に接続している状況等を踏まえれば、地域IP網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点から不可欠である状況に変わりはないと考えられる。</p> <p>このため、地域IP網は、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが当面必要と考えられる。</p>

けでなく、他事業者が提供するIP通信網を利用してサービス提供されており、ブロードバンド市場における当社の地域IP網のシェアが約40%程度であることからすれば、当社の地域IP通信網にボトルネック性はなく、指定電気通信設備の要件としての「不可欠性」とはいえないと考えます。

- ・ 収容局接続については、平成13年より接続約款に規定していたにも関わらず、平成18年に開始されたNTT東西間接続以外に利用実績はありません。
また、現時点、他事業者から当社に対し具体的な接続要望もありません。
それにもかかわらず、パブリックコメントにおいて一部の事業者から出された意見や想定に基づき、その必要性を結論づけることは不適切であり、実需に基づき判断すべきであると考えます。
- ・ 先述のとおり、IPブロードバンドサービスのユーザ獲得においては、当社も他事業者も独自のIP通信網を構築して対等な立場で互角の競争を繰り広げているところであり、こうしたIPブロードバンド時代の市場・競争実態を反映せずに、電話時代の発想に基づき当社の地域IP網を指定電気通信設備とする論拠は不適切であると考えます。

(NTT東日本)

- 既存の地域IP網は、以下の観点からボトルネック性はなく、ひかり電話網と同様に、早急に指定電気通信設備の対象から除外いただく必要があると考えます。
 - ① 他事業者がIPネットワークを自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IPネットワークの自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっている。
 - ② 現に、他事業者は独自のIPネットワークを構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得している。(FTTH・CATVブロードバンドサービス市場で見た場合、当社のシェアは西日本マクロで46.6%(平成19年9月末)に止まり、30府県中19府県で当社シェアが50%を下回り、うち10県ではCATV事業者殿のシェアが当社シェアを上回っている。三重、富山、福井、山口のCATV事業者殿のシェアは、68.8%、62.4%、59.3%、54.5%(平成19年9月末)と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況。このように、ブロードバンドサービス市場では、当社と他事業者の間で多様な競争が進展している。) ⇒ 別紙1参照(別紙1省略)

③ その結果、地域IP網の接続料として、平成 13 年より、接続約款に「ルーティング伝送機能」を規定していたものの、平成 18 年に開始されたNTT東西間接続という一例以外には利用実績がないこと。また、自社IP網からの接続先を自社ISP網のみとする垂直統合型ビジネスモデルを採用されている事業者の場合、地域IP網に全く依存することなく事業展開されており、現に事業展開に支障が生じている事実はない。

④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化によって遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いかどうかは地域IP網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がない。

・ 現行、地域IP網については、当社とNTT東日本との間の接続という一例のみをもって接続実績があるとされたほか、当社の次世代ネットワークとの関連性が明確になっていない等、ボトルネック性とは直接関係がない種々の要素も考慮され、非指定化が見送られてきたものですが、接続事業者が当該網と同等のネットワークを構成する設備を容易に調達・設置して同様のサービスを提供することは可能となっていることから、地域IP網を構成する設備については、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

・ また、今回の答申案において、地域IP網を指定電気通信設備の対象とする理由とされている事項については、以下のとおり、いずれも規制を課す論拠として不十分であることから、それらを理由に、地域IP網を指定電気通信設備の対象とすることは適当でないと考えます。

① 「地域IP網との接続は、引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点からも不可欠」とあるが、ISP事業者殿等は、当社だけでなく、他の事業者が提供するアクセス網を利用してサービスを提供されているため、地域IP網を利用することはISP事業者殿等の事業展開上不可欠であるとは言えない。更に、KDDI殿やソフトバンクテレコム殿は当社と同様に次世代ネットワーク構想を公表し、その構築に向けて取り組みを現に進めている等、いずれ複数の次世代ネットワークが並存することになることを考えても、ISP事業者殿等の事業展開上、当社の次世代ネットワークを利用することは必要不可欠でない。また、接続義務は、当社に限らず、電気通信回線設備を設置している全ての事業者に共通に課されており、地域IP網について接続を確保すべきという議論と、地域IP網にボトルネック性があるか否かという議論とは切り離して行われるべきである。⇒ 別紙2参照(別紙2省略)

② 「NTTのFTTHユーザは、コア網として地域IP網以外の他網を選択できないため、今

<p>後地域IP網のFTTHユーザの増加が想定される中、光ファイバ回線と一体化した設備と捉えられる地域IP網は、他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等をより一層高める」とあるが、IPブロードバンドサービスのお客様獲得においては、当社も他事業者も対等な立場で互角の競争を繰り広げており、お客様が、様々なサービス提供者の中から、どの事業者のIP網を利用するか選択できる環境が既に整っていることから、更に、従来の固定電話のように呼毎に事業者を選択できる環境を整える必要はない。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
--	--

(2)ひかり電話網

<p>意見21 ひかり電話網を第一種指定電気通信設備に指定することが適当とする答申(案)の考え方に賛同。</p>	<p>考え方21</p>
<p>○ 答申(案)に賛同致します。</p> <p>ひかり IP 電話サービスは加入電話の代替サービスであり、フレッツサービスの付加サービスでもあります。フレッツサービスのネットワークである地域IP網が指定設備であることから、ひかりIP電話のネットワークも本来、当初から指定されておくべきものです。加入電話におけるボトルネック独占の弊害は、ひかりIP電話に引継がれ、引続き維持される懸念が大きいと考えられます。</p> <p>また、答申(案)P. 18のとおり、「ひかり電話網は、光ファイバ回線をアクセス回線としており、前述のNGNや地域IP網と同様に、NTT東西のFTTHユーザは、ひかり電話網の収容ルータに収容されると、コア網としてひかり電話網以外の他事業者網を選択することができない」ことから、ひかり電話網の不可欠性はより一層高まると考えます。したがって、ひかり電話網は、「第一種指定電気通信設備に指定することが必要」です。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ ひかり電話網について、第一種指定電気通信設備に指定することが必要とする本答申(案)に賛同します。なお、本答申(案)に示されているひかり電話網・他事業者網の利用者利便性確保、コストに適正利潤を加えた形での事業者間均一の接続料の設定への要望、他事業者における事業展開上の不可欠性等のひかり電話網の指定の根拠を踏まえれば、答申後、遅滞無く、速やかに指定がなされるべきです。</p> <p>0AB-J IP 電話(ひかり電話)の提供に係るルータは、平成 16 年 10 月、平成 17 年 2 月にそれぞれ集合住宅向けルータ、戸建て向けルータが指定電気通信設備の指定が外されてい</p>	<p>—</p>

ますが、本答申(案)にもあるとおり、0AB-J IP 電話の番号数、0AB-J IP 電話市場における NTT 東西のシェアの傾向を見れば、NTT 東西が当該市場での独占的地位を確立しつつあることは明らかです。

なお、本件に関連して、『電気通信事業法第 38 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定に関する件』(平成 13 年総務省告示第 243 号)の一部改正「ルータに係る規定の見直し」に対する情報通信審議会の答申書(平成 16 年 7 月 27 日)の別添「平成 13 年総務省告示第 243 号(電気通信事業法第 38 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定に関する件)の一部改正案に対する意見及びその考え方」における同審議会の考え方 1(以下、「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」という。)において、第一種指定電気通信設備に該当するか否かの判断(当該設備との接続が利用者利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない(以下「ボトルネック性」という。)電気通信設備に該当するか否か)の基準として、

- 市場調達可能性
- 他事業者が同様のサービスを提供できるか否か

という二つの指標が示されています。

しかしながら、告示第 243 号の根拠法である事業法第 33 条第 1 項並びに事業法施行規則第 23 条の 2 第 1 項からは、「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」にあるボトルネック性の要件を演繹することも敷衍することもできません。

また、仮に「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」が存在する状況であっても、事業法第 33 条における指定電気通信設備制度に関する法理に立ち返って考えた場合、そもそもボトルネック性の判断においては、「利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発展に欠くことのできない電気通信設備として指定する」との目的があり、その意味では、市場がコンテストブルであるか否か(参入・退出が自由で、サンクコスト(埋没費用)の存在しない市場か否か)という視点が不可欠です。その意味においては、8 分岐スプリッタ、ならびに NTT 東西の事業規模にとって都合の良い狭い光配線区域に起因して、競争阻害性が厳然として存在する FTTH 市場は、コンテストブルな市場とは言えず、この点においても、FTTH 市場に係る各種設備について、「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」にある考えをもって、ボトルネック性の判断を行うのは不適當であるものと考えます。

「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」におけるボトルネック性の在り方については、本答申(案)にて、0AB-J IP 電話(ひかり電話)の提供に係るルータの指定の考えが改めて示されたこと、また、後述する「装置類」の指定の在り方に関して、本答申(案)

P19において、「メディアコンバータや光信号伝送装置(OLT)等の装置類は、加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけ切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない」との考え方が示されたことも踏まえ、再検討されるべきと考えます。特に、後者の本答申(案)の記述については、市場調達可能性や他事業者が同様のサービスを提供できるか否かをもとにボトルネック性を判断する「告示第243号改正にかかる答申書 審議会の考え方1」とは異なり、事業法第33条第1項の法並びに法理に基づいた妥当な考えであり、この内容に沿って改めて整理が図られるべきです。

本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。

■前回提案書(再掲)

- ・ 0AB-J 電話サービスを提供する条件として、電気通信番号規則別表第2の5において「固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備及び当該伝送路設備を識別する交換設備を設置すること」と定められていますが、IP 電話において、同交換設備とは具体的にはひかり電話のエッジルータ(以下、「ルータB」という。)を示すものであると考えます。
- ・ ルータBについては、「『電気通信事業法第38条の2第1項の規定に基づく指定に関する件』(平成13年総務省告示第243号)の一部改正 ルータに係る規定の見直し」に対する情報通信審議会の答申書(平成16年7月27日)の参考資料(以下、「答申書参考資料」という。)において、
 - (1) 現在、第一種指定電気通信設備は、平成13年総務省告示第243号(電気通信事業法第38条の2第1項の規定に基づく指定に関する件)において指定されており、ルータについては第2号において「・・・ルータにあっては他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分けの機能を有するもの及びこれと相互に対向するもの・・・に限る」と規定されている。
 - (2) したがって、この規定によれば、当該IP 電話サービスに使用するルータAについては自網内のトラヒックをNTT 東日本・西日本が選定する中継事業者の網への振り分けを行うこと、また、ルータBについてはルータAと相互に対向するものであることから、第一種指定電気通信設備に該当することとなる。と示されているとおり、当初は第一種指定電気通信設備として指定がなされましたが、平成16年にその指定が外され、現在に至っています。
- ・ このように、当初は指定がなされていたルータBの指定が外れたのは、答申書参考資料において示されているとおり、

①市場調達可能性

②他事業者が同様のサービスを提供できるか否か

という要素を個別に検討した上で判断された結果とされています。

- ・ しながら、上記条件のうち①の市場調達可能性については、「『コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について』答申(案)への意見及びそれに対する考え方」(平成 19 年 3 月 30 日 情報通信審議会)の考え方 6 において、「ノード装置はネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることをもって直ちに不可欠性がないと判断することはできない。また、一部の事業者がネットワークを自前調達可能であることをもって直ちに不可欠性がないと判断することもできない。」とされており、不可欠性の判断基準の根拠としては否定的な見解が示されています。
- ・ また、②の他事業者が同様のサービスを提供できるか否かについては、他の電気通信事業者は、NTT 東西の 0AB-J IP 電話に代わる自社の 0AB-J IP 電話を、実質的・代替的に事業法第 33 条第 1 項に定める指定を除外するに足るような規模では全く提供するに至っていないことから、実質的に不可能であることは明らかです。
- ・ すなわち、平成 16 年にルータ B が指定から外された際の要件は現在の条件下では当てはまらず、ルータ B は事業法第 33 条に定める「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備」となっているものと考えます。従って、早急に関連する設備・機能を第一種指定電気通信設備として指定し、接続約款への規定追加、接続料の算定根拠の明確化等の対応を行い、接続事業者との接続の円滑化を図り、利用者利便の向上を図ることが必要と考えます。
- ・ なお、戸建て向け IP 電話サービスの提供に用いるルータを非指定設備とする告示改正案の諮問(平成 16 年 11 月 26 日)の際に、「将来的に NTT 東日本・西日本の IP 電話網のルータが多くの端末系伝送路設備を収容する、又は他事業者網と当該 IP 電話網のルータが既存電話網を介さずに接続する需要が顕在化することが見込まれる場合に、改めてこれらのルータのボトルネック性について検証する必要がある」との考え方が示されています。0AB-J IP 電話については、NTT 東西が提供を開始した平成 16 年度末における加入数が約 4,000 加入であったものが、平成 18 年度末には約 317 万加入と約 770 倍(NTT 東西公開情報より算出)に増加しており、まさに「当該 IP 電話網のルータが既存電話網を介さずに接続する需要が顕在化することが見込まれる」状況にあります。従って、上記の考え方にに基づき、早急にルータ B の指定化に向けた告示の改正について検討すべきです。
- ・ 現在ブロードバンドの主流となっている ADSL サービスは NTT 東西の 0AB-J 加入電話に NTT 東西を含む事業者が重畳する形態であり、利用者は電話サービスとブロードバン

ドサービスの事業者を組み合わせる選択することができます。しかしながら、FTTH サービスにおいては 0AB-J IP 電話はブロードバンドサービスにバンドルされており、他事業者の 0AB-J IP 電話を選択することができません。

- ・ このことは総務省公表データにおける FTTH 市場シェアがほぼそのまま 0AB-J IP 電話市場のシェアとなっていることにも現れており、NTT 東西の独占化が進む FTTH 市場の市場支配力がそのまま 0AB-J IP 電話市場に影響を及ぼしています。
- ・ このような問題に対し、前述のような光 IP 電話提供に用いるルータの指定化を行うことで、接続事業者が要望する接続に関する接続約款への規定追加、接続料の算定根拠の明確化等がなされ、様々な事業者が参入可能となり、競争の促進やサービスの組合せ・選択の機会が増えることによる利用者利便の向上が図られます。
- ・ 具体的には、「別添資料 3(0AB-J 電話とブロードバンドの自由な組み合わせ)」に示す接続形態のように接続事業者の IP 中継網と固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備であるひかり電話収容装置を接続し、PSTN における中継電話(マイライン)相当のサービスや、B フレッツ上でのひかり電話と同等の 0AB-J IP 電話サービスを他事業者が提供すること等が考えられます。
- ・ PSTN 上で様々な事業者が参入し、競争が促進されたように IP 網においても競争が促進されるべきであり、IP 網への移行によって利用者の選択肢が狭められることがないようにすべきです。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- 特にひかり電話については、NGN サービスが 3 月末に開始されれば、販売促進施策に拡大によっては、更なるシェアの拡大が想定されますので、可能な限り早期の指定化が必要と考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

- ボトルネック性のある光アクセス回線と一体となって提供し、既に 0AB~JIP 電話のシェアは過半数を大きく上回っていることから、ひかり電話を直ちに第一種指定電気通信設備とすべきであると考えます。

(フュージョン・コミュニケーションズ)

- NTT 東西のひかり電話は B フレッツユーザ獲得の大きな牽引力となっており、FTTH サー

<p>ビスのシェア拡大とともに飛躍的に加入者数を伸ばしてきていますが、今後も光 2000 万加入に向けて相当規模のユーザを現行の B フレッツサービス(地域 IP 網)に收容していくと同時にひかり電話ユーザが拡大していくこととなり、多くの電話事業者がひかり電話網と接続して事業を展開していくことは不可欠であり第一種指定電気通信設備に指定すべきであると考えます。</p> <p>(TOKAI、ビック東海)</p> <p>○ 0AB～JIP 電話加入者数増加に伴う加入電話回線数の減少は、既存加入電話から 0AB～JIP 電話へのマイグレーションであり、0AB～JIP 電話市場で NTT 東西のシェアが 2007 年 6 月時点で約 75%である状況を考えれば、ひかり電話網も第一種指定電気通信設備に指定する必要があるという答申案に賛成である。</p> <p>(アッカ・ネットワークス)</p> <p>○ ひかり電話網を第一種指定電気通信設備に指定するという整理について賛成する。</p> <p>(J:COM)</p>	
<p>意見22 IPブロードバンドサービスのユーザ獲得においては、他事業者も独自のIP通信網を構築して対等な立場で互角の競争を繰り広げているところであり、こうしたIPブロードバンド時代の市場・競争実態を反映せず、予測に基づいて、電話時代の発想からひかり電話網を第一種指定電気通信設備とする論拠は不適切。</p>	<p>考え方22</p>
<p>○ 指定電気通信設備に該当するか否かについては、当該設備の市場調達可能性や他事業者が同様のサービスを提供できるかといった公正な競争環境が整っているか否かという原因に拠って判断されるべきであり、競争の結果であるシェアだけをもって判断されるべきでないと考えております。</p> <p>・ ひかり電話用ルータが非指定電気通信設備と判断された当時と現在を比較した場合、①IP電話サービスに用いるルータについては、技術革新に伴う低廉化・高機能化が進み、更に容易に市場調達することが可能となっていること、②ダークファイバや局舎コロケーションといった「素材」を提供するための手続きの迅速化や情報開示の充実等によって、他事業者が当社のIP電話サービスと同様のサービスを提供できる公正な競争環境は更に整備されてきていることから、当該ルータは引き続き指定電気通信設備の対象から除外すべきと考えます。</p>	<p>ひかり電話網については、指定対象外とされた2004年度と比較して、2006年度末には、番号数は約4000チャンネルから317万チャンネルと約800倍に増加し、サービスシェアも3%から約75%に飛躍的に上昇しており、固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であり、また利用者利便の確保の観点からも不可欠となっている状況にある。</p> <p>これに加えて、現在相対で決定されている接続料についてコストに適正利潤を加えた事業者間均一料金を求める意見が示されていること等から、ひかり電話網を第一種指定電気通信設備に指定することが必要と考えられる。</p> <p>なお、NTT東西のFTTH ユーザがコア網としてひかり電話網以外</p>

- ・ NTT東西のOAB～J IP電話のシェアが75%を超えていることに着目されていますが、NTT東西の加入電話と代替的なサービスとされる直取電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050 IP電話の合計に占めるNTT東西のOAB～J IP電話のシェアは18%程度(東西計:H19.6 末時点)、更に、携帯電話だけを所有されているお客様が増加していることを鑑み、携帯電話も含めたシェアで見れば3%程度(同上)に過ぎないことから、他事業者の事業展開上、NTT東西のひかり電話網を利用することは必要不可欠ではないと考えております。
- ・ ひかり電話の接続料は、「接続相手方の事業者が設定する接続料水準に合わせて設定」しており、当社が任意に接続料を設定しているわけではないため、公正競争上の問題はないと認識しております。それにもかかわらず、一部の他事業者からの意見を採用し、ひかり電話網を指定電気通信設備の対象とする論拠とすることは不適切であると考えます。(別紙7:省略)
- ・ 先述のとおり、IPブロードバンドサービスのユーザ獲得においては、当社も他事業者も独自のIP通信網を構築して対等な立場で互角の競争を繰り広げているところであり、こうしたIPブロードバンド時代の市場・競争実態を反映せず、予測に基づいて、電話時代の発想から当社のひかり電話網を指定電気通信設備とする論拠は不適切であると考えます。

(NTT東日本)

- 平成 16 年 7 月に集合住宅ユーザ向けIP電話サービスに用いるルータについて、指定電気通信設備に該当するか否かが検討された際、指定電気通信設備に該当するか否かの判断にあたっては、市場調達可能性や他事業者が同様のサービスを提供できるか否かを個別に検討した上で判断すべきものとされた上で、具体的には、以下の理由により、当該ルータにはボトルネック性が認められないとの整理が図られています。
- ① 当該ルータは、市場で競争的に供給が受けられるものであり、容易に調達・設置が可能なものである。
 - ② アクセスラインについては、NTT東西の接続約款において、「加入者光ファイバ」又は「加入者光ファイバとメディアコンバータ」といった単位でアンバンドルがなされている。
 - ③ ①②により他事業者はNTT東西のIP電話サービスと同様のサービスを提供することが可能であり、また、他事業者は既にNTT東西のIP電話サービスと同様のサービスを実施している。
- ・ 平成 17 年 1 月に戸建て住宅向けIP電話サービスに用いるルータについて、指定電気通

の他網を選択できないために他事業者にとっての事業展開上の不可欠性が高まるという点は、NGNにおいて固定電話と同様に呼ごとに事業者選択できる環境を整えるべきか否かを述べたものではなく、光ファイバ回線をアクセス回線とするコア網とメタル回線をアクセス回線とするコア網とでは、コア網の選択可能性の有無がボトルネック性の判断に影響を与えることを述べたものに過ぎない。

信設備に該当するか否かが検討された際も、同様の理由により、当該ルータにはボトルネック性が認められないとの整理が図られています。

・ 当時と現在を比較した場合、IP電話サービスに用いるルータの市場調達可能性や、他事業者が当社のIP電話サービスと同様のサービスを提供できるか否かという点においては、何ら状況が変わっているものではないことから、当該ルータは、従来どおり、引き続き、指定電気通信設備の対象から除外すべきと考えます。

・ また、今回の答申案において、ひかり電話網を指定電気通信設備の対象とする理由とされている事項については、以下のとおり、いずれも規制を課す論拠として不十分であることから、それらを理由に、ひかり電話網を指定電気通信設備の対象とすることは適当でないと考えます。

① 「他事業者がひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、他事業者の事業展開上不可欠であり、また、ひかり電話網・他事業者網の利用者双方の利便性確保の観点からも不可欠」とあり、OAB～J IP電話に占めるNTT東西のOAB～J IP電話のシェアが 75%を超えていることに着目されているが、当社の加入電話と代替的なサービスとされる直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050 IP電話の合計に占めるNTT東西のOAB～J IP電話のシェアは 20%(東西計:H19.9 末時点)に過ぎないし、固定電話の利用を止めて携帯電話のみ利用するケースが増えていることを踏まえて、携帯電話も含めたシェアで見れば僅か 3%(同上)に過ぎないことから、当社のひかり電話網の利用が、直収電話や携帯電話等の利用以上に、他事業者の事業展開上で必要不可欠ということはない。⇒ 別紙3参照(別紙3省略)

また、接続義務は、当社に限らず、電気通信回線設備を設置している全ての事業者に共通に課されており、ひかり電話網について接続を確保すべきという議論と、ひかり電話網にボトルネック性があるか否かという議論とは切り離して行われるべきである。

② 「ひかり電話網の接続料が相対で決定されている点について、他事業者から、公正競争確保のため、コストに適正利潤を加えた事業者間均一の接続料を設定するよう求められている」とあるが、現在のひかり電話の接続料については、相互補償的な考えに基づき、相手方事業者が設定する接続料と同水準とすることを基本に、各事業者と相対で決定しているに過ぎず、当該接続料が相対で決定されていることが公正競争を阻害するという他事業者の指摘は具体的に何を問題視されているのか全く理解できない。

⇒ 別紙4参照(別紙4省略)

当社としては、むしろ、自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とす

<p>るサービスを提供していながら、当社に対して、他の移動体事業者の網使用料に比して最も高い水準の網使用料を設定している移動体事業者の方が公正競争を阻害している可能性が高いと考える(当該移動体事業者の公式ホームページによれば、自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とする一方で、自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料を頂けるので利益を出すことができると記載されていることに鑑みれば、自社内通話や自社グループ間通話の赤字を接続事業者が支払う接続料でもって補填されている懸念がある。)。⇒ 別紙5参照</p> <p>③ 「NTTのFTTHユーザは、コア網としてひかり電話網以外の他網を選択できないため、今後NTTのFTTHユーザの増加が想定される中、ひかり電話網は、他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等をより一層高める」とあるが、IP電話サービスのお客様獲得においては、当社も他事業者も対等な立場で互角の競争を繰り広げており、お客様がどの事業者のIP網を利用するか選択できる環境が既に整っていることから、更に、従来の固定電話のように呼毎に事業者選択できる環境を整える必要はない。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見23 サービス競争の促進による利用者の利便性向上を図るためにも地域 IP 網上での他事業者による 0AB～JIP 電話サービスを提供可能とすべきであり、その接続箇所は収容局でのひかり電話用収容ルータ部分等のみならず、地域 IP 網の県間接続による広域化と同様に少ない接続箇所による広範囲なサービス提供を可能とする接続メニューも用意し、接続事業者による選択を可能とすべき。</p>	<p>考え方23</p>
<p>○ 現在ブロードバンドの主流となっている ADSL サービスは NTT 東西の 0AB-J 加入電話に NTT 東西を含む事業者が重畳する形態であり、利用者は電話サービスとブロードバンドサービスの事業者を組み合わせで選択することができます。しかしながら、FTTH サービスにおいては 0AB-J IP 電話はブロードバンドサービスにバンドルされており、他事業者の 0AB-J IP 電話を選択することができません。</p> <p>このような問題に対し、前述のような光 IP 電話提供に用いるルータの指定化を行うことで、接続事業者が要望する接続に関する接続約款への規定追加、接続料の算定根拠の明確化等がなされ、様々な事業者が参入可能となり、競争の促進やサービスの組合せ・選択の機会が増えることによる利用者利便の向上を図ることが可能です。具体的には、接続事業者の IP 中継網と固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備であるひかり電話収容装置を接続し、PSTN における中継電話(マイライン)相当のサービスや、B フレッツ上でのひかり電話と同等の 0AB-J IP 電話サービスを他事業者が提供すること等が考えられます。</p>	<p>ひかり電話網の収容ルータは、地域IP網の収容ルータと同様、コア網としてひかり電話網以外の特定の他事業者網を選択できない仕様となっていることに加え、接続事業者の要望を実現するためには、ひかり電話網とひかり電話網以外の特定の他事業者網との振分けを、OSU上部のスイッチではなく収容ルータで行うことになるが、これは、分岐端末回線単位の加入ダークファイバの接続料の設定の場合と同様の解決すべき諸問題があることから、考え方111に示したとおり、本要望については、分岐端末回線単位の加入ダークファイバの接続料の設定の検討と併せて、今後の市場環境や分岐に係る技術等の変化があれば、改めて検討することが適当である。</p>

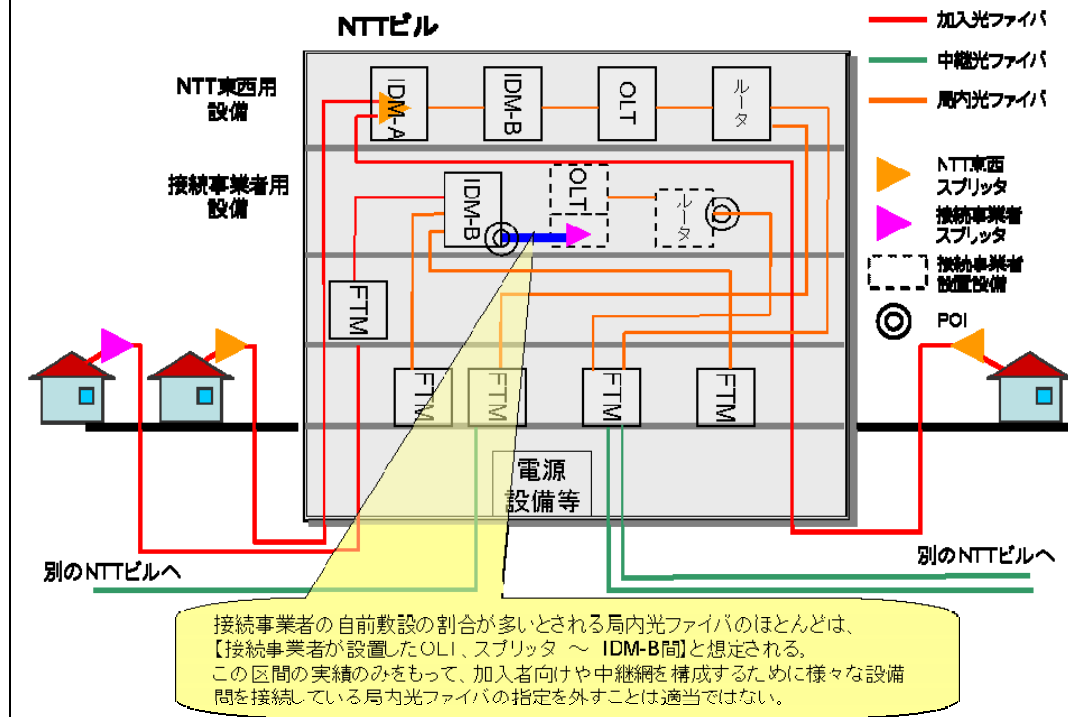
<p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ また、第一種指定電気通信設備である地域 IP 網上で提供可能な 0AB～JIP 電話サービスはひかり電話のみであり、利用者による IP 電話サービス選択の機会がない状況です。サービス競争の促進による利用者の利便性向上を図るためにも地域 IP 網上で他事業者による 0AB～JIP 電話サービス提供可能とすべきであり、その際の接続箇所についても収容局でのひかり電話用収容ルータ部分だけではなく、地域 IP 網の県間接続による広域化と同様に少ない接続箇所による広範囲なサービス提供を可能とする接続メニューも用意し、接続事業者による選択が可能とすべきであると考えます。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	
---	--

(3)装置類

<p>意見24 装置類を引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが適当とする答申(案)の考え方に賛同。</p>	<p>考え方24</p>
<p>○ 答申(案)に賛同致します。</p> <p>ボトルネック設備である固定系加入者回線と一体として設置される装置類については、指定の継続が必要です。指定の要否は、実際の利用の有無ではなく、ボトルネック性の有無により判断されるべきです。したがって、答申(案)P. 19のとおり、「引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが当面必要」です。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ メディアコンバータや光信号伝送装置(OLT)等の装置類について、加入光ファイバと一体として設置・機能するものとして、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とする答申案に賛同します。</p> <p>事業法第 33 条において第一種指定電気通信設備の範囲は、伝送路設備(加入者回線)と一体として設置される電気通信設備の総体と定義されており、ONU/メディアコンバータ、PON、スプリッタ、責任分界点盤、局内ケーブル、ジャンパ、OTDR 等の回線保全設備と一体となった盤、伝送路設備に付随する設備、局内終端装置、及び接続事業者への接続の同等性を担保するために設置された IDM-B 等は、まさにこの定義に該当するものです。</p> <p>また、スプリッタ、OLT ならびに SW あるいは収容ルータが指定を外れた場合、「第 2 章 2. NTT 東西の次世代ネットワークの扱い」の箇所で述べたとおり、接続事業者は同等の役務を提供できず、NTT 東西の独占的地位が一層高まるものと考えます。</p>	<p>—</p>

以上のことから、ONU/メディアコンバータ、PON、スプリッタ、責任分界点盤、局内ケーブル、ジャンパ、OTDR 等の回線保全設備と一体となった盤、伝送路設備に付随する設備、局内終端装置、及び接続事業者への接続の同等性を担保するために設置された IDM-B 等の局内装置類については、OSU 共用時における事業者間の公平性を担保するためにも、第一種指定電気通信設備としての指定を継続すべきです。

なお、以下の図に示すとおり、NTT 東西の局舎内において様々な区間・用途で局内光ファイバが用いられていますが、「局内光ファイバ」と言った場合には用途の区別はなく、全ての局内光ファイバが該当します。一部区間の局内光ファイバの自前構築の進展度合いをもって、局内光ファイバを第一種指定電気通信設備から外した場合には、全ての局内光ファイバが指定電気通信設備から外れることとなり、接続事業者による煩雑でコストのかかる自前ジャンパ工事が必要になる、あるいは多大な先行配線により自前ジャンパ工事の回数を減らす等の対処が必要になる等、接続事業者としては、NTT 東西との公正競争上、大きな問題が発生すると考えられます。従って、局内光ファイバを第一種指定電気通信設備から外すことは不適當です。



なお、「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」におけるボトルネック性の在り方については、前述のとおり、本答申(案)P19 にて「メディアコンバータや光信号伝送装置(OLT)等の装置類は、加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけ切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない」との妥当な考え方が示されたこと等を踏まえ、再検討されるべきと考えます。

本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。

■前回提案書(再掲)

- ・ 事業法第 33 条において第一種指定電気通信設備の範囲は、伝送路設備(加入者回線)と一体として設置される電気通信設備の総体と定義されており、ONU/メディアコンバータ、PON、スプリッタ、責任分界点盤、局内ケーブル、ジャンパ、OTDR 等の回線保全設備と一体となった盤、伝送路設備に付随する設備、局内終端装置、及び接続事業者への接続の同等性を担保するために設置された IDM-B 等は、まさにこの定義に該当するものです。
- ・ これらの装置が第一種指定通信設備に該当するか否かの判断は、「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」のボトルネック性の判定によりますが、この判定については、検討項目 1(3)で詳述するように、
 - 市場調達可能性
 - 他事業者が同様のサービスを提供できるか否かを個別に検討した上で判断すべきものとされています。
- ・ しかしながら、告示第 243 号の根拠法である事業法第 33 条第 1 項ならびに事業法施行規則第 23 条の 2 第 1 項からは、「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」にあるボトルネック性の要件を演繹することも敷衍することもできません。
- ・ また、前述の「平成 19 年 3 月 30 日における情報通信審議会の考え方 6」では、メガデータネット等のデータ通信網におけるノード装置はネットワークの一部に過ぎず、「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」のボトルネック性の判定の考え方に係らず、当該装置の市場における調達可否、及び一部の事業者におけるネットワーク自前構築可否といったことは不可欠性の判断に直結しないとされているところであり、同日付「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申の P8 にもあるとおり、現時点で指定を解除するのは不相当とされています。
- ・ さらに、1(1)①で述べたとおり、スプリッタ、OLT ならびに SW あるいは第 1 ルータが指定を外れることにより、8 分岐スプリッタ、ならびに NTT 東西の事業規模にとって都合の良い光

<p>配線区域のサイズに起因する競争阻害性により、接続事業者は同等の役務を提供できず、NTT 東西の独占的地位が一層高まることが懸念されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上のことから、これら局内装置類、すなわち ONU/メディアコンバータ、PON、スプリッタ、責任分界点盤、局内ケーブル、ジャンパ、OTDR 等の回線保全設備と一体となった盤、伝送路設備に付随する設備、局内終端装置、及び接続事業者への接続の同等性を担保するために設置された IDM-B 等については、OSU 共用時における事業者間の公平性を担保するためにも、指定電気通信設備としての指定を継続すべきです。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ メディアコンバータや光信号伝送装置(OLT)、スプリッタ等については、地域 IP 網、加入者回線等とともに多くの ISP が利用してブロードバンドサービスを提供しており、接続事業者としては今後も事業継続していくために接続が保証されなければならない設備であり、第一種指定電気通信設備の指定を継続すべきです。</p> <p>(TOKAI、ビック東海)</p> <p>○ ディアコンバータや光信号伝送装置(OLT)等の装置類は加入光ファイバと一体として設置・機能するものであることから、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要であるという答申案に賛成する。</p> <p>(アッカ・ネットワークス)</p>	
<p>意見25 メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置し、接続料を設定したものの利用実績は皆無であることから、局内装置類にボトルネック性はなく、早急に第一種指定電気通信設備の対象から除外すべき。</p>	<p>考え方25</p>
<p>○ メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置(例えば、OLTは延べ約910ビルに設置(NTT東日本エリア、(H19.6 末時点)しており、その結果、接続料を設定したものの利用実績は皆無であります。このことは、局内装置類にボトルネック性がないことの証左であり、早急に指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。</p> <p>また、加入光ファイバは「素材」として提供しており、更に、電柱・管路等の線路敷設基盤を開放することにより、他事業者も光ファイバ等を自前構築することが可能となっている等、アクセス部分のボトルネック性に起因して生じる影響がネットワーク部分に及ばないようにす</p>	<p>答申(案)に示したとおり、メディアコンバータやOLT等の装置類は、加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけ切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない。</p> <p>したがって、ボトルネック性のある加入光ファイバと一体として設置される装置類については、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが当面必要と考えられる。</p>

<p>るための必要な遮断措置が講じられていることから、本答申案での加入光ファイバとの一体性に着目した論拠は不適切であると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、局内スプリッタ等の装置類についても、当該装置類等が誰でも容易に調達・設置可能である等、参入機会の均等性が確保されていること、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置しており、当社が接続料を設定したものの利用実績は皆無であることに鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであるため、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見26 端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては第一種指定電気通信設備の対象から除外するとともに、局内光ファイバやメガデータネット等のノード装置についても他事業者が自前敷設できることから、早急に第一種指定電気通信設備の対象から除外すべき。</p>	<p>考え方26</p>
<p>○ 端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。現に光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と熾烈な設備競争を展開しています。また、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去6年間で契約数を1.5倍の2,875万世帯(平成19年3月末、再送信のみを含む)に増加させています。</p> <p>したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。⇒別紙6、7参照</p> <p>局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、当社の加入者光ファイバと一体で利用する局内光ファイバの場合、その74%が他事業者による自前敷設となっています(平成18年11月末時点の東西合計値。局内光ファイバ総数265千芯のうち他事業者による自前敷設が196千芯)。また、当社の局内光ファイバの指定を直ちに解除しない</p>	<p>ご指摘の問題については、今回の意見招請の対象ではないが、考え方を述べれば以下のとおりである。</p> <p>まず、第一種指定電気通信設備の指定に際して、メタル回線と光回線を区別せずに行うことについては、①両回線は共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等といった共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等にかんがみれば、両者を区別すべき合理的根拠は見出し難いことから、合理性が認められるものである。</p> <p>また、メガデータネット等については、現状では、その他の専用線等と伝送路を共用(メガデータネットはノード装置も含め共用)しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではなく、またノード装置はネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることをもって直ちに不可欠性がないと判断することはできないこと等から、現時点において指定を解除することは適当ではないと考</p>

<p>理由として、「当社ビル内において、当社の局内光ファイバを利用する場合と他事業者が局内光ファイバを自前敷設する場合とでは供用開始に至る期間に差異が生じる場合がある」と指摘されていますが、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことによって、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設できることから、当該理由を根拠に、指定の解除を見送ることは合理的でないと考えます。</p> <p>したがって、当社の局内光ファイバにはボトルネック性はなく、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>メガデータネット等のデータ通信網に用いるノード装置(スイッチ等)は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現にデータ通信市場では、電力系事業者殿が、加入者光ファイバを含めネットワークを全て自前で構築してNTT東西に匹敵するイーサ系サービスのユーザを獲得しており、また、電力系事業者殿以外の事業者も、SW・ルータ等を自ら調達・設置してネットワークを構築し、サービスを提供しています。</p> <p>したがって、当社のメガデータネット等のデータ通信網にはボトルネック性はないため、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>えられる。</p>
--	--------------

第3章 次世代ネットワークの設備・機能の細分化(アンバンドル)

1. 検討上の留意点

<p>意見27 他事業者の要望があり、技術的に可能な場合には、アンバンドルして提供しなければならないとする考え方を踏襲すべきとし、また機能面に着目をしてアンバンドルを検討することが適当とする答申(案)の考え方に賛同。</p>	<p>考え方27</p>
<p>○ 答申(案)に賛同致します。</p> <p>接続事業者がNTT東・西の利用部門と十分競争が可能な、公平な条件でボトルネック設備である固定系加入者回線と一体として設置されるNGNとの接続を可能とする仕組みが必要です。したがって、答申(案)P. 21のとおり、「他事業者の要望があり、技術的に可能な場合には、アンバンドルして提供しなければならないという考え方は踏襲すべき」です。なお、ボトルネック設備との接続の公平性は、予め担保されていることが必要であり、NTT東・西間以外の利用実績や要望がないこと等を以って、アンバンドルの要否が判断されるべきではないと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>—</p>

<p>○ NTT東西のNGNに対するアンバンドル検討において、機能面に着目し検討を行うという意見に賛成する。</p> <p>(J:COM)</p> <p>○ 適正なネットワーク利用の上で機能のアンバンドルは是非必要である。</p> <p>(フジミック新潟)</p>	
<p>意見28 接続事業者において、アンバンドルすべき機能について更に詳細な検討を行うために、NTT東西はNGNに係るより詳細な情報を開示すべき。具体的には、NGNのネットワーク構成については、本答申(案)のような簡略化されたものではなく、ITU-Tや3GPPで用いられているようなアーキテクチャ図と、その図に示される各機能がNGNを構成するどの設備に対応しているかが明確となる論理構成図を公表することを要望。したがって、本答申(案)P21の第5段落以降を以下のとおり修正することを要望。</p> <p>(修正案)</p> <p>三点目については、NGNの技術や機能は、今後どのように変化・発展するかが現時点では明確に予測できないが、サービス開始当初から可能な限りアンバンドルを行えるようにすることが必要と考えられる。なお、接続事業者において今後NGNにおけるサービス提供形態や接続ニーズを想定の上、アンバンドルすべき機能についてより具体的に検討するためにも、NTT東西においては、NGNにおけるネットワーク構成について、ITU-Tや3GPPで用いられるようなアーキテクチャ図とその図に示される各機能がNGNを構成するどの設備に対応しているかが明確となる論理構成図の形式にて早期に公表する等、さらなる情報開示を行うことが必要と考えられる。</p>	<p>考え方28</p>
<p>○ 既存の電話網においては、接続事業者等の要望によってGC接続・ZC接続等の多様な階梯、地域での接続点が確保された結果、競争が進展し、ユーザ利便が向上してきたという歴史があり、これらの経緯を踏まえれば、アンバンドルの基本的な考え方として、「技術的に接続可能なすべての第一種指定電気通信設備上のポイントにおける接続が提供されること」とする1996年答申の考え方を踏襲することは適切であると考えます。なお、本答申(案)P21においては、「アンバンドルが技術的に可能であっても、～(略)～NTT東西に過度の経済的負担を与えることとならないように留意することも必要」との考え方が示されていますが、NTT-NGNは新たに構築する網であり、IP技術をベースとし、ルータ等の接続を前提とした設備をベースにネットワークが構築されるものであることから、接続事業者の要望に応じること</p>	<p>接続事業者においてアンバンドルすべき機能を検討するに際しては、NTT東西による事前の情報提供が重要であることから、答申(案)では、原則として事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように、電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件(平成13年総務省告示第395号。以下「情報開示告示」という。)の改正をすることが適当としたところである。</p> <p>また、NGNの利活用を促進し多種多様なサービスが提供されることが利用者利便の向上を図る観点から望ましいことから、NTT東</p>

は旧来の固定電話網と比べて容易なはずであり、NTT 東西における「経済的負担」も皆無もしくは軽微なものと考えられます。

次に、「サービス開始当初のアンバンドルは必要最小限のものとし、今後のサービス展開の自由度を確保するように配慮することも必要と考えられる」とありますが、接続事業者が希望した時点で迅速かつ円滑に接続が開始可能な状況にしておくことこそ、NTT 東西利用部門と接続事業者間での同等性を確保し、両者間の競争を促進するものであり、結果として、多様なサービスを生み出すこととなり利用者利便の向上につながることから、現時点で可能な限りアンバンドルを行っておく必要があると考えます。

また、「NGN で新たに可能となるサービスは、そのサービス提供形態や接続ニーズ等が明確でない」とありますが、弊社共は本意見書において具体的な接続箇所等を要望していますので、NTT-NGN 提供開始当初より対応して頂きたいと考えます。なお、本答申(案)P21 に「一の設備を複数の機能にアンバンドルするなど、設備面だけでなく、機能面に着目したアンバンドルの検討が必要」と記述されているように、サービス提供形態や接続ニーズ等を想定の上、アンバンドルすべき機能についてさらに詳細な検討を行うにあたっては、現時点において NGN を構成する設備がそれぞれ具体的にどのような機能を有しているかが不明である等、NTT 東西から提供される情報が不足していることから、NTT 東西は NTT-NGN に係るより詳細な情報を早期に開示すべきです。具体的には、少なくとも NTT-NGN のネットワーク構成については、本答申(案)P1 における【図 1:NGN 等の設備構成(省略)】のような簡略化されたものではなく、ITU-T や 3GPP で用いられているようなアーキテクチャ図と、その図に示される各機能が NTT-NGN を構成するどの設備に対応しているかが明確となる論理構成図を公表して頂きたいと考えます。

従って、本答申(案)P21 の第 5 段落以降を以下のとおり修正することを要望します。

(原案)

三点目については、NGNの技術や機能は、今後どのように変化・発展するかが現時点では明確に予測できないこと、またNGNで新たに可能となるサービスは、そのサービス提供形態や接続ニーズ等が必ずしも明確ではないこと、特に、今後追加が想定される上位レイヤー系の機能について、現時点でアンバンドルの要否を検討することは困難と考えられることから、現行制度上アンバンドルされている33機能も、制度創設時の11機能から段階的に追加されてきた経緯を踏まえ、サービス開始当初のアンバンドルは必要最小限のものとし、今後のサービス展開の自由度を確保するように配慮することも必要と考えられる。

(修正案)

三点目については、NGNの技術や機能は、今後どのように変化・発展するかが現時点で

西においては、他事業者がNGNを活用したサービス提供を行うために必要な情報は、他事業者の要望を踏まえ、できる限り開示するように努めることが適当である。

は明確に予測できないが、サービス開始当初から可能な限りアンバンドルを行えるようにすることが必要と考えられる。なお、接続事業者において今後NGNにおけるサービス提供形態や接続ニーズを想定の上、アンバンドルすべき機能についてより具体的に検討するためにも、NTT東西においては、NGNにおけるネットワーク構成について、ITU-Tや 3GPPで用いられるようなアーキテクチャ図とその図に示される各機能がNGNを構成するどの設備に対応しているかが明確となる論理構成図の形式にて早期に公表する等、さらなる情報開示を行うことが必要と考えられる。

本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。

■前回提案書(再掲)

【基本的考え方】

- ・ NTT-NGN におけるアンバンドルを検討するにあたっては、平成 8 年電気通信審議会答申にある
 - 「他事業者が要望する網構成設備や機能について、技術的に可能な場合にはアンバンドルして提供しなければならない。」
 - 「技術的に実現不可能であることを一定期間内に示せない場合には、技術的に可能とみなすことが適当である。」
 - 「これを利用できない場合にサービス提供が阻害されるおそれがあると判断されるものについては、当初からアンバンドルとして規定し、特定事業者に提供を義務づけるのが適当である。」

という基本的な考え方を踏襲すべきであり、技術的に可能な単位、かつ適正なコストでアンバンドルを行うことが必要です。

- ・ NTT-NGN についても、以上の基本的な考えに基づき、詳細な検討を進めるにあたって、早急に NTT-NGN の設備構成計画を開示させ、それをベースに議論を行うべきです。

【アクセス回線のアンバンドルについて】

- ・ NTT-NGN において、特に重要なアンバンドルは、アクセス回線まわりのアンバンドルであり、最低限、既存の地域 IP 網における加入ダークファイバと同レベルで、「光信号分岐端末回線」、「光信号主端末回線」、「局内光スプリッタ」、「光信号伝送装置」といった設備毎にアンバンドルすることが必要なのは勿論のこと、加えて、3(3)で詳述する分岐端末回線単位の接続(OSU 共用)を実現するために、SW または第 1 ルータにおける事業者振り分け機能の具備が不可欠であると考えます。
- ・ 過去の経緯として、地域 IP 網における OSU 共用の問題点等の接続上の課題が従来より

<p>議論となっていることを踏まえれば、最低限 NTT-NGN においては商用開始時点より、こうした課題を解決するアンバンドルが実現可能な技術方式の採用が当初より計画されてし かるべきです。仮に、NTT 東西がこれらの点を敢えて無視するようなネットワーク設計を行 っているのであれば、NTT 東西は既存サービスにおける支配的地位を新規の次世代ネッ トワーク市場にも持ち込むことを意図して、恣意的な柔軟性の低いネットワーク設計・構築 を通じて、競争阻害・制限的行為を行っているものと判断せざるを得ません。</p> <p>【機能別アンバンドルの必要性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IP 網特有の事象として、一の設備が複数の機能を持ち得る等従来とは異なる機能付与の 在り方が可能となり、設備における特定の機能のみを利用するといった接続事業者等の ニーズが生じることも容易に想定できることから、アンバンドルの単位はより詳細に設備単 位に加え、機能別のアンバンドルも可能なよう、柔軟な対応が求められることに留意すべ きです。例えば、接続事業者/ISP/コンテンツ提供事業者等が、多様なビジネス展開が可 能となるよう、QoS を確保した通信を行うための帯域制御機能や認証・課金等を行う機能 等を当初からアンバンドルした構造を具備することが必要です。 <p>【既存のネットワークからのマイグレーションを考慮したアンバンドルの必要性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的に PSTN 等既存ネットワークが NTT-NGN に置き換えられる可能性があることを考 慮すると、移行期間を含め、例えばフリーコール等の現在 PSTN 等既存ネットワークにお いて提供されているサービスと同等のサービスが継続可能なレベルで設備・機能がアンバ ンドルされることが必要です。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見29 NTT 東西の NGN は経済性や合理性に配慮しつつ競争事業者等が多様な形態を 選択できるように原則的に機能ごとに細分化されることが望ましく、また、競争事業者等か ら要望された場合であって、技術的に可能な場合には、適切なリードタイム、コストでアンバ ンドルすることが必要。</p>	<p>考え方29</p>
<p>○ NTT 東西の NGN はレイヤー構造を持ち、ソフトウェア制御によって一つの設備が複数の機 能を保有する性質であることから、経済性や合理性に配慮しつつ競争事業者等が多様な形 態を選択できるように原則的に機能ごとに細分化されることが望ましいと考えます。</p> <p>また、利用者利便性の向上および健全な公正競争環境の維持のために、競争事業者等 から要望された場合であって、技術的に可能な場合には、適切なリードタイム、コストでアン バンドルされることが必要であると考えます。</p>	<p>答申(案)に示したとおり、NGNでは、一の設備がソフトウェア制 御などによって複数の機能を持ち得るなど従来とは異なる機能付 与の在り方が可能となることから、PSTNとは異なり、一の設備を 複数の機能にアンバンドルするなど、設備面だけでなく機能面に 着目したアンバンドルの検討が必要となる。</p> <p>また、競争事業者から要望があり技術的に可能な場合には、過 度の経済的な負担がない限り、適切な期間・費用でアンバンドル</p>

(TOKAI、ビック東海)	することが必要となるのは当然である。
意見30 次世代ネットワークにおいても PSTN でアンバンドルされていた機能と同等の機能が利用できるようにすることが必要。	考え方30
○ PSTN から次世代ネットワークへのマイグレーションに際し、当面双方のネットワークが存在することから、次世代ネットワークにおいても PSTN でアンバンドルされていた機能と同等の機能が利用できるようにすることが求められる。	答申(案)に示したとおり、PSTNでアンバンドルされていた機能と同様の機能をすべてアンバンドルすることの適否については、PSTN とIP網との間の構造上の相違や技術的な実現可能性等を踏まえ、他事業者からの具体的な要望に応じて検討をすることが適当である。
(アッカ・ネットワークス)	
意見31 NGN のアンバンドルは、NTT が開示しているオープン化のためのインターフェース条件により事業者間の協議に委ねるべき。	考え方31
○ NGN のアンバンドルと言う考え方は、基本的にはなく、NTT が開示しているオープン化のためのインターフェース条件により事業者間の協議に委ねるべきであると考えます。	答申(案)に示したとおり、NGNは、第一種指定電気通信設備に該当することから、競争事業者から要望があり、技術的に可能な場合には、過度の経済的負担を与えることがない限り、アンバンドルして提供することが必要である。
(日本アイテック)	
意見32 「各機能のアンバンドルの要否」及び「接続料の算定方法」では、NGNの今後の発展・拡大にとって必須となる基本的な考え方が反映されておらず、見直しが必要。	考え方32
○ これまで積み重ねてきたオープン化の取り組みにより、他事業者が独自にIP通信網を構築できる環境は整っていることから、当社のNGNやIP通信網にボトルネック性はないため、指定電気通信設備の対象とすべきではないと考えますが、仮に今回指定電気通信設備として整理せざるを得ない場合には、NGNの技術や機能は今後様々な変化・発展の可能性を秘めている中で、接続事業者のネットワークについてもその詳細や接続のプロトコルが明らかになっておらず、具体的なサービス内容も定まっていない現段階においては、サービス展開の自由度を確保し、お客様の利便性を高めるためには、設備・機能の細分化(アンバンドル)・接続料設定の範囲について必要最小限のものとする必要があると考えます。	答申(案)に示したとおり、アンバンドルについては、他事業者からの要望があり、技術的に可能な場合には、過度の経済的負担を与えることがない限り、アンバンドルして提供しなければならないという基本的考え方は踏襲すべきである。ただし、アンバンドルが技術的に可能であっても、オペレーションシステム等の改修に多大なコストを要する場合もあることから、他事業者の具体的な要望を踏まえつつも、NTT東西に過度の経済的負担を与えることとならないように留意することも必要であると考えている。
この点、「1. 検討上の留意点」では、基本的な考えとして、	その上で、NGN 固有の事情を考慮することも当然必要であり、具体的には、NGNは、①通信事業者が構築する統合管理型のIP網であること、②既存の地域IP網やひかり電話網等がマイグレーションしていくネットワークであること、③現時点では、未だ稼働しておらず具体的なサービス提供形態・接続形態が必ずしも明確ではない点もあることに留意することが必要である。
①「他事業者の要望があり、技術的に可能な場合にはアンバンドルして提供」という従来の考え方を踏襲した上で、「技術的に可能であっても、NTT東西に過度の経済的負担をあたえることとならないよう留意することも必要」	
②「NGNの技術や機能は、今後どのように変化・発展するか現時点では明確に予測できないこと、またNGNで新たに可能となるサービスは、そのサービスの提供形態や接続ニーズ等が必ずしも明確ではないこと」等を理由に、「サービス開始当初のアンバンドルは必要最小限のものとし、今後のサービス展開の自由度を確保するように配慮することも必要」を掲げております。	
しかしながら、「各機能のアンバンドルの要否」及び「接続料の算定方法」では、こうしたNG	

<p>Nの今後の発展・拡大にとって必須となる基本的な考え方が反映されておらず、見直しが必要であると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	
--	--

2. 各機能のアンバンドルの要否

総論

<p>意見33 技術的な問題とともに、各事業者がどのようなサービスを提供していくかは各社の問題であり、NTT が開示しているオープン化のためのインターフェース条件により、アンバンドルする必要はない。</p>	<p>考え方33</p>
<p>○ 技術的な問題に加え、各事業者がどのようなサービスを提供していくかは各社の問題であり、NTT が開示しているオープン化のためのインターフェース条件(NNI、UNI、SNI)により、アンバンドルする必要はないと考えます。</p> <p>(日本アイテック)</p>	<p>アンバンドルについては、他事業者からの要望があり、技術的に可能な場合は、過度の経済的負担を与えることがない限り、アンバンドルして提供しなければならないという基本的考え方に基づき、NGN固有の事情も考慮した上で行うべきである。</p> <p>なお、NGNの機能のアンバンドルについては、NTTが開示しているオープン化のためのインターフェース条件(NNI、UNI、SNI)の単位でアンバンドルを求めているものではない。</p>
<p>意見34 次世代ネットワークを用いたサービス展開の自由度が確保されるよう、PSTNが求められていたのと同様の設備・機能の細分化(アンバンドル)を次世代ネットワークに求めることは適当でない。</p>	<p>考え方34</p>
<p>○ 電話時代においては、新規参入事業者が当社と同等のメタル回線やPSTN網を自ら構築し、市場に参入することは実質的に不可能であったため、当社の設備を開放し、設備・機能の細分化(アンバンドル)を図る等の接続条件を整備することが、電話市場における競争を促進する唯一の方法でしたが、IPブロードバンド時代においては、次世代ネットワークの整備、技術開発及びサービス開発の面で、当社も他事業者も同じスタートラインに立っており、今後の発展は各事業者の創意工夫や努力如何にかかっている点で、電話時代とは異なる状況にあることから、次世代ネットワークを用いたサービス展開の自由度が確保されるよう、当社のPSTN網が求められていたのと同様の設備・機能の細分化(アンバンドル)を当社の次世代ネットワークに求めることは適当でないと考えます。</p> <p>当社の次世代ネットワークは、ネットワーク全体として機能するものであり、PSTN網の交換機のように単独で機能するものではありません。現行の地域IP網においても、ルータだけの細分化(アンバンドル)は行われておらず、ネットワーク全体として提供する形態しか存在していません。前述のとおり、当社の次世代ネットワークについては、既存の地域IP網・ひかり電話網を大容量化・高度化していくものであり、既存のPSTN網と別に構築していくものであ</p>	<p>(考え方30に同じ)</p>

るため、当社のPSTN網が求められていたのと同様の「設備」の細分化(アンバンドル)を求めることは適当ではありません。

更に、次世代ネットワークは、標準化動向やお客様ニーズ等を踏まえながら、これから徐々に発展していくネットワークであり、PSTN網のように殆ど全ての技術や機能が確定している段階にはないため、技術的にもサービスのにも将来の予見が難しい状況にあります。このような段階において、あえて事態の推移を先回りした想定や懸念に基づき、未だ具体化・明確化されていない抽象的な「機能」概念を前提に、「機能」の細分化(アンバンドル)を求めることは適当ではありません。

(NTT西日本)

- 答申(案)に提案されている接続ルールは、これまでの「電話の接続ルール」と、どこに違いがあるのでしょうか。ほとんど同じように感じられます。総務省殿は、NGNの技術だけでなく、こうした規制(接続ルール)についても、国際標準化を進めて行かれるおつもりですか。その際、「NGNの構築を進めるには、規制はかくあるべき」と、国際社会に胸を張って進言できる内容になっているとお考えですか。審議会のご見解をお示しいただきたいと考えます。

(個人)

- 今回のNTTのNGNは、高速広帯域の通信をより安く提供することに、従来のネットワークとの違いがあると考えます。また、IPの世界では、電話・データ・映像を問わず、定額料金制が普及し、ユーザに受け入れられてきています。接続ルールは、こうした動きを促すものならともかく、妨害するものであってはいけないと考えます。具体的には、「電話」と同じ発想で、設備・機能のアンバンドルを要求したり、従量制の接続料を押し付けたりすることは、利用者に逆効果をもたらすのではないかと危惧いたします。

こうした規制があると、例えば、接続料の課金や事業者間精算のために複雑なシステムが必要になります。その結果、我が国のNGNが高コストなものになってしまえば、利用者のためにも、国際競争力の向上のためにもなりません。また、高速広帯域の映像サービスは、禁止的な料金になってしまう恐れがあります。高コスト体質をもたらす我が国独自の規制は避けるべきであると考えますが、審議会のご見解をお示しいただきたいと考えます。

(個人)

(1)フレッツサービスのアンバンドル

1) 収容局接続の観点

意見35 収容局接続及びIP-IP接続に係る機能をアンバンドルすることが必要とする答申(案)の考え方に賛同。	考え方35
<p>○ 答申(案)P. 23～P. 27のとおり、以下の機能については、アンバンドルをすることが必要です。</p> <p>(1) フレッツサービスに係る機能</p> <p>a) 収容局接続</p> <p>c) IP-IP接続</p> <p>⇒ 答申(案)P. 24のとおり、「NTT東西は、2007年1月から、互いの地域IP網同士を接続したIPv6サービスの提供を開始しましたが、これに伴い当該形態は、収容局接続の一形態として追加」されました。詳述すると、NTT東・西は、a)の接続メニューとしてアンバンドルしていた「ルーティング伝送機能」について、かつて競争事業者には「中継局での接続には利用できない」と説明していました。ところが、NTT東・西間のIPv6接続の活用業務認可申請の際に、収容局ルータをc)の相互接続を行う為の中継局ルータとしても利用できるように、接続約款を変更しています(参考資料参照:省略)。</p> <p>NTT東・西は「ルーティング伝送機能」について競争事業者の利用実績が皆無であったとの意見を述べていますが、競争事業者は、変更前の条件で「ルーティング伝送機能」の利用可否を検討した結果、ぶつ切り料金設定を前提としたフレッツとの相互接続に対応した請求システムの構築、運用フローの確立等を行った経緯があります。これらを変更するとすれば、システム改修費用や運用フローの見直し等が発生することから、変更後の条件での「ルーティング伝送機能」との接続について、競争事業者の検討は慎重にならざるを得ません。当初からNTT東・西が接続約款変更後の「ルーティング伝送機能」の利用条件を提示していたならば、競争事業者は当該機能の利用について、NTT東・西と具体的な協議を進めることができたと考えられます。NTT東・西が競争事業者の要望には応じることなく、自身の都合が整った後から「ルーティング伝送機能」の利用条件を変更したことが問題であり、現時点で競争事業者の利用実績があるかどうかは問題の本質ではありません。NTT東・西が競争事業者との接続より自社サービス提供(NTT東・西間のIPv6接続)を不当に優遇したという点こそが重大な問題であると考えます。</p> <p>したがって、NGNにおいては、a)及びc)の接続について、当初からアンバンドルすることが必要です。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 収容局接続は現に接続事業者から要望する意見があり、1996年の電気通信審議会の答</p>	<p>—</p>

<p>申の精神に従うべきであること、多様な接続形態が提供されることにより NGN を利用した新たなサービスの提供が期待されるものであり、接続料設定を行うべきです。</p> <p>(TOKAI、ビック東海)</p>	
<p>意見36 収容局接続については、現行の地域 IP 網と同様の接続形態に加え、OSU 共有に向けた収容ルータ又は SW における接続も実現する必要がある。したがって、本答申(案) P23 の「a) 収容局接続の観点」の第 2 段落以降を以下のとおり修正することを要望。</p> <p>(修正案)</p> <p>しかしながら、以下の点にかんがみれば、NGNにおいて、現時点で直ちに収容局接続に係る機能をアンバンドルすることが不要と判断するのは適当でなく、<u>地域IP網と同様のアンバンドル形態に加え、OSU共有に向け、収容ルータ又はSWにおける接続点を設けることが必要と考えられる。</u></p> <p>①競争事業者からは、収容局接続について速やかにアンバンドルして提供することが要望されていること</p> <p>②今後、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展する中で、<u>現状のままではFTTH市場におけるNTT東西のシェアの拡大がより顕著になると考えられ、同市場における競争の促進を図るためにも、NTT東西におけるシェアアクセス方式の構造的な競争阻害要因を排除する必要があること</u></p> <p>③また、NGNは、今後我が国の基幹的な通信網となることが想定され、新たな機能や今後段階的に追加される機能等を活用した事業展開の機会が拡大するものと考えられるが、その際、既存の地域IP網で存在していた収容局接続に加え、OSU共有を想定した接続形態を用意しておくことが、事業者による創意工夫を活かした多様な利用形態でのNGNへの参入を促進すると考えられること</p>	<p>考え方36</p>
<p>○ a) 収容局接続の観点について</p> <p>NTT-NGN における収容局接続については、本答申(案)において、「NGNにおいて、現時点で直ちに収容局接続に係る機能をアンバンドルすることが不要と判断するのは適当でなく、地域IP網と同様にアンバンドルをすることが当面必要」とされていますが、ADSL から FTTH のマイグレーションが進むにつれ、FTTH 市場における NTT 東西のシェアが拡大し独占化の傾向を示していることに鑑みると、同市場において公正競争条件を確保の上、事業者間の競争を促進するためには、光アクセス回線網の真の開放が必要であり、そのためには現行の地域 IP 網と同様の接続形態に加え、OSU 共有に向けた収容ルータ又は SW における接続も実現する必要があると考えます。</p>	<p>答申(案)に示したとおり、収容局接続については、当該接続形態でアンバンドルする必要性が存在していることから、収容局ルータ下部に標準的接続箇所(POI)を設置することが適当である。</p> <p>なお、NTT東西に対するOSU共有の義務付けは、現時点で必要不可欠とまでは言えないことから、OSU共有を想定した形で、収容局ルータ等に標準的なPOIの設置を義務付けることは必要ないと考えられる。</p>

従って、本答申(案)P23 の「a) 収容局接続の観点」の第 2 段落以降を以下のとおり修正することを要望します。

(原案)

しかしながら、以下の点にかんがみれば、NGNにおいて、現時点で直ちに収容局接続に係る機能をアンバンドルすることが不要と判断するのは適当でなく、地域IP網と同様にアンバンドルをすることが当面必要と考えられる。

- ①競争事業者からは、収容局接続について速やかにアンバンドルして提供することが要望されていること
- ②今後、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展する中で、アクセス回線での設備競争・サービス競争の激化が想定されるが、それに伴い、他事業者が自ら調達したアクセス回線等を収容ルータに接続する形態が増えていくことも想定されること
- ③また、NGNは、今後我が国の基幹的な通信網となることが想定され、新たな機能や今後段階的に追加される機能等を活用した事業展開の機会が拡大するものと考えられるが、その際、既存の地域IP網で存在していた収容局接続による接続形態を用意しておくことが、事業者による創意工夫を活かした多様な利用形態でのNGNへの参入を促進すると考えられること

(修正案)

しかしながら、以下の点にかんがみれば、NGNにおいて、現時点で直ちに収容局接続に係る機能をアンバンドルすることが不要と判断するのは適当でなく、地域IP網と同様のアンバンドル形態に加え、OSU共用に向け、収容ルータ又はSWIにおける接続点を設けることが必要と考えられる。

- ①競争事業者からは、収容局接続について速やかにアンバンドルして提供することが要望されていること
- ②今後、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展する中で、現状のままではFTTH市場におけるNTT東西のシェアの拡大がより顕著になると考えられ、同市場における競争の促進を図るためにも、NTT東西におけるシェアドアクセス方式の構造的な競争阻害要因を排除する必要があること
- ③また、NGNは、今後我が国の基幹的な通信網となることが想定され、新たな機能や今後段階的に追加される機能等を活用した事業展開の機会が拡大するものと考えられるが、その際、既存の地域IP網で存在していた収容局接続に加え、OSU共用を想定した接続形

<p>態を用意しておくことが、事業者による創意工夫を活かした多様な利用形態でのNGNへの参入を促進すると考えられること</p> <p>なお、弊社共では収容局接続に係る機能のアンバンドルについては少なくとも別添資料 1「次世代ネットワークに求めるアンバンドル・接続箇所について」(以下、「別添資料 1」という。(省略))における「①-1 収容局接続」に示すような以下の内容を希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 収容局に設置されている地域 IP 網用の OLT～収容ルータ間にある SW に接続し、フレッツサービスのアクセス回線を加入者単位でアンバンドル - 収容局に設置されている NTT-NGN 用の収容ルータに接続し、NTT-NGN サービスのアクセス回線を加入者単位でアンバンドル <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見37 収容局接続については、平成18年に開始されたNTT東西間接続以外に利用実績はなく、また、他事業者から具体的な接続要望もないことから、直ちにアンバンドルすることは不相当であり、実需が存在することが明らかになった時点で、アンバンドルの是非を改めて検討することが適当。</p>	<p>考え方37</p>
<p>○ アンバンドル化や接続料設定は、具体的に接続が必要な場合に限定すべきであり、実需が想定されていない収容局接続や、NGNが相当程度普及するまでは利用が想定されないひかり電話のIP-IP間接続は、単に接続要望が出る「可能性」だけで直ちにアンバンドル化することは不相当です。仮にアンバンドルする場合も、実需が顕在化するまでは現在適用されている料金(収容局接続の場合)を引続き暫定適用すべきであり接続料の算定方法等まで決定すべきではありません。</p> <p>(NTT持株)</p> <p>○ 収容局接続については、地域IP網において平成13年より接続約款に規定していたにも関わらず、平成18年に開始されたNTT東西間接続以外に利用実績はなく、また、現時点、他事業者から当社に対し具体的な接続要望もないことから、実需が存在することが明らかになった時点で、アンバンドルの是非を改めて検討することが適当であると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 「収容局接続」については、地域IP網においても、ルーティング伝送機能の接続料を設定したものの、平成13年から現在に至るまで6年以上、(東西間接続を除き)1社の接続実績さ</p>	<p>答申(案)に示したとおり、①競争事業者からは速やかにアンバンドルして提供することが求められていること、②今後、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展する中で、アクセス回線での設備競争・サービス競争の激化が想定されるが、それに伴い、他事業者が自ら調達したアクセス回線等を収容ルータに接続する形態が増えていくことも想定されること、③また、NGNは、今後我が国の基幹的な通信網となることが想定され、新たな機能や今後段階的に追加される機能等を活用した事業展開の機会が拡大するものと考えられるが、その際、既存の地域IP網で存在していた収容局接続による接続形態を用意しておくことが、事業者による創意工夫を活かした多様な利用形態でのNGNへの参入を促進すると考えられることから、収容局接続に係る機能をアンバンドルすることが当面必要と考えられる。</p>

<p>えありませんでした。</p> <p>「他事業者から、収容局接続について速やかにアンバンドル提供するよう要望されている」とありますが、要望事業者（KDDI殿・イーアクセス殿・ソフトバンク殿）はパブリックコメントとして意見提出されているものの、当該要望事業者から具体的なルーティング伝送機能の利用要望は頂いておりませんし、そもそも、前述のとおり、当該要望事業者は独自のIPネットワークを構築し、現に、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得されています。</p> <p>以上のとおり、他事業者にルーティング伝送機能の利用要望が真にあるとは考えられないことから、当該他事業者のパブリックコメントの意見ではなく、具体的な接続要望を待ってアンバンドル／接続料設定の可否を判断することとしていただくべきであり、まして、08年度内等に将来原価方式により接続料を設定する等、具体的な接続料の設定に向けたスケジュールを整理することは適当でないと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
---	--

2)ISP接続の観点

<p>意見38 ISP接続については、接続先を限定することについて技術的な問題があったとしても接続料設定上の技術的問題はなく、アンバンドルの上、接続料設定することが必要。</p>	<p>考え方38</p>
<p>○ 「(1)フレッツサービスに係る機能 b)ISP接続」については、答申(案)P. 23～P. 24では「特定のISP事業者向けに接続先を限定することができない仕様となっているため、接続料設定に技術的な問題がある」と述べられておりますが、「接続先を限定すること」については技術的な問題があったとしても、「接続料設定」にあたっての技術的な問題は特にないと理解しております。本機能については、アンバンドルして接続料を設定することが必要です。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ ISP 接続について接続料を設定することは従来から多くの ISP 事業者が要望してきたことであり、最終的に利用者が安価なサービスを楽しむ可能性や、ISP 事業者がエンドエンドの料金設定権を持つことで料金設定の弾力性によるサービス競争の発展が期待できるので接続料設定を行うべきだと考えます。</p> <p>現在複数の ISP を切り替えて接続できることが可能であるために単一の ISP に接続を限定することが出来ないという技術的課題については、NTT 東西が実現不可能であることの具体的な理由を一定の期限内に提示し、内容の精査を行った上で判断していくことが必要であると考えます。</p> <p>なお、NTT 東西のシェアアクセスの1分岐単位の料金設定については、公正競争環境維</p>	<p>答申(案)に示したとおり、NGNのISP接続について接続料が設定されるとサービス競争が促進される面を有する一方、NGNの利用者は、NTT東西に連絡することなく自由に複数のISP事業者を切り替えて利用することやISP事業者と接続せずにNGN内に閉じたサービスを利用することが可能となっており、特定のISP事業者向けに接続先を限定できない仕様となっていることから、当該接続料を設定するためには技術的な問題があるという側面がある。</p> <p>また、ISP接続料の接続料を設定するためには、シェアアクセス方式の加入光ファイバ回線の部分も含めて接続料が設定される必要があるが、この点については、FTTH サービス提供コストの低廉化の観点からは、まずは加入光ファイバ接続料の低廉化措置を講じることが適当である。したがって、ISP接続のアンバンドルの可否については、今後の市場環境・競争環境等を踏まえ、技術的問題等を含め引き続き検討することが適当である。</p> <p>なお、NGNと接続するISP事業者のうちISP料金とフレッツサービスに係る料金の足し算料金による請求書の一本化を要望する事</p>

<p>持の観点による FNO の要望に加えて、上記の通り FVNO によるサービス競争の促進も期待できるため実現すべき事項であると考えます。</p> <p>(TOKAI、ビック東海)</p> <p>○ 「(1)フレッツサービスに係る機能のアンバンドル」については、1)主な意見の部分で、NTT東西殿がアンバンドルすべきでない理由の②として挙げている、地域IP網では複数のISP事業者と契約して、通信の都度、ISP事業者を切り替えて利用することが可能であることについては、実際に利用するユーザは非常にまれで、むしろ迷惑メール送信事業者などに悪用されているという利用実態があります。またアンバンドルはフレッツの直販を否定するものではなく、ISPを通じた販売と並立可能なものですので、そのようなニーズに対してはアンバンドルでないメニューを選択するというのも可能です。実際、2004年12月より導入されたBフレッツのプロバイダパックでは、実態的にアンバンドルに近いイメージでの営業活動がされており、市場では既にBフレッツはアンバンドルでISP経由販売されているという認識が確立していることから、制度を実態に合わせることも必要と考えます。</p> <p>2)考え方のb)ISP接続の観点の部分については、「NGNの利用者は、複数のISP事業者を切り替えて利用することやISP事業者と接続せずにNGN内に閉じたサービスを利用することが可能となっており、特定のISP事業者向けに接続先を限定することができない仕様となっているため、接続料設定に技術的な問題があるという側面がある。」とありますが、BフレッツやNGNのアンバンドルメニューの提供は、NTT東西殿による直販を否定するものでなく、両方並存可能なものですから、アンバンドルをISP事業者向けに提供しても、複数のISP事業者を切り替えて利用する利用者や、ISPに接続せずNGNのサービスのみを利用する利用者は、単にISPのアンバンドルサービスを契約しなければ済むだけの話ですので、技術的問題はないと考えます。</p> <p>また、「ISP事業者がエンドエンド料金を設定できるようにするためには、シェアドアクセス方式の加入光ファイバ回線の部分も含めて接続料が設定される必要がある」というのはご指摘の通りですが、BフレッツやNGNのISP接続については、レイヤーが異なるため、NTT東西殿と競争事業者間で意見が対立している、サービス品質確保や複数事業者による装置の共用、オペレーションシステムの開発に伴う追加的費用負担などの問題は生じず、またISP事業者はそもそもNTT東西殿と設備競争を行なう立場ではないことから、本問題については分岐端末回線単位の接続料の設定問題とは切り離して整理するのが適切と考えます。</p> <p>(JAIPA)</p>	<p>業者がそれを円滑に実施することを可能とすることについて利用者利便の向上の観点から検討・協議を行うことが適切と考えられる。</p>
<p>意見39 各県でのISP接続を可能とするとともに、ISP事業者が 0AB～JIP電話を提供可能</p>	<p>考え方39</p>

<p>とするためのアンバンドルが必要。</p> <p>○ NTT東西は平成19年10月25日付の活用業務認可申請(以下、「NGN活用業務認可申請」という。)において県間中継事業者を選定する前提としていることから、もとより各県に相互接続点をすでに有しているものと考えられ、各県での接続を可能とすることが適当と考えます。詳細は、「4. 標準的な接続箇所」における弊社意見を参照願います。</p> <p>また、NTT東西との公正競争確保の観点から、ISP事業者が自社のブランドにて0AB-J IP電話を提供可能とするためのアンバンドル(シグナリング・QoS等のサーキットセットアップのシグナリングの接続点の設置等)が必要と考えます。なお、弊社共では当該機能のアンバンドルについては少なくとも別添資料1(省略)における「②ISP接続」に示すような以下の内容を希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 0AB-J IP電話の品質確保のためISP接続における帯域制御機能の提供とその機能のアンバンドル(ボイスデータトラフィック用として県単位の接続点) - 0AB-J IP電話のシグナリング及び上記帯域制御などサーキットセットアップ用の相互接続点と接続事業者のS-CSCFに対応するP-CSCF相当機能のアンバンドル(シグナリング用として東西2箇所ずつの接続点) <p>「B フレッツに係る機能の接続料化」に係る詳細意見は、「第4章 3. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」における弊社共意見(省略)を参照願います。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、ISP接続におけるPOIは、現行の地域IP網等と同様の場所に設置される予定となっていることから、各県でのISP接続は可能と考えられる。</p> <p>また、NGNにおけるISP接続は、現時点では、ベストエフォートで提供することとされていること、また、回線認証機能等のアンバンドルを検討するまでの熟度が高まっていないことを踏まえれば、今後の帯域制御機能等の段階的発展を注視の上、まずは、接続事業者において具体的な実需要に基づく要望内容を明らかにした上で、必要に応じて、NTT東西に対して協議を申し入れることが適当である。</p>
<p>意見40 ISP接続に係る機能については、事業者間接続料金の設定と「ぶつ切り料金」のいずれも選択できる柔軟な対応を希望。</p>	
<p>○ ISP接続に係る機能に関して、エンドエンド料金の低廉化のために事業者間接続料金の設定、また従来の地域IP網で採用している「ぶつぎり料金」とどちらも選択できる柔軟な対応を希望します。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>ISP接続のアンバンドル(答申(案)第3章2.(1)2)b))については、意見招請結果等を踏まえ、以下の趣旨で修正した。</p> <p>ISP接続の接続料を設定するためには、シェアアクセス方式の加入光ファイバ回線の部分も含めて接続料が設定される必要があるが、この点については、FTTHサービス提供コストの低廉化の観点からは、まずは加入光ファイバ接続料の低廉化措置を講じることが適当である。</p> <p>また、ISP接続の接続料設定自体にも、NGNは特定のISP事業者向けに接続先を限定できない仕様となっているため技術的な問題があること等にかんがみれば、ISP接続のアンバンドルの可否については、今後の市場環境・競争環境等を踏まえ、技術的問題等を含め引き続き検討することが適当である。</p>
<p>意見41 地域IP網では、ユーザから特定のISP事業者に対して接続先を限定しないことによ</p>	<p>考え方41</p>

<p>り、多岐にわたるサービスを選択できるようユーザ利便の向上を図っていることから、地域IP網と同様、接続料を設定せず、NTT東西がNGN部分の利用者料金を設定することが適当であることを明確にすべき。</p>	
<p>○ 当社の地域IP網を利用しているお客様は、複数のISP事業者を当社に連絡することなく自由に切り替えて利用することが可能であり、現にご利用いただいております。また、ISP事業者と接続せずに地域IP網に閉じたサービス(フレッツスクウェアやフレッツオフィス相当のサービスへの接続等)を利用することも可能となっており、現にご利用いただいております。このように、地域IP網では、お客様から特定のISP事業者に対して接続先を限定しないことにより、多岐にわたるサービスを選択してご利用いただけるようお客様利便の向上を図っているところです。こうした観点から、地域IP網の場合と同様、接続料を設定せず、当社がNGN部分の利用者料金を設定することが適当であることを明確にさせていただきたいと考えます。(別紙8:省略)</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 「ISP接続」については、当社のIP網を利用するお客様は、①利用するISP事業者殿を自由に選択することが可能(複数のISP事業者殿と契約し、通信の都度、ISP事業者殿を切り替えて利用することが可能。円滑なISP事業者殿の乗換えが可能。)であり、また、②IP網内に閉じたサービス(フレッツスクウェアやフレッツオフィスへの接続等)を利用することも可能となっています。当社のIP網では、お客様の接続先を特定ISP事業者殿に限定しないことにより、お客様利便の向上を図っていますが、その実現のためには当社が利用者料金を設定する必要があり、特定ISP事業者殿向けに接続料を設定することはできないと考えます。こうした観点から、引き続き、1ユーザごとの当社のIP網の接続料を設定せず、当社がIP網部分の利用者料金を設定していく考えであり、また、当社のBフレッツではこうした提供形態が定着し、当社とISP事業者殿は協業関係にあり、ISP事業者殿の事業運営上支障は生じていないことから、ISP接続のアンバンドル／接続料設定は不要としていただきたい。⇒ 別紙8参照(省略)</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>(考え方40に同じ)</p>

3)中継局接続の観点

<p>意見42 IP-IP接続に係る機能をアンバンドルすることが必要とする本答申(案)の考え方に賛同。</p>	<p>考え方42</p>
<p>○ 本答申(案)において、「今後PSTNからIP網へとネットワーク構造が変化するに伴い、他事</p>	<p>-</p>

<p>業者のネットワークとの接続も、IGS接続は減少しIP-IP接続が増えていくことが想定されること等にかんがみれば、IP-IP接続に係る機能をアンバンドルすることが必要」とする本答申(案)の内容は適切であると考えます。なお、弊社共では当該機能のアンバンドルについては「IP 電話サービスに係る機能のアンバンドル」と合わせて別添資料 1(省略)における「④IP 電話」に示すような内容を希望します。また、「第 3 章 次世代ネットワークの設備・機能の細分化(アンバンドル) 4. 標準的な接続箇所」についての意見でも述べますが、少なくとも別添資料 1 における「③IP-IP 接続」に示すように既存の ISP 接続と同じビルで都道府県に1つ以上の接続点が設けられることが必要です。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ IP-IP 接続に係る機能に関して、答申案のとおり将来、多種多様な IP-IP 接続が増えていくことが想定されるため、アンバンドルが必要と考えます。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p> <p>○ 答申案にあるとおり、今後 PSTN が地域 IP 網、NGN の IP ネットワークへマイグレーションしていく中で、NTT 東西と接続事業者間の IP-IP 接続によるサービスの提供も想定されるため、接続料設定を行うことが必要です。</p> <p>(TOKAI、ビック東海)</p> <p>○ IP-IP接続に係る機能のアンバンドルに関して、当社は賛成いたします。</p> <p>(STNet)</p> <p>○ 答申(案)のとおり、IP 電話サービスの IP-IP 接続に係る機能をアンバンドルすることに賛成します。</p> <p>(QTNNet)</p>	
<p>意見43 NGNのIP-IP接続については、少なくとも他事業者との接続が開始され、実際のトラフィックや利用形態等、IP-IP接続の現実的な姿が明らかになるまでの間は、アンバンドルの可否を判断することは時期尚早。</p>	<p>考え方43</p>
<p>○ IP-IP接続については国際的な標準化動向やIP分野での取引状況等を見極めた上でアン</p>	<p>答申(案)に示したとおり、既に地域IP網では、中継局接続に該</p>

バンドルすべき機能を決定すべきであり、接続相手のIPネットワークの詳細が明らかでない段階では、接続の在り方を議論できる状況にないことから、ビルアンドキープ方式とする選択肢も含め、基本的に事業者間の相対により決定すべきです。また、仮にアンバンドル化する場合でも、接続料の算定方法や申請の具体的なスケジュールまで現時点で確定させること自体困難であり、今後の状況の変化を踏まえて柔軟に対応できるようにすべきです。

(NTT持株)

- 今回のNGNのIP-IP接続については、大容量で品質確保型の独立したIP通信網同士の接続形態を想定しており、従来のベストエフォート型の東西間IPv6接続とは異なる新たな接続形態です。そのため、以下の観点から、少なくとも他事業者との接続が開始され、実際のトラフィックや利用形態等、IP-IP接続の現実的な姿が明らかになるまでの間は、アンバンドルの可否を判断することは時期尚早であると考えます。

なお、既存の東西間IPv6接続は、NGNの提供開始と同時に、新規販売を停止するとともに、その接続料についてもビル&キープ方式に変更する予定です。

- ① 他事業者のNGNについては、その提供開始時期や接続のプロトコルが明らかになっておらず、具体的な接続内容が定まっていない状況にあること。
- ② 他事業者の既存IP網との接続については、IP電話以外に、大容量の映像配信等様々なサービスがPOIを通して混在して流されることも想定され、ネットワークの利用形態については、現時点予測し難い状況にあること。また、接続料を設定するにあたって必要なトラヒックを把握するための課金装置等については、現時点、当社だけでなく他事業者も設置されていないこと。
- ③ 世界的にみても、IP-IP網間はピアリング/トランジットといった形態で取り引きしており、我が国のNGNだけ画一的な接続料を設定することは、日本独自のルールを作ることになり、世界のIP網の中で孤立化を招き、国際的な競争から取り残されるおそれがあること。(別紙9:省略)

(NTT東日本)

- 「IP-IP接続」については、他事業者のネットワークの詳細が明確でなく、標準化も途上であるため、そのような状況下で、接続料を具体的に算定することは現実的に困難であるため、ビルアンドキープ方式とする選択肢も含め、基本的には事業者間の相対により決定すべき事項であり、現時点で事前規制を課すことは問題であると考えます。

IP-IP接続においては、①お互いの網を利用されるお客様が相互に通信しあうため、一

当していたIPv6サービスはアンバンドルされた機能を用いて接続料を互いに支払ってサービス提供をしていたこと、またNTT東西のNGN間のIP電話サービスの提供は中継局接続の形態のみで行われることとなること、更に今後PSTNからIP網へとネットワーク構造が変化するに伴い、他事業者のネットワークとの接続も、IGS接続は減少し中継局接続が増えていくことが想定されること等にかんがみれば、中継局接続に係る機能はアンバンドルすることが必要になると考えられる。

この点、インターネット上のISP間接続でも、お互いのトラフィックの均衡が崩れた場合には精算をするペイドピアリングや通常帯域幅で精算するトランジット形態では接続料のやりとりを行っており、IP網同士の接続でも接続料の設定が行われている場合がある。

なお、中継局接続においては、今後、IP電話サービス以外にも、大容量の映像配信サービスをはじめとした様々な新規サービスが同一のPOIで混在して提供されることとなることが想定され、接続事業者のサービス提供方法等によっては、接続料の設定と並行して設備増強やその負担の方法の検討が必要となる場合も考えられるが、その際、負担方法の在り方として、ビル&キープ方式の適用も検討対象とはなり得ることから、その趣旨を明確化するように答申(案)の修正を行った。

<p>方向の通信に偏らないと想定され、②新しい品質確保型の大容量通信サービスについては、その利用動向を見極める必要がある等、接続事業者との間のトラフィック動向が不透明であり、また、接続形態や利用形態も未だ不透明であるため、③更に、接続料を設定し事業者間精算を行う際に必要となるトラフィック測定のための課金装置等も当社側だけでなく他事業者側でも準備する必要があるが、これについて双方ともに準備が整っていないため、現段階でIP-IP接続のアンバンドル／接続料設定を義務づけることは適切でなく、まして、08年度内等に将来原価方式により接続料を設定する等、具体的な接続料の設定に向けたスケジュールを整理することは適当でないと考えます。</p> <p>⇒ 別紙9参照(省略)</p> <p>(NTT西日本)</p>	
--	--

(2)IP電話サービスに係る機能のアンバンドル

意見44 IP電話サービスに係る機能をアンバンドルすることが必要との答申(案)に賛同。	考え方44
<p>○ ひかり電話の接続料は、答申(案)P. 25のとおり、「相対取引で決まっているため、相手側事業者によって接続料水準が異なっており、公正競争上大きな問題となっている」状況であることから、「コストに適正利潤を加えた事業者間均一の接続料設定をするために、当該機能をアンバンドルすることは必要」です。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ ひかり電話網を新たに第一種指定電気通信設備に指定した上で、「コストに適正利潤を加えた事業者間均一の接続料設定をするために、当該機能をアンバンドルすることは必要」とする本答申(案)の内容は適切であると考えます。なお、弊社共では当該機能のアンバンドルについては少なくとも別添資料 1(省略)における「④IP 電話」に示すような内容を希望します。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ PSTN の移行を前提としたとき、IP 電話サービスのアンバンドルは必須であり、それ以外のアンバンドル化についても適切と考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>-</p>

<p>○ IP電話サービスに係る機能に関して、接続コストの透明化のため答申案のとおり、アンバンドルが必要と考えます。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p> <p>○ NGN の IP 電話サービス及びひかり電話網における IGS 接続と NGN の IP 電話サービスにおける IP-IP 接続に係る機能をアンバンドルすることが必要とする答申案に賛成いたします。</p> <p>また IP-IP 接続に関するアンバンドルにおける役務単位での更なるアンバンドルにより公正競争が担保されるよう適時適切に進めていくことが重要です。</p> <p>(TOKAI、ビック東海)</p> <p>○ NGNのIP電話サービスに係る機能およびひかり電話網とのIGS接続の形態のアンバンドルに関して、当社は賛成いたします。</p> <p>報告書案にもあるとおり、当社もIP-IP接続についてはアンバンドルの必要があると考えております。ついては、NTT東西と他事業者との公正競争確保の観点から、本件に関する早急な検討をお願いいたします。</p> <p>(STNet)</p> <p>○ NTT 東西の NGN における IP 電話サービスについてアンバンドル化して網使用料を規定することは、適正な網使用料の水準にて精算が行われることを意味するため、賛成する。</p> <p>(J:COM)</p>	
<p>意見45 IP電話サービス(IGS接続)の接続料については、現行のひかり電話の接続料の場合と同様、事業者間の協議により相対で接続料を設定することを認めることを要望。また、IP-IP接続については、少なくとも他事業者との接続が開始され、実際のトラフィックや利用形態等、IP-IP接続の現実的な姿が明らかになるまでの間は、アンバンドルの可否を判断することは時期尚早。</p>	<p>考え方45</p>
<p>○ 以下の観点から、IP電話サービス(IGS接続)の接続料については、現行のひかり電話の接続料の場合と同様、引き続き、事業者間の協議により相対で接続料を設定することを認めていただきたいと思います。</p> <p>① 現行のひかり電話の接続料は、「接続相手方の事業者が設定する接続料水準に合わせて</p>	<p>答申(案)に示したとおり、IP電話サービスの接続料(IGS接続)については、現在のひかり電話網では、NTT東西と接続事業者が、協議の上、相互の接続料を基本的に同額に設定していることから、接続事業者においては、IP電話サービスに係る機能の接続</p>

設定]しており、当社が任意に接続料を設定しているわけではないため、公正競争上の問題は無いこと。(別紙7:省略)

② IP電話サービス(IGS接続)の接続料を事業者均一とした場合、接続事業者の接続料が当該均一接続料を上回って設定されることも想定されますが、お互いのネットワークを利用しあうにもかかわらずこうした費用負担のバランスが崩れることは、競争中立的でないこと。

③ 先般、ソフトバンク殿が公表されたグループ内のIP電話と携帯電話との間のユーザ料金を無料とするプランは、会社間の接続料を相対で自由に設定可能であることにより提供できるものと想定されますが、当社のNGNについて事業者均一の接続料設定を義務付けられた場合、当社が各携帯電話事業者との間で同様の新サービスを実現することが困難となり、当社のNGNユーザの利便性を著しく損なうことになること。

仮に、コストに適正利潤を加えた事業者均一の接続料設定をするために、IP電話サービス(IGS接続)に係る機能をアンバンドルする場合には、少なくとも、接続事業者に対し引き続き同額で設定することが適当であることを明記していただきたいと考えます。

IP-IP接続については、先述のとおり、少なくとも他事業者との接続が開始され、実際のトラフィックや利用形態等、IP-IP接続の現実的な姿が明らかになるまでの間は、アンバンドルの要否を判断することは時期尚早であると考えます。

○ 「ひかり電話網の接続料は相対取引で決まっているため、相手側事業者によって接続料水準が異なっており、公正競争上大きな問題となっているとの意見が示されている」とありますが、現在のひかり電話の接続料については、相互補償的な考えに基づき、相手方事業者が設定する接続料と同水準とすることを基本に、各事業者と相対で決定しているに過ぎず、当該接続料が相対で決定されていることが公正競争を阻害するという他事業者の指摘は具体的に何を問題視されているのか全く理解できません。⇒ 別紙4参照(省略)

したがって、現在の接続料の決定方法に拠ることで、公正競争上の問題が具体的に明らかになるまでの間は、現状の運用(相対)を継続することとし、具体的な問題が生じた段階でアンバンドル等について検討すると整理すべきと考えます。

当社としては、むしろ、自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とするサービスを提供していながら、当社に対して、他の移動体事業者の網使用料に比して最も高い水準の網使用料を設定している移動体事業者の方が公正競争を阻害している可能性が高いと考えます(当該移動体事業者の公式ホームページによれば、自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とする一方で、自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料を頂けるので利益を出すことができると記載されていることに鑑みれば、自社内通話

料が設定された後も、この点に留意することが求められる。

また、既に地域IP網では、中継局接続に該当していたIPv6サービスはアンバンドルされた機能を用いて接続料を互いに支払ってサービス提供をしていたこと、またNTT東西のNGN間のIP電話サービスの提供は中継局接続の形態のみで行われることとなること、更に今後PSTNからIP網へとネットワーク構造が変化するに伴い、他事業者のネットワークとの接続も、IGS接続は減少し中継局接続が増えていくことが想定されること等にかんがみれば、中継局接続に係る機能はアンバンドルが必要になると考えられる。

<p>や自社グループ間通話の赤字を接続事業者が支払う接続料でもって補填されている懸念があります。 ⇒ 別紙5参照(省略)</p> <p>NGNのIP電話サービスに係る「IP-IP接続」についても、前述のとおり、他事業者のネットワークの詳細が明確でなく、標準化も途上であるため、基本的には事業者間の相対により決定すべき事項であり、現時点で事前規制を課すことは問題であると考えます。</p> <p>IP-IP接続においては、①お互いの網を利用されるお客様が相互に通信しあうため、一方向の通信に偏らないと想定され、②新しい品質確保型の大容量通信サービスについては、その利用動向を見極める必要がある等、接続事業者との間のトラフィック動向が不透明であり、また、接続形態や利用形態も未だ不透明であるため、③更に、接続料を設定し事業者間精算を行う際に必要となるトラフィック測定のための課金装置等も当社側だけでなく他事業者側でも準備する必要があるが、これについて双方ともに準備が整っていないため、現段階でIP-IP接続のアンバンドル/接続料設定を義務づけることは適切でなく、まして、08年度内等に将来原価方式により接続料を設定する等、具体的な接続料の設定に向けたスケジュールを整理することは適当でないと考えます。 ⇒ 別紙9参照(省略)</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見46 NGN との IP-IP 接続後も、NTT 固定電話加入者との通話を可能とするため、NGN 経由で固定電話網(PSTN)との接続(IGS 接続・GC 接続)も継続すべき。</p>	<p>考え方46</p>
<p>○ IP 電話サービスを提供する接続事業者においては、NGN との IP-IP 接続後も、NTT 固定電話加入者と通話するためには、固定電話網(PSTN)との接続(IGS 接続・GC 接続)も継続する必要があります。今後、PSTN から NGN への移行が進むものと考えられますが、PSTN 廃止までにはまだ相当の期間を要すると考えられるため、接続事業者の負担軽減の観点から、早急に NGN 経由で PSTN と接続(IGS 接続・GC 接続)できるようにすべきと考えます。</p> <p>(QTNet)</p>	<p>本件に係る接続事業者の要望については、情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会において、次世代IPネットワーク推進フォーラムと連携して検討が進められた「OAB～J番号を使用するIP電話の基本的事項に関する技術的条件」の検討結果と密接に関係するものであるが、同検討は、IP電話事業者同士のIP網を直接接続する形態及びIP電話事業者のIP網をPSTN網と直接接続する形態のみが前提となっているため、本件意見のようなIP電話事業者のIP網を介したPSTN網と他のIP電話事業者のIP網とを接続する形態については、今後の検討事項とされているところである。</p> <p>したがって、本意見については、IP網の混在する多段接続についての実現方式・品質基準等を含め、今後、次世代IPネットワーク推進フォーラム等の場において、必要に応じて、まずは関係事業者間で検討することが適当である。</p>

(3)イーサネットサービスに係る機能のアンバンドル

<p>意見47 イーサネットサービスに係る機能をアンバンドルすることが必要との答申(案)に賛同。また、県単位の網との接続機能をアンバンドルすることが必要。</p>	<p>考え方47</p>
<p>○ 答申(案)P. 27のとおり、「NTT東西が、従来の県域を越えた県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置を取ることが必要であり、競争事業者からアンバンドルの要望があれば、イーサネットサービスに係る機能のアンバンドルをすることが必要」です。</p> <p>またその際には、NTT東・西の県単位の網との接続機能をアンバンドルすることが必要であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ イーサネットサービスに関しては、本答申(案)において、「NTT東西が、従来の県域を越えた県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置を取ることが必要」とされており、公正競争条件確保の観点から、同サービスに係る機能のアンバンドルは最低限必要な措置と考えます。なお、弊社共では当該機能のアンバンドルにおいては「第3章次世代ネットワークの設備・機能の細分化(アンバンドル) 4. 標準的な接続箇所」についての意見でも述べますが、少なくとも別添資料1(省略)における「⑤イーサネット」に示すように既存のISP接続と同じビルで都道府県に1つ以上の接続点が設けられることが必要です。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>NTT東西においては、LAN型通信網との接続については、NTT東日本エリアで、東京都(白髭ビル)、群馬県(前橋下沖ビル)、NTT西日本エリアで、大阪府(大阪ビル)、愛知県(東海栄本ビル)に設置する予定としており、それ以外のビルでの接続は、他事業者と協議をした上で、トラフィック属性・トラフィック量・回線容量等を勘案して決定することとしている。</p> <p>なお、答申(案)に示したとおり、多種多様な事業者が様々な形態で接続を行い創意工夫を生かしたサービスを提供するためには、接続が容易な箇所にPOIが設置されることが望ましいことから、NTT東西においては、過度の経済的負担とならない限り、事業者の要望に応じて適時適切にPOIの設置を行うことが適当である。</p>
<p>意見48 NTT東西はLAN型通信網サービスを従来の地域電気通信業務を越えた県間で提供することとなり、県間サービス市場において大きな支配力を行使する懸念があることから、PVCタイプだけでなく、CUGタイプも接続料を設定し、その接続料は県内網、県間中継網双方に対して設定すべき。</p>	<p>考え方48</p>
<p>○ NTT東西はLAN型通信網サービスを従来の地域電気通信業務を越えた県間で提供することとなりますが、現在もボトルネック性を持つ加入者回線を利用して県域における同市場の圧倒的なシェアを保有していること、県間の広域イーサネットサービスの市場において競争関係にある他事業者においてもそのアクセス回線はNTT東西の役務または加入ダークファイバ等の設備を利用していることが非常に多いことを考えた場合、NTT東西が提供するLAN型通信網サービスは県間サービス市場においても大きな支配力を行使する懸念があります。よって</p> <p>①メガデータネットのPVCタイプに相当するポイント-ポイントタイプの機能について速やかにアンバンドルし接続料設定を行うこと。</p>	<p>CUGタイプは1対多数で利用する形態であることから、他事業者と相互接続したとしても、他事業者との間の通信とNTT東西網内に閉じた通信が混在することとなり、接続料設定のためには、他事業者の通信量を個別把握するシステムや課金装置が必要となる。</p> <p>現在、LAN型通信網は、そのような装置等を有しておらず、CUGタイプの接続料設定には、PVCタイプと比べても多額のシステム改修費用を要すること、また、現在、メガデータネットについて接続料が設定されているが、これも複数対地を前提とするCUGタイプではなく、単数対地を前提とするPVCタイプに関し設定されている</p>

<p>②CUG タイプに相当するマルチポイントタイプの機能についても、接続事業者の多様なサービス提供の可能性を阻害しないために接続料設定を行うべきであり、接続料設定を困難とする技術的な理由については詳細を明確にして内容を精査して判断していくこと。</p> <p>③接続料は県内網、県間中継網双方に対して設定し、ユーザが県内事業者、県間事業者を個別に選択できる仕組みを用意すること。 が必要と考えます。</p> <p>(TOKAI、ビック東海)</p>	<p>ものであること等から、現時点ではCUGタイプの接続料を設定することまでは必要ないと考えられる。</p>
<p>意見49 答申(案)において、イーサネットサービスの接続料化が 2009 年になることが示されているが、それまでの間、他事業者は、エンドエンド料金設定が行えず、NTT 東西のみが価格自由度を保有するため、NTT 東西による法人顧客の囲い込みのおそれがあり、公正な競争環境と言える状況にはないことから、イーサネットサービスの早期の接続料化が必要。</p>	<p>考え方49</p>
<p>○ 法人向けデータサービス市場におけるイーサネットサービスは厳しい競争環境下であり、ポトルネック設備を有する NTT 東西が優位な立場にあるのは個人向けサービス市場と同様である。</p> <p>本答申(案)において、イーサネットサービスの接続料金化が 2009 年になることが示されているが、それまでの間、他事業者は NGN に接続可能なものの、エンドエンド料金設定が行えず、NTT 東西のみが価格自由度を保有し、NTT 東西による法人顧客の囲い込みの恐れがあり、公正な競争環境と言える状況にはなく、イーサネットサービスにおいてもアンバンドルし早期の接続料金化が必須である。</p> <p>(HOTnet)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、イーサネットサービスに係る機能の接続料を設定するためには、少なくとも10億円程度の改修費用と1年程度の改修期間が必要となるとNTT東西からは聞いており、この期間を考慮すると、接続事業者の具体的な接続要望等を見極めた上で、2009年度内に実際費用方式で算定した接続料について接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。</p> <p>なお、商用開始後当分の間、接続料を相対取引で設定する場合も、コストベースを前提とすることが必要である。</p>
<p>意見50 イーサネットサービスのアンバンドルについては、需要数を含めた他事業者の具体的な要望や市場競争に与える影響等を十分見極めた上でその是非を判断すべき。</p>	<p>考え方50</p>
<p>○ イーサネットサービスの市場シェアは、NTT東：14.5%、NTT西：13.1%に対して、アンバンドルを要望しているKDDI殿のシェアは23.6%となっており(H18.9 末時点)、競争は十分に進展しております。</p> <p>また、イーサ装置の価格は1台当たり百万円から数百万円程度であり、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供しております。</p> <p>こうした点からすれば、他事業者は需要が密で採算が取れるエリアは自前で設備を構築し、需要が疎で自前で設備を構築するよりも借りる方が得なエリアだけ借りてサービスを提供するというクリームスキミング的な利用が太宗を占めるものと想定されます。</p>	<p>答申(案)に示したとおり、イーサネットサービスは、ユーザのネットワーク全体を単一の事業者が一括して提供することが望ましいという特性があること、また今後イーサネットサービスに係る需要が高速化することが想定されることにかんがみると、NTT東西が、従来の県域を越えた県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置が必要であり、競争事業者からの要望があれば、イーサネットサービスに係る機能のアンバンドルをすることが必要と考えられる。</p> <p>なお、実際費用方式で算定した接続料については、その設定に必要な改修作業をできる限り早期に終了させ、接続事業者の具体</p>

また、その接続料設定のために少なくとも10億円程度の改造費が必要となりますが、他事業者利用が進まなければその費用の大半を当社のお客様が負担することになります。こうした点を考慮せず「接続料原価に算入し接続事業者間で負担すれば良い」と結論付けることは、競争中立性の観点から問題であるばかりでなく、我が国産業全体の国際競争力向上の観点から低廉なネットワーク構築を目指すという国策にも反することになると考えます。

さらに、スタックテスト規制の中で接続料を設定することは、謂わばユーザ料金の下限値を競争事業者オープンにすることとなり、事業者間で熾烈な法人ユーザ獲得競争が繰り広げられている中で、大口ユーザをすべて競争事業者に奪われかねないことから、事実上法人市場から当社を撤退させるに等しいことになると考えます。

したがって、イーサネットサービスのアンバンドルについては、需要数を含めた他事業者の具体的な要望や市場競争に与える影響等を十分見極めた上でその是非を判断すべきであると考えます。(別紙10:省略)

(NTT東日本)

○ 当社のイーササービスについて、以下の理由により、アンバンドル／接続料設定を義務づけることは適当でないと考えます。少なくとも、漠然とした利用要望ではなく、具体的な実需要を示していただくことが最低限必要であると考えます。

- ① 他事業者は、当社又は電力系事業者殿から光ファイバを借りて、1台あたり百万円～数百万円程度に過ぎない自前イーサ装置を当社ビル等にコロケーションすれば、当社のイーササービスと同等のサービスを提供可能である。⇒ 別紙10参照
- ② その結果、イーササービスの市場シェアを見ると、当社が13.1%、NTT東日本が14.5%であるのに対し、アンバンドルを要望されているKDDI殿のシェアが23.6%となっており、競争は十分に進展している。
- ③ イーササービス市場には、電力系事業者殿をはじめ多数の事業者が参入し、熾烈なユーザ獲得競争を展開している中、当社だけがイーササービスの接続料設定を強いられ、サービス原価を他事業者オープンにするよう強いられた場合、当社は競争上著しい不利益を被ることになる。
- ④ イーササービスのアンバンドルを要望されているKDDI殿は、需要密度が高い都市部エリアを中心に既にサービスを自前提供されており、実際、お客様からKDDI殿に対し、IP-VPN等の足回り回線としてイーササービスを提供してほしいとの実需要があれば、KDDI殿がイーササービスを自前提供されるケースも少なくないと考えられるため、需要が疎で自前設備を構築するよりも当社設備を借りる方が得なエリアのみで、当社設備を借りてサ

的な接続要望等を見極めた上で、2009年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。

<p>ービス提供されることになることも考えられる(クリームスキミングが生じる。)</p> <p>⑤ 巨額の実用システム等改造費用をかければ、PVCメニューを提供することも技術的には可能(オペレーションシステム等が改造されるまでの間は、接続料を相対取引で設定することを含め、PVCメニューの提供を設定すること自体、技術的に不可能)ですが、当社が多額の費用をかけて開発等しても、PVCメニューの利用需要が疎のエリアに止まれば、低廉なネットワーク構築に支障を来す可能性が高いと考えられる。</p> <p>⑥ 当社のイーササービスの提供形態は通常の企業ネットワークの形態であるP-MP通信を念頭に置いたものとなっており、相互接続通信のためにPVCメニューを設けた場合、P-MP通信の場合はネットワーク全体で1ユーザごとに1のVLAN ID利用で足りたものが、PVCメニューでは1回線ごとに1のVLAN IDを消費することになり、VLAN ID枯渇しやすくなること</p> <p>P-MP通信の場合はイーサ網内において最適経路で通信可能なものが、PVCメニューを用いた相互接続通信が増えると、相互接続点を折り返す通信が増加することになるため、イーサ網内を流通するトラフィックが増加すること等によってイーサ網の設備増強が頻繁に必要になる等、コスト増や追加構築したイーサ網への既存ユーザの収容替え等によるお客様の利便性低下に繋がることも考えられるため、PVCメニューの提供によって、当社のイーササービスの提供が不効率になると懸念される。</p> <p>なお、利用者料金の設定権については、事業者間協議に委ねられている事項であることから、当事者間の合意に基づき、利用者料金を「ぶつぎり」設定とすることは当然可能と考えています。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
---	--

(4)帯域制御機能等のアンバンドル

<p>意見51 帯域制御機能等については、NGNが実装する機能であれば、適時適切にアンバンドルの要否を検討することが必要との答申(案)の考え方に賛同。</p>	<p>考え方51</p>
<p>○ 「(4)帯域制御機能等」については、答申(案)P. 29のとおり、「NGNが実装する機能であれば、適時適切にアンバンドルの要否を検討することが必要」であると考えます。その際、関係事業者間で技術的条件等の検討を十分行うことが必要です。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 帯域制御、課金、認証等の NGN が保有する機能については競争事業者等が機能単位に自由に組み合わせて利用できるような提供が必要であり、プラットフォームレイヤー</p>	<p>—</p>

<p>がオープン化された上でのアンバンドルされた機能の提供が必要になります。答申案において NGN に未実装または検討時期に達しない機能に関してのアンバンドル要否の検討が現実的でないとする点には賛成いたしますが、競争セーフガード内で機能のアンバンドル要否を適切な時期で検証するように配慮することが重要です。アンバンドル要否の検討が遅れることにより、NTT 東西のサービスが開始されて飛躍的にシェアが拡大した場合には、他事業者による創意工夫の余地が封殺されることになりかねないことが懸念されます。アンバンドルの要否の検討は、適時に適切な機能について行われることを希望いたします。</p> <p>(TOKAI、ビック東海)</p> <p>○ NGN では収容ルータと SIP サーバにより帯域制御機能が提供される予定であり、回線認証機能も通信制御機能と一体として提供されることとなっている。</p> <p>これらの機能は NGN の特徴的・かつ優位性のある機能であり、これがアンバンドルされ他事業者からのこれら機能の利用が可能となる事により、NGN の利活用促進と多種多様なサービスの提供が実現すると考える。このためには、次項「3. 機能の段階的発展等への対応」が確実に行われることが必要である。</p> <p>(HOTnet)</p>	
<p>意見52 NTT 東西の利用部門と接続事業者間での同等性を確保し、両者間の競争を促進することが多様なサービスを生み出し利用者利便の向上につながることから、現時点で可能な限りアンバンドルを行っておく必要があるとともに、現時点において NGN を構成する設備がそれぞれ具体的にどのような機能を有しているかが不明であること等から、本答申(案)P29 の記述について、以下のとおり修正することを要望。</p> <p>(修正案)</p> <p>この点、競争事業者からは、帯域制御機能や認証・課金機能についてアンバンドルを求める意見は示されていることから、サービス開始当初から可能な限りアンバンドルを行えるようにすることが必要と考えられる。なお、接続事業者において今後NGNにおけるサービス提供形態や接続ニーズをより具体的に検討するためにも、NTT東西においては、NGNにおけるネットワーク構成について、ITU-Tや3GPPで用いられるようなアーキテクチャ図とその図に示される各機能がNGNを構成するどの設備に対応しているかが明確となる論理構成図の形式にて早期に公表する等、さらなる情報開示を行うことが必要と考えられる。</p>	<p>考え方52</p>
<p>○ 本答申(案)において、「今後機能追加され段階的に発展していくネットワークであることにかんがみれば、未だ具体的なサービス提供形態や接続ニーズ等が明確でない段階でアンバンドルの要否を判断することは、将来現れるサービスの芽を事前に摘むことになりかねない</p>	<p>答申(案)に示したとおり、帯域制御機能や認証・課金機能については、例えば、転送機能とは切り離して帯域制御機能等をどのように利用してサービス提供することを想定しているのが明確で</p>

ので抑制的に対応することが必要」とされていますが、前述のとおり、接続事業者が希望した時点で迅速かつ円滑に接続が開始可能な状況にしておくことこそ、NTT 東西利用部門と接続事業者間での同等性を確保し、両者間の競争を促進することにつながるものと考えます。その結果、多様なサービスが生み出され利用者利便の向上につながることから、現時点で可能な限りアンバンドルを行っておく必要があると考えます。

また、「具体的なサービス提供形態や接続ニーズ等が明確でない」とありますが、弊社共は本意見書において具体的なアンバンドル形態を要望していますので、NTT-NGN 提供開始当初より対応して頂きたいと考えます。なお、本答申(案)P21 に「一の設備を複数の機能にアンバンドルするなど、設備面だけでなく、機能面に着目したアンバンドルの検討が必要」と記述されているように、サービス提供形態や接続ニーズ等を想定の上、アンバンドルすべき機能についてさらに詳細な検討を行うにあたっては、現時点において NGN を構成する設備がそれぞれ具体的にどのような機能を有しているかが不明である等、NTT 東西から提供される情報が不足していることから、NTT 東西は NTT-NGN に係るより詳細な情報を早期に開示すべきです。具体的には、少なくとも NTT-NGN のネットワーク構成については、本答申(案)P.1 における【図 1:NGN 等の設備構成】のような簡略化されたものではなく、ITU-T や 3GPP で用いられているようなアーキテクチャ図と、その図に示される各機能が NTT-NGN を構成するどの設備に対応しているかが明確となる論理構成図を公表して頂きたいと考えます。

以上のことから、本答申(案)P29 の記述について、以下のとおり修正することを要望します。

(原案)

この点、競争事業者からは、帯域制御機能や認証・課金機能についてアンバンドルを求める意見は示されているものの、例えば、NGNの転送機能とは切り離して、帯域制御機能等をどのように利用してサービス提供することを想定しているのかが明確ではないので、技術的な実現可能性を含めたアンバンドルの要否が判断できない状況にある。前述したように、NGNは、今後機能追加され段階的に発展していくネットワークであることにかんがみれば、未だ具体的なサービス提供形態や接続ニーズ等が明確でない段階でアンバンドルの要否を判断することは、将来現れるサービスの芽を事前に摘むことになりかねないので抑制的に対応することが必要である。

(修正案)

この点、競争事業者からは、帯域制御機能や認証・課金機能についてアンバンドルを求める意見は示されていることから、サービス開始当初から可能な限りアンバンドルを行えるよう

はないので、技術的な実現可能性を含めた判断をするまでの熟度が高まっていないことから、現時点でのアンバンドルの要否の判断は時期尚早である。

なお、これらの機能を用いたサービスは、今後サービス競争上重要性を増していくと考えられることから、NGNが実装する機能であれば、適時適切にアンバンドルの要否を検討することが必要となる。

また、接続事業者においてアンバンドルすべき機能を検討するに際しては、NTT東西による事前の情報提供が重要であることから、答申(案)では、事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件(平成13年総務省告示第395号。以下「情報開示告示」という。)の改正をすることが適当としたところである。

さらに、NGNの利活用を促進し多種多様なサービスが提供されることが利用者利便の向上を図る観点から望ましいことから、NTT東西においては、他事業者がNGNを活用したサービス提供を行うために必要な情報は、他事業者の要望を踏まえ、できる限り開示するように努めることが適当である。

にすることが必要と考えられる。なお、接続事業者において今後NGNにおけるサービス提供形態や接続ニーズをより具体的に検討するためにも、NTT東西においては、NGNにおけるネットワーク構成について、ITU-Tや3GPPで用いられるようなアーキテクチャ図とその図に示される各機能がNGNを構成するとの設備に対応しているかが明確となる論理構成図の形式にて早期に公表する等、さらなる情報開示を行うことが必要と考えられる。

また、弊社共では帯域制御機能に関し、2008年中を目途に以下に示す内容の実現を希望します(別添資料1における「⑥-1 映像系(NGN→接続事業者)」及び「⑥-2 映像系(接続事業者→NGN)」も参照願います)。

- 「接続事業者に接続したコンテンツ配信事業者が、接続事業者とNTT東西とのNNI接続を經由し、NTT東西のユーザ向けに行うマルチキャスト配信/ユニキャスト配信」、および「NTT東西に接続したコンテンツ配信事業者が、接続事業者とNTT東西とのNNI接続を經由し、接続事業者のユーザ向けに行うマルチキャスト配信/ユニキャスト配信」を実現可能とすること。
- NTT東西は、NNI/SNIの各接続点において、ユニキャスト配信トラフィックを優先制御するための方法として、NTT東西のSIPを使用する方法に加え、IPTVフォーラムで国内標準化が進められている仕様やITU-TでNGN Non-IMS IPTV architectureとして勧告化が進められている仕様に基づいたNTT東西のSIPを使用しない方法も準備し、接続事業者との接続に支障を及ぼすものとならないことを確保すること。

NTT-NGNのアンバンドルに係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見も参照願います。

■前回提案書(再掲)

- ・ 大前提として、NTT-NGNと接続事業者の次世代ネットワークの網制御機能を相互接続するためには、網制御情報ならびに、プロビジョニング情報等を交換するための、SIP/SDP、SOAP/XML インタフェース等が十分に開示される必要があります。仮に、これらの情報が開示されなければ、NTT-NGNとの相互接続は実質的に不可能となります。
- ・ 既存ネットワークでは、これら接続条件が細部においてNTT独自のものとなり、それらが「日本標準」として海外メーカーの参入機会を奪うとともに、国産メーカーの海外進出を難しくしており、これら接続条件を明確にすることが必要であると考えます。
- ・ 2①で前述したとおり、IP網においては、設備毎のアンバンドルに加えて、機能別のアンバンドルを実現可能とすべきです。例えば、NTT東西のユーザが接続事業者の各種アプリケーションサービスを利用可能とする等、小規模事業者が自由に事業を展開することが可

<p>能となるよう、QoS 確保のための各種機能(アドミッションコントロール、優先制御、帯域制御等)、セキュリティ確保機能(認証、暗号化等)、課金機能等をアンバンドル単位として設定することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、接続事業者が NTT-NGN のユーザ向けに直接サービス提供を行おうとする場合、サービスエッジにおける事業者振り分け機能や、SIP や SDP を用いない帯域制御機能(現行のフィールドトライアルの仕様に規定されている「インタラクティブ通信」以外のもの)をアンバンドル単位として設定することが必要です。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見53 IP-IP接続に係る機能を早急にアンバンドル化すべき。</p>	<p>考え方53</p>
<p>○ 帯域制御機能等を利用した具体的サービスとして、接続事業者が自らの IP 加入電話機能とアンバンドル化された帯域制御機能等を IP-IP 接続することによって、エンドエンド間の通信品質が確保された 0AB～JIP 電話サービスが考えられます。</p> <p>当サービスの早期提供また更に市場を活性化していくためにも当該機能を早急にアンバンドル化すべきです。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>答申(案)では、ご意見のとおり、中継局接続に係る機能はアンバンドルすることが必要としている。</p>
<p>意見54 コア網・アクセス網・アプリケーション・レイヤの単位でのアンバンドルは必須であり、更に帯域制御・認証・課金等の各機能のアンバンドルを行うとともに、そのプラットフォーム機能を利用する上で必要な情報開示を十分に行うべき。</p>	<p>考え方54</p>
<p>○ 利用者の利便性の向上と情報産業の発展促進のため、接続事業者が多様なビジネスモデルで参入できる環境を整備していくことが必要である。そのためにはコア網・アクセス網・アプリケーション・レイヤの単位でのアンバンドルは必須であり、更に帯域制御・認証・課金・等の各機能のアンバンドルを行い、そのプラットフォーム機能を利用する上で必要な情報開示が十分に行われる必要がある。</p> <p>(アッカ・ネットワークス)</p> <p>○ NGN を利用して各種新サービスを提供する上で重要な機能となる「課金・認証機能」について、アンバンドルを是非積極的に検討いただきたい。</p> <p>アンバンドルがなされた上で、該当機能を利用した新サービスの検討を開始する事業者がいることが予想されるため、サービス競争促進の観点からも各種機能における積極的なアンバンドルは必要と考える。</p>	<p>答申(案)に示したとおり、帯域制御機能や認証・課金機能については、例えば、転送機能とは切り離して帯域制御機能等をどのように利用してサービス提供することを想定しているのかが明確ではないので、技術的な実現可能性を含めた判断をするまでの熟度が高まっていないことから、現時点でのアンバンドルの要否の判断は時期尚早としたところである。</p> <p>なお、これらの機能を用いたサービスは、今後サービス競争上重要性を増していくと考えられることから、NGNが実装する機能であれば、適時適切にアンバンドルの要否を検討することが必要となる。</p> <p>また、接続事業者においてアンバンドルすべき機能を検討するに際しては、NTT東西による事前の情報提供が重要であることから、答申(案)では、原則として事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示の改正をすることが適当とし</p>

(J:COM)	たところである。 更に、NGNの利活用を促進し多種多様なサービスが提供されることが利用者利便の向上を図る観点から望ましいことから、NTT東西においては、他事業者がNGNを活用したサービス提供を行うために必要な情報は、他事業者の要望を踏まえ、できる限り開示するように努めることが適当である。
意見55 サービス制御機能を利用するための水平的な接続が、FVNOが次世代ネットワークを利用するときの接続方式として競争促進の観点から最も望ましく、その実現に向け早急に接続ルールを整備することを要望。	考え方55
<p>○ 当協会は、“設備を保有しない事業者”が、次世代ネットワークを利用して上位レイヤのサービス提供を行うための接続形態として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① サービス制御機能を利用するための垂直的な接続 ② サービス制御機能を利用するための水平的な接続 ③ 転送機能を利用するための垂直的な接続 <p>を提案し、“これら①②③の接続を可能にするための機能”のアンバンドルを要望しました。</p> <p>これについて答申案では、『帯域制御機能や認証・課金機能についてアンバンドルを求める意見は示されているものの、例えば、NGNの転送機能とは切り離して、帯域制御機能等をどのように利用してサービス提供することを想定しているのかが明確ではないので、技術的な実現可能性を含めたアンバンドルの要否が判断できない状況』(第3章第2項(4)2)第3段落)とされていますが、この点について当協会の提案を補足させて頂きたく、意見を提出します。</p> <p>先に述べました通り、当協会は、“設備を保有しない事業者(FVNO)”が次世代ネットワークを利用してサービス提供を行う接続形態として3つの接続形態を要望しております。</p> <p>このうち、形態②の「サービス制御機能を利用するための水平的な接続」は、他事業者接続ルータと他事業者網を接続する場合の一形態(制御信号だけをやり取りする形態)であり、技術的には商用サービスで提供予定の NNI で実現可能と考えておりますが、FVNO が次世代ネットワークを利用する場合の接続ルールを新たに整備する必要があります。</p> <p>当協会としては、“上記の接続形態の中で形態②による接続が、設備を保有しない事業者(FVNO)”が次世代ネットワークを利用するときの接続方式として競争促進の観点から最も望ましいと考えておりますので、その実現に向けて早急に接続ルールを整備して頂きたく要望します。【補足資料参照(省略)】</p> <p>(テレサ協)</p>	<p>本意見については、まずは、接続事業者において具体的な実需要に基づく要望内容を明らかにした上で、必要に応じて、NTT東西に対して協議を申し入れることが適当である。</p>
意見56 答申(案)に記載のとおり、回線認証機能や帯域制御機能等について、他事業者が	考え方56

<p>当該機能を具体的にどのように利用してサービス提供するのか明確でない現段階で、アンバンドルの可否を判断することは時期尚早。</p>	
<p>○ 答申案に記載されているとおり、現時点でNGNが実装していない機能についてアンバンドルを求めることは現実的ではありません。</p> <p>また、回線認証機能や帯域制御機能等について、他事業者がこれら機能を具体的にどのように利用してサービス提供するのか明確でない現段階で、アンバンドルの可否を判断することは時期尚早と考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 現時点における当社の次世代ネットワークに実装されていない機能のアンバンドルが求められることがないことは当然であると考えます。</p> <p>また、当社の次世代ネットワークは、ネットワーク全体として機能するものであり、回線認証機能・セッション制御機能・品質制御機能は、PSTN網の交換機のように単独で機能するものではありません。現行の地域IP網においても、ルータだけの細分化(アンバンドル)は行われておらず、ネットワーク全体として提供する形態しか存在していません。</p> <p>前述のとおり、当社の次世代ネットワークは、既存の地域IP網・ひかり電話網を大容量化・高度化していくものであり、既存のPSTN網と別に構築していくものであるため、当社のPSTN網が求められていたのと同様の「設備」の細分化(アンバンドル)を求めることは適当ではありません。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>—</p>

3. 機能の段階的発展等への対応

<p>意見57 現時点でその具体的なサービス提供形態等が明確でない機能や現在実装されていない機能であっても、今後の技術革新やサービス競争の進展等の環境変化に応じて、適時適切にアンバンドルがなされないと、他事業者がNTT東西と同様のサービスを提供することができなくなり、公正な競争環境を確保することが困難となるとする答申(案)の考え方に賛同。</p>	<p>考え方57</p>
<p>○ 答申(案)に賛同致します。</p> <p>現時点では、必要となる NTT 東・西の NGN との接続形態や、アンバンドル機能を、予め全て提示することは困難です。答申(案)P. 29のとおり、「現時点でその具体的なサービス提供形態等が明確でない機能や現在実装されていない機能であっても、今後の技術革新やサービス競争の進展等の環境変化に応じて、適時適切にアンバンドルがなされないと、他事</p>	<p>—</p>

業者がNTT東西と同様のサービスを提供することができなくなり、公正な競争環境を確保することが困難となることとなる。」と考えます。

また将来、NTT東・西及びNTTコミュニケーションズ株式会社(以下「NTTコム」)が既存電話サービスについてPSTNからNGNへの移行を進める際には、競争事業者もNTT東・西、NTTコムに対抗可能な条件でNGNを利用できることが必要です。答申(案)のとおり、「PSTNからIP網へのマイグレーションの進展を見据えると、現在、PSTNでアンバンドルされている機能と同様の機能について、NGNでもアンバンドルを求める要望が、その具体的・現実的なサービス提供形態や接続形態と併せて多数出てくる」ことが想定されます。その際には、接続事業者の要望を踏まえ、例えばトランスポートストラタムでの接続等、公正競争が担保されるよう実現手段を検討することが必要です。

(KDDI)

- 今後の技術標準化や市場動向等によって次世代ネットワークの機能が段階的に追加されていくことを考えた場合、公正競争環境を確保するためには、追加される設備、機能については都度、個別に検証を行ってアンバンドル単位を決定することが必要です。またある時点で特定の機能が追加されたことにより、従前のアンバンドル体系の見直しが必要になることも想定されるため、追加対象の機能に限定せずに幅広く検討を行うことが必要であると考えます。技術の進化に対して速やかに対応するために「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」を改定することが必要と考えます。

(TOKAI、ビック東海)

- 段階的に発展した新機能についても利用者利便向上及び公正競争確保のためには、適時適切にアンバンドルする必要がある。

(アッカ・ネットワークス)

- 『今後、NGN の稼動に伴い、新たな機能の追加が想定されること等を踏まえれば、アンバンドルの要否もその検討対象にするように、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」を改定することが適当』(第3章3の4段落目)に賛成します。

(テレサ協)

<p>○ 答申(案)にあるとおり、毎年度適正性を検証するため、アンバンドルの要否を競争セーフガード制度における検証対象にするよう「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」を改正することについて賛成する。</p> <p>(HOTnet)</p> <p>○ 今後 NGN に新たな機能が追加された場合にも、NTT 東西と同様のサービスを他事業者が提供可能となるような公正競争環境を確保することが必要と考えており、答申(案)のとおり、アンバンドルの要否について、競争セーフガード制度における検証対象に加え、毎年度適正性を検証することに賛成します。</p> <p>(QTNet)</p> <p>○ アンバンドル検討について競争セーフガード制度に組み入れて検討するという意見に賛成する。</p> <p>なお、具体的な利用形態が明確でない機能、未実装の機能についてアンバンドル対象から外れているが、今後アンバンドルがなされないと公正競争の確保が困難となることが予想される設備については、提供が本格化する前のアンバンドル検討も必要と考える。</p> <p>(J:COM)</p>	
<p>意見58 競争セーフガード制度における定期的な検証のタイミング以外においても、接続事業者の要望に応じて随時アンバンドル機能の追加が行われるべきであり、当該設備・機能を利用した商用サービス開始時期の調整等といった各種手続について、接続事業者の希望するスケジュールでの接続を可能とするために必要な項目とその手続期限を明確化する等、具体的なルール整備が必要。</p>	<p>考え方58</p>
<p>○ アンバンドル対象となる機能の追加を行うに際しては、議論が徒に長期化することを避けるため、具体的なスケジュールを作成し、進捗管理を行うべきです。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 答申(案)において、「今後の技術革新やサービス競争の進展等の環境変化に応じて、適時適切にアンバンドルがなされないと、接続事業者がNTT東西利用部門と同様のサービスを提供することができなくなり、公正な競争環境を確保することが困難となることとなる」とあり、NTT 東西と接続事業者とが時期を同じくして新規機能を利用したサービス提供を</p>	<p>答申(案)に示したとおり、接続事業者においてアンバンドルすべき機能を検討するに際しては、NTT東西による事前の情報提供が重要であることから、原則として事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示の改正をすることが適当である。</p> <p>これらにより提供される情報等に基づきアンバンドルすべき機能があれば、競争セーフガード制度における定期的な検証の機会にとらわれずに、適時適切にアンバンドルをすることが必要であることは当然である。</p>

可能とするためにも、適時適切なアンバンドルは不可欠です。この観点から、アンバンドル機能の追加の必要性を検証対象とすべく、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」を改定することは適切と考えますが、本答申(案)にあるように、「競争事業者が NTT 東西と同様のサービスを提供可能な環境を遅滞なく整備しサービス競争の促進を図る」ためには、競争セーフガード制度における定期的な検証のタイミング以外でも、当然ながら接続事業者の要望に応じて随時アンバンドル機能の追加が行われるべきであり、NTT 東西及び接続事業者の当該設備・機能を利用した商用サービス開始時期の調整等といった各種手続きについて、接続事業者の希望するスケジュールでの接続を可能とするために必要な項目とその手続期限を明確化する等、具体的なルール整備が必要と考えます。

本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。

■前回提案書(再掲)

- ・ NTT-NGN における今後の機能追加に際しては、公正競争を確保し、NTT 東西と接続事業者とが時期を同じくして新規機能を利用したサービス提供が行えるよう、適時適切なアンバンドルを実施する必要があります。そのための方策としては、まず第一に NTT-NGN を第一種指定電気通信設備に指定した上で、事業法第 36 条第 2 項及び事業法施行規則第 24 条に規定される網機能提供計画の届出のルールを適用し、機能追加時におけるアンバンドルの単位等の情報開示を行わせる必要があります。なお、情報開示に係る詳細については、「4(1)接続に関する同等性」にて後述します。また、今後の機能追加におけるアンバンドルに関しても、2①で述べた基本的考え方が適用されてしかるべきです。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- NGN で実装されている帯域制御機能等については、他事業者におけるサービス形態などが明確になっていないことからアンバンドルの必要性はないと判断されているが、今後の急激な環境変化による機能の追加や明確化によって様々なアンバンドルの要望も出るものと考えられることから、年1回の競争セーフガード制度だけではなく、機能の追加や変更の都度などの環境変化に対応した短いスパンでの見直しが必要である。その際、アンバンドルが必要かどうかについて、接続事業者の意見が十分に反映されることが必要である。

また、機能の段階的な発展において、公正競争を確保するためには、新たな機能等の情報を NTT 東西の利用部門と接続事業者が同等に得ることが重要である。このため、網機能提供計画の開示だけではなく、機能追加の検討段階などにおいてもその情報を開示し、接続事業者の希望に応じて機能試験、接続試験などが可能となる措置を行なう必要がある。

なお、現時点において、アンバンドル機能の追加の際に必要な手続をルール化することまでは必要ないと考えられるが、総務省においては、今後のアンバンドル機能が追加・廃止されるプロセスが積み重ねられる中で、ルール化が必要と考えられる手続等が生じれば、適宜対応していくことが適当である。

(HOTnet)	
意見59 NGNのアンバンドルに際しては、適正な接続料の設定に加え、技術的条件の整備が必要。インターフェース条件がNTT東西の独自仕様となることによって、競争事業者がNTT東西と同等のサービスを提供することに支障が生じないように、競争事業者と十分に協議して標準化を実施すべき。	考え方59
<p>○ ボトルネック設備である固定系加入者回線と一体として設置されるNGNのアンバンドルに際しては、適正な接続料の設定に加えて、技術的条件の整備が必要です。</p> <p>インターフェース条件をNTT東・西独自仕様とするが故に、競争事業者がNTT東・西と同等のサービスを提供するために必要な期間及び費用が増大する等の事態が発生することがあれば、電気通信業界全体の損失となり、ひいてはお客様利便を損ないます。</p> <p>したがってNTT東・西は、準拠する標準の選定、または標準化そのものを、競争事業者と十分に協議して実施すべきです。さらに、実装条件も含めた詳細なインターフェース条件等(例:品質クラス、QoS制御、コーデック、IP電話の接続呼種・接続仕様)を整え、競争事業者と情報を共有し、円滑な接続を推進すべきであると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、例えば、NTT東西間のネットワーク同士の接続など、特定の事業者網との接続においてのみ利便性を有するネットワーク構築をすることがないように留意することが必要であり、NTT東西においては、競争事業者の円滑な接続を確保する観点から、電気通信事業者との相互接続に支障を及ぼさないようにインターフェース条件の開示等にできる限り努めることが適当である。</p> <p>なお、NGNの活用業務の認可に際しては、電気通信事業における公正競争確保等の観点から8項目の条件を付したが、その条件の一つとして、NTT東西間の通信手順その他の技術的条件に関する取決めが、それ以外の電気通信事業者との相互接続に支障を及ぼすものとならないことを確保することが規定されている。</p>
意見60 上位レイヤでの制御機能について、今後都度の検討において適切にアンバンドルの判断を行うことを要望するとともに、NTT 東西が提供する帯域制御機能等やサービスが他の接続事業者と比較して、NGN の仕様に紐付いた優位性を持たないよう、イコールフットイングが十分に図られるべき。	考え方60
<p>○ インフラ部分はもとより、上位レイヤでの制御機能については、今後都度の検討において適切にアンバンドルの判断がなされることを希望します。</p> <p>また、NTT 東西が提供する帯域制御機能等やサービスが、他の接続事業者の提供する機能・サービスと比較して、NGN の仕様に紐付いた優位性を持たないよう、イコールフットイングが十分に図られるべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、NGN固有の機能を用いたサービスが、今後サービス競争上重要性を増していくと考えられることから、SNIの外にある機能か、それともNGNが実装する機能であるかについて検証した上で、NGNが実装する機能であれば、適時適切にアンバンドルの要否を検討することが必要となる。</p> <p>また、競争事業者が、NGNを利用して創意工夫を活かした多種多様なサービスを提供するためには、NTT東西の利用部門と接続事業者との間等で同等性が確保されることが重要であることから、NTT東西においては、特定の事業者網との接続においてのみ利便性を有するネットワークを構築することがないように留意することが必要である。</p>

<p>意見61 アンバンドルに伴う網改造費が高いと追加機能が利用されない結果となるので、網改造に至るプロセスとアンバンドルの検討の関係も考慮の上、競争セーフガード制度の運用に関するガイドラインを改定することを要望。</p>	<p>考え方61</p>
<p>○ 追加される機能がアンバンドル化されたとしても、それに伴う網改造費が高ければ追加機能が利用されない結果になることも予想されます。 追加機能の設計段階で他事業者の要望を取り込むことにより網改造費を削減することも可能と考えられますので、網改造に至るプロセスとアンバンドルの検討の関係も考慮してガイドラインを改定いただきたく要望します。</p> <p>(テレサ協)</p>	<p>多種多様な形態によるNGNの利活用を促進するためには、アンバンドルに伴う網改造費をできる限り削減し接続料の低廉化につなげることが重要であることから、NTT東西においては、新たな機能追加に係る情報提供を原則として事前の合理的な時期に行うとともに、網改造の過程において、他事業者の要望が反映可能な点についてはできる限り反映するように努めることが適当である。</p>
<p>意見62 次世代ネットワークは、既存の地域IP網・ひかり電話網を大容量化・高度化していくものであり、既存のPSTN網と別に構築していくものであるため、当社のPSTN網が求められていたのと同様の「設備」の細分化(アンバンドル)を求めることは不適当。</p>	<p>考え方62</p>
<p>○ 競争事業者がNTT東西と同様なサービスを提供していかなばならないという発想は、本来の競争とはいえず、アンバンドルなしで各事業者のサービス競争に委ねるべきであると考えます。</p> <p>(日本アイテック)</p> <p>○ 当社の次世代ネットワークは、既存の地域IP網・ひかり電話網を大容量化・高度化していくものであり、既存のPSTN網と別に構築していくものであるため、当社のPSTN網が求められていたのと同様の「設備」の細分化(アンバンドル)を求めることは適当ではありません。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>(考え方30に同じ)</p>

4. 標準的な接続箇所

<p>意見63 事業者の要望に応じて適時適切にPOIの設置を行うことが適当とする答申(案)の考え方に賛同。</p>	<p>考え方63</p>
<p>○ 答申(案)に賛同致します。 平成11年のサービス開始当初の地域IP網(試験サービス)と当社網との接続において、接続箇所としてNTT東・西局内を当社から要望したところ、協議が難航し当社は他社より4～5ヶ月遅れて接続を開始した事例があります。本件について、NTT東・西は「KDDI殿から指摘があった事例は、KDDI殿が他事業者とは異なる独自形態での接続を要望されたため、特別な準備等に時間を要し、KDDI殿とKDDI殿以外の他事業者様との間で接続開始までの期</p>	<p>-</p>

間に差異が生じたに過ぎません。(平成19年9月14日 競争セーフガード制度の運用に関する再意見書)」等と主張されています。

しかしながら、局内接続のインターフェース種別は、平成12年4月の地域IP網(試験サービス)に関するNTT東・西説明会の時点では、標準的な接続箇所として追加されています。当社はNTT東・西局舎内にコロケーション設備を持つ第一種電気通信事業者(当時)として通常想定される接続形態を要望したに過ぎず、問題はNTT東・西が第二種電気通信事業者(当時)であるISPとの接続形態(NTT東・西の専用線を用いる接続形態)しか準備していなかったことにあると考えられます。ボトルネック設備である固定系加入者回線と一体として設置されるNGNにおいては、同様の事例が発生することのないよう、答申(案)P. 31のとおり、「1996年答申において、接続約款の認可基準の考え方として、『技術的に接続可能なすべての第一種指定電気通信設備上のポイントにおける接続が提供されること』とされていることも踏まえ」、「事業者の要望に応じて適時適切にPOIの設置を行うことが適当」であると考えます。

なお、フレッツサービス、イーサネットサービスともに、例えば各県毎にPOIを設置し県単位の網との接続を可能とする等、NTT東・西と競争可能な条件の整備が必要です。

(KDDI)

- 既存の電話網においては、接続事業者等の要望によって GC 接続・ZC 接続等の多様な階梯、地域での接続点が確保された結果、競争が進展し、ユーザ利便が向上してきたという歴史があり、これらの経緯を踏まえれば、本答申(案)における「現行の接続ルールを審議した1996年答申において、接続約款の認可基準の考え方として、『技術的に接続可能なすべての第一種指定電気通信設備上のポイントにおける接続が提供されること』とされていることも踏まえ、NTT東西においては、過度の経済的負担とならない限り、事業者の要望に応じて適時適切にPOIの設置を行うことが適当である」という記述は適切であると考えます。

なお、本答申(案)における「過度の経済的負担」を考えるにあたっては、固定電話網とNTT-NGN とでは、ネットワークの性質及び構築の経緯等に差異があることに留意する必要があります。固定電話では、NTT の再編に際して、中継交換機と関門交換機の機能が混在しているなどのケースがあったため、NTT 地域会社と長距離会社にネットワークを分割する際に同等性を確保するまでの期間と網改造費用を要する等の手戻りや過大な費用が発生することがありましたが、この点、NTT-NGN は新たに構築する網であり、また、NTT 東西はNGN 活用業務認可申請において県間中継事業者を選定する前提としていることから、もとより各県に相互接続点をすでに有しているものであると考えます。よって、少なくとも県レベルでの相互接続点設置に関しては、接続料設定に算入されるような追加的な投資や改造費用

は発生せず、NTT 東西にとって「過度の経済的負担」となり得ないものであると考えます。

また、NTT 三浦社長が「NGNについては、～(略)～ 今、商用化に向けてネットワークの構築等に努めているが、現時点予定どおり進捗しており、特段の変更なく3月末に商用化できると見込んでいる」と発言されている(平成 20 年 2 月 4 日の社長記者会見：<http://www.ntt.co.jp/kaiken/index.html>)ことを踏まえると、NTT 東西は、本答申(案)に基づく接続ルールの策定や活用業務認可審査の結果を待たずして、シグナリングや QoS 確保のための ZC 点における相互接続等の在り方を含め、NGN に係るルータ等を事前発注しネットワーク構築を進めている模様ですが、新たに本答申(案)に基づいて策定された接続ルールや、活用業務認可に係る各種条件等によりネットワーク改造の必要性が生じ改造費用が発生したとしても、当然ながらこれは NTT 東西が責任を負うべきものであるため、NTT 東西が接続事業者から当該改造費用を請求するというようなことはあってはならないと考えます。

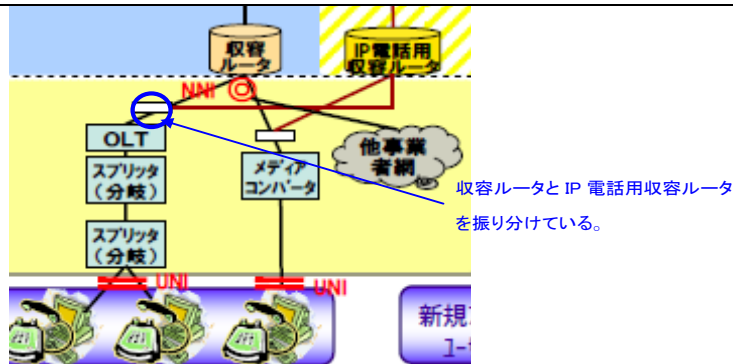
<具体的に希望する接続点について>

NTT 東西と接続事業者間で公正な競争を実現するため、現時点で少なくとも必要な接続点は以下のとおりです。

- ① シグナリングのセットアップのアウトバウンドでの相互接続のための接続点(NTT 東西においてそれぞれ 2 箇所)。
- ② NGN の全サービスに係るトラフィックインターフェース(GbE、10GbE、SONET 等)等の接続のための接続点(都道府県(ZA)毎)。
- ③ OSU 共用を行うための SW または収容ルータでの接続点(GC 局毎)。
- ④ 他の接続事業者が 0AB-J IP 電話を提供可能とするためのシグナリング・QoS 等のサーキットセットアップのシグナリングの接続点。

上記②については、前述のとおり NTT 東西は NGN 活用業務認可申請において県間中継事業者を選定する前提としていることから、もとより各県に相互接続点をすでに有していると考えられるため、接続料設定に算入されるような追加的な投資や改造費用を発生させずに接続点を設けることが可能であると考えます。

上記③については、本答申(案)P1 の【図 1:NGN 等の設備構成】において、ひかり電話網と地域 IP 網との振り分けが SW でなされていることから、同じ接続点で他の接続事業者に振り分けを行えない理由はなく、同箇所に接続事業者向けの接続点を設けることが可能であると考えます。



本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。

■前回提案書(再掲)

【基本的な考え方】

- ・ 上記アンバンドルの必要性を考慮し、NTT-NGN においては、接続事業者が希望する接続形態に応えられるように、フィールドトライアルで公表されている接続点に加え、多様な箇所標準的な接続箇所を追加すべきです。
- ・ そもそも、既存の電話網においては、接続事業者等の要望によって、GC 接続・ZC 接続等の多様な階梯、地域での接続点が確保された結果、競争が進展し、ユーザ利便が向上してきたという歴史があり、これらの経緯を踏まえれば、NTT-NGN 上においてもこうした多様な接続箇所を設けることの必要性は当然ながら考慮されるべきです。
- ・ 仮に、NTT 東西がこれらの点を敢えて無視するようなネットワーク設計を行っているのであれば、NTT 東西が独占回帰を意図したネットワーク設計・構築を行っている判断をせざるを得ず、まさに競争阻害・制限的行為に該当するものと考えます。

【具体的な接続箇所について】

- ・ まず第一に、アクセス回線部分については、前述のとおり、OSU 共用を行うための SW または第 1 ルータでの接続点を設け、GC 局毎に接続箇所を設けるべきです。
- ・ また、その他 NNI 及び SNI については、既存網における GC 接続・ZC 接続の実績や、サービスレイヤにおける地上波デジタル配信事業者の接続要望等を踏まえ、最低限、県毎の接続箇所を設けるべきです。そもそも、NTT 東西の本来の業務範囲は、NTT 法第 1 項第 2 項及び「NTT の再編成についての方針」において、地域電気通信業務に限られていることから、NTT-NGN は県毎にネットワークを構築し、接続点を県毎に設けることが当

<p>然です。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 各事業者が様々な形態で NTT 東西の NGN に接続できるよう、適時適切に POI の設置を行うべきという意見に賛成する。</p> <p>(J:COM)</p>	
<p>意見64 ZC における NNI 接続並びに NTT 東西それぞれ 2 箇所におけるシグナリング接続が可能となるよう接続点を設けることを条件として答申されることを確認させて頂きたい。</p>	<p>考え方64</p>
<p>○ 中継事業者の見地から、NTT 東西における活用業務申請の審査のフレームワークによれば、当該審査が NTT 東西の脱法的な活用業務申請行為を助長するものでないとするれば、NTT-NGN が第一種指定電気通信設備と指定された後、平成 20 年 2 月 25 日付「NTT 東日本及び NTT 西日本の提供する次世代ネットワーク等を利用したサービスに係る認可方針」(以下、「NGN 活用業務認可方針」という。)にて付された認可条件 1 が発動し、日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」という。)第 2 条第 5 項の「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない」という条項に基づき、ZC における NNI 接続並びに NTT 東西それぞれ 2 箇所におけるシグナリング接続が可能となるよう接続点を設けることを条件として答申されることを確認させて頂きたいと考えます(別添資料 1 における「①-2 中継局(ZC)接続」も参照願います)。</p> <p>本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、多種多様な事業者が様々な形態で接続を行い創意工夫を活かしたサービスを提供するためには、接続が容易な箇所にPOIが設置されることが望ましいため、NTT東西においては、過度の経済的負担とならない限り、事業者の要望に応じて適時適切にPOIの設置を行うことが適当である。</p> <p>また、ZCにおけるNNI接続及びNTT東西各箇所におけるシグナリング接続については、考え方55に示したとおり、まずは、接続事業者において具体的な実需要に基づく要望内容を明らかにした上で、必要に応じて、NTT東西に対して協議を申し入れることが適当である。</p>
<p>意見65 地域 IP 網から NGN へのマイグレーションは NTT 東西の都合によるものであることから、これに伴い追加的に発生する費用は NTT 東西が負担すべきであり、本答申(案)P31 の記述について、以下のとおり修正することを要望。</p> <p>(修正案)</p> <p>ISP接続では、<u>現状のルールでは、ISP事業者は、NGN・地域IP網との接続に別々の網終端装置が必要となり、接続料負担がその分増加することとなるが、網終端装置に限らず、地域IP網からNGNへのマイグレーションに伴い発生する追加的な費用の負担を接続事業者に求めるのは適切ではないことから、NTT東西においては、ISP接続を行う事業者が、NGNと地域IP網への双方に接続することにより追加的費用(地域IP網において不要となった機器の</u></p>	<p>考え方65</p>

<p><u>利用中止費用等も含む)を負担する必要が生じないよう措置を講じることが必要である。</u></p> <p>○ 本答申(案)において、「ISP接続では、ISP事業者は、NGN・地域IP網との接続に別々の網終端装置が必要となり、接続料負担がその分増加するため、NTT東西においては、特に中小のISP事業者の負担を軽減しつつNGN・地域IP網双方に接続可能とする方策についてその実現の可否を含めて検討をすることが適当」とありますが、<u>地域 IP 網から NGN へのマイグレーションは NTT 東西の都合によるものであることから、これに伴い追加的に発生する費用は NTT 東西が負担すべきです。NTT 東西の地域 IP 網から NGN へのマイグレーションに関しては、現状のルールに基づく ISP 接続を行う事業者は NGN との接続のために新たに必要となる設備の費用負担のみならず、不要となった地域 IP 網用の網終端装置の利用中止費用も負担する必要が生じます(NTT 東西接続約款第 36 条)が、このような費用も接続事業者が負担しなければいけないのは不合理であると考えます。</u></p> <p>従って、本答申(案)P31 の記述について、以下のとおり修正することを要望します。</p> <p>(原案)</p> <p>ISP接続では、ISP事業者は、NGN・地域IP網との接続に別々の網終端装置が必要となり、接続料負担がその分増加するため、NTT東西においては、特に中小のISP事業者の負担を軽減しつつNGN・地域IP網双方に接続可能とする方策についてその実現の可否を含めて検討をすることが適当である。</p> <p>(修正案)</p> <p>ISP接続では、<u>現状のルールでは、ISP事業者は、NGN・地域IP網との接続に別々の網終端装置が必要となり、接続料負担がその分増加することとなるが、網終端装置に限らず、地域IP網からNGNへのマイグレーションに伴い発生する追加的な費用の負担を接続事業者に求めるのは適切ではないことから、NTT東西においては、ISP接続を行う事業者が、NGNと地域IP網への双方に接続することにより追加的費用(地域IP網において不要となった機器の利用中止費用等も含む)を負担する必要が生じないよう措置を講じることが必要である。</u></p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>NTT東西においては、多くのISP事業者がNGNと地域IP網双方に接続しやすい環境を整備する観点から、NGNとの接続に当たり追加的に設置が必要となるNGNの網終端装置に係る費用の一部を暫定的に不要とする等の措置を検討していきたい旨の意見を示している。NGNは平成19年度末までにサービス提供を開始する予定であることにかんがみれば、できる限り早期に結論を得て具体的な措置を講じることが適当である。</p>
<p>意見66 NGN 接続に係る新たな網終端装置の追加は、答申(案)のとおり ISP の経営に与える影響が大きく、早急に NTT 東西において対応手段を講じるべき。</p>	<p>考え方66</p>
<p>○ NGN 接続に係る新たな網終端装置の追加は、答申案のとおり ISP の経営に与える影響が大きく、早急に NTT 東西にて対応手段を講じるべきだと考えます。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>(考え方65に同じ)</p>

<p>○ NGN との接続環境の整備による公正競争を確保すること、および国内全域を対象とする事業者のみならず地域系の FNO や FVNO の参入を促進するためにも標準的な接続箇所は接続事業者の要望に応じてより多く設置されることが望ましく、少なくとも各県に接続点を設けることが必要です。ISP 接続を利用する ISP 事業者等は、仮に ISP 加入者数がまったく変わらなかったとしても、将来的に NGN へのマイグレーションが完了するまでは地域 IP 網と NGN の両方に対してそれぞれ網終端装置・中継伝送路(広域接続)を維持するために現状と比して二重のコスト負担を強いられる構造にあります。よって、NGN・地域 IP 網双方に接続する場合のコスト増を解消する方策を検討する必要があります。</p> <p>(TOKAI、ビック東海)</p>	
<p>意見67 NTT 東西以外の光ファイバも NGN への接続回線として受け入れるべきであり、過去の接続実績を基準に POI を設置することは望ましくなく、接続箇所等に関して如何なる条件も設けるべきではない。</p>	<p>考え方67</p>
<p>○ ユーザの選択肢を広げるために、NTT 東西以外の光ファイバも NGN への接続回線として受け入れるべきであり、過去の接続実績を基準に POI を設置することは望ましくありません。また、NTT 東西は、他事業者の NGN への接続箇所等に関して如何なる条件も設けるべきではありません。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ アクセス回線を多様化し、利用者の選択肢を広げるために、NTT 東西以外の他事業者の扱うアクセス回線(ADSL、FTTH、無線アクセス等)も次世代ネットワークに接続できるように収容局接続も含め、事業者の要望に応じて接続箇所が決められるように配慮される必要がある。</p> <p>(アッカ・ネットワークス)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、今後、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展する中で、他事業者が自ら調達したアクセス回線等をNGNの收容ルータに接続する形態が増えていくことも想定されること等から、これらの他事業者の回線を受け入れるために、収容局接続についてはアンバンドルをし、収容局に標準的なPOIを設けることが必要である。</p> <p>なお、具体的なPOIの設置場所としては、地域IP網における収容局のPOIの設置場所と同様の場所に設置することが適当であるが、多種多様な事業者が様々な形態で接続を行い創意工夫を活かしたサービスを提供するためには、接続が容易な箇所にPOIが設置されることが望ましいことから、NTT東西においては、過度の経済的負担とならない限り、事業者の要望に応じて適時適切にPOIの設置を行うことが適当である。</p>
<p>意見68 各接続事業者が現行接続している主要 POI においても IP-IP 接続を可能とすべき。</p>	<p>考え方68</p>
<p>○ NGN ひかり電話サービスはボトルネック設備と一体として提供される上、加入電話の置き換えを想定していると思われます。電話サービスを提供する接続事業者にとって、相互接続は事業展開上で不可欠ですので、今後の更なる IP 通信の進展を見通して、各接続事業者が現行接続している主要 POI においても IP-IP 接続を可能にすべきだと考えます。</p>	<p>NTT東西においては、中継局接続については、NTT東日本で、東京都(白髭ビル)、群馬県(前橋下沖ビル)、NTT西日本で、大阪府(大阪ビル)、愛知県(東海栄本ビル)に設置する予定としており、それ以外のビルでの接続は、他事業者と協議した上で、トラフィック属性・トラフィック量・回線容量等を勘案して決定することとして</p>

<p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>いる。 答申(案)に示したとおり、多種多様な事業者が様々な形態で接続を行い創意工夫を生かしたサービスを提供するためには、接続が容易な箇所にPOIが設置されることが望ましいことから、NTT東西においては、過度の経済的負担とならない限り、事業者の要望に応じて適時適切にPOIの設置を行うことが適当である。</p>
<p>意見69 ISP接続については、最低でも現在のフレッツ網と同様、県単位及び広域でのPOIを提供すべきであり、さらに複数の主要都市でも接続が可能とする等、柔軟な形態が望まれる。</p>	<p>考え方69</p>
<p>○ ISP接続については、最低でも現在のフレッツ網と同様、県単位及び広域でのPOIが提供されるべきと考えます。さらに県単位の接続箇所についても、広い都道府県の場合には、必ずしも県庁所在地に限らず、複数の主要都市でも接続が可能であるなど、柔軟な形態が望まれます。</p> <p>(JAIPA)</p>	<p>NTT東西においては、NGNのISP接続については、既存の地域IP網のISP接続に係るPOIの設置場所と同様の場所にPOIを設置する予定としている。 答申(案)に示したとおり、多種多様な事業者が様々な形態で接続を行い創意工夫を生かしたサービスを提供するためには、接続が容易な箇所にPOIが設置されることが望ましいことから、NTT東西においては、過度の経済的負担とならない限り、事業者の要望に応じて適時適切にPOIの設置を行うことが適当である。</p>
<p>意見70 すべての接続形態について、各都道府県に少なくとも1箇所はPOIを設置すべき。</p>	<p>考え方70</p>
<p>○ すべての接続形態について、NTT 東西の地域電気通信事業の範囲である各都道府県に少なくとも1箇所はPOIを設置すべきである。</p> <p>(HOTnet)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、多種多様な事業者が様々な形態で接続を行い創意工夫を生かしたサービスを提供するためには、接続が容易な箇所にPOIが設置されることが望ましいことから、NTT東西においては、過度の経済的負担とならない限り、事業者の要望に応じて適時適切にPOIの設置を行うことが適当である。</p>
<p>意見71 コスト負担にならない範囲で、また他事業者の負担も考慮の上、接続箇所を設けるべき。</p>	<p>考え方71</p>
<p>○ コスト負担にならない範囲で、また他事業者の負担も考慮の上、NTT への接続箇所を設けるべきであると考えます。</p> <p>(日本アイテック)</p>	<p>(考え方70に同じ)</p>
<p>意見72 収容局接続については、他事業者からの実需が存在することが明らかになった時点で、アンバンドルの是非を改めて検討することが適当であり、それまでの間は、標準的なPOIを設置する必要はない。</p>	<p>考え方72</p>
<p>○ 収容局接続については、他事業者からの実需が存在することが明らかになった時点で、アンバンドルの是非を改めて検討することが適当であり、それまでの間は、標準的なPOIを設</p>	<p>答申(案)に示したとおり、①競争事業者からは速やかにアンバンドルして提供することが求められていること、②今後、ADSLから</p>

<p>置する必要はないと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>FTTHへのマイグレーションが進展する中で、アクセス回線での設備競争・サービス競争の激化が想定されるが、それに伴い、他事業者が自ら調達したアクセス回線等を収容ルータに接続する形態が増えていくことも想定されること、③また、NGNは、今後我が国の基幹的な通信網となることが想定され、新たな機能や今後段階的に追加される機能等を活用した事業展開の機会が拡大するものと考えられるが、その際、既存の地域IP網で存在していた収容局接続による接続形態を用意しておくことが、事業者による創意工夫を活かした多様な利用形態でのNGNへの参入を促進すると考えられることから、収容局接続に係る機能をアンバンドルすることが当面必要と考えられる。</p>
<p>意見73 事業者向けには、従来から実施してきたISP接続、IGS接続に加え、新たにIP-IP接続に関するNNIを開示するとともに、一般ユーザやコンテンツプロバイダ向けに、UNI及びSNIを開示してきたところであり、商用サービス開始に際しても、それらインタフェースを同様に開示する予定。</p>	<p>考え方73</p>
<p>○ 当社は、一昨年12月に当社の次世代ネットワークのフィールドトライアルを開始しましたが、その際、実際に接続が見込まれ、かつ、技術的に接続可能なポイントを開放し、インタフェース条件を全て開示する等、他事業者のIPネットワークとの相互接続性の確保に努めてきたところです。具体的には、事業者向けには、従来から実施してきたISP接続、IGS接続に加え、新たにIP-IP接続に関するNNIを開示するとともに、一般ユーザやコンテンツプロバイダ向けに、UNI及びSNIを開示してきたところです。今後、商用サービス開始に際しても、それらインタフェースを同様に開示する予定としています。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>—</p>
<p>意見74 多くのISP事業者が次世代ネットワークと地域IP網の双方に接続しやすい環境を整備する観点から、次世代ネットワークとの接続に当たり追加的な設置が必要となる次世代ネットワークの網終端装置に係る費用の一部を暫定的に不要とする等の措置を検討。</p>	<p>考え方74</p>
<p>○ 当社としては、より多くのお客様が、NGNを活用して、多種多様なサービスをご利用いただけるようにしたいと考えております。ISP接続においても、できる限り多くのISP事業者に早期にNGNに接続していただきたいと考えています。そのため、多くのISP事業者がNGN・地域IP網双方に接続可能とする方法についてもあわせて検討していきたいと考えております。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>答申(案)では、ISP事業者は、NGN・地域IP網との接続に別々の網終端装置が必要となり、接続料負担がその分増加するため、NTT東西においては、特に中小のISP事業者の負担を軽減しつつNGN・地域IP網双方に接続可能とする方策についてその実現の可否を含めて検討することが適当であるとしている。</p> <p>NTT東西の左記意見は、答申(案)に沿った検討が行われているものと評価できるが、NGNは平成19年度末にサービス提供を開</p>

<p>○ 当社としては、当社の次世代ネットワークを利用して、より多くのお客様により良いサービスをご利用いただけるようにしたいと考えており、ISP事業者殿にも、できるだけ早期に当社の次世代ネットワークに接続していただきたいと考えています。そのため、多くのISP事業者が当社の次世代ネットワークと地域IP網の双方に接続しやすい環境を整備する観点から、当社の次世代ネットワークとの接続にあたり追加的な設置が必要となる次世代ネットワークの網終端装置に係る費用の一部を暫定的に不要とする等の措置を検討していきたいと考えています。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>始する予定であることにかんがみれば、できる限り早期に結論を得て具体的な措置を講じることが適当である。</p>
---	---

第4章 接続料の算定方法等

1. 接続料の算定方法

(2) 接続料算定方法の基本的考え方

<p>意見75 NGNの接続料は接続事業者がNTT東西のユーザ料金に対抗可能となる水準に設定されることが必要であり、また、暫定接続料の設定の際、透明性・公平性の担保が必要。</p>	<p>考え方75</p>
<p>○ 第一種指定電気通信設備であるべきNTT東・西のNGNの接続料については、接続事業者がNTT東・西のユーザ料金に対抗可能となるユーザ料金を設定可能となる水準に設定されることが必要です。</p> <p>また、暫定接続料の設定にあたっては、透明性・公平性の担保が必要です。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ IP ルーティング網における現行料金の暫定適用、及び、ひかり電話、イーサネット、IP-IP接続の相対契約・料金等の暫定対処については、理解出来るものではありませんが、過渡的な時期であっても、事業者間の公平性が確保される必要がありますので、総務省殿におかれては、NTT 東西もしくは接続事業者に対して適宜にヒアリングを行うなど、競争セーフガードとは別に実態に対するチェックを行って頂けるよう要望します。</p> <p>特に、相対契約においては、恣意的に事業者個別に異なる料金等接続条件の設定が可能であることから、事業者間の合理的ではない条件差を発生させる要因と成り得ます。</p> <p>また、コストドライバに掛る検討については、2009 年度からの料金設定の際に確実に資するものであるように、NTT 東西によって検討及び報告がなされることを強く要望します。</p> <p>なお、その結果を受けて、出来る限り明確な接続料金が策定されるべきです。</p>	<p>NGNは第一種指定電気通信設備に該当し、その接続料はコストに適正利潤を加えた事業者間均一の料金で設定されることが原則である。しかし、接続料を設定するためにはコストドライバを検討する期間等が必要なことから、一定期間、暫定的な接続料を用いることはやむを得ないと考えられるが、この場合でも、コストベースであることを前提として透明性・公平性が確保された形で接続料の設定が行われることが必要である。</p>

<p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>意見76 暫定接続料であっても相対取引で設定することは不適切。商用開始当初から NTT 東西の接続約款に規定することで、透明性及び公平性を確実に確保することが必要であり、その適用期間を短期間とするのが望ましいことから、将来原価方式による接続料を早期に適用するよう接続約款の変更の認可の申請を2008年度内に実施すべき。このため、本答申(案)P33「(2)接続料算定方法の基本的考え方」の第3段落目を以下のとおり修正するとともに、今後も継続的に、LRIC方式の採用に向けた検討を進めることが適当であることから、あわせて本答申(案)P33「(2)接続料算定方法の基本的考え方」の第5段落目として、以下の記述を追加することを要望。</p> <p>(修正案)</p> <p>したがって、少なくとも商用開始当初に採用する接続料の算定方式は、実績原価方式やLRIC方式で算定することは適当ではなく、将来原価方式の採用が現実的な選択肢となると考えられる。なお、将来原価方式による接続料を算定するためには、費用分計に必要なコストドライバの検討等にある程度の期間を要するため、NTT東西においては、商用開始当初に暫定的な接続料を設定することも考えられるが、透明性及び公平性を確保するために、この暫定的な接続料の設定について接続約款の変更認可申請を行うことが適当である。さらに、接続料の料金体系によっては、接続事業者のシステムに影響を及ぼす可能性があることから、接続料の料金体系については、NTT東西から早期に情報開示される必要がある。また、コストドライバの検討等を早期に実施した上で、NTT東西は、将来原価方式による接続料を算定し、2008年度内に接続約款の変更認可申請を行うことが適当である。なお、将来原価方式に基づく接続料を設定する際には、利用者料金への影響を十分考慮し、暫定的な接続料を上限値とした上で、最終的に接続料を設定することが適当である。さらに、暫定接続料はあくまでも適正な接続料の設定が実施されるまでの暫定措置であるため、この将来原価方式等により設定された接続料を商用開始当初に遡り適用することが適当である。</p> <p>(追記案)</p> <p>将来原価方式以降の次期接続料の設定方法については、透明性確保並びにNTT東西における非効率性の排除という観点からLRIC方式を採用することが適当であり、LRICモデルの構築期間を考慮し、今後もLRIC方式の採用に向けた検討を継続する必要がある。</p>	<p>考え方76</p>
<p>○ NTT-NGNに係る接続料及び地域IP網のひかり電話に係る接続料は、接続料算定の透明性確保並びにNTT東西における非効率性の排除という観点から長期増分費用(以下、「LRIC」という。)方式で算定されるべきと考えます。しかしながら、LRICモデルの構築には一定の期間を要することから、適正原価に基づく接続料を商用開始から可能な限り早期に適用</p>	<p>NGNの接続料を設定するためにはコストドライバを検討する期間等が必要なことから、一定期間、暫定的な接続料を用いることはやむを得ないと考えられるが、この場合でも、コストベースであることを前提として透明性・公平性が確保された形で接続料の設定が</p>

する必要があることを考慮し、次善の措置として、将来原価方式で算定することも考えられます。

なお、本答申(案)に記載されているとおり、各接続料を将来原価方式で算定する場合であっても、費用分計に必要なコストドライバの検討等にある程度の期間を要することから、商用開始当初に適用される接続料は、地域 IP 網における接続料に準じて適用する、若しくはコストベースを前提とする暫定的な接続料(以下、「暫定接続料」という。)を適用することもやむを得ないと考えます。ただし、この暫定接続料については、本答申(案)において第一種指定電気通信設備とされる設備に係る接続料であることから、暫定接続料であっても相対取引で設定することは不適切であり、商用開始当初から NTT 東西の接続約款に規定することで、透明性及び公平性を確実に確保することが必要です。特に、ひかり電話に係る接続料については、現在相対取引で設定されていますが、本答申によってひかり電話が第一種指定電気通信設備とされてからも、この相対取引が継続されることは問題であるため、ただちに接続約款に規定すべきです。

また、この暫定接続料は適切な原価に基づき算定された接続料ではないことから、この暫定接続料が適用される期間は極力短期間であることが望ましいと考えます。このため、NTT 東西は、将来原価方式による接続料を可能な限り早期に適用するように、各接続料に関する接続約款の変更認可申請を 2008 年度内に実施すべきと考えます。

なお、将来原価方式による接続料は、NTT-NGN が既存ネットワークよりも安価で効率的に構築されるはずであることを考えると、暫定接続料よりも低廉になるものと考えますが、利用者料金に影響が及ばないよう配慮する必要があるため、暫定接続料の水準をキャップとし、新たに設定される接続料がこの暫定接続料の水準に比べて同等以下になることを予め担保すべきと考えます。

さらに、暫定接続料は、適正な原価に基づいていない仮に設定されたものであるため、将来原価方式による接続料を算定した結果、上記のようにして最終的に設定される適正な接続料(以下、「確定接続料」という。)が確定した場合には、当然この確定接続料を NTT-NGN の商用開始時に遡って適用する必要があります。また、暫定接続料と確定接続料との差額については、確定接続料が決まった時点で、差額精算を実施することが適当であると考えます。

加えて、接続料の料金体系は接続事業者のシステムにも影響を及ぼすことから、NTT 東西に、接続料の料金体系を早期に開示させることが必要です。なお、接続事業者のシステム対応の負荷が過度にならないよう、NTT-NGN で提供されるサービスのうち、現行提供されているサービスと同等のもの(IP 電話サービス等)については、現行のサービスに係る接続料の料金体系を踏襲させることが適当であると考えます。

以上を踏まえ、本答申(案)P33「(2)接続料算定方法の基本的考え方」の第 3 段落目を以

行われることが必要である。

また、将来原価方式で算定した接続料については、接続料算定にシステム構築が必要であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができない場合を除き、2008年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。

なお、LRIC方式については、今後、NGNに対する新規投資が行われていくという状況を踏まえれば、現時点でNTT東西の新規投資のインセンティブを失わせることがないように留意することが必要であり、今後、NGNの提供エリアが全国展開され、ネットワークとしての形が一定程度定まった段階でその適用の是非等を判断することが適当である。

下のとおり修正することを要望します。

(原案)

したがって、少なくとも商用開始から2009年度までの接続料について、実績原価方式やLRIC方式で算定することは現実的ではなく、将来原価方式等の採用が現実的な選択肢となると考えられる。

(修正案)

したがって、少なくとも商用開始当初に採用する接続料の算定方式は、実績原価方式やLRIC方式で算定することは適当ではなく、将来原価方式の採用が現実的な選択肢となると考えられる。なお、将来原価方式による接続料を算定するためには、費用分計に必要なコストドライバの検討等にある程度の期間を要するため、NTT東西においては、商用開始当初に暫定的な接続料を設定することも考えられるが、透明性及び公平性を確保するために、この暫定的な接続料の設定について接続約款の変更認可申請を行うことが適当である。さらに、接続料の料金体系によっては、接続事業者のシステムに影響を及ぼす可能性があることから、接続料の料金体系については、NTT東西から早期に情報開示される必要がある。また、コストドライバの検討等を早期に実施した上で、NTT東西は、将来原価方式による接続料を算定し、2008年度内に接続約款の変更認可申請を行うことが適当である。なお、将来原価方式に基づく接続料を設定する際には、利用者料金への影響を十分考慮し、暫定的な接続料を上限値とした上で、最終的に接続料を設定することが適当である。さらに、暫定接続料はあくまでも適正な接続料の設定が実施されるまでの暫定措置であるため、この将来原価方式等により設定された接続料を商用開始当初に遡り適用することが適当である。

将来原価方式以降の次期算定方式については、透明性確保並びに NTT 東西における非効率性の排除という観点から LRIC 方式を採用すべきであり、LRIC モデルの構築には長い検討・準備期間を要することから、今後も継続的に、LRIC 方式の採用に向けた検討を進めることが適当であると考えます。

前述の次期接続料の算定方式に関し、本答申(案)P33「(2)接続料算定方法の基本的考え方」の第5段落目として、以下の記述を追加することを要望します。

(追記案)

将来原価方式以降の次期接続料の設定方法については、透明性確保並びにNTT東西における非効率性の排除という観点からLRIC方式を採用することが適当であり、LRICモデルの構築期間を考慮し、今後もLRIC方式の採用に向けた検討を継続する必要がある。

本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。

■前回提案書(再掲)

- ・ NTT-NGN の接続料の算定方法の検討にあたっては以下の点に留意することが必要です。
- 既存サービスからの移行に際して、次世代ネットワークの効率性を考慮したより低廉な接続料水準とすること
- 接続料体系の変更により、関係事業者における過度なシステム改修負担を発生させないこと
- 既存網と NTT-NGN の双方において、類似のサービスが提供される併存期間が存在すること
- ・ 特に、NTT-NGN 上で展開される電話サービスにおいては PSTN と同様に 0AB-J 番号が使用されるものと想定されますが、その場合、既存網ユーザが発信して通話を行う際に、通話先が PSTN なのか NTT-NGN の光電話サービスなのかを認識することができません。この際、通話相手先により利用者料金水準が大きく異なった場合、利用者の混乱を来すこととなり、望ましくありません。従って NTT-NGN における電話サービスの接続料については利用者料金への影響を避ける為に、PSTN における接続料と同一の水準にすることが望ましいと考えます。
- ・ なお、将来的に、既存網が全て IP 網へ移行した場合、NTT-NGN と接続事業者の接続も全て IP 網同士の相互接続へと移行することになりますが、この場合の事業者間精算については現状の ISP 同士の接続と同様に、ピアリングやトランジットへ移行するものと想定されます。しかしながら、事業者によって規模が異なることや、ピアリングとトランジットのどちらを採用するかの基準の明確化が困難であることから、NTT-NGN については第一種指定電気通信設備として指定を行い、IP 網同士の相互接続においても NTT 東西に接続約款の策定及び公表を義務付け、接続料の適正性を検証すべきです。
- ・ 接続料算定の透明性確保ならびに NTT 東西における非効率性の排除という観点からは、以下の I ～ V 全ての接続形態における接続料の算定は長期増分費用方式が望ましいと考えます。ただし、長期増分費用方式については、算定モデルの構築に一定の時間を要し、当初からの採用は現実的ではないことから、NTT-NGN 導入当初は、ネットワーク立ち上げ当初における接続料高騰を抑制し、利用者料金の値上げを誘発しないようプライスカップ方式、将来原価方式等の暫定的措置も考えられます。なお、早急な長期増分費用方式の導入に向けて、継続的に検討を行うべきです。
- ・ また、I ～ V の接続形態毎の接続料については、現行サービスを考慮すると、最低限、

<p>以下に挙げる接続料体系を用意することが適当であると考えます。なお、IP サービスは多様なサービスが提供されることが見込まれることから、多様な接続料体系を用意すべきであると考えます。</p> <p>I PSTN 網との接続：従量制の料金体系</p> <p>II 他の IP 網との接続：音声サービスは従量制の料金体系、データサービスは定額制の料金体系</p> <p>III ISP との接続：定額制の料金体系</p> <p>IV 収容局での接続：定額制の料金体系(光アクセス回線の分岐端末回線単位での接続料設定を含む)</p> <p>V イーサ接続：定額制の料金体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加えて、NTT 東西の接続料の適正性を検証するため、NTT-NGN における接続料に対してもスタックテストを実施すべきであり、詳細は 4(2)において後述します。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクテレコム)</p>	
<p>意見77 接続料の認可については、算定根拠も含めて十分な情報開示をした上で、他の事業者のビジネスの阻害要因とならないように、十分な審査を行っていくべき。</p>	<p>考え方77</p>
<p>○ NTTの市場支配力の上昇やNGNの構造等により、接続料の上昇が安易に行われ、ひいては利用者料金の上昇につながることを懸念します。利用者の利便性の向上の観点からも、接続料の認可については、算定根拠も含めて十分な情報開示をさせた上で、他の事業者のビジネスの阻害要因とならないように、十分な審査を行っていくべきと考えます。</p> <p>(楽天)</p>	<p>NGNは、第一種指定電気通信設備に該当し、その接続料は、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を原価として算定されることとなるが、接続料の認可申請資料には、これら費用の算定根拠が添付されることとなるので、認可に際しては、その算定根拠を十分に審査し接続料の適正性を担保することが必要である。</p>
<p>意見78 実績データを把握するためのシステム構築や実績データの把握にどの程度の時間を要することになるのか、現時点で見極めることは困難なため、接続料の算定期間を明記すべきでない。また、接続料を設定する場合は、適正な原価を回収する観点から、原則的には実績原価方式により算定することが適当であり、将来原価方式を採用する場合であっても、乖離分を含め当該算定期間中に実際にかかる費用を全額回収できる仕組みを導入することが不可欠。</p>	<p>考え方78</p>
<p>○ 次世代ネットワークの技術や機能が今後どのように変化・発展していくか不透明な状況にあり、また、接続事業者のネットワークについてもその詳細や接続のプロトコルが未だ明らかになっておらず、具体的なサービス内容も定まっていない現段階において、機能別にコストを配賦するコストドライバとして何が適切かを判断することは難しいと考えます。仮に適切なコストドライバを定めることができたとしても、その実績データを把握するためのシステム構築や実績データの把握にどの程度の時間を要することになるのか、現時点で見極めることは困</p>	<p>NGNの接続料を設定するためには、コストドライバの検討が必要であることから、一定期間、暫定的な接続料を適用することもやむを得ないが、NGNは、第一種指定電気通信設備に該当し、その接続料は、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金を設定することが原則であることから、透明性確保の観点から、暫定的な接続料の適用期間は明確化することが必要である。</p>

<p>難です。したがって、本答申案において、接続料の算定期間を明記すべきでないと考えます。</p> <p>当社の次世代ネットワークの機能の接続料を算定するにあたっては、コスト分計に必要なコストドライバが確定している必要がありますが、後述のとおり、コストドライバを確定させることは容易でないと考えます。仮に本答申案のとおり、08年度上半期に当社がコストドライバを検討して報告を行うことができたとしても、その後、電気通信事業会計規則等の所要の改正を経ることになるため、当該コストドライバで分計した予測原価等に基づく接続料を08年度内等に設定することは現実的でないと考えます。</p> <p>また、接続料を設定する場合は、適正な原価を回収する観点から、原則的には実績原価方式により算定することが適当であると考えます。一定の予測に基づく算定方式である将来原価方式により算定する場合であっても、実際の実績コスト・需要は、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、他事業者の営業戦略等の影響を受けることから、構造上、実績と予測に乖離が生じることは避けられないことから、将来原価方式を採用する場合には、乖離分を含め当該算定期間中に実際にかかる費用を全額回収できる仕組みを導入することが不可欠であると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>具体的な接続料の算定方法は、将来原価方式を基本とした上で、算定対象となる機能や算定期間に応じて、接続料の申請時に個別具体的に判断すべきであるが、将来原価方式では、現行制度上、予測と実績の乖離を調整する制度は認められていないところである。</p>
<p>意見79 光ファイバの耐用年数を13年から21年などとする NTT の考え方はおかしい。</p>	<p>考え方79</p>
<p>○ 光ファイバの接続料金は総務省の算定では2007年には2600円前後としています。しかし、新しく提案された NTT 東西の料金は東が4713円、西が5048円です。総務省の競争ルールのあり方には2647円です。なぜ、2000円から2500円前後の乖離があるのか？ NTT 東西の料金算定には、3000万回線を2000万回線に変更した需要の見込みの低下、さらに光ファイバ設備の減価償却期間の問題、施設の保全費用の見積もり過大、事後精算での追加徴収の導入など、いろいろな問題があるとおもう。しかし、光ファイバの耐用年数を13年から21年などとする NTT の考え方は素人が考えてもおかしい。</p> <p>光ファイバ自体は安定した物質で1000年、2000年経っても組成は変わらない。それとも通信に用いる7000から11000オングストロームの波長の光を受け続けると光ファイバは組成が変化するのであろうか？ 100年太陽光を通してガラスが粉々になって窓が破れたなどという話を聞かないように、光ファイバが10年から20年で耐用年数が終わるなどというのはどう考えても説明つかない。SM ファイバは DSF ファイバが出てきたことで利用が移るかもしれない。しかし、距離が短いところでは SM ファイバはこれから100年使っても十分利用可能です。100年で償却するのと10年で償却するのでは当然利用料金は大きく増大するのです。</p>	<p>光ファイバの耐用年数については、平成19年9月答申において示されたLRICモデルの経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定しており、適切なものと認められる。</p>

<p>(ソネット)</p> <p>意見80 SNIの利用料の設定の際、NTT 東西にとって次世代ネットワークの構築で適正な利潤の確保が図られなければならないことを前提として、現在のトランジットコストと同レベルの料金水準であり、かつ、ボリュームディスカウントやレベニューシェアなどにも対応できる柔軟なビジネスベースでの料金体系となることを要望。また、既存 IP 網から次世代ネットワークへの移行スケジュールの開示及び接続事業者の重複する接続費用等について、何らかの対応等が必要。</p>	<p>考え方80</p>
<p>○ SNI の利用料の設定にあたっては、NTT 東西にとって次世代ネットワークの構築で適正な利潤の確保が図られなければならない(「ネットワークの中立性に関する懇談会報告書」P.39)ことを前提として、現在のトランジットコストと同レベルの料金水準であり、かつ、ボリュームディスカウントやレベニューシェアなどにも対応できる柔軟なビジネスベースでの料金体系であることを望みます。</p> <p>また、各事業者はサービス提供のため、NTT 東西の次世代ネットワークおよび既存 NTT 東西網の双方と接続する必要がある事業者が少なくありません。既存 IP 網から次世代ネットワークへの移行スケジュールの開示、および NTT 東西にネットワークの移行に係わる、接続事業者の重複する接続費用等について、何らかの対応等が必要と考えます。</p> <p>(USEN)</p>	<p>コンテンツ配信事業者は、一般的には電気通信事業者に該当しないので、現行制度上、SNI接続の料金を接続ルールの適用対象とすることは困難である。</p> <p>この点、NTT東西からは、今後もより多くのコンテンツ配信事業者等にNGN固有の機能を利用してもらい、多様な映像配信プラットフォームが構築され、多様な映像配信サービスが展開されるように取り組んでいきたい旨の意見が示されているところであり、まずはNTT東西の自主的な取組に委ねることが適当であるが、総務省においては、NGNの商用開始後の状況を注視しつつ、必要に応じコンテンツ配信事業者と接続ルールとの関係について検討を行うことが適当である。</p>

(3)フレッツサービス(収容局接続)に係る機能の接続料

1)NGNと地域IP網の合算算定

<p>意見81 収容局接続については、他事業者からの実需が存在することが明らかになった時点で、アンバンドル・接続料設定の是非を改めて検討することが適当であり、本接続料の検討の前提として、この点を明確にすべき。仮に、実需が発生し接続料を設定する場合には、FTTH用のメニューについては、NGNと地域IP網の接続料を合算して算定することが適当。</p>	<p>考え方81</p>
<p>○ 収容局接続については、他事業者からの実需が存在することが明らかになった時点で、アンバンドル・接続料設定の是非を改めて検討することが適当であることから、本接続料の検討の前提として、この点を明確にしていきたいと考えます。</p> <p>仮に、実需が発生し接続料を設定する場合には、FTTHサービスについては、今後、地域IP網からNGNへマイグレーションしていく予定としており、NGNの接続料と地域IP網の接続料が異なると、お客様の混乱を招くおそれや当該マイグレーションを阻害するおそれがあることから、FTTH用のメニューについては、NGNと地域IP網の接続料を合算して算定することが適当と考えます。</p>	<p>収容局接続をアンバンドルする必要性は、考え方37に記述したとおりである。</p> <p>また、NGNと地域IP網の接続料を別個に設定することについても、①NGNは、地域IP網とは別に新たに構築するネットワークであることから、それぞれのネットワークの機能ごとに接続料を算定することが原則であること、②また、NGNの収容ルータと地域IP網の収容ルータは異なるルータであり、同一の収容ルータにPOIが設置されるものではないこと、③ひかり電話網とは異なり、地域IP網</p>

(NTT東日本)	<p>は、アクセス回線としてメタル回線も利用しており、メタル回線の巻き取りが行われない以上、ADSL サービス等に利用されるコア網としてNGNと並存し続ける状況が当面想定されること、等から適当であると考えられる。</p> <p>ただし、NGNの接続料と地域IP網の接続料が異なると、利用者の混乱を招来するおそれや地域IP網からのマイグレーションを阻害するおそれがあること等から、例えばNGNのルーティング伝送機能相当の機能の接続料を算定する際に、地域IP網とNGNの関係やそれぞれの接続料水準を検証するなど、NGNの稼働後の状況を踏まえた対応も必要となると考えられる。</p>
----------	--

2)接続料の算定方法

意見82 フレッツサービス(ISP接続)について接続料を設定し、ISP事業者がNGN(又は地域IP網)区間を含めてエンドエンドで料金設定できるようにすべき。	考え方82
<p>○ フレッツサービス(ISP接続)について接続料を設定し、ISP事業者がNGN(又は地域IP網)区間を含めてエンドエンドで料金設定できるようにすべきです。仮に接続料を設定することが困難な場合であっても、NTT東・西は、全てのISP事業者を公平に取扱い、ISP事業者がぶつ切りのフレッツサービス料金と自らのISP料金をお客様へ一括請求できるようにすべきです。</p> <p>フレッツサービス(ISP接続)については、答申(案)P. 23のとおり、「特定のISP事業者向けに接続先を限定することができない仕様となって」いますが、このような技術的な問題とは関係なく、特定のISP事業者向けに接続料を設定することは可能であると考えます。実際、ぶつ切り料金であるとはいえ、NTT東・西は、NTTグループと競合関係にないと判断したISP事業者に対し「with フレッツ」として、ISPとフレッツのセットプランを認め、ISP事業者からお客様へのフレッツサービス料金とISP料金の一括請求を認めています。この場合も、特定のISP事業者向けに接続先を限定するような技術的な措置は何らとられておりません。同様に、技術的に接続先を限定できるかどうかにかかわらず、特定のISP向けに接続料を設定することは可能であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	(考え方38に同じ)
<p>意見83 本答申(案)P34「2)接続料の算定方法」を以下のとおり修正することを要望。</p> <p>(修正案)</p> <p>NGNのルーティング伝送機能相当の機能の接続料については、NGNの商用開始後の当</p>	考え方83

<p>面の間、当該機能に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが適当と考えられる。これは、地域IP網のルーティング伝送機能も、当初は将来原価方式で算定していたことから適当と考えられる。</p> <p>ただし、上記予測を行うためには、NGNのルーティング伝送機能相当の機能に係る費用を他の費用から分計することが必要となるが、当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後、当分の間は、現行の地域IP網のルーティング伝送機能の接続料を暫定的に適用することとすることが適当である。また、商用開始時に適用する暫定的な接続料の透明性及び公平性を確保するために、NTT東西においては、この商用開始時に適用される暫定的な接続料について、速やかに接続約款の変更認可申請を行うことが適当である。</p> <p>また、NTT東西においては、上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づく接続料(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築後、2009年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき将来原価方式で算定した接続料)を算定することが適当である。なお、2008年度内に改めて設定する接続料については、利用者料金への影響を十分考慮し、商用開始時に適用する暫定的な接続料を上限値とした上で、最終的に設定する接続料について接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。さらに、同年度内に認可された接続料については、商用開始時に遡って適用することが適当である。</p>	
<p>○「第4章 1.接続料の算定方法 (2)接続料算定方法の基本的考え方」において述べた弊社共の意見に基づき、本答申(案)P34「2)接続料の算定方法」を以下のとおり修正することを要望します。</p> <p>(原案)</p> <p>NGNのルーティング伝送機能相当の機能の接続料については、NGNの商用開始後の一定期間(少なくとも接続会計におけるNGNの扱いが未確定である2009年度接続料まで)は、当該機能に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが適当と考えられる。これは、地域IP網のルーティング伝送機能も、当初は将来原価方式で算定していたことから適当と考えられる。</p> <p>ただし、上記予測を行うためには、NGNのルーティング伝送機能相当の機能に係る費用を他の費用から分計することが必要となるが、当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後、当分の間は、現行の地域IP網のルーティング伝送機能の接続料を暫定的に適用することとすることが適当である。</p>	<p>NGNは第一種指定電気通信設備に該当し、その接続料はコストに適正利潤を加えた事業者間均一の料金で設定されることが原則である。しかし、接続料を設定するためにはコストドライバを検討する期間等が必要なことから、商用開始後、当分の間は、現行の地域IP網のルーティング伝送機能の接続料を暫定的に適用することとすることが適当である。</p> <p>また、将来原価方式で算定した接続料については、接続料算定にシステム構築が必要であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができない場合を除き、2008年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。</p> <p>この際、具体的な接続料水準については、暫定的な接続料の水準との関係を踏まえ、利用者料金に与える影響を考慮して設定することが適当であるが、将来原価方式で接続料が設定されても、暫定的な接続料はサービス開始当初のサービス提供地域が限定</p>

<p>しかし、NTT東西においては、上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき算定した接続料(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築後、2009年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき実際費用方式で算定した接続料)について接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。</p> <p>(修正案)</p> <p>NGNのルーティング伝送機能相当の機能の接続料については、NGNの商用開始後の<u>当面的間</u>、当該機能に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが適当と考えられる。これは、地域IP網のルーティング伝送機能も、当初は将来原価方式で算定していたことから<u>適当</u>と考えられる。</p> <p>ただし、上記予測を行うためには、NGNのルーティング伝送機能相当の機能に係る費用を他の費用から分計することが必要となるが、当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後、当分の間は、現行の地域IP網のルーティング伝送機能の接続料を暫定的に適用することとすることが適当である。<u>また、商用開始時に適用する暫定的な接続料の透明性及び公平性を確保するために、NTT東西においては、この商用開始時に適用される暫定的な接続料について、速やかに接続約款の変更認可申請を行うことが適当である。</u></p> <p>また、NTT東西においては、上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づく<u>接続料</u>(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築後、2009年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき将来原価方式で算定した接続料)を算定することが適当である。なお、2008年度内に改めて設定する接続料については、利用者料金への影響を十分考慮し、商用開始時に適用する暫定的な接続料を上限値とした上で、最終的に設定する接続料について接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。さらに、<u>同年度内に認可された接続料については、商用開始時に遡って適用することが適当である。</u></p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>される中で適用されるものであること等にかんがみれば、事後精算制度を設けて商用開始時に遡ってこれを適用することまでの必要性はないものと考えられる。</p>
<p>意見84 フレッツサービス及びIP電話の接続料に関し、将来原価方式による接続料算定の適用期間における需要、コスト及び予測値の根拠を開示の上、これを検証した上で認可す</p>	<p>考え方84</p>

<p>ることが必要。</p> <p>○ NGN フレッツサービスならびに NGN ひかり電話の接続料に関しては、将来原価方式による接続料算定に同意しますが、適用期間における需要及びコストだけでなく予測値の根拠も含めて、NTT 東西殿は開示すべきであり、それを十分検証した上で認可することが必要と考えます。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>接続料の認可申請時には、接続料の算定根拠が添付されることから、これに基づき、接続料算定期間の需要・費用や予測の根拠を審査した上で認可することが適当である。</p>
<p>意見85 次世代ネットワークに係るサービスは、現行サービスと同等のサービスについては同じ算定方式によることが望ましく、また、暫定方式の算定方法が、商用開始から一年以上継続するのは、他事業者の事業計画の不正確性を生ずるため望ましくない。</p>	<p>考え方85</p>
<p>○ 次世代ネットワークに係るサービスはこれから開始されるものであり、設備投資内容も不明確であることに鑑み、現行サービスと同等のサービスについては同じ算定方式によることが望ましい。また、暫定方式の算定方法が、商用開始から一年以上継続されるのは、他事業者の事業計画の不正確性を生ずる恐れもあり、望ましくない。</p> <p>(アッカ・ネットワークス)</p>	<p>NGNの接続料を設定するためには、コストドライバの検討が必要であることから、一定期間、暫定的な接続料を適用することもやむを得ないが、将来原価方式等で算定した接続料については、接続料算定にシステム構築が必要であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができない場合等を除き、2008年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすること等が適当である。</p> <p>なお、具体的な接続料の算定方法は、将来原価方式を基本とした上で、算定対象となる機能や算定期間に応じて、接続料の申請時に個別具体的に判断することが適当である。</p>
<p>意見86 ISP や上位サービス事業者などの FVNO が次世代ネットワークを利用してエンドエンド料金でサービス提供を行うことが可能となるようキャリアズレート方式による算定を併せて適用することを要望。</p>	<p>考え方86</p>
<p>○ 答申案では、フレッツサービスに係る接続料の算定方式として、2009年度より将来原価方式で算定することが適当とされていますが、ISP や上位サービス事業者などの FVNO が次世代ネットワークを利用してエンドエンド料金でサービス提供を行うことが可能となる様、キャリアズレート方式による算定を併せて適用して頂きたい、要望致します。</p> <p>(テレサ協)</p>	<p>ISP接続のアンバンドル(答申(案)第3章2.(1)2)b))については、意見招請結果等を踏まえ、以下の趣旨で修正した。</p> <p>ISP接続の接続料を設定するためには、シェアドアクセス方式の加入光ファイバ回線の部分も含めて接続料が設定される必要があるが、この点については、FTTHサービス提供コストの低廉化の観点からは、まずは加入光ファイバ接続料の低廉化措置を講じることが適当である。</p> <p>また、ISP接続の接続料設定自体にも、NGNは特定のISP事業者向けに接続先を限定できない仕様となっているため技術的な問題があること等にかんがみれば、ISP接続のアンバンドルの可否については、今後の市場環境・競争環境等を踏まえ、技術的問題</p>

	等を含め引き続き検討することが適当である。
意見87 NGNの接続料については、コストベースで算定するといった電話時代の発想にとらわれることなく、映像配信サービスの普及が進むよう、市場価格を重視した料金とすべき。	考え方87
<p>○ NGNを利用した大容量の映像配信サービスなど多彩なブロードバンドサービスの普及が期待されるところであるが、答申案にあるように、NGNの接続料は、実際のトラフィック(利用帯域等)でコスト配分すれば、映像配信のための接続料は禁止的な料金水準となり、サービスの普及が阻害されることになると考える。</p> <p>したがって、NGNの接続料については、コストベースで算定するといった電話時代の発想に囚われることなく、映像配信サービスの普及が進むよう、市場価格を重視した料金とすべきであると考えます。</p> <p>(オプティキャスト)</p> <p>○ 日本は諸外国の中でもブロードバンド化の先進国であると考えます。これは、料金体系をトラフィック見合いの従量制から定額制に移行したことが、大きな成功要因のひとつであると考えます。</p> <p>次世代ネットワークを利用することによって、大容量の映像配信サービスを初めとした、多彩なブロードバンドサービスの普及が期待されますが、答申(案)にありますように、次世代ネットワークの接続料を、トラフィックなどによる従量制に戻してしまうと、映像配信などの新しい大容量のサービスは事実上利用することができない水準となり、新しい魅力的なサービスの普及が阻害されてしまうと考えます。</p> <p>したがって、次世代ネットワークの接続料については、過去のコストベースで算出するといった発想にとらわれず、利用者のニーズを阻害することがないように、市場価格をベースとした料金体系とすべきであると考えます。</p> <p>(岩崎通信機)</p>	<p>NGNは、第一種指定電気通信設備に該当し、その接続料はコストに適正利潤を加えた事業者間均一料金を設定することが必要であるが、ご指摘のように、単純にパケット量比で配賦する場合は、映像配信サービスに多大な費用が帰属するおそれがあることから、NTT東西においては、この問題も含め、2008年9月末までに適正なコストドライバを検討し総務省に対し報告することが必要である。</p>
意見88 接続料を設定する場合は、適正な原価を回収する観点から、原則的には実績原価方式により算定することが適当であり、将来原価方式を採用する場合であっても、乖離分を含め当該算定期間中に実際にかかる費用を全額回収できる仕組みを導入することが不可欠。また、適切なコストドライバを定めるため、その実績データを把握するためのシステム構築や実績データの把握にどの程度期間を要するか、現時点で見極めることは極めて困難であり、他事業者からの実需の存在も現時点では不明であるため、接続料の算定期間を明記すべきではない。	考え方88
○ 仮に、実需が発生し接続料を設定する場合には、適正な原価を回収するとの考えから、実	NGNの接続料を設定するためには、コストドライバの検討が必

績原価方式により算定することが適当であると考えますが、やむを得ず将来原価方式を採用する場合には、実際の実績原価・需要は、構造上、予測との乖離が不可避であることから、当該算定期間中に実際にかかる費用を全額回収できる仕組みを導入することが不可欠であると考えます。

NGNは3月末から東京・大阪等の一部エリアで商用化を開始し、エリア展開を段階的に行っていくことから、利用実績もそれに合わせて徐々に増加していくものです。そのような、利用実績の少ない段階で、機能別にコストを把握するために必要なコストドライバとして何が適切かを判断することは難しいと考えます。仮に適切なコストドライバを定めたとしても、その実績データを把握するためのシステム構築や実績データの把握にどの程度期間を要することになるのか、現時点で見極めることは極めて困難です。

また、本接続料の検討の前提として考えている他事業者からの実需が存在するのかわかりませんが、現時点ではわかりません。

したがって、本答申案において、接続料の算定期間を明記すべきではないと考えます。

(NTT東日本)

- 「収容局接続」については、地域IP網においても、ルーティング伝送機能の接続料を設定したものの、平成13年から現在に至るまで6年以上、(東西間接続を除き)1社の接続実績さえありませんでした。

「他事業者から、収容局接続について速やかにアンバンドル提供するよう要望されている」とありますが、要望事業者(KDDI殿・イーアクセス殿・ソフトバンク殿)はパブリックコメントとして意見提出されているものの、当該要望事業者から具体的なルーティング伝送機能の利用要望は頂いておりませんし、そもそも、前述のとおり、当該要望事業者は独自のIPネットワークを構築し、現に、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得されています。

以上のとおり、他事業者にルーティング伝送機能の利用要望が真にあるとは考えられないことから、当該他事業者のパブリックコメントの意見ではなく、具体的な接続要望を待つてアンバンドル/接続料設定の可否を判断することとしていただくべきであり、まして、08年度内等に将来原価方式により接続料を設定する等、具体的な接続料の設定に向けたスケジュールを整理することは適当でないと考えます。

(NTT西日本)

要であることから、一定期間、暫定的な接続料を適用することもやむを得ないが、NGNは、第一種指定電気通信設備に該当し、その接続料は、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金を設定することが原則であることから、透明性確保の観点から、暫定的な接続料の適用期間は明確化することが必要である。

具体的な接続料の算定方法は、将来原価方式を基本とした上で、算定対象となる機能や算定期間に応じて、接続料の申請時に個別具体的に判断すべきであるが、将来原価方式には、現行制度上、予測と実績の乖離を調整する制度は認められていないところである。

(4) IP電話サービス(IGS接続)に係る機能の接続料

1) NGNとひかり電話網の接続料の合算算定

意見89 IP電話サービスに係る機能とひかり電話網の接続料を、それぞれの費用と需要を

考え方89

合算して算定することに賛同。	
○ NGNのIP電話サービスに係る機能とひかり電話網の接続料を、それぞれの費用と需要を合算して算定することに関して、当社は賛成いたします。	-
(STNet)	
意見90 IP電話サービス(IGS接続)の接続料については、事業者間の協議による相対での接続料設定を要望。仮に、事業者均一の接続料を設定する場合には、NGNとひかり電話網の接続料は合算して算定することが適当であり、また、接続事業者の設定する接続料も均一料金とすることを要望。	考え方90
○ IP電話サービス(IGS接続)の接続料については、現行のひかり電話の接続料の場合と同様、引き続き、事業者間の協議により相対で接続料を設定することを認めていただきたいと考えます。 仮に、事業者均一の接続料を設定する場合には、本答申案のとおり、NGNとひかり電話網の接続料は合算して算定することが適当と考えます。 また、IP電話サービス(IGS接続)の接続料を事業者均一とした場合、接続事業者の接続料が当該均一接続料を上回って設定されることも想定されますが、お互いのネットワークを利用しあうにもかかわらずこうした費用負担のバランスが崩れることは、競争中立的でないことから、接続事業者の設定する接続料も当該均一料金としていただきたいと考えます。	答申(案)に示したとおり、NGN及びひかり電話網は、第一種指定電気通信設備に該当するため、コストに適正利潤を加えた事業者間均一の接続料を設定することが必要であり、その際、NGN(IGS接続)とひかり電話網に係る機能の需要と費用を合算して同一の接続料を設定することが適当である。 また、現在のひかり電話網では、NTT東西と接続事業者が、協議の上、相互の接続料を基本的に同額に設定していることから、接続事業者においては、IP電話サービスに係る機能の接続料が設定された後も、この点に留意することが求められる。
(NTT東日本)	

2)接続料の算定方法

意見91 IP電話サービスの接続料を、当分の間、ひかり電話の接続料に準拠した形で暫定的に適用することに賛同。	考え方91
○ また、当分の間について、ひかり電話の接続料に準拠した形で暫定的に適用することについても賛成いたします。	-
(STnet)	
意見92 ひかり電話の接続料については、例えばNTTグループ各社に対し適用している接続料水準等を参考に、全事業者に同一水準の暫定接続料を適用すべき。	考え方92
○ ひかり電話の接続料については、答申(案)P. 36では「商用開始後、当分の間は、現在のひかり電話の接続料に準拠した形での接続料を暫定的に適用することとするのが適当」とされていますが、現在の接続事業者により水準が異なる接続料をそのまま暫定接続料とすることは公正競争上大きな問題があります。NTT東・西は、例えばNTTグループ各社に対し適	答申(案)に示したとおり、接続料の算定には、コストドライバの検討に一定期間を要することから、商用開始後、当分の間は、現在のひかり電話の接続料に準拠した形での接続料を暫定的に適用することとするのが適当である。

<p>用している接続料水準等を参考に、全事業者に同一水準の暫定接続料を適用すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見93 ひかり電話に係る確定接続料は、IP 電話の確定接続料が適用される、NGNの商用開始時に遡って適用することが適当であり、ひかり電話に係る暫定接続料と確定接続料との差額は、確定接続料が決まった時点で差額精算を実施することが適当であること等から、本答申(案)P35～36「2)接続料の算定方法」を以下のとおり修正することを要望。</p> <p>(修正案)</p> <p>IP電話サービスに係る機能の接続料については、NGNの商用開始後の<u>当面の間</u>は、現在のひかり電話網等に係る費用と需要の実績データをベースとして、NGN(IGS接続)とひかり電話網に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが適当と考えられる。</p> <p>ただし、上記予測を行うためには、NGNのIP電話サービスに係る機能(IGS接続)の費用を他の費用から分計することが必要となるが、当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後、当分の間は、現在のひかり電話の接続料に準拠した形での接続料を暫定的に適用することとするのが適当である。<u>また、この暫定的な接続料の透明性及び公平性を確保するために、NTT東西は、NGNのIP電話サービス及びひかり電話に適用される暫定的な接続料について、速やかに接続約款の変更認可申請を行うことが適当である。</u></p> <p>また、NTT東西においては、上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づく接続料(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築後、2009年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき将来原価方式で算定した接続料)を算定することが適当である。なお、2008年度内に改めて設定する接続料については、利用者料金への影響を十分考慮し、商用開始時に適用する暫定的な接続料を上限値とした上で、最終的に設定する接続料について接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。<u>さらに、同年度内に認可された接続料については、NGNのIP電話及びひかり電話共にNGNの商用開始時に遡って適用することが適当である。</u></p>	<p>考え方93</p>
<p>○「第4章 1.接続料の算定方法 (2)接続料算定方法の基本的考え方」と同様に、地域 IP 網のひかり電話に係る確定接続料については、確定接続料が決まった時点で、暫定接続料</p>	<p>NGNは第一種指定電気通信設備に該当し、その接続料はコストに適正利潤を加えた事業者間均一の料金で設定されることが原則</p>

との差額精算を実施することが適当であると考えます。なお、確定接続料を遡及適用する時期は、地域 IP 網のひかり電話と NTT-NGN の IP 電話に係る費用と需要を合算して同一の接続料が算定されるため、NTT-NGN の IP 電話と地域 IP 網のひかり電話とは同時期に適用されることが適当です。このため、具体的には、地域 IP 網のひかり電話に係る確定接続料も、NTT-NGN の IP 電話の確定接続料が適用される、NTT-NGN の商用開始時に遡って適用することが適当であると考えます。また、この地域 IP 網のひかり電話に係る暫定接続料と確定接続料との差額は、前述のように、確定接続料が決まった時点で差額精算を実施することが適当であると考えます。

上記及び「第 4 章 1.接続料の算定方法 (2)接続料算定方法の基本的考え方」において述べた弊社共の意見に基づき、本答申(案)P35～36「2)接続料の算定方法」を以下のとおり修正することを要望します。

(原案)

IP電話サービスに係る機能の接続料については、NGNの商用開始後の一定期間(少なくとも接続会計におけるNGNの扱いが未確定である2009年度接続料まで)は、現在のひかり電話網等に係る費用と需要の実績データをベースとして、NGN(IGS接続)とひかり電話網に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが適当と考えられる。

ただし、上記予測を行うためには、NGNのIP電話サービスに係る機能(IGS接続)の費用を他の費用から分計することが必要となるが、当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後、当分の間は、現在のひかり電話の接続料に準拠した形での接続料を暫定的に適用することとするのが適当である。

しかし、NTT東西においては、上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき算定した接続料(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築後、2009年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき実際費用方式で算定した接続料)について接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。

(修正案)

IP電話サービスに係る機能の接続料については、NGNの商用開始後の当面の間は、現在のひかり電話網等に係る費用と需要の実績データをベースとして、NGN(IGS接続)とひかり電話網に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが適当と考えられる。

である。しかし、接続料を設定するためにはコストドライバを検討する期間等が必要なことから、一定期間、暫定的な接続料を用いることはやむを得ないと考えられるが、この場合でも、コストベースであることを前提として透明性・公平性が確保された形で接続料の設定が行われることが必要である。

また、将来原価方式で算定した接続料については、接続料算定にシステム構築が必要であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができない場合を除き、2008年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。

この際、具体的な接続料水準については、暫定的な接続料の水準との関係を踏まえ、利用者料金に与える影響を考慮して設定することが適当であるが、将来原価方式で接続料が設定されても、暫定的な接続料はサービス開始当初のサービス提供地域も限定される中で適用されるものであることにかんがみれば、事後精算制度を設けて商用開始時に遡ってこれを適用することまでの必要性はないものと考えられる。

<p>ただし、上記予測を行うためには、NGNのIP電話サービスに係る機能(IGS接続)の費用を他の費用から分計することが必要となるが、当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後、当分の間は、現在のひかり電話の接続料に準拠した形での接続料を暫定的に適用することとするのが適当である。また、この暫定的な接続料の透明性及び公平性を確保するために、NTT東西は、NGNのIP電話サービス及びひかり電話に適用される暫定的な接続料について、速やかに接続約款の変更認可申請を行うことが適当である。</p> <p>また、NTT東西においては、上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づく接続料(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築後、2009年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき将来原価方式で算定した接続料)を算定することが適当である。なお、2008年度内に改めて設定する接続料については、利用者料金への影響を十分考慮し、商用開始時に適用する暫定的な接続料を上限値とした上で、最終的に設定する接続料について接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。さらに、同年度内に認可された接続料については、NGNのIP電話及びひかり電話共にNGNの商用開始時に遡って適用することが適当である。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見94 NGN の商用サービス開始当初の暫定接続料としてひかり電話網及びイーサネットサービスに関して相対取引を認める点については、NTT 東西の優位性が確定してしまい、公正競争を担保できない可能性があるため、相対取引の状況を注視するとともに接続料設定の時期を極力前倒しすることが必要。</p>	<p>考え方94</p>
<p>○ 各機能に対する接続料の算定において、NGN の商用開始後の一定期間に関して将来原価方式により算定することに賛成します。しかし、NGN の商用サービス開始当初の暫定接続料としてひかり電話網及びイーサネットサービスに関して相対取引を認める点については、一刻も早く接続料設定を行わないと NTT 東西の優位性が確定してしまい、公正競争を担保できない可能性があり相対取引の状況をできるだけ注視すると共に接続料設定の時期については極力前倒しすることが必要です。</p> <p>また、設定された接続料つきまして現行制度上の 4 種類以外の新モデルの適用についても実現可能性についてよく検証した上で改めて検討することが必要と考えます。</p> <p>(TOKAI、ビック東海)</p>	<p>IP電話サービスやイーサネットサービスに係る機能の接続料を設定するためには、コストドライバの検討やシステム構築が必要であることから、一定期間、暫定的な接続料を適用することもやむを得ない。しかし、できる限り早期に将来原価方式等で算定した接続料を適用することが必要であるため、ひかり電話網については原則2008年度内、イーサネットについては2009年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当としているところである。</p>

<p>意見95 ひかり電話(IGS接続)については、他事業者側の接続料も同額に設定することを条件に、現行の相対方式から新たな接続料への移行を検討すべき。</p>	<p>考え方95</p>
<p>○ 既に実需があるひかり電話(IGS接続)については、これまでNTT東西と接続事業者とで相互に同額に設定されてきたため、他事業者側の接続料も同額に設定することを条件に、現行の相対方式から新たな接続料への移行を検討すべきです。</p> <p>(NTT持株)</p>	<p>ひかり電話網については、第一種指定電気通信設備に該当することから、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金を適用することが必要であるが、答申(案)に示したとおり、現在のひかり電話網(IGS接続)では、NTT東西と接続事業者が、協議の上、相互の接続料を基本的に同額に設定していることから、接続事業者においては、接続料が設定された後も、この点に留意することが求められる。</p>
<p>意見96 事業者均一接続料を設定する場合は、適正な原価を回収する観点から、原則的には実績原価方式により算定することが適当であり、将来原価方式を採用する場合であっても、乖離分を含め当該算定期間中に実際にかかる費用を全額回収できる仕組みを導入することが不可欠。また、適切なコストドライバを定めるため、その実績データを把握するためのシステム構築や実績データの把握にどの程度期間を要するか、現時点で見極めることは極めて困難であり、他事業者からの実需の存在も現時点では不明であるため、接続料の算定期間を明記すべきではない。</p>	<p>考え方96</p>
<p>○ 仮に、事業者均一の接続料を設定する場合には、適正な原価を回収するとの考えから、実績原価方式により算定することが適当であると考えますが、やむを得ず将来原価方式を採用する場合には、実際の実績原価・需要は、構造上、予測との乖離が不可避であることから、当該算定期間中に実際にかかる費用を全額回収できる仕組みを導入することが不可欠であると考えます。</p> <p>NGNは3月末から東京・大阪等の一部エリアで商用化を開始し、エリア展開を段階的に行っていくことから、利用実績もそれに合わせて徐々に増加していくものです。そのような、利用実績の少ない段階で、機能別にコストを把握するために必要なコストドライバとして何が適切かを判断することは難しいと考えます。仮に適切なコストドライバを定めたとしても、その実績データを把握するためのシステム構築や実績データの把握にどの程度期間を要することになるのか、現時点で見極めることは極めて困難です。</p> <p>したがって、本答申案において、接続料の算定期間を明記すべきではないと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>NGNの接続料を設定するためには、コストドライバの検討が必要であることから、一定期間、暫定的な接続料を適用することもやむを得ないが、NGNは、第一種指定電気通信設備に該当し、その接続料は、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金を設定することが原則であり、透明性確保の観点から、暫定的な接続料の適用期間を明確化することが必要である。</p> <p>具体的な接続料の算定方法は、将来原価方式を基本とした上で、算定対象となる機能や算定期間に応じて、接続料の申請時に個別具体的に判断すべきであるが、将来原価方式には、現行制度上、予測と実績の乖離を調整する制度は認められていないところである。</p>
<p>意見97 ひかり電話網について、現在の接続料の決定方法に拠ることで、公正競争上の問題が具体的に明らかになるまでの間は、現状の運用(相対)を継続することとし、具体的な問題が生じた段階でアンバンドル等について検討すべき。</p>	<p>考え方97</p>
<p>○ 「ひかり電話網の接続料は相対取引で決まっているため、相手側事業者によって接続料</p>	<p>答申(案)に示したとおり、ひかり電話網は、第一種指定電気通</p>

<p>水準が異なっており、公正競争上大きな問題となっているとの意見が示されている」とありますが、現在のひかり電話の接続料については、相互補償的な考えに基づき、相手方事業者が設定する接続料と同水準とすることを基本に、各事業者と相対で決定しているに過ぎず、当該接続料が相対で決定されていることが公正競争を阻害するという他事業者の指摘は具体的に何を問題視されているのか全く理解できません。</p> <p>⇒ 別紙4参照(省略)</p> <p>したがって、現在の接続料の決定方法に拠ることで、公正競争上の問題が具体的に明らかになるまでの間は、現状の運用(相対)を継続することとし、具体的な問題が生じた段階でアンバンドル等について検討すると整理すべきと考えます。</p> <p>当社としては、むしろ、自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とするサービスを提供していながら、当社に対して、他の移動体事業者の網使用料に比して最も高い水準の網使用料を設定している移動体事業者の方が遥かに公正競争を阻害している可能性が高いと考えます(当該移動体事業者の公式ホームページによれば、自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とする一方で、自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料を頂けるので利益を出すことができると記載されていることに鑑みれば、自社内通話や自社グループ間通話の赤字を接続事業者が支払う接続料でもって補填されている懸念があります。)。 ⇒ 別紙5参照(省略)</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>信設備に該当し、その接続料は、利用の公平性を確保する観点から、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金を適用することが必要である。</p> <p>なお、現在のひかり電話網では、NTT東西と接続事業者が、協議の上、相互の接続料を基本的に同額に設定していることから、接続事業者においては、IP電話サービスに係る機能の接続料が設定された後も、この点に留意することが求められる。</p>
--	--

(5)イーサネットサービスに係る機能の接続料

<p>意見98 イーサネットサービスに係る接続料については、NTT東西の都合で一方向的に決定されてしまうことがないよう、総務省等が相対の接続料に関し、適切な条件で設定されていることを確認する仕組み等、公平性及び透明性を担保することが必要。</p>	<p>考え方98</p>
<p>○ イーサネットサービスに係る接続料についても、答申(案)P. 36にて「コストベースであることを前提として、接続料を相対取引で設定することもやむを得ない」と記載されておりますが、ボトルネック設備と一体として設置されるNGNの接続料が、NTT東・西の都合で一方向的に決定されてしまうことがないよう、総務省等が相対の接続料について、適切な条件で設定されたかどうかを確認する仕組み等、公平性及び透明性が担保されることが必要であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ イーサネットサービスについては、NTT 東西の NGN はメガデータネッツでの接続の実態が</p>	<p>NGNは、第一種指定電気通信設備に該当し、その接続料はコストに適正利潤を加えた事業者間均一の料金で設定されることが原則である。しかし、イーサネットサービスに係る機能の接続料を設定するためには、少なくとも10億円程度の改修費用と1年程度の改修期間を要することから、接続事業者の具体的な接続要望等を見極めた上で、2009年度までは、暫定的な接続料を用いることはやむを得ないと考えられるが、この場合でも、コストベースであることを前提として透明性・公平性が確保された形で接続料の設定が行われることが必要である。</p>

<p>あるにもかかわらず、接続事業者の接続要望等を考慮しないままにすすめられている。このような状況での相対取引による暫定適用は、接続料が適正であるか判断できず、公平・公正な競争状況にあるとは言い難い。従って、たとえ相対取引であっても、その接続料は、NTT 東西の利用部門と接続事業者、及び接続事業者間のコスト負担が公平・公正に扱われているかの公開・検証の措置が必須である。</p> <p>(HOTnet)</p>	
<p>意見99 イーサネットサービスはトライアルにおいても提供されていた接続形態であり、NTT 東西が接続を前提に設備構築していれば、設備改修に係る追加費用が発生しなかったはずであり、当該追加費用について接続事業者に負担を求めることは不相当であることから、本答申(案)P36「(5)イーサネットサービスに係る機能の接続料」を以下のとおり修正することを要望。</p> <p>(修正案)</p> <p>イーサネットサービスに係る機能の接続料についても、NGNの商用開始後の当面の間は、LAN型通信網に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが適当と考えられる。</p> <p>なお、NTT東西のLAN型通信網は、現時点ではCUGタイプの提供しか想定していないため、PVCタイプを新たに提供可能とし接続料を設定するためには、少なくとも10億円程度の改修費用と1年程度の改修期間を要するとNTT東西からは聞いているが、この改修費用は当初から接続を前提に設備構築されていれば発生しなかった費用であることから、接続事業者に負担を求める(接続料原価に算入する)ことは適当でない。また、分計に必要なコストドライバを検討し、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づく接続料(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築後、2009年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき将来原価方式で算定した接続料)を算定することが適当である。</p> <p>また、接続料の算定には、当該費用の分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後当分の間は、コストベースであることを前提とした暫定的な接続料を設定することが適当である。また、商用開始時に適用する暫定的な接続料の透明性及び公平性を確保するために、NTT東西においては、この商用開始時に適用される暫定的な接続料について、速やかに接続約款の変更認可申請を行うことが適当である。さらに、NTT東西においては、LAN型通信網の接続料を設定するための改修作業をできる限り早期に終了させることが必要である。加えて、2008年度内に将来原価方式に基づき改めて設定する</p>	<p>考え方99</p>

<p>接続料については、利用者料金への影響を十分考慮し、商用開始時に適用する暫定的な接続料を上限値とした上で、最終的に設定する接続料について2008年度内に接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。加えて、同年度内に認可された接続料については、商用開始時に遡って適用することが適当である。</p>	
<p>○ 本答申(案)に記載されている、LAN 型通信網 PVC タイプの接続料を設定するために発生する設備改修は、料金請求や設備管理のためのオペレーションシステム等であるとされていますが、イーサネットサービスはトライアルにおいても提供されていた接続形態であり、そもそも NTT 東西が接続を前提として設備構築していなかったことが問題であると考えます。予め接続を前提に設備構築していれば、このような当該設備改修に係る追加費用が発生しなかったはずであり、当該設備改修に係る追加費用について接続事業者に負担を求めることは不相当であると考えます。</p> <p>上記及び「第4章 1.接続料の算定方法 (2)接続料算定方法の基本的考え方」において述べた弊社共の意見に基づき、本答申(案)P36「(5)イーサネットサービスに係る機能の接続料」を以下のとおり修正することを要望します。</p> <p>(原案)</p> <p>イーサネットサービスに係る機能の接続料についても、少なくとも接続会計におけるNGNの扱いが未確定である2009年度接続料までは、LAN型通信網に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが適当と考えられる。</p> <p>しかし、NTT東西のLAN型通信網は、現時点ではCUGタイプの提供しか想定していないため、PVCタイプを新たに提供可能とし接続料を設定するためには、少なくとも10億円程度の改修費用と1年程度の改修期間を要するとNTT東西からは聞いており、少なくとも2008年度内に将来原価方式で算定した接続料について接続約款の変更を行うことは困難と考えられる。</p> <p>このため、商用開始後当分の間は、コストベースであることを前提として、接続料を相対取引で設定することもやむを得ないと考えられる。しかし、NTT東西においては、LAN型通信網の接続料を設定するための改修作業をできる限り早期に終了させるとともに、LAN型通信網の費用も整理された2008年度の接続会計は、2009年7月末までに公表される必要があることを踏まえ、接続事業者の具体的な接続要望等を見極めた上で、実際費用方式で算定した接続料について2009年度内に接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。</p> <p>(修正案)</p>	<p>仮にNTT東西がPVCタイプの接続を前提として設備構築をしていても、当該接続に係る機能の費用は設備コストとして接続料原価に算入され接続事業者が負担することとなることから、結果として接続事業者の費用負担面では大きな相違はないと考えられる。</p>

<p>イーサネットサービスに係る機能の接続料についても、NGNの商用開始後の当面の間は、LAN型通信網に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが適当と考えられる。</p> <p>なお、NTT東西のLAN型通信網は、現時点ではCUGタイプの提供しか想定していないため、PVCタイプを新たに提供可能とし接続料を設定するためには、少なくとも10億円程度の改修費用と1年程度の改修期間を要するとNTT東西からは聞いているが、この改修費用は当初から接続を前提に設備構築されていれば発生しなかった費用であることから、接続事業者に負担を求める(接続料原価に算入する)ことは適当でない。また、分計に必要なコストドライバを検討し、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づく接続料(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築後、2009年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき将来原価方式で算定した接続料)を算定することが適当である。</p> <p>また、接続料の算定には、当該費用の分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後当分の間は、コストベースであることを前提とした暫定的な接続料を設定することが適当である。また、商用開始時に適用する暫定的な接続料の透明性及び公平性を確保するために、NTT東西においては、この商用開始時に適用される暫定的な接続料について、速やかに接続約款の変更認可申請を行うことが適当である。さらに、NTT東西においては、LAN型通信網の接続料を設定するための改修作業をできる限り早期に終了させることが必要である。加えて、2008年度内に将来原価方式に基づき改めて設定する接続料については、利用者料金への影響を十分考慮し、商用開始時に適用する暫定的な接続料を上限値とした上で、最終的に設定する接続料について2008年度内に接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。加えて、同年度内に認可された接続料については、商用開始時に遡って適用することが適当である。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見100 イーサネットサービスのアンバンドル・接続料設定については、需要数を含めた接続事業者の具体的要望や市場競争に与える影響等を十分見極めた上でその是非を判断すべきであり、本接続料の検討の前提として、この点を明確にすべき。また、適切なコストドライバを定めるため、その実績データを把握するためのシステム構築や実績データの把握にどの程度期間を要するか、現時点で見極めることは極めて困難であり、他事業者からの実需の存在も現時点では不明であるため、接続料の算定期間を明記すべきではない。</p>	<p>考え方100</p>
<p>○ イーサネットサービスのアンバンドル・接続料設定については、需要数を含めた接続事業者</p>	<p>アンバンドルは、相互接続や競争の促進に資するものであり、積</p>

<p>の具体的な要望や市場競争に与える影響等を十分見極めた上でその是非を判断すべきであることから、本接続料の検討の前提として、この点を明確にさせていただきたいと考えます。</p> <p>NGNは3月末から東京・大阪等の一部エリアで商用化を開始し、エリア展開を段階的に行っていくことから、利用実績もそれに合わせて徐々に増加していくものです。そのような、利用実績の少ない段階で、機能別にコストを把握するために必要なコストドライバとして何が適切かを判断することは難しいと考えます。仮に適切なコストドライバを定めたとしても、その実績データを把握するためのシステム構築や実績データの把握にどの程度期間を要することになるのか、現時点で見極めることは極めて困難です。</p> <p>また、本接続料の検討の前提として考えている他事業者からの実需が存在するのかわかりませんが、現時点ではわかりません。</p> <p>したがって、本答申案において、接続料の算定期間を明記すべきではないと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>極的に推進すべきものとされていることから、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合にはアンバンドルして提供しなければならないという基本的考え方は踏襲すべきであるが、他事業者の具体的な要望を踏まえつつも、NTT東西に過度の経済的負担を与えることとならないように留意することも必要である。</p> <p>また、NGNは、第一種指定電気通信設備に該当し、その接続料は、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金を設定することが原則であることから、透明性確保の観点から、暫定的な接続料の適用期間は明確化することが必要である。</p> <p>この点、イーサネットサービスの接続料設定には、IP電話サービス等とは異なりコストドライバの検討は基本的に不要であり、システム改修期間も1年程度と聞いているので、実際費用方式で算定した接続料について、接続事業者の具体的な接続要望等を見極めた上で、2009年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当であると考えられる。</p>
<p>意見101 イーササービスについて、アンバンドル・接続料設定を義務づけることは適当でなく、具体的な実需要を示すことが最低限必要。また、CUGメニューを提供する場合、PVCメニューを用いた相互接続通信の増加により、相互接続点を折り返す通信が増加することになるためイーササービスの提供が不効率になる懸念がある。</p>	<p>考え方101</p>
<p>○ 当社のイーササービスについて、以下の理由により、アンバンドル／接続料設定を義務づけることは適当でないと考えます。少なくとも、漠然とした利用要望ではなく、具体的な実需要を示していただくことが最低限必要であると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 他事業者は、当社又は電力系事業者殿から光ファイバを借りて、1台あたり百万円～数百万円程度に過ぎない自前イーサ装置を当社ビル等にコロケーションすれば、当社のイーササービスと同等のサービスを提供可能である。⇒ 別紙10参照(省略) ② その結果、イーササービスの市場シェアを見ると、当社が13.1%、NTT東日本が14.5%であるのに対し、アンバンドルを要望されているKDDI殿のシェアが23.6%となっており、競争は十分に進展している。 ③ イーササービス市場には、電力系事業者殿をはじめ多数の事業者が参入し、熾烈なユーザ獲得競争を展開している中、当社だけがイーササービスの接続料設定を強いられ、サービス原価を他業者にオープンにするよう強いられた場合、当社は競争上著しい不利益を被ることになる。 ④ イーササービスのアンバンドルを要望されているKDDI殿は、需要密度が高い都市部エ 	<p>答申(案)に示したとおり、イーサネットサービスについては、ユーザのネットワーク全体を単一の事業者が一括して提供することが望ましいという特性があること、また今後イーサネットサービスに係る需要が高速化することが想定されることにかんがみれば、NTT東西が、従来の県域を越えた県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置が必要であり、接続事業者から具体的な要望があれば、アンバンドルすることが必要である。</p> <p>なお、PVCメニューの追加が、CUGメニューに与える影響は、今後のサービスの提供状況を踏まえて評価する必要があり、これをもって、現時点でアンバンドルが不要と判断することは適当ではないと考えられる。</p>

<p>リアを中心に既にサービスを自前提供されており、実際、お客様からKDDI殿に対し、IP-VPN等の足回り回線としてイーササービスを提供してほしいとの実需要があれば、KDDI殿がイーササービスを自前提供されるケースも少なくないと考えられるため、需要が疎で自前設備を構築するよりも当社設備を借りの方が得なエリアのみで、当社設備を借りてサービス提供されることになることも考えられる(クリームスキミングが生じる。)</p> <p>⑤ 巨額の実オペレーションシステム等改造費用をかければ、PVCメニューを提供することも技術的には可能(オペレーションシステム等が改造されるまでの間は、接続料を相対取引で設定することを含め、PVCメニューの提供を設定すること自体、技術的に不可能)ですが、当社が多額の費用をかけて開発等しても、PVCメニューの利用が需要が疎のエリアに止まれば、低廉なネットワーク構築に支障を来す可能性が高いと考えられる。</p> <p>⑥ 当社のイーササービスの提供形態は通常の企業ネットワークの形態であるP-MP通信を念頭に置いたものとなっており、相互接続通信のためにPVCメニューを設けた場合、P-MP通信の場合はネットワーク全体で1ユーザごとに1のVLAN ID利用で足りたものが、PVCメニューでは1回線ごとに1のVLAN IDを消費することになり、VLAN ID枯渇しやすくなること</p> <p>P-MP通信の場合はイーサ網内において最適経路で通信可能なものが、PVCメニューを用いた相互接続通信が増えると、相互接続点を折り返す通信が増加することになるため、イーサ網内を流通するトラフィックが増加すること等によってイーサ網の設備増強が頻繁に必要になる等、コスト増や追加構築したイーサ網への既存ユーザの収容替え等によるお客様の利便性低下に繋がることも考えられるため、PVCメニューの提供によって、当社のイーササービスの提供が不効率になると懸念される。</p> <p>なお、利用者料金の設定権については、事業者間協議に委ねられている事項であることから、当事者間の合意に基づき、利用者料金を「ぶつぎり」設定とすることは当然可能と考えています。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
---	--

(6)中継局接続の接続料

<p>意見102 IP-IP 接続の接続料算定に関しパケット量比や QoS レベル等を加味したコストドライバを検討することに賛同。</p>	<p>考え方102</p>
<p>○ 接続料については、ネットワークに与える負担の度合いに応じ公平に負担すべきと考えており、答申(案)のとおり、IP-IP 接続の接続料算定に関しパケット量比や QoS レベル等を加味したコストドライバを検討することに賛成します。</p>	<p>-</p>

<p>(QTNNet)</p>	
<p>意見103 本答申(案)P36-37「(6)IP-IP 接続の接続料」の第4段落以降を以下のとおり修正することを要望。</p> <p>(修正案)</p> <p>このため、IP-IP接続についても接続料を設定することとし、<u>NGNの商用開始後の当面の間は</u>、IP-IP接続に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが<u>適当と考えられる。</u></p> <p>ただし、上記予測を行うためには、IP-IP接続に係る費用を他のNGNの費用から分計することが必要となる。当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後当分の間は、コストベースであることを前提とした<u>暫定的な接続料を設定することが適当である。また、商用開始時に適用する暫定的な接続料の透明性及び公平性を確保するために、NTT東西においては、この商用開始時に適用される暫定的な接続料について、速やかに接続約款の変更認可申請を行うことが適当である。</u></p> <p>また、NTT東西においては、上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づく<u>接続料(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築後、2009年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき将来原価方式で算定した接続料)を算定することが適当である。なお、2008年度内に改めて設定する接続料については、利用者料金への影響を十分考慮し、商用開始時に適用する暫定的な接続料を上限値とした上で、最終的に設定する接続料について接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。さらに、同年度内に認可された接続料については、商用開始時に遡って適用することが適当である。</u></p>	<p>考え方103</p>
<p>○「第4章 1.接続料の算定方法 (2)接続料算定方法の基本的考え方」において述べた弊社共の意見に基づき、本答申(案)P36-37「(6)IP-IP 接続の接続料」の第4段落以降を以下のとおり修正することを要望します。</p> <p>(原案)</p> <p>このため、IP-IP接続についても接続料を設定することとし、少なくとも接続会計におけるNGNの扱いが未確定である2009年度接続料までは、IP-IP接続に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが適当と考えられる。</p> <p>ただし、上記予測を行うためには、IP-IP接続に係る費用を他のNGNの費用から分計す</p>	<p>NGNは第一種指定電気通信設備に該当し、その接続料はコストに適正利潤を加えた事業者間均一の料金で設定されることが原則である。しかし、接続料を設定するためにはコストドライバを検討する期間等が必要なことから、一定期間、暫定的な接続料を用いることはやむを得ないと考えられるが、この場合でも、コストベースであることを前提として透明性・公平性が確保された形で接続料の設定が行われることが必要である。</p> <p>また、将来原価方式で算定した接続料については、接続料算定にシステム構築が必要であって、代替可能と考えられる暫定的な</p>

ることが必要となる。当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後当分の間は、コストベースであることを前提として、接続料を相対取引で決定することはやむを得ないと考えられる。

しかし、NTT東西においては、上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき算定した接続料(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築後、2009年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき実際費用方式で算定した接続料)について接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。

なお、IP-IP接続においては、今後、IP電話サービス以外にも、大容量の映像配信サービスをはじめとした様々な新規サービスが同一のPOIで混在して提供されることとなることが想定され、接続事業者のサービス提供方法等によっては、接続料の設定と並行して設備増強やその負担方法の在り方の検討が必要となる場合も考えられるが、その場合でも、第一種指定電気通信設備であるNGNの接続料は、できる限り早期にコストに適正利潤を加えた事業者間均一料金で設定されることが望ましいことから、実際のトラフィックや具体的な利用形態等を踏まえ、少なくとも2009年度内を目途に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。

(修正案)

このため、IP-IP接続についても接続料を設定することとし、NGNの商用開始後の当面の間は、IP-IP接続に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが適当と考えられる。

ただし、上記予測を行うためには、IP-IP接続に係る費用を他のNGNの費用から分計することが必要となる。当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後当分の間は、コストベースであることを前提とした暫定的な接続料を設定することが適当である。また、商用開始時に適用する暫定的な接続料の透明性及び公平性を確保するために、NTT東西においては、この商用開始時に適用される暫定的な接続料について、速やかに接続約款の変更認可申請を行うことが適当である。

また、NTT東西においては、上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づく接続料(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築後、2009年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき将来原価方式で算定した接続料)を算定

コストドライバを見出すことができない場合等を除き、2008年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。

この際、具体的な接続料水準については、暫定的な接続料の水準との関係を踏まえ、利用者料金に与える影響を考慮して設定することが適当であるが、将来原価方式で接続料が設定されても、暫定的な接続料はサービス開始当初のサービス提供地域も限定される中で適用されるものであることにかんがみれば、事後精算制度を設けて商用開始時に遡ってこれを適用することまでの必要性はないものと考えられる。

<p>することが適当である。なお、2008年度内に改めて設定する接続料については、利用者料金への影響を十分考慮し、商用開始時に適用する暫定的な接続料を上限値とした上で、最終的に設定する接続料について接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。さらに、同年度内に認可された接続料については、商用開始時に遡って適用することが適当である。</p> <p>なお、IP-IP接続においては、今後、IP電話サービス以外にも、大容量の映像配信サービスをはじめとした様々な新規サービスが同一のPOIで混在して提供されることとなることが想定され、接続事業者のサービス提供方法等によっては、接続料の設定と並行して設備増強やその負担方法の在り方の検討が必要となる場合も考えられるが、その場合でも、第一種指定電気通信設備であるNGNの接続料は、できる限り早期にコストに適正利潤を加えた事業者間均一料金で設定されることが望ましいことから、実際のトラフィックや具体的な利用形態等を踏まえた将来原価方式による接続料を算定し、少なくとも2009年度内を目途に、接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見104 IP-IP 接続に関しては、将来原価方式による接続料算定に同意するが、接続料設定した上でのビル&キープの考え方があってもよい。</p>	<p>考え方104</p>
<p>○ IP-IP 接続に関しては、将来原価方式による接続料算定に同意しますが、接続料設定した上でのビル&キープの考え方があってもよいと考えます。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p> <p>○ 答申(案)は、「ビル&キープ」方式に否定的ですが、NTTの固定電話5千万台に対し、他社の直取電話・IP電話が1千万台以上、携帯電話が1億台以上に普及した現状を踏まえると、これからの時代は、これまでの特定の事業者だけを規制することで足りてきた規制のあり方を抜本的に改め、相互に支払いあう関係になった接続料について、相対的な負担のバランスを重視していく必要があります。</p> <p>米国やインターネットで採用され実績もある「相互補償料金」や「ビル&キープ」方式は、全ての事業者の接続料について行政が規制をしなくても、自律的に接続料の低下を促し、事業者間の取引を平等にしていく機能を、内在的に備えていると考えられます。もちろん、行政コスト削減の観点からも、大いに参考になるはずで、審議会のご見解をお示しいただきたいと考えます。</p> <p>(個人)</p>	<p>中継局接続においては、今後、IP電話サービス以外にも、大容量の映像配信サービスをはじめとした様々な新規サービスが同一のPOIで混在して提供されることとなることが想定され、接続事業者のサービス提供方法等によっては、接続料の設定と並行して設備増強やその負担の方法の検討が必要となる場合も考えられるが、その際、負担方法の在り方として、ビル&キープ方式の適用も検討対象とはなり得ることから、その趣旨を明確化する答申(案)の修正を行った。</p>

<p>意見105 IP-IP接続の接続料については、少なくとも他事業者との接続が開始され、実際のトラフィックや利用形態等、IP-IP接続の現実的な姿が明らかになった段階で、国際的な標準化の動向や世界的なIP-IP網間での取引形態の状況等を踏まえて検討を行うとすることが適当であり、接続料の算定期間を明記すべきではない。</p>	<p>考え方105</p>
<p>○ 今回のNGNのIP-IP接続については、大容量で品質確保型の独立したIP通信網同士の接続形態を想定しており、従来のベストエフォート型の東西間IPv6接続とは異なる新たな接続形態です。そのため、IP-IP接続の接続料については、以下の観点から、少なくとも他事業者との接続が開始され、実際のトラフィックや利用形態等、IP-IP接続の現実的な姿が明らかになった段階で、国際的な標準化の動向や世界的なIP-IP網間での取引形態の状況等を踏まえて検討を行うとすることが適当であり、本答申案において、接続料の算定期間を明記すべきではないと考えます。</p> <p>① 他事業者のNGNについては、その提供開始時期や接続のプロトコルが明らかになっておらず、具体的な接続内容が定まっていない状況にあること。</p> <p>② 他事業者の既存IP網との接続については、IP電話以外に、大容量の映像配信等様々な新サービスがPOIを通して混在して流されることも想定され、ネットワークの利用形態については、現時点予測し難い状況にあること。また、接続料を設定するにあたって必要なトラフィックを把握するための課金装置等については、現時点、当社だけでなく他事業者も設置されていないこと。</p> <p>③ 世界的にみても、IP-IP網間はピアリング／トランジットといった形態で取り引きしており、我が国のNGNだけ画一的な接続料を設定することは、日本独自のルールを作ることになり、世界のIP網の中で孤立化を招き、国際的な競争から取り残されるおそれがあること。</p> <p>また、上記の整理がなされるまでの間は、ビル＆キープ方式を含め接続料を相対で決定することを認めていただきたいと考えます。</p> <p>なお、既存の東西間IPv6接続は、NGNの提供開始と同時に、新規販売を停止するとともに、その接続料についてもビル＆キープ方式に変更する予定です。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 「IP-IP接続」については、他事業者のネットワークの詳細が明確でなく、標準化も途上であるため、そのような状況下で、接続料を具体的に算定することは現実的に困難であるため、ビル＆キープ方式とする選択肢も含め、基本的には事業者間の相対により決定すべき事項であり、現時点で事前規制を課すことは問題であると考えます。</p> <p>IP-IP接続においては、①お互いの網を利用されるお客様が相互に通信しあうため、一</p>	<p>中継局接続については、既に地域IP網では、これに該当していたIPv6サービスはアンバンドルされた機能を用いて接続料を互いに支払ってサービス提供をしていたこと、またNTT東西のNGN間のIP電話サービスの提供は中継局接続の形態のみで行われることとなること、更に今後PSTNからIP網へとネットワーク構造が変化するに伴い、他事業者のネットワークとの接続も、IGS接続は減少し中継局接続が増えていくことが想定されること等にかんがみれば、中継局接続に係る機能はアンバンドルすることが必要になると考えられる。</p> <p>この点、インターネット上のISP間接続でも、お互いのトラフィックの均衡が崩れた場合には精算をするペイドピアリングや通常帯域幅で精算するトランジット形態では接続料のやりとりを行っており、IP網同士の接続でも接続料の設定が行われている場合がある。</p> <p>NGNの接続料を設定するためには、コストドライバの検討が必要であることから、一定期間、暫定的な接続料を適用することもやむを得ないが、NGNは、第一種指定電気通信設備に該当し、その接続料は、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金を設定することが原則であることから、透明性確保の観点から、暫定的な接続料の算定期間は明確化することが必要である。</p> <p>なお、中継局接続においては、今後、IP電話サービス以外にも、大容量の映像配信サービスをはじめとした様々な新規サービスが同一のPOIで混在して提供されることとなることが想定され、接続事業者のサービス提供方法等によっては、接続料の設定と並行して設備増強やその負担の方法の検討が必要となる場合も考えられるが、その際、負担方法の在り方として、ビル＆キープ方式の適用も検討対象とはなり得ることから、その趣旨を明確化する答申(案)の修正を行った。</p>

<p>方向の通信に偏らないと想定され、②新しい品質確保型の大容量通信サービスについては、その利用動向を見極める必要がある等、接続事業者との間のトラフィック動向が不透明であり、また、接続形態や利用形態も未だ不透明であるため、③更に、接続料を設定し事業者間精算を行う際に必要となるトラフィック測定のための課金装置等も当社側だけでなく他事業者側でも準備する必要があるが、これについて双方ともに準備が整っていないため、現段階でIP-IP接続のアンバンドル/接続料設定を義務づけることは適切でなく、まして、08年度内等に将来原価方式により接続料を設定する等、具体的な接続料の設定に向けたスケジュールを整理することは適当でないと考えます。 ⇒ 別紙9参照(省略)</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見106 NGNのIP-IP接続において接続料の設定を義務化すべきではなく、各事業者の自由な判断を尊重し、市場原理に委ねることが適当。</p>	<p>考え方106</p>
<p>○ 答申(案)においては、NGNが①統合管理型のIP網であり、他事業者の利用実態を把握可能であること、②第一種指定電気通信設備となり、コストに適正利潤を加えた事業者均一の料金で利用可能となる必要があること、の2点を以ってNGNのIP-IP接続には接続料の設定が必要とされているところですが、「今後、IP電話サービス以外にも、大容量の映像配信サービスをはじめとした様々な新規サービスが同一のPOIで混在して提供されることとなること想定」される中、NGNがトラフィック量を個別に記録する仕組みを実装した場合、NTT東西とIP-IP接続する事業者においても同様の設備や機能の具備が必要となり、接続事業者に追加費用を含め過度の負担を課すこととなります。その結果、追加費用が利用者料金に転嫁され、新たなアプリケーションの普及を阻害するおそれがあります。したがって、NGNのIP-IP接続において接続料の設定を義務化すべきではなく、各事業者の自由な判断を尊重し、市場原理に委ねることが適当と考えます。</p> <p>(NTTコミュニケーションズ)</p>	<p>中継局接続については、既に地域IP網では、これに該当していたIPv6サービスはアンバンドルされた機能を用いて接続料を互いに支払ってサービス提供をしていたこと、またNTT東西のNGN間のIP電話サービスの提供は中継局接続の形態のみで行われることとなること、更に今後PSTNからIP網へとネットワーク構造が変化するに伴い、他事業者のネットワークとの接続も、IGS接続は減少し中継局接続が増えていくことが想定されること等にかんがみれば、中継局接続に係る機能はアンバンドルすることが必要になると考えられる。</p>

2. 接続会計の設備区分

(1)設備区分の在り方

<p>意見107 NGNに係る設備区分別費用明細表等とそれ以外のネットワークの設備区分別費用明細表等を分けるなど検証容易性を高める措置を併せ講じることが適当とする答申(案)の考え方に賛同。</p>	<p>考え方107</p>
<p>○ 答申(案)に賛同致します。 NGNの接続料は適切なコストに基づいて設定されることが必要です。したがって、答申(案)P. 39のとおり、「少なくともNGNに係る設備区分別費用明細表等とそれ以外のネットワ</p>	<p>-</p>

一の設備区分別費用明細表等を分けるなど検証容易性を高める措置を併せ講じることが「適当」であると考えます。

なお、設備区分については、ひかり電話やイーサネットサービス等、NGNで実現されるサービス単位で可能な限り細分化すべきと考えます。

(KDDI)

- IP 網においては一つの設備において複数の機能が具備されることが一般的であるため、NTT-NGN に係る費用を把握することを目的として物理的な設備区分を新設するだけでは不十分であり、例えば、接続に係る QoS 確保(アドミッションコントロール、優先制御、帯域制御等)等といった機能別に区分し費用を把握することが必要です。従って、本答申(案)に「原則として一の設備区分に帰属する費用等が、一の機能の接続料算定に対応するように設備区分の設定を行うことが必要」とあるように、接続会計においては設備区分にとどまらず機能区分まで費用を分計する必要があると考えます。

併せて、接続料原価における適正性の検証可能性を確保するためには、網使用料算定根拠における機能別費用と、接続会計にて整理された設備・機能別費用の対応関係を明確にする必要があると考えます。従って、本答申(案)において記述された「NGNに係る設備区分別費用明細表等とそれ以外のネットワークの設備区分別費用明細表等を分けるなど検証容易性を高める措置を併せ講じる」ことを確実にして頂きたいと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- 「アンバンドル機能の接続料算定に必要な基礎データが有効適切に提供可能かどうかという観点から検証した上で、一の設備区分に帰属する費用が複数のアンバンドル機能に配賦されることがないように、原則として一の設備区分に帰属する費用等が、一の機能の接続料算定に対応するように設備区分の設定を行うことが必要」とされているように、NGN に対して新たに設備区分を追加することは勿論のこと、アンバンドルされた機能毎に区分を設けることにより接続料算定におけるプロセス透明化の実現が可能とする答申案に賛成いたします。

(TOKAI、ビック東海)

- 接続料算定に対応した設備区分が必要である。

(フュージョン・コミュニケーションズ)

○ 接続料算定プロセスの透明化を図ることが必要と考えており、答申(案)のとおり、設備区分を設定することに賛成します。

(QTNNet)

○ NTT東西の内部相互補助を防ぐ観点からもNGNの区分を新たに設けることに賛成する。また、外部検証容易性を高める措置はNTT東西の各種資源の内部移動を監視するためにも必要と考える。

(J:COM)

○ 本答申案の第4章、2.で、接続会計の設備区分の見直しの必要性が述べられています。FTTHサービスに関しては、上述したような強固な参入障壁の存在や公正な競争が確保されていない状況があることからして、またニューファミリータイプ審決においてNTT東西のFTTH市場における過去の行為(不当な料金設定)について違法審決がなされていることからして、特にその見直しの必要性が高いものと思料します。

現在の設備区分では、FTTHサービスという区分での収支の状況を把握することはできない状況にあります。

しかしながら、ニューファミリータイプ審決でも認定されているように、NTT東西は、一旦獲得したユーザは他の事業者へ乗り換えにくいというFTTHサービスの性質に着目して、採算割れを前提にしてユーザ獲得に注力している状況にあります。

したがって、公正な競争の確保の観点から、FTTHサービスという区分での収支の状況を把握できるように設備区分を見直す必要があると思料します。

また、FTTHサービスといっても、戸建て住宅向けFTTHサービス(シェアドアクセス方式)と集合住宅向けFTTHサービス(シングルスター方式)では競争状況が異なっていますから、それぞれを区別して収支の状況を把握できるようにすべきと思料します。

(日比谷パーク法律事務所)

(2)コストドライバ

意見108 コストドライバに係る問題点を早急に洗い出すとともに、速やかにそれらの解決策の検討に着手することは重要であり、オープンな場での検討を行う等、期限を明確にした実

考え方108

<p>施体制が必要。</p> <p>○ 答申(案)P. 39のとおり、「コストドライバに係る問題点を早急に洗い出すとともに、速やかにそれらの解決策の検討に着手すること」は大変重要であり、オープンな場での検討を行う等、期限を明確にした実施体制が必要であると考えます。</p> <p>なお、仮に2008年9月末までにNTT東・西によるコストドライバの検討が不調に終わったとしても、接続料を設定しなくてよい理由にはなりません。NTT東・西のNGNとの接続について、公正競争の有効性、接続料の透明性を担保するため、競争事業者や有識者からの意見も踏まえて、何らかのコストドライバに基づいた接続料を確実に設定できるよう、合意形成の場を設けることも検討に値すると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>ご指摘のとおり、NGNに係る接続料の算定や接続会計の整理に当たっては、コストドライバに係る問題点の洗い出しや解決策の検討が重要であることから、総務省においては、NGNに係るコストドライバに関し、学識経験者等の意見を踏まえながら検討を行うことが適当である。</p>
<p>意見109 コストドライバに係る問題点の洗い出し及び暫定的なコストドライバの検討を可能な限り早期に完了させ、新たな会計整理の手法を確立する必要するとともに、本答申(案)で設定された期限である2008年9月末までには適切な結論を得るべく、NGNに係る会計の在り方に関する研究会を2008年4月～9月の期間にて開催し、公開の場で有識者・関係事業者の意見を踏まえつつ内容の具体的検討を行うべき。このため、本答申(案)P40の第2段落を以下のとおり修正することを要望。</p> <p>(修正案)</p> <p>この点、確かに、適正な接続料算定や接続会計の整理の観点からは、費用配賦が適正に行われることが必要であり、実績データの把握のためにシステム構築が必要であれば、それを行った上で、分計したコストに基づき接続料を算定すること等が望ましい。しかし、NGNは、その利用の公平性が確保されるべき第一種指定電気通信設備であり、各機能については、できる限り早期に分計されたコストに基づく事業者間均一料金を適用すること等が必要であることから、NTT東西においては、次善ではあっても、実績データの把握にシステム構築が不要である、代替可能な暫定的なコストドライバも併せて検討することが適当である。なお、設備・機能区分及びコストドライバの設定内容の適正性を確保するために、有識者や関係事業者等を交えた検討の場を設け、2008年9月末までにその内容を決定することが適当である。</p>	<p>考え方109</p>
<p>○ 本答申(案)において「NGNは、その利用の公平性が確保されるべき第一種指定電気通信設備であり、各機能については、できる限り早期に分計されたコストに基づく事業者間均一料金を適用すること等が必要」とあることから、適正な接続料算定や接続会計の整理の必要性の観点から、費用配賦を適正に行う必要があると考えます。このため、NTT東西におけるコストドライバに係る問題点の洗い出し及び暫定的なコストドライバ(次善であっても、実績デ</p>	<p>(考え方108に同じ)</p>

一々の把握にシステム構築が不要なもの)の検討を可能な限り早期に完了させ、新たな会計整理の手法を確立する必要があります。

また、本答申(案)においては、「NTT東西においては、上記以外の問題も含めて、コストドライバに係る問題点を早急に洗い出すとともに、速やかにそれらの解決策の検討に着手することが必要であり、できる限り早急に結論を得て2008年9月末までに総務省にその内容を報告することが適当である」、「NTT東西においては、次善ではあっても、実績データの把握にシステム構築が不要である、代替可能な暫定的なコストドライバも併せて検討し、2008年9月末までに総務省にその内容を報告することが適当である」とありますが、検討を NTT東西に委ねた上で 2008 年 9 月末までに内容の報告を求めるということでは、その内容の適正性を検証することもできない上、コストドライバの設定が遅れ、ひいては新たな手法で分計されたコストに基づく接続料の適用開始時期が遅れる可能性があり、第一種指定電気通信設備である NGN の接続料が適切に算定されない空白の時期が長期にわたることとなり不適切であると考えます。

そもそも、NTT-NGN に係る設備区分に関する問題については、平成 19 年 10 月 11 日に公表された、電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会 最終報告書(以下、「会計研報告書」という。)P18 において「NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールについては、07年度下半期に商用開始であることにかんがみ、可及的速やかに検討を開始することが適当とされている(情報通信審議会答申(07年3月))ことから、具体的な設備区分の在り方については、その検討の中で改めて検討することが適当」とされていながらも、具体的な設備区分やコストドライバの在り方は現時点でまとめられていないことから、どんなに遅くとも本答申(案)で設定された期限である 2008 年 9 月末までには適切な結論を得るべく、NTT-NGN に係る会計の在り方に関する研究会を 2008 年 4 月～9 月の期間にて開催し、公開の場で有識者・関係事業者の意見を踏まえつつ内容の具体的検討を行うべきであると考えます。

上記に基づき、本答申(案)P40 の第 2 段落を以下のとおり修正することを要望します。

(原案)

この点、確かに、適正な接続料算定や接続会計の整理の観点からは、費用配賦が適正に行われることが必要であり、実績データの把握のためにシステム構築が必要であれば、それを行った上で、分計したコストに基づき接続料を算定すること等が望ましい。しかし、NGN は、その利用の公平性が確保されるべき第一種指定電気通信設備であり、各機能については、できる限り早期に分計されたコストに基づく事業者間均一料金を適用すること等が必要であることから、NTT東西においては、次善ではあっても、実績データの把握にシステム構築が不要である、代替可能な暫定的なコストドライバも併せて検討し、2008年9月末までに総

務省にその内容を報告することが適当である。

(修正案)

この点、確かに、適正な接続料算定や接続会計の整理の観点からは、費用配賦が適正に行われることが必要であり、実績データの把握のためにシステム構築が必要であれば、それを行った上で、分計したコストに基づき接続料を算定すること等が望ましい。しかし、NGNは、その利用の公平性が確保されるべき第一種指定電気通信設備であり、各機能については、できる限り早期に分計されたコストに基づく事業者間均一料金を適用すること等が必要であることから、NTT東西においては、次善ではあっても、実績データの把握にシステム構築が不要である、代替可能な暫定的なコストドライバも併せて検討することが適当である。なお、設備・機能区分及びコストドライバの設定内容の適正性を確保するために、有識者や関係事業者等を交えた検討の場を設け、2008年9月末までにその内容を決定することが適当である。

本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。

■前回提案書(再掲)

<NGN 設備区分分計の必要性について>

- ・ 接続会計については、接続会計規則第 1 条において、「接続料の適正な算定に資することを目的とする」と示されているとおり、NTT 東西における接続料の算定に必要な基礎データを提供するものであり、NTT-NGN においては旧来のネットワークでは用いられなかった新たな設備の導入が想定されるため、接続会計において新たな設備区分を設けることが、当然のことながら必要です。

<設備区分について>

- ・ 同一種別の設備であっても、多様な用途に使用されるため、接続に要する設備を明確化し、接続に係るコストの透明性を確保することが必要です。例えば、ルータについては、他事業者との接続に係る第 1 ルータとその他ルータで分計が必要となります。
- ・ また、IP 網においては一つの設備において複数の機能が具備されることが一般的であるため、NTT-NGN に係る費用を把握することを目的として物理的な設備区分を新設するだけでは不十分であり、例えば、接続に係る QoS 確保(アドミッションコントロール、優先制御、帯域制御等)等といった機能別に区分し費用を把握することが必要です。
- ・ さらに、NTT-NGN への移行に伴い、地域 IP 網・NTT-NGN といったような複数のネットワークで共用される設備(S-CSCF 等、IMS における構成装置等)も想定されますが、このよ

<p>うな設備に関しても網機能別に費用を分計する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には、「別添資料 4(NTT-NGN における接続会計の設備・機能区分(案))」の例のように、接続会計の設備区分別費用明細表において、NTT-NGN の設備・機能区分別費用把握を可能とするように接続会計規則を改定すべきであると考えます。 ・ 加えて、接続料原価における適正性の検証可能性を確保するためには、網使用料算定根拠における機能別費用と、接続会計にて整理された設備・機能別費用の対応関係を明確にする必要があると考えます。 <p><配賦プロセスの透明化について></p> <p>機能区分別の費用配賦は設備区分別の費用配賦と比較して、そのプロセスが複雑化し、適正性の検証が難しくなることも想定されますが、接続会計規則第 9 条において、「電気通信設備の管理運営に関するものは、適正な基準により設備区分に帰属させなければならない」とあるとおり、機能別の詳細な費用配賦を行いつつ、その適正性を確保する必要があります。従って、NTT-NGN も含め、機能別費用配賦の適正性を確保するためにも、今まで以上に配賦プロセスの透明性及び検証可能性を高める必要があります。</p> <p>会計研報告書 P33 においては、接続会計の配賦プロセスの透明化を図る観点から、配賦基準・配賦先を明確にした「配賦フロー」を接続会計処理手順書に追加掲載の上、同手順書を NTT 東西に提出・公表させることが適当とありますが、当然ながら NTT-NGN に関する設備・機能への配賦についても「配賦フロー」の対象になるものと考えます。</p> <p>その上で、「配賦フロー」における配賦基準・配賦先等の内容については、NTT 東西の接続料認可申請審査時に、パブリックコメント等の意見聴取や情報通信審議会等の公開の場において、適正性の検証が行われる必要があります。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見110 NGNの適切なコストドライバは、NGNの利用実態や利用実績を積み重ね、今後の変化・発展の可能性を見据えて検討する必要があり、それにはサービス開始後、一定の検討期間が必要となるため、2008年9月末までにコストドライバを報告することは現実的ではなく、少なくとも2009年度以降の報告とすることを要望。</p>	<p>考え方110</p>
<p>○ NGNは3月末から東京・大阪等の一部エリアで商用化を開始し、エリア展開を段階的に行っていくことから、利用実績もそれに合わせて徐々に増加していくものです。そのような、利用実績の少ない段階で、機能別にコストを把握するために必要なコストドライバとして何が適切かを判断することは難しいと考えます。</p> <p>また、コストドライバの検討にあたり、例えば、従来の電話時代の考えに基づき、単純なパケット量といったトラフィックでコスト分計した場合、</p>	<p>答申(案)に示したとおり、NGNは、第一種指定電気通信設備に該当し、その接続料はできる限り早期に将来原価方式等により算定することが必要であるため、当該接続料については、原則として2008年度内に接続約款の変更を受けられるようにすることが必要である。</p> <p>この際、接続約款の変更認可に必要な手続を考慮すると、認可</p>

<p>① NGNの特徴である高速・大容量の映像配信等のサービスが禁止的な料金水準となり、その普及・拡大を阻害するおそれがあること、</p> <p>② コスト分計のためのシステム開発に多大な費用を要し、低廉なネットワークとしてのIP網の特長を損なうおそれがあること等の課題があるものと考えます。</p> <p>このように、NGNの適切なコストドライバの検討にあたっては、NGNの利用実態や利用実績を積み重ね、今後の変化・発展の可能性を見据えて検討する必要があり、サービス開始後、一定の検討期間が必要となるため、2008年9月末までにコストドライバを報告することは現実的ではなく、少なくとも2009年度以降の報告としていただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 次世代ネットワークの技術や機能が今後どのように変化・発展していくか不透明な状況にあり、また、接続事業者のネットワークについてもその詳細や接続のプロトコルが未だ明らかになっておらず、具体的なサービス内容も定まっていない現段階において、機能別にコストを配賦するコストドライバとして何が適切かを判断することは難しいと考えます。更に、当社の次世代ネットワークは当初は大阪等の一部エリアで商用化を開始し、段階的にエリア展開を行っていく予定としており、サービス開始前又はサービス開始後の利用実績も乏しい段階にあることから、機能別にコストを配賦するコストドライバとして何が適切かを判断することは難しいと考えます。</p> <p>当社の次世代ネットワークの費用等を整理するにあたっては、コスト分計に必要なコストドライバが確定している必要がありますが、上記のとおり、コストドライバを確定させることは容易でないと考えます。仮に本答申案のとおり、08年度上半期に当社がコストドライバを検討して報告を行うことができたとしても、その後、電気通信事業会計規則等の所要の改正を経ることになるため、当該コストドライバで分計した予測原価等に基づく接続料を08年度内等に設定することは現実的でないと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>申請は2008年内に行われることが適当であることから、更に接続料算定に必要な期間等を考慮すると、接続料算定に必要なコストドライバは、2008年9月末までに報告することが適当である。</p>
---	---

3. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定

(1)現状及び(2)主な意見

<p>意見111 NTT 東西が市場での優位性を確立しようとの意図を持って1分岐単位での接続を拒否している結果、他事業者の事業活動に大きな支障が生じ、かつ一般消費者が料金</p>	<p>考え方111</p>
---	---------------

<p>低廉化やサービス多様化等の競争から生じる利便を享受できていないだけでなく、デジタルデバイド解消という高度情報通信社会の大きな国家目標の達成にも支障が生じている状況になりつつあり、NTT 東西が 1 分岐単位での接続を拒否している状況は FTTH 市場における競争促進・消費者利益の増進及び高度情報通信社会の発展という観点から重大な問題。</p> <p>したがって、共同ガイドラインに基づき、電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に推進していくために、独占禁止法による競争制限行為の排除とともに、電気通信事業法において公共性・利用者利益の確保の観点から必要な規制を課し、公正競争促進のための措置を講じるべき。また、1 分岐単位での接続拒否は特に独占禁止法の観点からも違法の疑いが強い。</p>	
<p>○ <8 分岐提供の法的問題について></p> <p>事業法により実現されるべき政策目標は、その第 1 条で「公正な競争」の促進を通じ一般利用者の利便を増進することと謳われています。ここでいう「公正な競争」は電気通信事業法とともに我が国の競争政策を担い、かつ、広く我が国の市場経済を秩序付けている独占禁止法と価値や理念を共有しており、その意味で補完関係にあるものといえます。</p> <p>「公正な競争」が行われている電気通信サービス市場においては、事業者の当該市場への自由な参入が確保されるとともに、公正な競争を通じて料金の低廉化とサービスの高度化・多様化がもたらされます。市場における公正な競争によってはじめて、一般消費者は多くの事業者やこれらが提案する多様なサービスメニューの中から、自己の望む通信サービスを選び、かつ、それを受け取ることができるようになります。</p> <p>しかし、電気通信事業分野においては、「不可欠及び非代替性を有するため他の事業者がそれに依存せざるを得ないいわゆるボトルネック設備の設置、市場シェアの大きさ等に起因して市場支配力を有する事業者が存在するために十分な競争が進みにくいこと」が、共同ガイドラインでも指摘されています。</p> <p>事実、FTTH 市場(戸建て/ビジネス)において、NTT 東西は、2007 年 9 月末時点で 77.8%という非常に高いシェアを占めており、市場は独占の状態になっています。新規参入の状況については、2004 年 10 月のソフトバンク BB、2005 年 1 月の KDDI 以降は 1 社もなく、その結果、消費者の選択肢は極めて制限されている状況となっています。</p> <p>このような状況下において、NTT 東西は、当初計画した 2010 年に 3,000 万回線の光サービス契約獲得見込みを 2,000 万回線に大幅下方修正しました。これは、FTTH 市場において競争が十分に進展しなかったことに起因して拡大すべき市場が拡大しなかったものと言わざるを得ません。弊社共といたしましては、この FTTH 市場が拡大していない最大の原因は、NTT 東西の 8 分岐単位での接続方式にあると考えています。</p> <p>弊社共を含む通信 7 社は、昨年、OSU 共用は、技術的に可能であることを検証した上で、</p>	<p>答申(案)「第4章 3. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」については、意見招請結果等を踏まえ、以下の趣旨で修正した。</p> <p>OSU共用、OSU専用、Bフレッツに係る機能の接続料化という3案については、FTTH サービス提供コストの低廉化という観点からは、一定の効果は有するものの、NTT東西に対するOSUの共用の義務付けは現時点では必要不可欠とまでは言えず、Bフレッツに係る機能の接続料化には技術的な問題があり、最も有効な案と考えられるOSU専用にも、基本料の設定水準等の問題が存在している。</p> <p>そもそもOSU専用は、FTTH サービスの提供コストを低廉化しFTTH 市場における競争促進を図る観点から、「1 芯当たりの接続料は固定」したままで接続料の低廉化を図るための工夫であるが、現在、2008年度以降の加入光ファイバ接続料の認可申請が行われている状況を踏まえれば、OSU専用を実現するよりも、1 芯当たりの加入光ファイバ接続料そのものの低廉化を図ることが最も直接的・効果的な措置と考えられる。</p> <p>これは、今後ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展し、FTTH サービスが我が国の基幹的なブロードバンドアクセスサービスの位置付けを有することが見込まれる中で、FTTH 市場において、NTT東西のサービスシェアが既に70%を超え新規契約数では約80%を占めている状況を踏まえると、FTTH 市場における競争促進を図る観点から講じるべき必要な政策と考えられる。</p> <p>このため、NTT東西においては、当該政策的要請を踏まえ、FTT</p>

NTT 東西にシェアアクセス方式における 1 分岐単位での接続を正式に申し入れましたが、NTT 東西はこれを拒否しました。

NTT 東西は、運用上の理由のほか、他事業者との OSU 共用を強制される理由がない、あるいは経営の自由の侵害である等の主張をしていますが、「競争促進による一般消費者の利益増進」と「NTT 東西が受ける制約」を適切に比較衡量すれば、NTT 東西の主張は正当とは言えないものと考えます。NTT 東西が加入者光ファイバという不可欠な設備を所有する事業者ということを考慮すれば、一般消費者の利益増進のために自己に課される制約は、利益の比較衡量の結果それが明らかに不当でないのであれば NTT 東西は事業法における接続義務としてそれを受忍すべき責務を負っていると考えられます。

したがって、NTT 東西に OSU 共用により 1 分岐単位での提供を義務付けることは、NTT 東西の接続義務の範囲であると考えます。

NTT 東日本が被審人となったニューファミリータイプ審決の事実認定に従えば、NTT 東西による 1 分岐単位での提供拒否は、他事業者の FTTH サービスへの新規参入あるいは事業継続を困難にし、FTTH 市場において自己の優位性を確立しようという明確な意図を背景になされたものと認められるのではないかと考えます。NTT 東西がこのように市場での優位性を確立しようとの意図を持って 1 分岐単位での接続を拒否している結果、他事業者の事業活動に大きな支障が生じ、かつ一般消費者が料金低廉化やサービス多様化等の競争から生じる利便を享受できていないだけでなく、デジタルディバイド解消という高度情報通信社会の大きな国家目標の達成にも支障が生じている状況になりつつあります。

以上の通り、NTT 東西が 1 分岐単位での接続を拒否している状況は FTTH 市場における競争促進・消費者利益の増進及び高度情報通信社会の発展という観点から重大な問題と考えます。

よって、このような状況に対しては、共同ガイドラインに基づき、電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に推進していくために、独占禁止法による競争制限行為の排除とともに、電気通信事業法において公共性・利用者利益の確保の観点から必要な規制を課し、公正競争促進のための措置を講じる必要があると考えます。

また、弊社共といたしましては、1 分岐単位での接続拒否は特に独占禁止法の観点からも違法の疑いが強いのではないかと考えています。この点について、以下に詳述致します。

<独占禁止法違反の可能性>

第一種指定電気通信設備である加入者光ファイバ設備を有する NTT 東西は、それぞれ自己のシェアアクセス方式による FTTH サービスへの接続において、他事業者に対し 1 分岐単位の提供を拒否し、他事業者毎に 8 分岐単位の提供しか認めていません。

H市場における他事業者による活発な事業展開を考慮した需要予測の見直しを行うことが必要である。この加入光ファイバ接続料の低廉化措置に加えて、競争事業者間でのOSU共用に積極的に取り組むことにより、FTTH サービスの提供コストを更に低廉化させることが可能であることから、少なくとも当面は、このような競争環境下で、各事業者が営業努力等を行うことにより、FTTH 市場における事業者間競争を行っていくことが適当であると考えられる。

なお、総務省においては、ダークファイバ芯線の利用状況や競争事業者間におけるOSU共用の取組状況など、今回の措置等に伴うFTTH 市場における事業者間競争の進展状況を注視することが必要であり、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定については、今後の市場環境や分岐に係る技術等の変化があれば、改めて検討することが適当である。

このような行為は、独占禁止法第 3 条及び第 19 条で禁止されている以下の違法な行為に該当する可能性があるのではないかと考えます。

- 1.「私的独占(独占禁止法第 2 条第 5 項)」
- 2.「不当な取引拒絶(一般指定第 2 項)」
- 3.「優越的地位の濫用(一般指定第 14 項第 4 号)」

以下に、それぞれの具体的な検討について詳細に説明します。

<独占禁止法上問題となる事実行為>

1.私的独占について

第一に、8 分岐単位での提供は、以下の事実から私的独占に該当する可能性が高いのではないかと考えます。

- (1) FTTH 市場、とりわけ戸建住宅向け FTTH 市場における他事業者の事業活動を困難にさせ、事実上排除していること。
- (2) FTTH 市場への新規事業者の参入を阻害していること。
- (3) NTT 東西の市場支配力が維持・強化され、FTTH 市場における自由な競争が著しく制限されていること。
- (4) NTT 東西が、現在及び将来における市場支配力を維持・強化するため、上記行為を意図して行っていると推認されること。

1-1 一定の取引分野

まず、FTTH の戸建住宅向けサービスは、次のことから「一定の取引分野」を構成するものと考えます。このことは、ニューファミリータイプ審決においても確認されているところです。

- ① FTTH サービスは、インターネット接続に関するブロードバンドサービスの一つであり、広義のブロードバンド市場を構成するものです。しかし、他のブロードバンドサービス(例えば ADSL サービス)とは提供に必要とされる設備、必要とする工事が全く異なります。
- ② その上、FTTH サービスは通信品質を確保し、1 本の回線でオールインワンサービス(音声・動画・映像・高速通信の統合)が可能な特徴を持ち、消費者もこれらの特徴を認識して利用することから、ADSL サービスを利用していた者が、いったん FTTH サービスに移行すると、元のサービスには戻らないという一方的な不可逆的性質があり、両者に代替性を見いだすことはできません。
- ③ 他方、FTTH の戸建住宅向けサービスは、これと併せて提供されている集合住宅向けサービスとは、対象顧客も、ONU の設置場所や宅内配線設備といった設備構成も異なります。

1-2 競争の実質的制限

A) NTT 東西の市場支配的地位について

次のことから、NTT 東西が FTTH 市場において市場支配力を有する事業者であることは明らかです。

- ① まず、NTT 東西が保有する加入者光ファイバ設備は、電気通信事業法第 33 条第 1 項、電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 に基づき総務大臣が指定した第一種指定電気通信設備であり、他の事業者は当該設備を利用しなければ、事実上、自己の FTTH サービスを提供することができません。
- ② この点は、ニューファミリータイプ審決においても、「他事業者が、NTT 東西と同等の加入者光ファイバのネットワークを新規に自ら構築することは極めて困難であるか、不可能である」と述べているとおりです。
- ③ このような設備を保有する NTT 東西の市場支配的地位は、NGN 活用業務認可方針においても、「競争事業者による FTTH サービスの提供は、NTT 東西の光ファイバの開放に依存している」及び「NTT 東西は単独で市場支配力を行使し得る地位にある」として認められているところです。
- ④ 加えて、NTT 東西は電気通信事業法第 33 条第 2 項により、総務大臣に対し、第一種指定電気通信設備への接続条件を定める接続約款の変更等の認可申請が唯一可能な立場にあります。
- ⑤ NTT 東西は、他事業者にとって、設備部門として第一種指定電気通信設備を有する取引相手であると同時に、利用部門としての競争事業者でもあります。
- ⑥ 実際に、NTT 東西は FTTH サービスの市場におけるシェアを戸建住宅向け FTTH サービス、ビジネス向け FTTH サービス合計 77.8%(a)を有しています。

B) NTT 東西主張の正当化の理由について

次のことから、1 分岐単位の提供に応じることが合理的に可能であり、NTT 東西の主張に正当性は認められないと考えます。

- ① まず、1 分岐単位での提供を実施するためには OSU の共用が必要となりますが、これが技術的に可能であることは、客観的にも OSU 共用の実証実験(b)にて立証されており、NTT 東西が行った分岐単位や設備構成の変更といった過去の経緯からみても、1 分岐単位の提供に必要な設備構成に変更することは可能であると考えます。
- ② また、NTT 東西にとっても、OSU の共用は設備の稼働率向上が見込めることから、設備設置、運用等のコスト計算からも合理的であると考えます。
- ③ さらに、NTT 東西の主張する、OSU の共有により生じる運用上の問題や新サービス提

供時の設備更新における問題等は、前回提案書及び別添資料 2「参考資料」(以下、「別添資料 2」という。なお別添資料 2 は、平成 19 年 11 月 16 日付の電気通信事業部会・接続委員会合同ヒアリングにおいて弊社共が参考資料として提出したもの)における「参考資料 1」において詳細に説明しているとおり、事業者間の協議により解消が可能です。なお、NTT 東西は OSU 共有が品質カルテルにあたると主張していますが、品質以外に競争要素として、料金(最重要の競争要素)や顧客サポート、料金請求関係、付加サービス等があり、これら他の競争要素においていくらかでも競争が可能であること、及びこれら他の競争の促進が FTTH 市場全体の競争を促進し消費者の利益を増進することから品質に関する合意に、なんら違法性はないと考えます。(c)

④ 仮に、OSU の共有により、NTT 東西に不利益が生じることがあっても、事業法第 32 条において、「経営上困難となる等、経営に著しい支障が生じるとき等」(d)を除いては、電気通信事業者は接続義務を課されており、かつ、1 分岐単位での提供が FTTH 市場における公正な競争の促進及び消費者の利益の増進という、電気通信事業法の目的に資するものであることから、それにより生じる一定の不利益は電気通信事業法に予定された内在的制約であり、第一種指定電気通信設備を有する事業者であればなおさら甘受すべきものと考えます。

⑤ なお、平成 19 年 3 月答申の「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」に関する NTT 東西の意見書において、NTT 東西は指定電気通信設備制度に基づく義務を「財産権の侵害」である趣旨の主張をしていますが、これに対して答申では「当該制度が不可欠性を有する電気通信設備を設置する事業者に対して公正競争確保の観点から一定の規律を適用するという競争政策上の要請に基づくものであり、制度としては妥当」である旨述べられています。

C) 排除行為について

次のとおり、8 分岐単位での提供により、NTT 東西は他事業者を事実上排除し、新規参入を阻害していると考えます。

① 8 分岐単位の提供では、他事業者が NTT 東西の B フレッツと競争的な利用者料金を設定しようとした場合、稼働率が 60%を超えない限り、1 ユーザあたりのコストが採算ラインを大きく上回ることは明らかなです。この状況で、他事業者が FTTH サービス事業を遂行していくことは著しく困難です。

〔稼働率と1加入者あたりの接続コスト〕^{e)}

8分岐の稼働数 (稼働率)	1加入者あたりの光ファイバコスト(NTT東西に支払う月額接続料。競争事業者自身の営業コストは含まない。) ※ NTT 東日本の現行接続料ベース
1(13%)	7,223 円
3(38%)	2,820 円
4.8(60%)^{g)}	1,994 円
7(87%)	1,562 円

- ② 局外スプリッタについては、これまでも、4分岐から8分岐へNTT東西のFTTHサービス展開に最適な設備構成となるよう頻りに機器や構成を変更し、その都度、自己の提供するBフレッツの利用者料金を下げてきました。一方で、接続料はほぼ変更されないため、接続料がFTTHサービス提供コストの大部分を占める他事業者は、上記①の理由から、Bフレッツの利用者料金と競争をすることは、事実上不可能です。(なお、過去には、ニューファミリータイプ審決において、分岐方式と説明しながらも実際は芯線直結方式でユーザに提供し、独占禁止法違反とされた経緯もあります。)
- ③ 今後、局外スプリッタは8分岐から16分岐、32分岐になることも予想されますが、その場合、他事業者は現状の光配線区域において設備稼働率を向上させるために必要な顧客獲得がさらに難しい状況となる可能性が高いと考えます。
- ④ また、実際に2005年1月以降は新規事業者の参入がないことからわかるように、新規参入も阻害していると考えます。

D) 市場支配力の維持・強化の事実と競争制限の効果について

次のことから、現在、NTT東西の市場支配力が維持・強化され、FTTH市場における自由な競争が著しく制限されていると考えます。

- ① NTT東西の戸建・ビジネス向けFTTHサービスのシェアは、現在、75%以上を占めており、FTTH市場において、NTT東西のみが、シェアを拡大させていることが認められます。
- ② 加えて、NTT東西はFTTHサービスの普及見通しを3000万加入から2000万加入(g)に

大きく後退させました。これは、8分岐単位での提供では、FTTH サービス全体の普及が進んでいないことを表していると考えます。

- ③ ハイエンドの ADSL ユーザについては、FTTH サービスへの変更を希望するケースが多く認められます(h)。しかしながら、ADSL サービス事業者数と FTTH サービス事業者数との違い、ADSL サービス事業者の FTTH 市場への参入状況からみても、FTTH 市場においては、ADSL サービスと同等の競争状況にあるとはいえません。よって、消費者が FTTH サービスへ新規加入及び ADSL サービスからの切り替えを希望した場合、その選択肢は ADSL サービスに比べ、非常に限定されているといえます。

E) 排除行為の意図について

(ア) 次のように、1分岐単位での提供を行うことは NTT 東西にとって経済合理性のある企業行動ですが、それにもかかわらず、NTT 東西がこれを拒否していることから、NTT 東西が現在及び将来における市場支配力を維持・強化するため、排除行為を意図して行っていると推認されます。

① NTT 東西は FTTH サービスを事業経営の基盤と位置づけています。(i)しかしながら、一方では NTT 東西は、自身においても現在の設備稼働率で 8分岐単位の提供を行うことが赤字であるにもかかわらず、設備稼働率の向上が見込まれる 1分岐単位での提供を拒否しています。

② NTT 東西が 1分岐単位での提供を実施すれば、設備稼働率の向上が見込まれるだけでなく、接続料収入が相当程度増加します。にもかかわらず、NTT 東西が 1分岐単位での提供を拒否しているのは、他事業者を排除しようとの意図があるものと思われる。(j)

(イ) また、NTT 東西は、他事業者が自ら光ファイバを敷設するのは NTT 東西と比べ著しく困難であることを認識していると考えます。これは、NTT 東西が光ファイバを敷設する場合と他事業者が自ら敷設する場合とでは必要な手続き等(k)について大きな差異が明らかに存在するからです。これにより、他事業者には、1分岐単位での提供が拒否された場合、自ら光ファイバを敷設するという選択肢が事実上ないことになるため、他事業者は市場から排除されます。NTT 東西はこれを意図して 1分岐単位での提供を拒否していることが推認されます。

(ウ) 現在の FTTH 市場で優位性を確立することは、将来のブロードバンド市場での優位性を決定付けることとなります。そのような中で、8分岐単位での提供をもって、他事業者の新規参入とその事業活動の継続を困難にすることにより他事業者を排除しようという NTT 東西の意図は、以下のニューファミリータイプ審決の事実認定からも推認されま

- ① 分岐方式では NTT 東日本自身コスト割れであると認識していたことから、他事業者においても当然コスト割れであって新規参入あるいは事業継続が困難であると NTT 東日本は認識しているものと推認されます。従って、NTT 東西による 8 分岐単位のみでの提供は、当然他事業者を排除するとの認識をした上でのものと理解されます。
- ② さらに、NTT 東日本は FTTH 市場においては ADSL 市場のように競争事業者に急激にシェアを奪われることがないように、早期に NTT 東日本の永続的な優位性を確立しておくことが急務であると認識し、また、NTT 東日本は FTTH サービスはユーザ宅への加入者回線を一度構築すれば当該ユーザの他社への乗換えは生じにくいと認識していたことが指摘されておりますが、この NTT 東の認識は現在でも変わらないはずであることは容易に推認されます。従って、NTT 東西においては、赤字覚悟で 8 分岐単位での提供を継続することにより自己の市場優位性を確立し、これにより他事業者を市場から排除しようとの意図が推認されます。

このように、「市場支配的な事業者が新規参入に備えて、または将来の需要の伸びに備えて、生産規模を拡大し市場を先占する行為 (preemption)」は私的独占に該当すると理解されています。(I)

2. 不当な取引拒絶について

次に、1 分岐単位での提供の拒否は、不当な取引拒絶にも該当するのではないかと考えます。

不当な取引拒絶に該当するには、その取引拒絶により、「競争者の事業活動が困難となるおそれがある場合」、およびその取引拒絶が「独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として用いられる場合」が挙げられます。前者の「競争者の事業活動が困難となるおそれがある場合」については、取引を拒絶した事業者が「市場における有力な事業者」であることが必要と考えられています。

したがって、以下のことから 1 分岐単位での提供の拒否はこの 2 類型に該当し不当な取引拒絶にあたるのではないかと考えます。

2-1 取引拒絶の事実について

NTT 東西は、平成 19 年 12 月 25 日、弊社の 1 分岐単位での提供の申し入れに対し、平成 20 年 1 月 25 日付書面により拒否しました。また、以前より NTT 東西は、総務省に提出した意見書や平成 19 年 11 月 16 日付け電気通信事業部会・接続委員会合同ヒアリングにおいて、代表者が公式に、1 分岐単位の提供はしないと主張しています。

なお、独占禁止法における不公正な取引方法(一般指定)にいう「取引拒絶」には取引の

制限も含まれ、制限の内容は数量等をはじめとして取引の拒絶と同様の効果を有するものが広く含まれると考えられ、同項にいう取引拒絶と同様に考えることができます(m)。他事業者は 1 分岐単位の提供でなくしては事実上、FTTH 市場で事業活動は行えません。従って、8 分岐単位で提供しているからといって、取引拒絶に当たらないということにはならないと考えます。

2-2 不当性(公正競争阻害性)について

(A) 有力な事業者

NTT 東西は、流通・取引ガイドラインで定められた(n)基準である FTTH 市場におけるシェアが 10%以上又はその順位が上位 3 位以内に該当します。かつ、NTT 東西は、上記 1-2 (A)のとおり他事業者にとって必要不可欠な設備である第一種指定電気通信設備を有し、他事業者は NTT 東西に代わり得る取引先を見出すことは不可能です。従って、NTT 東西は、流通・取引ガイドラインに(n)いう「市場における有力な事業者」と認められます。

(B) 不当な目的

次のことから、市場支配力をもつ有力な事業者である NTT 東西が、不当な目的を達成するための手段として 8 分岐単位での提供を行い、1 分岐単位での提供を拒否していると推認できると考えます。

- ① NTT 東西は上記 1-2 (B)のとおり 1 分岐単位での提供が可能であるにもかかわらず、不当に 1 分岐単位での提供を拒否し、上記 1-2 (C)のとおり FTTH 市場において他事業者を事実上排除し、また新規事業者の参入を阻止する目的を達成するために、1 分岐単位での提供を拒否し、8 分岐単位での提供を実施していると考えられます。
- ② 加えて、上記 1-2 (E)で述べたとおり、NTT 東西は現在及び将来における市場支配力の維持・強化を実現するために意図的に 1 分岐単位での提供を拒否し、8 分岐単位での提供を行っていると考えられます。

(C) 市場支配力の維持・強化の事実と競争制限の効果について

このような行為により、上記 1-2 (C)のとおり、FTTH 市場、とりわけ戸建住宅向け FTTH 市場における他事業者の事業活動は困難になり、上記 1-2 (D)に述べたとおり、現在、FTTH 市場において自由な競争が著しく制限されているといえます。

3. 「優越的地位の濫用」について

NTT東西は、その優越的地位を利用して、競争上自己にだけ有利で、他事業者には不利な条件である 8 分岐単位での提供を実施し、それにより他事業者は取引の実施において不

利益を与えられています。このことから、8 分岐単位での提供は優越的地位の濫用にも該当する可能性もあるかと考えます。

3-1 NTT 東西の優越的地位

まず、NTT 東西の優越的地位については、上記 1-2 (A)のとおり、NTT 東西は市場支配的地位を有し、他事業者は NTT 東西の有する第一種指定電気通信設備を利用しなければ、事実上、自己の FTTH サービスを提供することができず、活用業務認可方針においても指摘されているとおり、取引上 NTT 東西に依存した地位に置かれています。よって、FTTH サービスの取引において NTT 東西は優越的地位を有していると考えられます。

3-2 公正競争阻害性について

(A) 不当性について(商慣習に照らして不当に)

次に、8 分岐単位でのみ提供することの不当性については、商慣習に照らして不当といえることが必要ですが、「商慣習に照らし不当」とは、「公正な競争秩序の観点からみて正常と認められる商慣習に照らして不当」と解され、上記 1-2 (B)のとおり NTT 東西主張の正当化理由には正当性がないこと、及び上記 1-2 (D)のとおり NTT 東西は市場支配力を維持、強化しようとし、競争が著しく制限されていることから、NTT 東西による 8 分岐単位での提供はこれに該当すると考えられます。

(B) 競争に与える効果について

上記「2. 不当な取引拒絶」で述べたとおり、NTT 東西が、1 分岐単位での提供を不当に拒絶し、かつ、優越的地位を利用して、8 分岐単位での取引を強制することにより、他事業者は、競争上不利な状況を余儀なくされています。これにより、上記 1-2 (C)に記載のとおり、他事業者は FTTH 市場で事実上事業が展開できない等、明らかに不当な状況が生じています。これは正に、FTTH 市場において、上記 1-2 (D)に述べたとおり、公正な競争が阻害されているものと考えます。

<電気通信事業法との関係について>

1 分岐単位での提供が行われた場合には、さらなる新規参入が予想され、FTTH 市場の活性化による加入者の増加が見込まれます。これにより、弊社共の試算においてもユーザ料金の低廉化が見込めると考えています。このように、1 分岐単位での提供は FTTH 市場における公正かつ自由な競争の促進にとって不可欠かつ有意義であり、ユーザ料金の低廉化や事業者選択の多様化となって、消費者の利益をもたらすことは明らかなです。

にもかかわらず、NTT 東西は 1 分岐単位での提供を可能とするための総務省に対する接

続約款の認可申請手続きが唯一可能な立場にありながら、それを行わず 8 分岐単位での提供を行っています。

これは、上記、独占禁止法上の問題に加えて、電気通信事業法第 32 条に定める接続義務、及び接続約款第 10 条の 3「NTT 東西は他事業者の希望する接続箇所接続する(支障ある場合等は除く)」との規定に違反し、「求められるアンバンドルの単位は、技術的に可能な範囲で最小限」という総務省の答申(o)に反していると考えます。

たとえ、8 分岐単位での提供が独占禁止法や接続約款に明らかに違反している行為であるとまで言えなくとも、電気通信事業法第 1 条の目的及び共同ガイドラインの趣旨である電気通信事業分野における「公正な競争を促進すること」に反しているといわざるを得ません。

総務省におかれましては、監督官庁として、1 分岐単位での提供を強く推進し FTTH 市場において「公正な競争の促進」及び「利用者の利益の保護」を図るための積極的措置を講じていただきたいと考えます。

このような状況においては、光サービス市場における NTT 東西の独占状況はますます進展するばかりであり、早急に本件に係る結論を得ることが適当と考えます。したがって、弊社共は、本答申において OSU 共用の実施に係る一定の結論(実施若しくは期限を切ったの実現に向けた詳細協議)を示していただき、OSU 共用による 8 分岐単位の光ファイバ貸し出しという構造的な競争阻害要因の解消が早急になされることを要望します。

本件に係る詳細については、第 4 章 3 (3) 考え方に係る意見に記載する、前回提案書にて述べた意見を参照願います。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

○ (1) 独占禁止法の観点から検討する必要性

ア 加入ダークファイバ接続料の設定については、独占禁止法の観点からの検討が必要であること

電気通信事業法の法目的が、「電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとする」とともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進すること」(電気通信事業法第 1 条)にあるように、電気通信事業においては、公正な競争が利用者の利益にもなり、終局的には公共の福祉を増進すると考えられています。また、電気通信事業者は、電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じなければならないとされており

ます(電気通信事業法第 32 条)。さらに、第一種指定電気通信設備制度は、ボトルネック設備を保有する事業者に対して、「ネットワークへの透明、公平、迅速かつ合理的な条件による接続を確保することにより、公正競争を促進し、かつ利用者利便の増進を図ることが必要である」(答申案 5 頁)との考え方に基づいているものです。従って、電気通信回線設備、とりわけ第一種指定電気通信設備の接続条件は、「公正競争を促進し、かつ利用者利便の増進を図る」ため、公正な競争が確保される接続条件であることが不可欠の前提になります。

また、総務省は、NTT 東西からなされた、「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」、「次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定」及び「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」の業務の認可申請につき、平成 20 年 2 月 25 日に認可をしておりますが、当該認可にあたり、次世代ネットワーク及びLAN型通信網に係る接続ルールの在り方に関する情報通信審議会の答申を踏まえ接続ルールが整備される場合には、これに従ったネットワークのオープン化等を図るための措置を遅滞なく講ずること等を条件としております(東日本電信電話株式会社の「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」、「次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定」及び「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」の業務に係る認可の条件、西日本電信電話株式会社の「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」、「次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定」及び「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」の業務に係る認可の条件)。

この点、当該認可に際して公表された「NTT東日本及びNTT西日本の提供する次世代ネットワーク等を利用したサービスに係る認可方針(案)に関する意見及びその考え方」において、総務省は、「NTT東西は、申請業務に関して、NTT東西が講ずることとしている具体的措置はもとより、平成20年3月を目途に取りまとめられる情報通信審議会の答申(以下「情報通信審議会の答申」という。)を踏まえて接続ルールが整備される場合、これに従ったオープン化等を遅滞なく講ずることが必要であること等から、認可条件1を付しているところであり、NTT東西が講ずることとしている措置及び認可条件が遵守されることを前提に、電気通信事業の公正競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと判断したものである。」との考え方を採用していることが明らかにされております。

総務省が「NTT東西が講ずることとしている措置及び認可条件が遵守されることを前提に、電気通信事業の公正競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと判断したものである」としていることからしても、次世代ネットワーク及びLAN型通信網に係る接続ルールは、公正競争が確保される内容のものであることが不可欠の前提となっていることは明らかであると考えます。

他方、我が国においては、事業者間の公正な競争を阻害する行為は、主として私的独占の禁止及び不公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」といいます。)によって規制されています。

また、公正取引委員会と総務省は、共同で「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(平成 13 年 11 月 30 日 平成 19 年 9 月 28 日最終改訂)(以下「ガイドライン」といいます。)を公表し、独占禁止法と電気通信事業法との適用関係を整理しております。そして、「不可欠性及び非代替性を有するため他の事業者がそれに依存せざるを得ないいわゆるボトルネック設備の設置、市場シェアの大きさ等に起因して市場支配力を有する事業者が存在するために十分な競争が進みにくいこと」、「いわゆるネットワーク産業であり、競争相手の事業者と接続することにより利用者の効用が大きく増加するとともに、逆に接続しなければ事業者はサービスの提供が困難であるため、他事業者への依存を余儀なくされること」等の電気通信事業分野の特殊性や同分野が独占から競争への過渡的状況にあることを前提とすれば、「電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していくためには、規制緩和の推進と競争の一般的ルールである独占禁止法による競争制限行為の排除に加えて、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)において、公共性・利用者利益の確保の観点から必要な規制を課すとともに、公正競争促進のための措置を講じていくことが必要である」ことが、ガイドライン「I 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成 第 1 指針の必要性」中において明らかにされています。

したがって、電気通信事業においても独占禁止法の公正競争の考え方は当然適用されるものと考えます。

そこで、電気通信事業における制度設計の際に公正競争確保を検討するためには、独占禁止法の観点からの検討が必要です。

本答申案において、次世代ネットワークサービスに係る設備についても、第一種電気通信設備に指定される方向性が示されております(本答申案 11 頁)。次世代ネットワークサービスは、「我が国における基幹的な通信網としての性格を有することとなることが想定される」(答申案 1 頁)とのことですから、第一種指定電気通信設備制度の趣旨(本答申案 5 頁)、すなわち、「公正競争を促進し、かつ利用者利便の増進を図ること」との観点から大変望ましいことであると考えます。また、次世代ネットワークサービス利用に際しては、光ファイバ設備の利用が必要となりますが、当該光ファイバ設備はそもそも第一種指定電気通信設備です。上記のように、第一種指定電気通信設備の接続条件は、「公正競争を促進し、かつ利用者利便の増進を図ること」(以下、単に「公正な競争」、「公正競争」等と記載している場合であっても、特段の記載のない限り、当該語句には「利用者の利便の増進」との概念も含むものとし、)が可能となる接続条件であることが不可欠の前提になるの

ですから、次世代ネットワークサービスの接続条件の重要な要素である加入ダークファイバ接続料についても、当該前提を満たすようなルールが策定される必要があります。

以上より、加入ダークファイバ接続料の設定方法については、独占禁止法の観点から電気通信事業の「公正競争を促進し、かつ利用者利便の増進を図ること」が可能となるような方法が検討されるべきです。

イ NTT 東西には光ファイバ設備の開放義務があること

独占禁止法では、特定の設備の利用をしなければ市場への新規参入が不可能な状況下において、当該設備保有者は他の事業者に当該設備を平等に利用する機会を設けない場合には、「私的独占」(独占禁止法第 2 条第 5 項)又は「不正な取引方法」(独占禁止法第 2 条第 9 項)に該当する可能性が問題となりえます。

この点、まず、光ファイバ設備については、NTT 以外の事業者の光ファイバ設備の敷設範囲は、その全てを合わせたとしても、NTT 東西の保有する光ファイバ設備の敷設範囲には及ばないとされており、全国的に次世代ネットワークサービスを行うためには、NTT 東西の光ファイバ設備を利用することが不可欠といわれております。

そうであるとすれば、次世代ネットワークサービスの提供のために NTT 東西の設備の利用が不可欠な状況において、NTT 東西が他の電気通信事業者に対して、光ファイバ設備を合理的な条件のもとで開放しないことは、NTT 東西以外の事業者が光ファイバ設備を利用したサービス事業を提供しようとするのを排除する効果をもつことになるため、独占禁止法の考え方からすれば、公正な競争を阻害するおそれを問題点として取り上げる必要が生じます。

換言すれば、次世代ネットワークサービスにおいて公正な競争が確保されるためには、光ファイバ設備を利用したサービス競争の公正を確保するため、NTT 東西は、保有する光ファイバ設備を他の電気通信事業者に対して平等な条件で開放する必要があるものと考えられます。もっとも、この開放義務は、NTT 東西を含めた電気通信事業者に対して光ファイバ設備を形式的に平等な条件で開放すれば足りると考えるのは早計にすぎ可能性があります。なぜなら、形式的には平等な条件であったとしても、その条件内容が実質的には NTT 東西に一方的に有利であった場合には、結果として光ファイバ設備を利用したサービスの公正な競争は確保することができないからです。

したがって、NTT 東西の開放義務には、光ファイバ設備を保有しない電気通信事業者が NTT 東西と有意なサービス競争を行うことが可能な内容の条件で開放する義務も含まれていると考えべきです。

この点、NTT 東が被審人となって戸建て FTTH サービスの提供方法が独占禁止法に定める私的独占に該当すると認定された審決「エヌ・ティ・ティ・東日本に対する件」(平成 19

年3月26日審決)(以下「FTTH 審決」といいます。)においても、「被審人は、電気通信事業法上、被審人の保有する第一種指定電気通信設備である加入者光ファイバ設備について、他の電気通信事業者から接続の求めがあったときはこれに応ずる義務を負い、その接続料金等について接続約款を定め、これについて総務大臣の認可を受けなければならない、当該設備を用いて自ら行うFTTHサービスのユーザー料金について総務大臣への届出を要し、かつ、総務大臣は一定の場合にその変更を命ずることができることとされているところ、・・(中略)・・行政指導内容としてのインピュテーションルールや第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定等に照らせば、被審人には、当該設備の接続料金と自己の設定するFTTHサービスのユーザー料金との関係について、公正競争の観点から、当該設備に接続することによりFTTHサービス事業に参入しようとする他の電気通信事業者の参入を困難ならしめることのないように配慮すべきことが求められているものというべきである。」旨判断されているところです。

他方、このような考え方については、自前で光ファイバ設備を敷設することが不可能ではないのだから、そのような営業コストをとらずに、設備の利用についてのみ開放を認めることは適切ではなく設備競争を阻害するとの指摘があるところです。確かに、光ファイバ設備を新たに敷設することについて法律上の障害はありませんが、NTT 東西以外の電気通信事業者によれば、光ファイバ施設を日本全国にわたって新たに敷設することは経済合理性の観点からは実質的には困難であるとされており、この点、FTTH 審決においても、NTT 東が、赤字を覚悟して事業に参入することはできたと主張したのに対して、「極めて大きな企業規模と加入者光ファイバ設備を有する被審人であるからこそ、可能となった選択と見るべきである。」、「他の電気通信事業者について被審人と同様の経営判断の可能性を論じることは、失当というべきである。」として、形式的に参入機会が与えられていることだけでは競争阻害性は阻却されないものと判断されております。

よって、NTT 東西以外の電気通信事業者が主張するように、光ファイバ施設を日本全国にわたって新たに敷設することは経済合理性の観点からは実質的には困難であるのであれば、独占禁止法の考え方からすれば、やはりNTT 東西の光ファイバ設備は開放義務があると考えする必要があります。

また、光ファイバ設備を保有する事業者に一方向的に不利な条件で設備の開放が義務付けられた場合であればともかくとして、一定の合理的な接続条件が設定されるのであれば、光ファイバ設備の開放の義務付けが一概に光ファイバ設備を保有する事業者に不利益を及ぼすとはいえません。逆に、光ファイバ施設の設備利用稼働率が向上するのであれば、光ファイバ設備の開放は、設備を保有する事業者にも利益になることも想定され、設備競争を阻害するとの懸念を上回る、効率性の観点からの国民経済へのメリットも適正に評価すべきと考えられます。このように考えれば、光ファイバ施設の開放が公正な設備

競争を阻害する可能性があつて問題であるとは必ずしも一概にはいえません。

以上より、NTT 東西の光ファイバ設備の接続条件は、単に接続機会を平等に与えるだけではなく、NTT 東西を含めた電気通信事業者が光ファイバ設備を利用したサービス競争において実質的に公正な競争が確保できる機会を与えるものでなければ、独占禁止法の観点からは公正な競争が確保されるとの前提が満たされた接続条件とはいえないものと考えます。加入ダークファイバ接続料の設定についても、この点を考慮した検討を十分に行なうべきです。

(2) OSU 専用についての独占禁止法の観点からの問題

上記のとおり、独占禁止法の観点から次世代ネットワークサービスにおいて公正な競争を確保するためには、NTT 東西の光ファイバ設備の接続条件は、単に接続機会を平等に与えるだけではなく、NTT 東西を含めた電気通信事業者が光ファイバ設備を利用したサービス競争において実質的に公正な競争が確保できる機会を与えるものでなければならないと考えられます。

他方、現状において、光ファイバ設備を用いた FTTH サービスは、OSU 専用により 8 分岐単位ごとの提供が行われているところですが、他の通信事業者からは、OSU 専用による 8 分岐単位に限っての提供こそが FTTH サービスへの他の電気通信事業者の参入障壁となっていることが主張され、技術的にも経済的にも合理的な選択の一つとして OSU 共用による 1 分岐単位の提供が要求されています。

よって、まずは OSU 共用による 1 分岐単位の提供が技術的にも経済的にも合理的な選択であるという他の電気通信事業者の主張が事実なのかどうかの検証を行う必要があります。

この点、ガイドライン「Ⅱ 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 1 独占禁止法における考え方(1)」においても、「電気通信役務を提供するに当たっては必要不可欠であるが、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難と認められる設備(以下「不可欠設備」といいます。)があります。このような場合において、電気通信事業者にとっては当該設備への接続が行えなかったり、接続の手続が遅延したりすれば、新規参入や新規事業展開が困難となります。また、当該設備のうち必要となる機能等だけに限定した接続ができない場合には、更なるコスト負担を強いられることとなります。さらに、当該設備への接続が一部の電気通信事業者にしか行われない場合には、電気通信事業者間の公正な競争条件を確保できないこととなる。」とされているところであり、「加入者回線網への接続に係る行為のほか、加入者回線網の共用に係る行為があるが、これらについては接続に係る行為の考え方が準用される。」と明記されています。

そして、次世代ネットワークサービスにおいても OSU 専用による 8 分岐単位のみでの提

供を接続条件とすることについては、独占禁止法の観点からすれば、例えば、次のような問題があるものと考えられます。

ア 私的独占の考え方

ガイドライン「Ⅱ 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 1 独占禁止法における考え方(2)」では、電気通信役務を提供するに当たっては必要不可欠であるが、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難と認められる「不可欠設備」について、①これを保有する電気通信事業者が、他の電気通信事業者に対し、その保有する加入者回線網の接続やコロケーションの取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることは、他の電気通信事業者等の新規参入を阻害し、円滑な事業活動を困難にさせるものであり、②これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当するとしています。

まず、①について検討します。

次世代ネットワークサービスにおいては、NTT 東西は、それ以外の事業者が新たに投資等を行うことにより構築することが現実的には困難と認められ、かつ次世代ネットワークサービスを提供するために不可欠な光ファイバ設備を有することになるものであり、次世代ネットワークサービスの光ファイバ設備はガイドラインでいうところの「不可欠設備」に該当することが考えられます。

他方、総務省「電気通信事業分野における競争状況に関する四半期データ」(2007 年度 12 月 25 日)によれば、FTTH サービス市場においては NTT 東西のシェアが 8 割近くあるとのことであり、NTT 東西の FTTH サービスのユーザーの次世代ネットワークサービスへの切り替えが進めば、NTT 東西は次世代ネットワークサービス市場においても、FTTH サービス市場と同様のシェアを獲得することになることが想定されます。

また、他の電気通信事業者からは、OLT 装置等の共用は可能と考えられる等を内容とする検証結果が既に公表されているとのことであり、また、OSU を共用とする 1 分岐ごとの接続を行った場合に生じる諸問題に対しては、他の電気通信事業者が本答申案 42 頁以下に記載されているような一定の合理性ある反論ないし代替案を示しているところです。

よって、当該検証結果に基づき(再度検証が必要等の場合には検証を行う等して)、当該反論ないし代替案が実際に妥当するものであるかどうかを慎重に検証する必要があると考えます。

以上より、上記検証を踏まえて検討した結果、仮に OSU を共用して 1 分岐ごとの接続を認めることが NTT 東西にとって技術的かつ経済的に不合理な選択とは言えないのであれば、NTT 東西が、他の電気通信事業者からの OSU 共用による 1 分岐ごとの接続の申し入

れを拒絶することは、「他の電気通信事業者に対し、その保有する加入者回線網の接続やコロケーションの取引を拒絶し」に該当するものと考えられ、「他の電気通信事業者等の新規参入を阻害し、円滑な事業活動を困難にさせるもの」に該当すること(①に該当すること)になる場合があるものと考えられます。

なお、1 分岐ごとの接続を認めることが NTT 東西にとって技術的かつ経済的に不合理な選択とは言えないものかどうかを検討するにあたっては、次の事項を十分に勘案して検討しなければならないものと考えます。

- (a) 第一種指定電気通信設備制度の趣旨は、「公正競争を促進し、かつ利用者利便の増進を図ること」であること(本答申案 5 頁)
- (b) NTT 東西は次世代ネットワークサービス市場においても、FTTH サービス市場と同様の高いシェアを獲得することになることが想定されること
- (c) FTTH 審決においても明らかにされているとおり、NTT 東西には、「FTTHサービス事業に参入しようとする他の電気通信事業者の参入を困難ならしめることのないように配慮すべきことが求められている」等、他の電気通信事業者に対する配慮義務があるというべきこと(この意味において、NTT 東西の経営の自由や営業の自由には一定の制約が課せられており、NTT 東西には公正競争確保のための受忍義務が存在しているものと考えられます。)
- (d) OSU の共用により分岐端末回線単位の接続料設定をすることによって、「光サービス提供コストの低廉化等を通じ競争の活性化を実現する効果」が見込まれ、利用者利益の増進にも資することになると考えられること
- (e) OSU の共用により分岐端末回線単位の接続料設定をする方法は、本答申案において示されている他の案と比較して、上記効果につき、より高い効果が期待できると考えられること
- (f) 特定の分岐端末回線から接続可能なエンドユーザー宅の地域的範囲を定める光配線ブロックは、NTT 東西が任意かつ自由に決定できるが、他の通信事業者は、NTT 東西が定めた光配線ブロックの制約の下に接続を行わざるを得ないこと

ところで、以下の観点からも、「他の電気通信事業者等の新規参入を阻害し、円滑な事業活動を困難にさせるもの」に該当すること(①に該当すること)になる場合があると考えられます。

すなわち、特定の分岐端末回線から接続可能なエンドユーザー宅の地域的範囲を定める光配線ブロックは、NTT 東西が任意かつ自由に決定でき、一つの光配線ブロック内に存在するエンドユーザー宅の数は限られているものと認識しております。また、他の通信事業者は、NTT 東西が定めた当該光配線ブロックの制約の下に接続を行わざるを得ないことになっているとも認識しております。光配線ブロックにかかるこのような制約があることを前提とすれ

ば、NTT 東西が、OSU の共用を認めず、8 分岐単位のみでの提供を維持した場合、他の通信事業者が FTTH サービス市場や次世代ネットワークサービス市場に参入する場合には、エンドユーザー宅の数が限られている一つの光配線ブロックの中で、8 分岐分全体のコストを負担することを余儀なくされます。また、「シェアアクセス方式の加入光ファイバは、1 芯当たり最大8契約を収容可能であるが、FTTHシェア約7割を占めるNTT東西であっても、2006年度時点で、当該1 芯当たりの契約数は2～3契約程度であり、競争事業者はそれを下回る契約数であることから、いずれの事業者も1 芯分のコストを8契約で分担するよりは、相当程度高いコストが1 契約ごとに必要となっている状況にあ」というような競争状況(本答申案 45 頁)のもとにおいては、他の通信事業者が 8 分岐分のコスト負担を超えるだけの契約数を確保することは実際にはほとんど不可能であると考えられ、このような観点からも、FTTH サービス市場や次世代ネットワークサービス市場における事業活動への参入は困難になるものと考えられます。

次に、②について検討します。

前述のとおり、NTT 東西の FTTH サービスのユーザーの次世代ネットワークサービスへの切り替えが進めば、NTT 東西は次世代ネットワークサービス市場においても、FTTH サービス市場と同様のシェアを獲得することになることが想定されます。そして、本答申案においても触れられているとおり、「シェアアクセス方式の加入光ファイバは、1 芯当たり最大8契約を収容可能であるが、FTTHシェア約7割を占めるNTT東西であっても、2006年度時点で、当該1 芯当たりの契約数は2～3契約程度であり、競争事業者はそれを下回る契約数であることから、いずれの事業者も1 芯分のコストを8契約で分担するよりは、相当程度高いコストが1 契約ごとに必要となっている状況にあ」り、光ファイバ「1 芯当たりの契約数が著しく上昇することが必ずしも見込めない」(本答申案 45 頁)ような競争状況にあります。

このような競争状況を前提とすれば、仮に OSU の共用を認めず、8 分岐単位での提供のみを維持した場合、他の電気通信事業者に対して過度のコスト負担を強いることになり、当該コストはエンドユーザーに対する提供料金に転嫁せざるを得ない以上、他の電気通信事業者の競争力を低下させることとなりますので、FTTH サービス市場や次世代ネットワークサービス市場における競争は制限されることになると考えられます。

よって、NTT 東西が OSU の共用を認めず、8 分岐単位での提供のみを維持する行為により「市場における競争が実質的に制限される場合」に該当する(②に該当する)ことになると考えられます。

以上より、独占禁止法上の考え方からすれば私的独占(独占禁止法第 2 条第 5 項))に該当することになる可能性があります。

このため、①に該当すること、すなわち、OSU 共用による 1 分岐ごとの接続を認めることが NTT 東西にとって技術的かつ経済的に不合理な選択とは言えないことが検証された場合

には、8 分岐単位での提供のみを前提とする加入ダークファイバ接続料を設定することは、独占禁止法の考え方からすれば問題です。

イ 単独取引拒絶の考え方

ガイドライン「Ⅱ 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 1 独占禁止法における考え方(2)」では、「不可欠設備」を保有する電気通信事業者が、他の電気通信事業者に対し、その保有する加入者回線網の接続やコロケーションの取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることは、市場における競争が実質的に制限されるまでに至らない場合であっても、不公正な取引方法(独占禁止法第2条第9項)に該当するとしています。

たとえば、OSU 共用による1分岐ごとの接続を認めることが NTT 東西にとって技術的かつ経済的に不合理な選択とは言えないにもかかわらず、FTTH サービス市場や次世代ネットワークサービスにおいて、8分岐単位に限定した提供を行い、FTTH サービスや次世代ネットワークサービスへの他の電気通信事業者の新規参入を阻害し、円滑な事業活動を排除することになる場合には、独占禁止法上は単独取引拒絶(独占禁止法第2条第9項第1号、一般指定第2項)に該当することになる可能性があります。

このように考えると、アと同様に、OSU 共用による1分岐ごとの接続を認めることが NTT 東西にとって技術的かつ経済的に不合理な選択とは言えないことが検証された場合には、8分岐単位での提供を前提とする加入ダークファイバ接続料を設定することは、独占禁止法の考え方からすれば問題です。なお、ここでは、代表的な例示として単独取引拒絶について記載しましたが、他の不公正な取引方法の考え方からも問題となり得る可能性があると考えます。

(TMI総合法律事務所)

- 1 FTTH 市場は設備を保有していない事業者の参入が不可能な状況にある
- 1) 本答申案 46 頁は、FTTH 市場における NTT 東西のシェアに関して、以下のように述べています。

……NTT 東西の光ファイバの回線シェアは 80%弱であり、また FTTH サービスのシェアは 70%超、更に新規契約者に占めるシェアは 80%を超える状況となっており
……

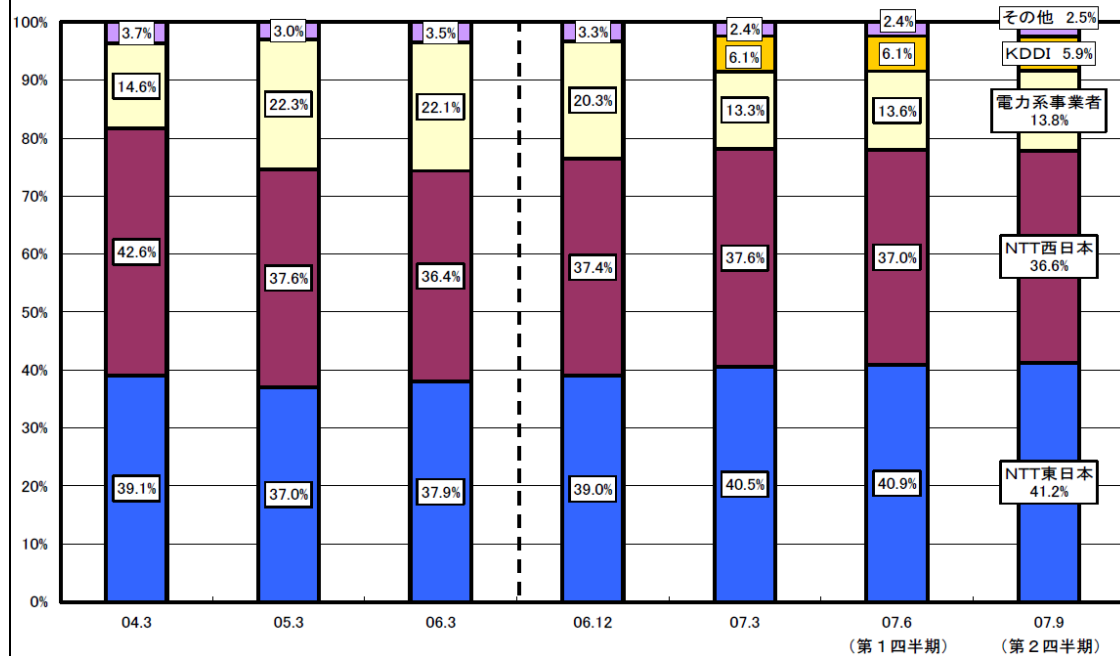
しかし、シェアのみに着目して市場の状況を評価するだけでは、FTTH 市場、特にその部分市場である戸建て住宅向け FTTH 市場における競争条件の非対称性の問題を看過する

ことになってしまいます。この市場にはより重大な問題が存在しています(戸建て住宅向け FTTH サービスが独禁法上の「一定の取引分や」に当たることは、ニューファミリータイプ審決(公取委平 19・3・26 審決)にて認定されています)。

それは、電柱・管路・とう道などのボトルネック設備を自前で保有していない事業者の参入が不可能な状況にある、という事実です。これらの設備を保有していない事業者は、戸建て住宅向け FTTH 市場から排除されている状況にあるのです。

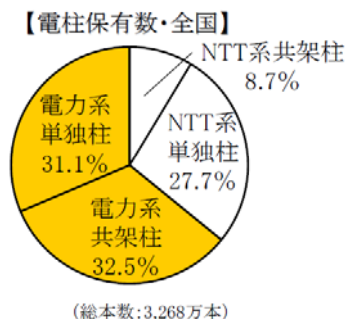
次のグラフから分かるように、FTTH 市場に参入し得ている主な事業者は、NTT 東西、電力系事業者、KDDI であり、「その他の事業者」には CATV 事業者等が含まれています。KDDI は 2007 年 3 月以降 6%あまりのシェアを保有していますが、これは 2007 年 1 月に KDDI がパワードコム(東京電力系通信事業者)の FTTH 事業等を統合したことに伴うものです(下図参照。「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表(平成 19(2007)年度第 2 四半期(9 月末))」総務省)。

FTTH 契約数の事業者別シェアの推移 (戸建て+ビジネス向け)



NTT 東西と電力系事業者(のグループ企業である電力会社。以下、単に「電力系事業者」といいます。)は、電話線または電力線用の電柱・管路・とう道などの設備を従前より自前で保有しています。NTT 東西と電力系事業者が保有している電柱は 3200 万本に上ります(IP

化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会 第3回, 平成18年2月1日)。



また、CATV 事業者は、限られた狭い地域内でテレビ用の有線サービスを提供している事業者であり、各ユーザ宅への配線関連設備や道路占有許可等を従前から有しています。

そのため、これらの事業者は、光アクセス回線を敷設する際の道路占有許可取得手続、電柱借用手続、コロケーション手続等々の手続が不要です。また、電力系事業者のサービス提供エリアは、各社が電力供給用の電柱等の設備を保有している地域に限られており、当該設備を保有していない地域では FTTH サービスを提供できていません(東京電力の光事業を買収した KDDI を含みます。)。また、集合住宅向け FTTH 市場では一定のシェアを有している USEN(UCOM)は、NTT 東西からシングルスター方式の光回線を借りて同市場においてのみサービスのみを行っており、シェアドアクセス方式を用いた戸建て住宅向け FTTH 市場には参入していません。

2) 以上の事実は、自前で光アクセス回線を敷設することの可能なボトルネック設備(電柱・管路・とう道など)を保有していない事業者は、FTTH 市場への参入が不可能であることを客観的に明示しています。

また、KDDI は、パワードコム(東京電力系通信事業者)の FTTH 事業の買収に加え、平成20年4月に CTC(中部電力系通信事業者)の FTTH 事業の買収を行うことを公表しています。この事実も、FTTH 市場で電気通信事業を行うためには、自前のボトルネック設備を保有していない地域において自ら加入光ファイバを敷設することが非現実的な選択肢であることを示す事実といえます。また、平成16年4月にソフトバンクが新規参入していますが、その後同社の事業展開は事実上停止状態にあります。

上記のように、FTTH 市場には強固な参入障壁が存在しており、公正な競争の確保という観点から極めて重大な問題です。

したがって、光アクセス回線に関連する設備の共用の問題に関しては、単に NTT 東西が圧倒的なシェアを有しているという点だけでなく、上記の参入障壁を解消するために必要な施策を検討することが必須です。

- 3) 電柱・管路・とう道などのボトルネック設備を保有していない事業者が自ら新たに加入者光ファイバを敷設して戸建て住宅向け FTTH 市場へ参入することが現実的に不可能であることについては、NTT 東を被審人とするニューファミリータイプ審決(公取委平 19・3・26 審決)において、以下のとおり認定されています。ここで認定されている事実は、基本的に現在の戸建て住宅向け FTTH 市場にもそのまま妥当します。

【第 4 , 3(3)イ】

……他の事業者が自ら新たに加入者光ファイバを敷設することの困難さについては前記第 1 の 3(5)イにおいて述べたとおりである……

【第 1 , 3(5)イ】

次に、既存の光ファイバ設備に接続するのではなく、新規参入しようとする電気通信事業者が自前で加入者光ファイバを敷設するには、管路又は電柱を自ら設置するか、被審人又は電力会社が保有する管路、電柱又はとう道を賃借する必要がある。

しかし、電気通信事業者が自ら管路又は電柱を設置する方法についてみると、FTTH サービスの需要が多く見込まれる都心部では、電柱の地中化が進展していることが多く、このような地域において新たに道路下に管路を埋設して光ファイバを敷設しようとする場合は、地下埋設工事に係る道路の掘削抑制措置のため工事の可能な時期が限定されるという制約があり、また、都心部における敷設費用は 1 キロメートル当たり 3 億円程度を要する。

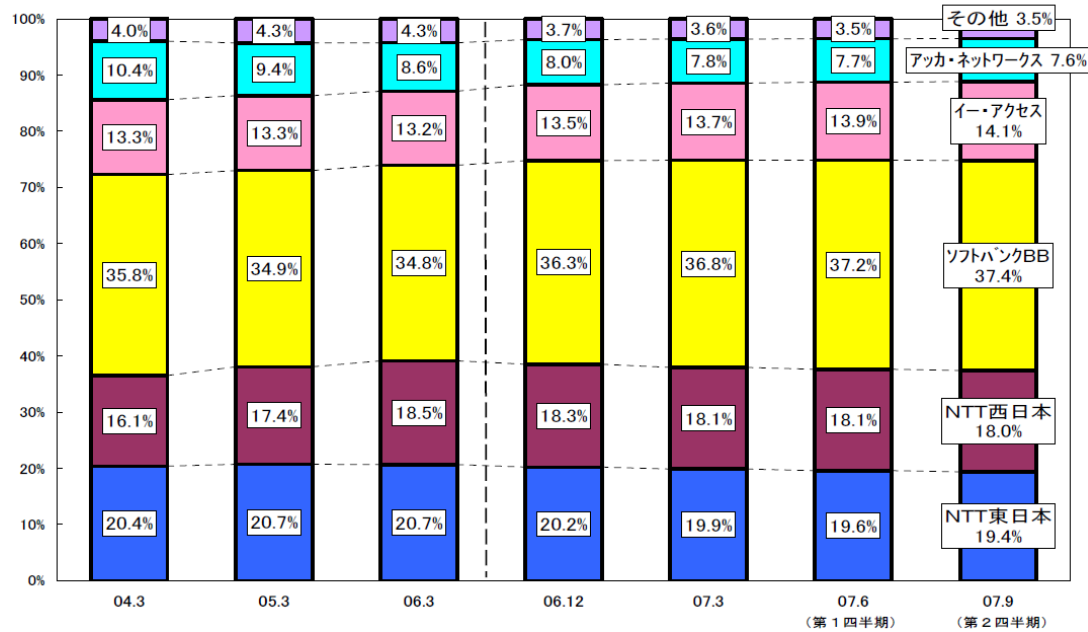
また、被審人又は電力会社が保有する既設の管路等を賃借する方法についてみると、管路については、空きがないこと等を理由に賃借を断られる場合が多く、仮に、賃借が可能となっても、被審人又は電力会社との設計、工程打合せ等の調整により、賃借の開始までに申込みから 4 か月から 6 か月を要し、電柱については、賃借を希望する 1 本 1 本の電柱ごとに、賃借の可否判定及び賃借契約の申込書類も提出する必要があるため、可否判定の申込みから賃借の開始まで 1 か月から 3 か月を要し、その手続が終了するまでに相当長期間を要する。

- 4) NTT 東西は、シェアアクセス方式の光アクセス回線について、主端末回線単位すなわち OSU 単位での回線の貸し出しを行っていますが、この方法でも、上記のグラフに示さ

れているとおり、自前のボトルネック設備を保有していない競争事業者は、戸建て住宅向け FTTH 市場に事実上参入できていません。

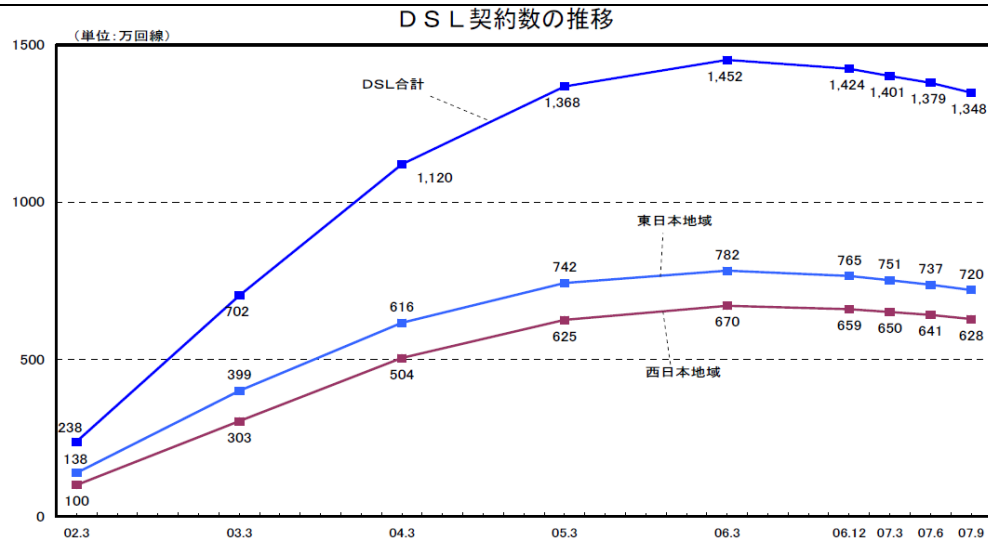
戸建て住宅向け FTTH 市場の状況は、DSL 市場と極めて対照的です(下図参照。「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表(平成 19(2007)年度第 2 四半期(9 月末))」総務省)。

DSL 契約数の事業者別シェアの推移(全国)



DSL 市場で大きなシェアを有しているソフトバンク BB、イー・アクセス、アッカ・ネットワークスのいずれも、戸建て住宅向け FTTH サービスを事実上実施できていないのです。

DSL 市場から FTTH 市場へのマイグレーションが顕著に進行しており、DSL 契約数は減少し始めています(下図参照)。



したがって、DSL 市場で事業を実施している事業者にとって、FTTH 市場への参入が重要な経営課題であることは明らかです。それに関わらず、OSU 単位の貸し出しでは、設備を保有しない競争事業者は戸建て住宅向け FTTH 市場に事実上参入できていないのです。

この事実は、戸建て住宅向け FTTH 市場に構造的な強固な参入障壁が存在しており、独禁法上の問題が生じていることの客観的な証左です。

5) OSU 単位の貸し出しでも競争事業者が参入できない理由は、この方法では競争事業にとってコスト割れになることが明らかで、かつ将来にわたってコスト割れを解消できる可能性がほとんどないためであると考えられます。

1 本の主端末回線・8 本の分岐端末回線がカバーする光配線ブロックは、電柱 3 本分（ニューファミリータイプ審決の第 4, 1(1)エ）で約 30 世帯とされます。そして、現在の NTT 東西の 1 主端末回線当たりの契約ユーザ数は、平均 3 ユーザに止まっているとされます。光ファイバの回線シェアが 80%弱で、新規契約者に占めるシェアが 80%を超えるとこの圧倒的なシェアを保有している NTT 東西においてさえそのような状況です。

一方、主端末回線 1 回線の月額接続料は 7,223 円です（これには競争事業者による営業費は含まれていない）。また、NTT 東の B フレッツ月額利用料は 1 ユーザ（1 分岐端末回線単位）当たり 4,100 円です（これには営業費も含まれていることになる）。競争事業者は、NTT 東西に主端末回線の接続料を支払うだけでなく、自社のネットワークに係る費用

や営業費用等も負担しなければならないため、これらを勘案すると、1 ユーザ当たりの接続料が約 2000 円となるだけの数のユーザを獲得しないと採算割れとなります(詳細な計算は省略)。そのためには、競争事業者が採算割れを回避するためには、1 主端末回線当たり平均 4.8 ユーザを獲得しなければならないことになります。

しかし、主端末回線 1 本がカバーする範囲が約 30 ユーザにすぎず、そのうち 3 ユーザは既に NTT 東西が獲得済みであること、競争事業者は 1 社だけでなく複数社存在すること等を考慮すると、競争事業者が NTT 東西の現状を上回る 4.8 ユーザを合理的期間内に獲得することは、現実的には不可能であるといえます。このことは、DSL 市場で約 37% のシェアを有するソフトバンク BB でさえ、電柱 3 本の範囲内の平均的な ADSL 加入ユーザ数が約 3 ユーザであることからしても明らかです。ADSL 加入ユーザをすべて FTTH サービスに切り換えさせた上で、さらに 2 ユーザを新規に獲得することが著しく困難であることは多言を要しません。

さらには、「戸建て住宅向け FTTH サービスは一度契約締結すれば一定期間他事業者への乗換えが起きにくい性質があること」(ニューファミリータイプ審決 第 4, 1(2)イ(イ))から、競争事業者にとっては既に NTT 東西が獲得済みのユーザを自社に契約変更させることも期待できず、この点でも採算ラインを上回るユーザを獲得することが著しく困難であるといえます。

6) 以上のように、OSU を共用せず主端末回線単位で貸し出す現在の方式では、設備を保有しない競争事業者が将来にわたって採算割れとなり、採算をとれるようになる見通しが全くないのです。

この構造的な問題こそが、戸建て住宅向け FTTH 市場という極めて将来性の有望な市場に設備を保有しない事業者が一切参入できていない原因です。

7) なお、これとほぼ同様の事情がニューファミリータイプ審決においても認定されていますので、参考までに以下に引用します。

【第 4, 1(1)ウ(イ)～エ】

(イ)次に、ニューファミリータイプが前提とする分岐方式での参入可能性についてみると、特定の收容局の 1 芯の光ファイバと接続する場合には、その光ファイバが 32 分岐する地理的範囲において、分岐方式の接続料金(基本料金が 20,130 円であり、ユーザ数が増えるに伴い増加するが、1 ユーザ当たりの接続料金は逡減する。仮に、1 芯 32 分岐すべてについてユーザを得た場合は、1 ユーザ当たりの接続料

金は、2,326円(74,441円÷32)となる(前記第1の5(2)ア参照。)。なお、実際には、このほか地域IP網への接続料金の1ユーザー当たりの費用等が加算される。)を上回る収入を得られるよう十分な数のユーザーを獲得しなければならない。その地理的範囲としては、例えば局外スプリッタからは電柱2本分の範囲に限定される。

しかるに、ニューファミリータイプ導入時には、既に戸建て住宅向けFTTHサービスの提供実績のある被審人自身でさえ、分岐方式を前提としたFTTHサービスについては需要者が増加しない限り採算が取れないと判断し、そうであるからこそ、当分の間は、分岐方式の設備を設置しないこととしたものであることが認められるから(前記第1の5(3))、いわんや、FTTHサービス事業に新規に参入しようとする他の事業者が、採算が取れるだけのユーザー数を開拓することは実際上不可能であったと認められる(被審人は、ニューファミリータイプ導入後の平成14年11月時点で、東日本地区におけるFTTHサービスの回線数のシェアが88パーセントを占めているとの認識を有していた(査第199号証)にもかかわらず、上記のとおり、採算が取れるだけのユーザーを獲得することは困難であるものと考えていたのである。)。実際、分岐方式に関心を示した事業者はあったが、問い合わせや試行にとどまっている(前記第1の5(4))。

したがって、ニューファミリータイプが前提とする分岐方式で被審人の加入者光ファイバ設備に接続してFTTHサービス事業に参入することもまた、事実上著しく困難な状況にあったものと認められる。

エ 以上の参入困難の状況は、被審人が、設備構成の変更に伴う接続料金の改定をした上ニューファミリータイプのユーザー料金を平成15年4月以降4,500円に値下げする変更を行ったことによっても異なる。芯線直結方式による接続については、接続料金に変更はなかったのであるから、その困難さが一層大きくなったことは明らかである。また、分岐方式による接続の場合のユーザー獲得の困難さについても、局外スプリッタが8分岐となりそのカバーする範囲が電柱3本分になったことを考えても、大きな変化はないものと認められる。実際、当該値下げに当たって、被審人が提供することとした収容局内4分岐、収容局外8分岐のB-PON方式を採用して事業を開始したのは、北海道江別市にその提供エリアを限定して事業を始めたウェブワンのみであり、しかも分岐方式を用いてサービスを提供しているのは需要が密な特別な場所に限られていた。その一方で、被審人は、ニューファミリータイプの開通件数を大幅に増加させた。(前記第1の8及び9)

したがって、ニューファミリータイプの値下げ後においても、他の事業者が東日本地区において被審人の加入者光ファイバ設備に接続して戸建て住宅向けFTTHサービス事業に参入することは依然として著しく困難であったものと認められる。

8) 以上のように、FTTH 市場、特にその部分市場である戸建て住宅向け FTTH 市場には現状においても極めて強固な参入障壁が存在しており、この点こそが FTTH 市場の最も重大な問題です。

したがって、公正な競争の確保という観点からは、戸建て住宅向け FTTH 市場において、競争事業者による採算の確保が可能な制度を確立することが必要不可欠な状況にあります。

9) なお、本答申案には、「設備競争」に関する意見が記載されていますが、これらの意見はいずれも電柱・管路・とう道などのボトルネック設備を自前で保有している NTT 東西や電力系事業者等の意見であることに留意すべきです。

光アクセス回線に関する設備競争は、既にボトルネック設備を保有している事業者間でのみ行われうる競争にすぎず、他の競争事業者による戸建て住宅向け FTTH 市場への参入障壁を温存することを正当化する理由となるものではありません。設備競争は、設備を保有しない事業者の参入を可能ならしめる環境下で行われて、初めて「公正な」競争と評価され得るものです。

この点、ニューファミリータイプ審決の第 4, 3, (3), アにおいても、「確かに、東京電力や有線ブロードとの間の競争の存在を否定することはできないが、その競争状態については、既に繰り返し述べたように、加入者光ファイバの保有量や保有地域の広狭、戸建て住宅向け FTTH サービスのシェア等において、被審人が極めて優位な立場にあるといえるのであって、被審人が新規参入を妨げてそのような 3 社のみによる競争という状態を保つことは、前述の市場支配的状态を維持、強化することにほかならない。」と認定されています。これを本件に当てはめれば、設備競争を理由として、設備を保有している事業者のみによる競争という状態を保つことは、設備を保有していない事業者の参入を排除して、NTT 東西の市場支配的状态を維持、強化することにならず、独禁法の私的独占と評価されるべきものです。

2 OSU の共用拒否は市場支配力の濫用である

1) 上記の課題を解決し、戸建て住宅向け FTTH 市場における公正な競争を確保するためには、競争事業者が要望している案、すなわち本答申案の第 4 章, 3., (3), 1) の OSU 共用案を採用することが最も適切であると思料します。

したがって、問題は、OSU 共用を拒否する NTT 東西の行為に合理性が認められるかどうかです。

2) まず重要な点は、本答申案の第 4 章, 3., (1)に記載されているとおり、OLT 等の共有は技術的に可能だということです。

したがって、問題は、OSU 共有が技術的に可能であるにも関わらず、共有を拒む NTT 東西の行為に合理性があるか否かということになります。

3) NTT 東西は OSU 共用案に反対しており、その理由が本答申案の第 4 章, 3., (2)に要約されています。

しかし、競争事業者は、NTT 東西の意見の各々について合理的な反論を述べており、競争事業者と NTT 東西の意見を対比検討すると、OSU 共有を否定すべき理由を見いだすことは困難です。

例えば、2)①の「OLT 装置や分岐数を固定的に捉え OLT 等を共用することは速度アップや新サービス提供が困難となる」は、OLT 等の装置や分岐構成の変更の際の事業者間の調整が困難になるという趣旨と解されます。しかし、装置や分岐構成の変更は、スピードアップや新機能の追加などのサービス向上や料金の低廉化を目的に行われるものですから、NTT 東西のみならず競争事業者にもメリットをもたらすものであり、調整は困難を来すことは想定しがたいといえます。NTT 東西の主張は、こうした実態面を無視した仮想的な議論であり、合理性を欠いています。

3)①の「追加的費用負担」に関しても、競争事業者の見積もりによれば、加入者当たりの追加コストはわずかな額に止まると考えられます。また、オペレーションシステム開発コスト等は、接続料原価に算入し接続事業者間で負担すればよいので、NTT 東西のみが過大な負担を追うわけでもありません。したがって、追加的費用負担が発生することも、OSU 共有を否定する理由にはなり得ません。

5)②の「これは、自ら投資リスクを負って設備を構築し、営業努力によって 1 ユーザ当たりの設備コストを低減させてきた事業者との競争環境を歪めるものであり、進展しつつある設備競争の芽を摘む」という主張は、極めて大きな企業規模と設備を国家から承継した NTT 東西の独善的な見解というべきです。NTT 東西が他の事業者より遙かに多数の光アクセス回線を敷設できたのは、極めて大きな企業規模の有する豊富な資金力に支えられ、膨大な数の電柱・管路・とう道などのボトルネック設備を保有していたからこそ初めて可能になったことであり、競争事業者による同様の投資の可能性を論じることは不合理です。

また、NTT 東西は、「NTT 東西以外の事業者間で OSU を共用」すればよい旨主張していますが(本答申案 45 頁)、不合理きわまりない案です。他の事業者間で OSU を共用できる(する)のであれば、NTT 東西についても共有は可能なものであり、公正な競争の確保という観点からは、採用の余地のない不合理な案です。

4) 次に、本答申案の第4章、3.、(3)、1)にも OSU の共用に対する懸念事項が記載されていますが、いずれも合理性を欠くものと思料します。

まず「今後のサービスの高度化・大容量化等を見据えた場合、現在の分岐の仕組みを固定的に捉えることが適当かどうか」については、上述したとおり理由がないものと考えられます。競争事業者が要望している OSU 共用案は、1 分岐端末回線単位での回線の貸し出しを実現することを目的として、そのためには OSU を共用すれば実現できるというものです。各スプリッタでの分岐数に変更になったり、あるいは 2 段階での分岐ではなくより多段階の分岐構成になったとしても、基本的な違いはありません。目的としていることは、ユーザ宅に配線される最小の回線単位での貸し出しを可能にするということであり、それは上記のような分岐方式がどのようなものであっても異なるところはないからです。

OSU を共用しつつ帯域保証を実現することも、共用する事業者間で帯域制御サーバの機能を連携すれば実現可能です。すなわち、他社ユーザが一定の帯域を確保して使用する場合、他社サーバから NTT 東西の帯域制御サーバにその情報を送信し、NTT 東西の帯域制御サーバは当該ユーザの使用帯域も併せて帯域制御を行うようにすれば、共用している OSU において適切な帯域制御を実現することが可能です。これは比較的単純な仕組みであり、実現に困難性はないものと考えられます。

次に、「電力系事業者や CATV 事業者も含めて懸念が示されているサービス競争・設備競争に係る問題」についても、上述したとおりです。NTT 東西と電力系事業者(KDDI の一部地域を含む)は、電柱・管路・とう道などのボトルネック設備を自前でまたはグループ企業が保有している事業者です。また、CATV 事業者は、ユーザの密度が高い狭い地域内での有線放送の提供という事業の特性上、光アクセス回線を自前で敷設することが比較的容易な事業者です。これらの事業者にとっては、NTT 東西が主端末回線単位の貸し出しをしないことが、設備を保有しない事業者の新規参入を阻むことになるため、競争上有利なのです。さらには、東京電力及び中部電力から FTTH 事業を取得した KDDI は、限られた地域内でのみ事業を行う電力系事業者と異なり、これらの電力会社の営業圏以外の地域で FTTH サービスを展開するためには OSU の共用が必要であると主張していることにも留意すべきです。現在の戸建て住宅向け FTTH 市場の問題点は、NTT 東西の圧倒的なシェアよりも、むしろ設備を保有しない事業者の参入が不可能であるという点にあります。この観点からすれば、設備を保有している事業者間での設備競争を理由として、設備を保有していない事業者を排除する競争環境を放置することを正当化することはできません。

次に、「OSU を共用せずにサービス提供をするという NTT 東西の経営の自由や営業の自由を制限することが可能かどうか」についても、OSU 共用を否定する合理的な理由とは言い

がたいと思料します。

第一種指定電気通信設備を設置する事業者である NTT 東西が保有する設備・機能の多くが既にアンバンドルを義務づけられており、現在ではその数は 33 に上っています(本答申案 20 頁)。これらの機能・設備については既に共用が実現されているのに、これと区別して OSU についてのみ「経営の自由や営業の自由」という大仰な理由を持ち出して共用を否定すべき理由は見いだせません。

NTT 東西は、国営企業時代に蓄積した巨大なボトルネック設備を基礎として、それを利用しつつ競争事業者に比して著しく有利な経営条件下で光回線等の新たな設備を敷設するという競争条件の顕著な非対称性が存在するからこそ、電気通信事業法は、NTT 東西等に対して保有設備の接続義務やアンバンドル義務を課して競争条件の非対称性の緩和を図っているものであり、NTT 東西の「経営の自由や営業の自由」が一定の範囲で制約されるべきことは法律上当然に予定されていることです。

したがって、「経営の自由や営業の自由」は、OSU の共用を否定する根拠とはなり得ないものと思料します。

5) 本答申案の第 3 章, 1. は、「NGN のアンバンドルを検討するに際しても、1996 年答申で示されたアンバンドルの基本的な考え方は踏襲すべきであると考えられる。すなわち、アンバンドルとは、他事業者による多様な接続形態を実現するためのものであり、相互接続や競争の促進に資するものであることから、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合には、アンバンドルして提供しなければならないという考え方は踏襲すべきである。」と述べていますが、この考え方は適切かつ重要であると思料します。

OSU のアンバンドルすなわち共用は、電柱・管路・とう道などのボトルネック設備を保有していない競争事業者がそろって要望しているところであり、これらの事業者の検証実験により 1 ユーザ単位での OSU のアンバンドルが技術的に可能であることも確認されています(本答申案 42 頁脚注)。したがって、上記の考え方によれば、1 ユーザ単位で OSU もアンバンドルして提供しなければならないこととなります。

本答申案は上記記載に続いて、「ただし、アンバンドルが技術的に可能であっても、オペレーションシステム等の改修に多大なコストを要する場合もあることから、他事業者の具体的な要望を踏まえつつも、NTT 東西に過度の経済的負担を与えることとならないように留意することも必要である。」と記載しています。

NTT 東西は、OSU の共用のためにはオペレーションシステムの改修に数百億円が必要であると主張していますが(本答申案 43 頁)、その算定根拠は示されていません。また、「数百億円」という数字自体非常に幅のある曖昧なものであり、その点からしても信憑性を

欠くものといえます。さらには、システム開発費用が高額に上ること知られる銀行の勘定系システムの新規開発費用でさえ 100 億円を上回るものは希であるという事実にも照らしても、帯域制御を NTT 東西だけでなく競争事業者のユーザを含めて行う等のオペレーションシステム改修に数百億円も要するという主張は措信できません。

この点、競争事業者の主張によれば、加入者当たりのコストは非常に低廉に止まるとされています。

したがって、コストの点についても、アンバンドルの技術的可能性に関する「第一種指定電気通信設備を設置する事業者が、技術的に実現不可能であることを一定期間内に示せない場合は、技術的に可能とみなすことが適当である(1996 年答申)」という考え方に準じて、「NTT 東西が、アンバンドルが事実上実現不可能な程度の巨額のコストが必要となることの合理的根拠を一定期間内に示せない場合は、コスト面の問題はないとみなす」べきであると思料します。技術的可能性とコストの問題を別異に解すべき理由はなく、また、このように解しなければアンバンドルを拒む口実を NTT 東西に容易に与えることになってしまい、不合理だからです。

上述のように、NTT 東西は、未だにオペレーションシステムの改修に数百億円が必要であるという合理的根拠を示せていませんから、コスト面の問題はないものと判断して、OSU の共用の問題を検討すべきであります。

また、仮にある程度大きな額のコストが発生するとしても、そのコストは接続料原価に算入し接続事業者間で負担すればよいので(ただし、あくまでも適正なコストであることが前提)、NTT 東西のみが過大な負担を負うことにはならないと考えられます。

したがって、本答申案の第 3 章、1.の考え方に従えば、OSU を共用すべきこととなります。

3 独禁法上の問題

- 1) 上記の事実関係を前提とした場合、現状の戸建て住宅向け FTTH 市場において、OSU の共用による分岐端末回線単位の貸し出しを拒否している NTT 東西の行為は、独占禁止法上違法のおそれが著しく高いものと思料します。
- 2) 電柱・管路・とう道などのポトルネック設備を保有していない事業者の戸建て住宅向け FTTH 市場への参入が著しく困難であることは、上記のとおりです。また、「NTT 東西の光ファイバの回線シェアは 80%弱であり、また FTTH サービスのシェアは 70%超、更に新規契約者に占めるシェアは 80%を超える状況」で(本答申案 46 頁)、NTT 東西は FTTH 市

場における圧倒的なシェアを有しており、それぞれ単独で市場支配力を行使し得る地位にあります(「NTT 東日本及び NTT 西日本の提供する次世代ネットワーク等を利用したサービスに係る認可方針(案)」46 頁, 総務省, 2008 年 1 月 15 日)。

- 3) そして, OSU の共用が技術面, コスト面, 運用面いずれにおいても可能であるにも関わらず共用を拒否し, 主端末回線単位での貸し出ししかしない行為は, これにより「他の事業者が, 採算が取れるだけのユーザー数を開拓することが實際上不可能」(ニューファミリータイプ審決 第 4, (1), ウ, (イ)参照)となることから, 市場支配力の濫用と評価すべきものです。

そして, NTT 東西の当該行為により, 競争事業者が戸建て住宅向け FTTH 市場に参入することが困難になっており, そのような状況下で NTT 東西はユーザ数をさらに拡大しています。

したがって, 戸建て住宅向け FTTH 市場は, 「市場における競争自体が減少して, 特定の事業者又は事業者集団が, その意思で, ある程度自由に, 価格, 品質, 数量, その他各般の条件を左右することによって, 市場を支配することができる形態が現れているか, 又は少なくとも現れようとする程度に至っている」といえます。

よって, NTT 東西の当該行為は, それぞれ「単独に」または「通謀し」て, 「他の事業者の(戸建て住宅向け FTTH 市場における)事業活動を排除」することにより, 「一定の取引分野(戸建て住宅向け FTTH 市場)における競争を実質的に制限する」ことに該当します。

以上から, NTT 東西の当該行為は, 独占禁止法第 2 条第 5 項に規定する私的独占に該当し, 同法第 3 条の規定に違反します。

- 4) また, NTT 東西が OSU の共用及び分岐端末回線単位での貸し出しを拒絶する行為は, 「不当に, ある事業者に対し取引を拒絶」すること(一般指定第 2 項「その他の取引拒絶」)に該当します。

よって, NTT 東西の当該行為は, 独占禁止法第 2 条第 9 項 1 号に規定する不公正な取引方法に該当し, 同法第 19 条の規定に違反します。

- 5) また, 1 分岐端末回線単位の貸し出しが可能であるにも関わらず, 競争事業者をして主端末回線単位すなわち 8 分岐端末回線単位の貸し出しを余儀なくさせている NTT 東西の行為は, 「相手方に対し, 不当に, 商品又は役務の供給に併せて他の商品又は役務を自己から購入させること」(一般指定第 10 項「抱き合わせ販売」)に該当します。

よって, NTT 東西の当該行為は, 独占禁止法第 2 条第 9 項 3 号に規定する不公正な取引方法にも該当し, 同法第 19 条の規定に違反することになります。

6) また、1 分岐端末回線単位の貸し出しが可能であるにも関わらず、主端末回線単位すなわち 8 分岐端末回線単位の貸し出しを余儀なくさせている NTT 東西の行為は、「相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること」(一般指定第 13 項「拘束条件付取引」)に該当します。

よって、NTT 東西の当該行為は、独占禁止法第 2 条第 9 項 4 号に規定する不公正な取引方法にも該当し、同法第 19 条の規定に違反します。

7) また、NTT 東西は戸建て住宅向け FTTH 市場でサービスを提供するために必要不可欠なボトルネック設備を圧倒的な規模で保有しており、設備を保有していない事業者は NTT 東西の設備を借りて接続するほか現実的な選択肢がないため、NTT 東西の取引上の地位は競争事業者に優越しているといえます。

また、1 分岐端末回線単位の貸し出しが可能であるにも関わらず、採算割れが明らかな 8 分岐端末回線単位の貸し出しを受けさせることは、正常な商慣習に照らして不当であることが明らかです。

したがって、1 分岐端末回線単位の貸し出しが可能であるにも関わらず、主端末回線(8 分岐端末回線)単位の貸し出しを余儀なくさせている NTT 東西の行為は、「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方に対し、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること」または「相手方に不利益となるように取引条件を設定すること」(一般指定第 14 項 1 号、3 号「優越的地位の濫用」)に該当します。

よって、NTT 東西の当該行為は、独占禁止法第 2 条第 9 項 5 号に規定する不公正な取引方法にも該当し、同法第 19 条の規定に違反します。

8) 以上のとおり、戸建て住宅向け FTTH 市場において、①NTT 東西が圧倒的なシェアを占めていること、②NTT 東西のみが広範囲のエリアにおいて戸建て住宅向け FTTH サービスに必要なボトルネック設備を保有していること、③ボトルネック設備である OSU の共用が可能であるにも関わらず、NTT 東西はそれを拒み、主端末回線単位での貸し出ししかしていないこと、④そのため、設備を保有していない競争事業者の参入が著しく困難な状況にあることからして、NTT 東西の当該行為は独禁法上違法と評価されるべきであると思料します。

当該違法状態を解消して公正な競争を確保するためには、次世代ネットワークに係る接続ルールにおいて、OSU の共用及び分岐端末回線単位での貸し出しを NTT 東西に義務づけることが必要不可欠であると思料します。

(日比谷パーク法律事務所)

○ 一、本意見書の対象と視点

本意見書は、情報通信審議会の2007年3月の答申において積み残しの課題(*1)とされていた光ファイバの「貸し出し形態の見直し」問題——「1 分岐貸し」——について意見を述べるものである(*2)。「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(案)(以下、答申案という。)においては、主として「第4章 接続料の算定方法等」の「3. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」がこれに対応する。

2007年3月の情報通信審議会答申以来、この論点は電気通信事業分野における競争政策との関連で言及され、同分野における「公正な競争」(電気通信事業法1条)の在り方とともにさまざまな立場からの見解が示されてきた。同答申が述べるように、OSU 共有による分岐端末回線単位での接続料の設定が可能ならば、「光サービスの提供コストの低廉化等を通じ、競争の活性化が実現する」というメリットがある(*3)。

しかし、光ファイバ網を有するNTT 東日本やNTT 西日本(以下、NTT 東西という。)のような設備事業者に対し OSU 共用化を義務付けることについては、いくつかの懸念材料があるとされる。(1)まず、OSU 共用化に伴い接続事業者から受けるNTT 東西のサービス品質等への悪影響の発生(共用化に伴うサービス品質の低下)、(2)次に、OSU 共用化に当たって必要な地域 IP 網の通信振分け機能の実装化(共用化に伴う設備コストの負担)、(3)そして、接続事業者による自前 OSU の設置可能性である(*4)。(3)は、光ファイバ網を有する設備事業者の立場から、そもそも共用化の必要を認めないとするものであり、これは現に接続事業者が共用化を求め、かつ、それに対する接続義務が一応ある以上、ここではこれ以上検討を要しない。問題は、(1)及び(2)ということになる。共用化によって生ずる「サービス品質の低下」も「設備コストの負担」も電気通信事業者にとって競争(力)の基本に関わる要素であり、「公正な競争」の前提を形成するものである。前者は電気通信事業者が提供するサービスの質もしくは内容に関わるものであり、後者は電気通信の用に供するネットワーク構築のインセンティブに関わる問題である。

しばしばこれらは「サービス競争」と「設備競争」という範疇で整理される。本意見書では、答申案において提示された論点の検討に入る前に、この二つの競争を「公正な競争」との関係で整理したうえで個別の問題を取り扱っていく。

二、電気通信事業分野における「公正な競争」

電気通信事業分野の競争を検討する場合にしばしば取り上げられる競争のカテゴリーが「サービス競争」と「設備競争」である(*5)。近時の「フレッツファミリータイプ事件審決」

(*6)においては、被審人及び審査官の主張において「利用ベースの競争」と「設備ベースの競争」の両方が明示的に取り上げられている。

(1)「サービス競争」

競争政策を根拠づける法律(*7)において競争は、競争の場となる市場で売り手と買い手が出会い、ある特定の商品やサービスをめぐり、互いに他を排して取引の相手と結びつこうとする努力をいい、それらが集積し総合されて秩序としての競争が形成される。つまり、市場における競争(秩序)は、個々の取引(契約)を基礎として観念されるものである。たとえば「フレッツファミリータイプ事件審決」では「戸建て住宅向け FTTH サービス」の提供に係る取引が問題となった。ただここでは、単に NTT 東日本と消費者との取引だけが問題となった訳ではなく、このサービスの提供に当たって不可欠な光ファイバ網の利用に係る対事業者間取引も念頭に置かれている。つまり、通信の用に供される既存のネットワークの競争事業者への開放に伴う競争である(*8)。「フレッツファミリータイプ事件審決」の例でも明らかだが、独占禁止法等にいう競争は取引を中心として構成され、原則として何らかのかたちで取引の目的たる商品やサービスが特定される。そして、それらをめぐる比較的短期の配分機構(価格メカニズム)が想定される。

(2)「設備競争」

他方、事業法などでしばしば考慮される「設備競争」は、既出の「サービス競争」とはかなり様相が違って来る。取引の相手は観念されず、取引や契約との関係はきわめて希薄か認められるとしても間接的である(したがって資源配分機構としての価格メカニズムは現れない)。むしろ、事業者間の設備投資を制度的にいかん担保し促すかという問題に帰着する(*9)。設備敷設のインセンティブを守るべく、フリーライドを防ぐが狙いで、むしろ外部性への対処としての性格を有しており、価格メカニズムが機能するための条件設定といえる。もちろん、フリーライド防止といっても公共財は本来的にフリーライドを伴うものであり、その過少供給に対しては諸々の対策があり得る。電気通信事業法は「公正な競争」の促進を通じて公共の福祉の増進を期するものであるとすれば、設備や施設の設置者に対してどこまで私権を認めるかという「財産権」の問題である。

電気通信事業において「設備競争」とは、通信の用に供されるネットワーク構築についての競争とされているが、むしろ本質は制度的なインセンティブ確保の在り方の問題で、「公正な競争」を定める電気通信事業法や独占禁止法にいう競争の概念とは区別して考えるべきだろう。

三、OSU 共用化の義務づけをめぐる諸論点

答申案では、NTT 東西への OSU 共用化の義務づけをめぐって意見対立のある諸論点を 7 項目にわたって指摘している。本意見書では、上での整理をふまえ、「公正な競争」の維持・促進(電気通信事業法 1 条及び独占禁止法 1 条)の観点からこれらの諸論点について検討する。

(1) サービスについて(「1)サービス品質確保に係る問題点」「2)新サービス提供上の支障に係る問題」「4)サービス競争に係る問題」)

答申案は、正当にも現段階における OSU 共用化による分岐端末回線単位の接続料設定を積極的に評価し、サービスの品質確保や新サービス提供上の支障といったいくつかの懸念については事業者間の共通ルールを模索する余地を指摘している(*10)。もとより、複数事業者の間でこのようなルールを設定することは独占禁止法上も問題ないと考えられる。外形上、同法 3 条後段で禁止される共同行為(不当な取引制限)に形式的に該当しそうであるが、原則として違法とされる価格や数量を制限する協定ではない上、OSU の共用ルールの設定は当然にサービスの品質やその中身を制限するものとはいえず、競争に与える影響は軽微である。仮に競争を部分的に制限することがあっても、答申案が認めているように OSU 共用化による光サービス提供のコスト低廉化は事実として認められ、競争促進的な効果が明らかである。このように、共同行為(不当な取引制限)の実質的要件たる「一定の取引分野における競争を実質的に制限」(同法 2 条 6 項)は、部分的に競争が制限されることがあってもそれを補って余りある競争促進的効果を見いだすことができれば違法となることはない。

なお、サービスの品質確保等のためには帯域確保、そしてそれを実現するための帯域制御が要請されるが、これについては 7 社による OSU 共用化実証実験が行われている。技術的に可能か否かはある程度証明できたと考えられるが、さらに精度を高めるべく、NTT 東西の参加が望まれるところである。答申案では、「現在の分岐の仕組みを固定的にとらえることが適当かどうか」(*11)との指摘があるが、少なくとも「公正な競争」の評価は現時点で行うことが妥当である。将来の見込みに基づく評価あるいは可能性に基づく推論は、競争の評価にそぐわない。このことは事前届出制を求める企業集中に関する判断において、しばしば見込み違いが生ずることを見ればよい。もちろん、中長期的な観点からの検討を否定するものではないが、その場合は少なくとも「公正な競争」とは異なる見地からアプローチするべきだろう。

なお、答申案はしばしば指摘される技術的な困難性を基準にすることなく、あくまで「FTTH を巡る市場環境・競争環境等を考慮してその適否を判断すること」の必要を指摘している点は妥当である(*12)。

(2) 私権の制限について(「5)設備競争に係る問題」「6)デジタルデバイド解消に係る問題」)

<p>「7)経営判断・営業判断の問題」)</p> <p>二の(2)で述べたとおり、この点は設備競争というよりも私権の制限に関わる問題として整理が可能である。憲法を含め実定法上は、財産権の公共の福祉による制約(政策的制約)がいわゆる精神的自由よりも緩やかに認められ(いわゆる「二重の基準」論)、しかも電気通信事業法が「公正な競争」の促進を明定しているなかで、「公正な競争」秩序という公序を覆すには、かなり説得的な論拠が必要となろう(当然、競合関係にある電気通信事業者同士が規模や属性の面で非対称にあることも「経営の自由や営業の自由を制限すること」(*13)に一定の正当性を付与することになる)。</p> <p>(慶応義塾大学准教授 石岡 克俊)</p> <p>○ OSUの共用が可能かどうか、これ以上、机上の議論をしても無駄であると考えます。また、可能だと主張している事業者が「それなら、自分たちだけでやる」と言わずに、不可能だと主張している事業者に対して「やれ」と言っただけで済むのも、極めて奇妙な光景です。</p> <p>つまり、問題の本質は、客観的・技術的に可能かどうか、にあるのではないと考えます。実際に事業として幾多の困難を乗り越えてやるだけの価値があるものかどうか、そして、誰がリスクをとって事業を行うのか(現状では、誰もリスクを取って事業化しようと考えていない)、あるいは、誰かにリスクを押し付けて甘い汁を吸いたい、といった次元の問題ではないかと感じます。</p> <p>自らリスクを取らないで、誰が事業化してくれるのでしょうか。OSUの共用が可能だと主張している事業者は、既に自前の装置を1千台以上設置されているそうですから、ご自身の行動で主張の正しさを証明され、NTTの鼻を明かしてやればよいと考えます。</p> <p>実際はOSUを「専用」するのに、料金を政策的に「共用」したことにする案には、全く説得力がないと考えます。仮に、どうしても政策的に必要な料金措置であるというのであれば、リスクを事業者(NTT)に押し付けるのではなく、国が責任をもって税金での負担を申し出るべきであると考えます。(ただし、国民にその必要性を説明してください。)</p> <p>(個人)</p>	
<p>意見112 NTT 東西等において、OSU共用の妥当性に疑義があるということであれば、NTT 東西を交えて議論を行う場を設定し、双方の主張の妥当性を検証し、意見の対立状況を解消すべき。その際、総務省又は情報通信審議会委員も議論に参画し、議論の中立性を確保し、オープンな場で検討を実施することが適当。</p>	<p>考え方112</p>
<p>○ 弊社共は、NTT 東西、電力系事業者及び CATV 事業者(以下本項において「NTT 東西等」という。)の指摘する問題点に関しては、本答申(案)において記載されているとおり、その全</p>	<p>(考え方111に同じ)</p>

<p>てについて問題がないものと考えており、すでに全ての指摘に関して対案・回答を提示しているところ（詳細は、別添資料 2 における「参考資料 1」、及び別添資料 3「分岐端末回線単位での接続料について」を参照願います）。例えば、本答申（案）P42 の 1）サービス品質確保に係る問題において、NTT 東西等は「利用者のサービス選択の決め手は通信速度であるが、現在Bフレッツ（ベストエフォート）の速度は 60～80Mbpsであり、共用した場合、30Mbpsとなる可能性があるため、サービスレベルが低下する」と指摘していますが、弊社共は「共用した場合の速度の最低保障が 30Mbpsであり、ベストエフォートの速度は今までどおり 60～80Mbpsであるため、変わりはない」として、OSU 共用の場合でも B フレッツと同様のサービス提供が可能であることを主張してきています。</p> <p>NTT 東西等において、弊社共主張の妥当性に疑義があるということであれば、従来から弊社共が求めているとおり、NTT 東西を交えて議論を行う場を設定し、双方の主張の妥当性を検証し、意見の対立状況を解消すべきと考えます。なお、その際には、総務省又は情報通信審議会委員にも議論に参画いただき、議論の中立性を確保し、オープンな場で検討を実施することが適当と考えます。</p> <p>本件に係る詳細については、「第 4 章 3.分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定（3）考え方」に係る意見に記載する、前回提案書にて述べた意見を参照願います。</p> <p>（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p>	
--	--

(3)考え方

<p>意見113 光回線のコストの高さのため、参入障壁となるような 8 分岐端末回線単位の接続料の設定は適切ではなく、1 分岐端末回線単位の接続料の設定を強く要望。</p>	<p>考え方113</p>
<p>○ 日、インターネットは、その利用を前提とした社会的制度（行政サービス）が存在していることから、国民全体に広くいきわたっていることが必要であり、同時にその基盤をなす、通信ネットワークについても容易に利用可能な形で国民に対して提供されていることが必要である。</p> <p>そのような観点からすると、通信ネットワークである光回線について、そのコストの高さゆえ参入障壁となるような 8 分岐端末回線単位の接続料の設定は適切ではなく、1 分岐端末回線単位の接続料の設定を強く求めるものである。</p> <p>以下、具体的に述べる。</p> <p>○ 現在、これまで対面で行われてきた手続きで、インターネットを通じて行うことが可能になった行政サービスとして、会社法の電子広告制度、住民基本台帳ネットワーク、国税電子申告・納税システム（e-tax）などがあげられる。</p>	<p>（考え方111に同じ）</p>

今後、政府が e-Japan 戦略に基づいて推進する電子政府・電子自治体の構想の下では、更に多くの行政手続がインターネットを通じて電子的に行われることが予定されている。

行政サービスは、国民全体が等しく享受することのできるサービスであることから、このような国の施策は、同時にインターネットが容易に利用可能な形で国民に提供されるべきものであることを認めているものと考えられる。

○ また、このような行政サービス以外にも、社会生活を営む上で、必要不可欠な、郵便(電子メール)サービス、決済(ネットバンキング、ネット上のクレジットカード決済)サービスについても、インターネットを通じた利用が浸透してきており、これも重要な生活インフラの一つとして、広く利用者に提供されることが必要である。

○ このような現状からすれば、インターネットは全国民に容易に利用可能な形で提供されることが必要であるが、それはその通信網の基盤となる通信ネットワークについても、同様の形で提供されていることを前提とするものである。

○ しかし、この点、光回線については、答申(案)でも述べられているように、8 分岐回線単位の接続料の設定となっているため、1 分岐端末回線単位で接続料が設定された場合と比較して、通信事業者にとっては参入コストが高かつき、光回線市場への参入が阻害されている。

また、光回線利用者にとっては、事業者による公正な競争環境が整わないことで、通信回線利用料が高くなることから、光回線自体の提供はされるものの、事実上その回線の利用が困難になることが予想され、また、契約者数が相対的に少ない地方においては、参入コストの高さゆえに、通信事業者による光回線の提供そのものが困難となり、現在のデジタルデバイドの状態が継続する懸念もある。

○ このように、現在の光回線の接続料の設定方法は競争阻害的で、望ましくないものであると考ええる。

よって、通信事業者にとって競争環境の構築により参入コストを低く抑えることができ、利用者にとっては、広く利用可能な形で各種有益なサービスの享受が可能となる、光回線の 1 分岐端末回線単位での接続料金の設定を強く求めるものである。

(ヤフー)

意見114 様々な方式での接続料設定を実現することにより、幅広く FTTH 市場への参入が

考え方114

<p>促されることとなるため、特定の接続料設定方式のみの採用に拘泥することなく、様々な方式による接続料設定を実施することが適当。</p>	
<p>○ 本答申(案)にもあるとおり、「現在、NTT東西の光ファイバの回線シェアは80%弱であり、またFTTHサービスのシェアは70%超、更に新規契約者に占めるシェアは80%を超える状況」(P.46)となっているところであり、NTT 東西が FTTH サービスにおいて独占回帰となる状況を阻止することが急務と考えます。現在、光アクセス回線はボトルネック設備として指定を受けていますが、現状の設備開放内容では不十分であるものと考えます。弊社共が前回提案書(P.29-P.30)にて指摘したとおり、現状の 8 分岐単位のアンバンドルには構造的な競争阻害性が存在しており、NTT 東西の独占回帰を阻止するためには、光アクセス回線のアンバンドル単位を 1 の分岐端末回線あたりに見直す必要があります。</p> <p>また、光アクセス回線のアンバンドル単位を 1 の分岐端末回線あたりに見直すにあたり、本答申(案)では 1)OSU 共用、2)OSU 専用、3)B フレッツに係る機能の接続料化という 3 つの方式が挙げられています。弊社共は NTT 東西利用部門を含めた OSU 共用の実現が最も公正競争の促進、料金低廉化による需要喚起及びブロードバンド基盤の全国整備に有効かつ実現が必須の方式と考えているところですが、他の方式又は本答申(案)に挙げられていない方式による分岐端末回線あたりの接続料設定を否定するものではありません。個々の接続事業者の求める接続料設定は当然に異なるものであり、様々な方式での接続料設定を実現することにより、幅広く FTTH 市場への参入が促されることとなります。これにより、サービス競争が促進し、ひいては公正競争の促進、料金低廉化による需要喚起及びブロードバンド基盤の全国整備につながるが考えられるため、特定の接続料設定方式のみの採用に拘泥することなく、様々な方式による接続料設定を実施することが適当と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 答申案では OSU 共用、OSU 専用、B フレッツに係る機能のキャリアズレート設定という 3 つの選択肢が提案されていますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OSU を共用または専用して 1 分岐単位の接続料を設定することは、コア網を自ら構築する FNO における競争環境の整備に資するものであり、FNO の FTTH アクセスサービスへの参入障壁を排除するとともにボトルネック設備の効率化運用による光サービス全体の提供コストの低廉化を図ることが期待できる。 ・ キャリアズレート方式の接続料を設定することについては ISP 事業者を始めとする FVNO がエンドエンドの料金設定権を持つことで料金設定の弾力性によるサービス競争の発展や最終的に利用者が安価なサービスを楽しむことができる可能性に期待できる。 <p>というもので、利益当事者や目的が異なる方策であるため、それぞれ独立した検討を行う</p>	<p>(考え方111に同じ)</p>

ことが必要であると考えます。

a) OSUの共用または専用について

答申案でも指摘されている通り、現状はNTT東西から挙げられている様々な課題と、弊社を含む接続ルールの見直しを希望する事業者からの課題解決方法の提示については膠着した状態であり、また電力系事業者等からの懸念に対する合意形成含めて結論を出すためには今後も一定の時間がかかってしまうことが想定されます。

しかしながら、様々な事業者から意見提出されている通りNTT東西のFTTHアクセス市場における寡占化が現在も進展し続けている中で、モチベーションを持つ事業者に参入の機会を与える接続ルールを導入することは公正競争を有効に機能させるために喫緊の課題です。OSUを共用するか、あるいは専用するかという点については、「低廉な接続料を設定することによる競争環境の整備とNTT東西と接続事業者のユーザ全体に対する設備運用効率を最大化する」ことを目的に、そのいずれかを速やかに実現することが必要であると考えます。

b) キャリアズレート方式の接続料設定について

ISP接続について接続料を設定することは従来から多くのISP事業者が要望してきたことであり、最終的に利用者が安価なサービスを楽しむ可能性や、ISP事業者がエンドエンドの料金設定権を持つことで料金設定の弾力性によるサービス競争の発展が期待できるので接続料設定を行うべきだと考えます。現在複数のISPを切り替えて接続できることが可能であるために単一のISPに接続を限定することが出来ないという技術的課題については、NTT東西が実現不可能であることの具体的な理由を一定の期限内に提示し、内容の精査を行うことが必要であると考えます。

(TOKAI、ビック東海)

- ISP事業者はアクセス回線そのものを分岐端末回線単位で直接接続するニーズは持っておらず、そもそも設備競争をキャリアと行なう立場にありません。しかしながら、OSU共用、OSU専用による分岐端末回線単位の加入ダークファイバの接続料が設定されれば、ISP事業者も(NTT東西殿の)「競争事業者」からの仕入を通じて、エンドユーザに対し光ファイバを用いたインターネット接続サービスを現在のNTT東西殿が提供するものより選択肢が増し、バリエーションに富んだ形でサービス展開が可能になると思われます。

また、Bフレッツに係る機能の接続料化については、前述のように問題点の論点が異なるため、OSU共用、専用の議論とは切り離して検討いただきたいと思います。さらにBフレッツの仕様上、NTT東西殿側からISP事業者を特定できなくても、利用者側からはISP事業者を

<p>特定できる機能があり、すべての利用者はその機能を利用しているため、BフレッツのISP接続に関わる料金を接続料化しISPから料金を利用者に請求しても何ら不都合ないと思われる。</p> <p>(JAIPA)</p>	
<p>意見115 シェアドアクセス方式の芯線に係る総コストを事業者合計の分岐端末回線数で除すことにより、分岐端末回線単位の接続料設定を行うことが適当。</p>	<p>考え方115</p>
<p>○ 接続事業者とNTT 東・西との競争を有効に機能させるため、1つの手段としてOSU共用の実現が考えられますが、本質的には、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料が設定されることが、公正な競争条件を整える上で最も重要かつ早期に行われるべき事項であると考えます。したがって、答申(案)P. 46のとおり、「1芯ごとに接続料を算定するのではなく、シェアドアクセス方式の芯線に係る総コストを事業者合計の分岐端末回線数で除すことにより、分岐端末回線単位の接続料設定を行うこと」が適当であると考えます。</p> <p>なお、本件については「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(2007年3月30日情報通信審議会答申)において、「分岐端末回線単位の接続料設定の妥当性については、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの検討において、改めて検討することが適当である。」とされた経緯があります。したがって、今回の答申で、競争促進とイコールフットイングを踏まえた具体的な措置、スケジュール等の結論を出すべきであり、これ以上の先送りは適当ではありません。</p> <p>NGNに係る活用業務については、「答申を踏まえ接続ルールが整備される場合、これに従ったネットワークのオープン化、技術的インターフェース条件等のネットワーク情報の開示、顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保を図るための措置を遅滞なく講ずること。」との認可条件が示されております。今回の答申で単に結論が先送りされるのであれば、ネットワークのオープン化措置が不十分なものとなり、「公正競争の確保に支障を及ぼすおそれ」が解消されなくなるため、活用業務の認可を取消すべきです。</p> <p>分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定について、現時点で最終的な結論が出せない場合は、暫定的に答申(案)P. 46のとおり、「1分岐回線目の接続料は、8分岐合計の接続料の相当の割合を占める額を「基本料」として設定し、1)2分岐回線目以降は、残りの額を平均した額を「加算料」とする、又は2)2分岐回線目以降も営業努力等を加味して2分岐回線目を3分岐回線目よりも高い接続料を設定するなど傾斜配分により設定した額を「加算料」とする等の措置」を講じる階段料金等を導入して運用し、一分岐単位の均一な接続料導入に向けて速やかに検討をすすめ、事後的に見直す方法も有効であると考えます。</p>	<p>(考え方111に同じ)</p>

<p>(KDDI)</p> <p>意見116 OSUの共用による実現が最終的には望ましいと考えるが、「B フレッツに係る機能の接続料金化」により GC(收容局)において接続点が設けられ、かつ競争可能な適切な料金が設定されるのであれば、早期の解決のための競争促進策となる可能性があるため、これを支持。</p>	<p>考え方116</p>
<p>○ NTT 東西による NGN サービスは、FTTH での提供を前提としているため、NGN のサービス開始に伴い、ブロードバンドアクセス回線の FTTH へのシフトが加速されると想定されます。従いまして、現在進行しつつある FTTH 市場の寡占化に対して、歯止めとなる措置が早急に取りられるべきであると考えます。</p> <p>今回報告書案において3つの方式が提案されたことについては、妥結点の選択肢が増えたことについては評価をしますが、一方で方式が増えたことにより議論がより錯綜し、徒に時間を消費する可能性について懸念があり、これらの方式のどれに重点をおいて検討するか、その検討の方向性については早急に見定める必要があると考えます。</p> <p>今回、「B フレッツに係る機能の接続料金化」という新しい方式が提案されていますが、これは設備のアンバンドルではなく機能(サービス)の提供という点で、品質保証など OSU 共用の持つ問題点の幾つかをクリアできる可能性があると考えます。</p> <p>弊社としては OSU の共用による実現が最終的には望ましいと考えますが、「B フレッツに係る機能の接続料金化」が GC(收容局)において接続点が設けられ、かつ競争可能な適切な料金が設定されるのであれば、早期の解決のための競争促進施策となる可能性がありますので、支持したいと考えます。</p> <p>なお、いずれの案においても重要なのは、接続料金は競争可能な料金水準に設定されることです。既存の NTT 東西の B フレッツサービス等におけるユーザ向け提供料金、及び、当社バックボーンにおける運用コストを鑑みた際、既存光接続サービスとの競争が可能となりうるという点で、GC 接続による望ましい接続料金水準は、1回線あたり 1,500 円以下と考えます。</p> <p>以下、各方式に対する詳細コメントです。</p> <p>1) OSU の共用 ユーザ宅内の ONU に設定される VLAN-ID の付与に関するルール、及び各ユーザ向けの設定帯域容量とその設定作業に関する運用ルールを明確にするために、NTT 東西含む事業者間で検討が開始されるべきと考えます。</p> <p>2) OSU の専用 既存方式の芯線部分コストを分岐端末回線数で除した際、最初の一本目に設定される基</p>	<p>(考え方111に同じ)</p>

本料金、その後の追加回線に関する料金を明確にする必要があります。また、配線ブロックを考慮したエリアカバーを行うに際し、NTT 東西の局舎内に膨大な数の OSU を設置する必要があり、設備投資額が莫大となる懸念があります。

3)B フレッツに係る機能の接続料金化

B フレッツサービスをキャリアズレート化する方式であり、より簡易の実現可能が期待できます。

但し、現行では、ユーザトラフィックは NTT 東西の中継ネットワークで IP 終端されるため、特に NGN においては、GC 局内での接続を可能とし、NTT 東西の中継ネットワーク部分にかかるコストを接続料金から排除して適正な料金設定がなされること、また、その前提で接続事業者が直接自社契約ユーザに自身の IP アドレスを付与できる仕組みが構築されるよう検討を行うべきです。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

- 1)OSU 共用の実現が最善策と考えます。光アクセス回線における接続料設定の回線単位実現だけでなく、設備稼働の効率化また新規参入による市場活性化も同時に図れることも大きなメリットだと考えます。また 1)OSU 共用の早期実現が難しいようであれば、答申案 3)B フレッツに係る機能の接続料化による接続料設定も考えられます。

(フュージョン・コミュニケーションズ)

- 加入ダークファイバ接続料に関する答申案の 3 つの案について

(1) OSU の共用

次世代ネットワークサービスにおいて公正な競争を確保するための合理的な案であると考えます。

(2) OSU の専用

接続料の設定方法によって、次世代ネットワークサービスにおいて公正な競争を確保するための合理的な案になりうるものと考えます。ただし、OSU を共用する場合には、OSU を新たに設置する必要がなく、既存の OSU を活用することができることにより、OSU 導入コストの削減が見込めます。また、同様に OSU を共用する場合には、局内光スプリッタ等の他の設備も共用することが想定され、これらの設備を共用することによる更なるコストダウンも見込

めます。さらに、宅内に設置される ONU も NTT の OSU の規格に準拠したるものになると想定され、規格が統一されたことに伴う ONU の価格下落等によるコストダウンも期待可能かと考えます。

しかしながら、OSU を専用とする場合には、このようなコストメリットが見込めず、分岐端末回線の接続料の調整を行うのみとなるため、他の電気通信事業者の設備コストは割高になります。そのため、新規参入の阻害要因は依然残されます。

よって、8 分岐での提供に比べれば独占禁止法の考え方からすれば問題は少ないものの、全く問題がないとまではいえないものと考えます。

(3) B フレッツに係る機能の接続料化

キャリアズレート方式で接続料を設定する方法は、ISP 接続事業者等自前の電気通信設備を有していない電気通信事業者にとっては有用な方法であると考えます。

しかしながら、例えば、IP 網等の自前の電気通信設備を有する事業者にとっては、自前の設備を有している部分についても NTT 東西から提供を受けざるを得ない状況になるため、当該電気通信事業者との関係においては、一定の範囲でコスト削減が見込める可能性はありますが、OSU 専用による 8 分岐単位での提供について抜本的な問題の解決を図るものではないため、キャリアズレート方式のみを採用することは問題があるものと考えます。

この点、ガイドライン「Ⅱ 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 1 独占禁止法における考え方(1)」においても、「(不可欠)設備のうち必要となる機能等だけに限定した接続ができない場合には、更なるコスト負担を強いられることとなる。」として問題あるものとされており。

ただし、前述のとおり、キャリアズレート方式は、ISP 接続事業者等自前設備を有していない電気通信事業者にとっては有用な方法であると考えられますので、案 1(OSU 共用)と併用する方法を採用する方向で検討することも考えられるところかと存じます。

(TMI総合法律事務所)

- 1) 本答申案の第 4 章, 3.には、分岐端末回線単位の接続料の設定に関して、3 つの案が併記されています。

上述したとおり、この 3 つの案の中では「1)OSU の共用」が最も適切であり、かつこの案は実施可能です。

ただし、「1)OSU の共用」の案の場合、NTT 東西の帯域制御サーバで競争事業者のトラフィックも含めて管理する等の情報システムの改修が必要であり、そのために一定の期間が必要となります(この点、NTT 東西はその期間として約 2 年必要であると主張してい

ますが、コストについて述べたのと同様の理由によりその信憑性は疑わしいといわざるを得ません)。

NTT 東西が既に圧倒的なシェアを獲得しており、新規ユーザ獲得のペースも加速していること、そして FTTH サービスは一度契約すると他の事業者への乗り換えが置きにくいという性質があることから、情報システムの改修が完了するまでの間現状を放置しておくことは問題が大きいといえます。

したがって、「1)OSU の共用」が実施可能となるまでの間、次善の策として、早期に適用可能な他の案を暫定的に採用することが必要であると思料します。

2) そこで、「2)OSU の専用」について検討します。

この案は、接続料金は現在と比べれば低廉化するものの、OSU は共用せず各事業者毎に専用の OSU を設置するというものです。したがって、同一光配線ブロック内で複数の事業者がサービスを行う場合、各事業者毎に別個の OSU を配置することになります。

しかし、既に圧倒的なシェアを獲得している NTT 東西でさえも「同一の光配線ブロックでも、当分の間は、地域 IP 網用と NGN 用で二重に芯線が必要となることを意味することから、1 芯当たりの契約数が著しく上昇することが必ずしも見込めない状況にある」ことから、競争事業者においてはより少ない契約数となるのが蓋然的です。

そうすると、OSU の収容率は現状よりもさらに著しく低くなるのが予想されます。1 台の OSU には、現状の使用ですと 4 分岐の主端末回線が収容可能ですが、この主端末回線の使用率も低下することになります。

そのため、未使用設備が増大し、FTTH 市場全体でみた場合には無駄な重複投資により非効率的な状態が生じてしまうこととなります。わが国産業界全体としてみれば極めて非効率的な設備状況をもたらすことになり、問題が大きいといえます。

また、このような設備稼働率の低下によりコストが増大し、ユーザの利用料金の低廉化を妨げるおそれがあります。

以上の理由から、「2)OSU の専用」案は、「1)OSU の共用」案に比して合理性を欠くものといえます。したがって、少なくとも長期的視点からは、「2)OSU の専用」案は採用すべきでないと思料します。

しかしながら、「2)OSU の専用」案は、「1)OSU の共用」が実現できるまでのつなぎの方策としては一定の存在意義があると考えられます。「2)OSU の専用」案は、料金体系さえ定めれば今すぐにも実施可能な策だからです。

ただし、その場合でも、分岐端末回線単位の接続料が、設備を保有していない競争事業

者の参入を実質的に可能ならしめる水準に設定されることが必要不可欠です。そうでなければ、「2)OSU の専用」案を採用したところで参入障壁が存在しているという現状を何ら改善できないからです。

その額は、1 主端末回線当たりの契約ユーザ数が 1 ユーザだけの場合でも、競争事業者が採算を確保できるレベルに設定することが必要不可欠です。なぜなら、前述した 1 主端末回線当たりの世帯数等の状況を考慮すると、競争事業者が 1 主端末回線当たり 2 ユーザ以上を合理的期間内に獲得することは著しく困難な状況にあると考えられるからです。したがって、1 ユーザだけであっても採算が取れるようにすることが、戸建て住宅向け FTTH 市場の参入障壁を解消するために必要不可欠です。上述したところからすれば、基本料金と 1 人目のユーザの接続料金を合わせた額が 2000 円を下回らなければ、参入障壁の解消には役立たないものと考えられます。

3) 次に、「3)B フレッツに係る機能の接続料化」について検討します。

「1)OSU の共用」案を採用することなくこの案を採用する場合は、OSU 等の未使用設備が増大し、無駄な重複投資による非効率性をもたらす点で合理性を欠くものと思料します。しかし、「2)OSU の専用」と異なり、キャリアズレートをを用いて相互接続する回線は B フレッツに係る光ファイバを共有することになるため、その範囲では設備の使用効率を向上させることとなります。したがって、一定程度サービス料金の低廉化が期待でき、有効な措置であるといえます。

また、この案は、「2)OSU の専用」と異なり、「1)OSU の共用」と併用することが可能ですので、両者を組み合わせて採用することが適切であると考えます。

その場合、B フレッツの小売料金から控除すべき営業費等は、営業費等に含まれる費目が広範多岐にわたり、営業費に計上された額の妥当性を第三者が容易に検証できないという面があることから、公認会計士等の資格者による監査を義務づける等の検証手段を設けることが必要であると思料します。

また、地域 IP 網に相当するネットワークを既に自前で保有している競争事業者については、地域 IP 網に係る費用も控除した接続料を設定する必要があります。そうでなければ、当該ネットワークを保有していない競争事業者との競争条件の同等性が確保できないからです。

4) 以上のとおり、「1)OSU の共用」の義務化が実現すべき適切なルールであり、それを実

<p>現できるまでの間の暫定的ルールとして、「2)OSU の専用」(ただし、設備を保有していない競争事業者の参入を実質的に可能ならしめる水準に基本料を含めた接続料を設定すること)を採用することが妥当であると思料します。</p> <p>そして、「3)B フレッツに係る機能の接続料化」を「1)OSU の共用」とともに採用すべきであると思料します。</p> <p>(日比谷パーク法律事務所)</p>	
<p>意見117 OSU共用により1/8の1芯1契約での利用が望ましく、運用問題は事業者間でルールを検討することが可能である。また、「OSU の専用」は、一の事業者が使用する分岐端末回線数に応じて接続料を算定する方法で算定方式として考えられる方法であるが、その場合の接続料は「OSU の共用」に限りなく近くなるとサービス競争にならない。</p>	<p>考え方117</p>
<p>○ 答申(案)で提示された3つの算定方法のうち、</p> <p>低廉なサービスによる利用者の利便性向上等を考えれば、「OSU の共用」により、1芯8契約というスキームではなく、1/8の1芯1契約での利用が望ましく、運用問題は事業者間でルールを検討することが可能である。また、「OSU の専用」は、一の事業者が使用する分岐端末回線数に応じて接続料を算定する方法で算定方式として考えられる方法であるが、その場合の接続料は「OSU の共用」に限りなく近くなるとサービス競争にならない。</p> <p>なお、「B フレッツに係る機能の接続料化」は競争業者の本質的なニーズに応えるものではなく、B フレッツの仕様条件に縛られて、独自の付加価値を加えられない可能性があるため、賛同できない。</p> <p>(アッカ・ネットワークス)</p>	<p>(考え方111に同じ)</p>
<p>意見118 OSU共用については、サービス品質確保に係る問題、新サービス提供上の支障に係る問題、サービス競争・設備競争に係る問題及びNTT東西の経営の自由や営業の自由に関する問題として挙げられている各点に関し、他の接続事業者と共同の上、既に全ての指摘に関して対案・回答を提示しており、特に、サービス品質確保に係る問題及び新サービス提供上の支障に係る問題については、事業者間の共通ルールを策定することで対応することが可能。また、分岐端末回線単位の接続料設定は新たな分岐の仕組みの導入を阻害するものではなく、現在の分岐の仕組みを固定的に捉えることにはならない。さらに、OSU 共用は、1分岐端末回線単位での回線の貸し出しを実現することを目的とするものであり、各スプリッタでの分岐数の変更や多段階の分岐構成になった場合であっても、基本的な目的の違いはなく、ユーザ宅に配線される最小の回線単位での貸し出しを可能にするものであることから、本答申(案)P45の最後の段落を以下のとおり修正することを要望。</p>	<p>考え方118</p>

<p>(修正案)</p> <p>しかし、OSUの共用をNTT東西に対し義務付けることについては、上述で整理した意見にあるように様々な問題がある。このうちサービス品質確保に係る問題や新サービス提供上の支障に係る問題は、事業者間の共通ルールを模索する余地が現時点で必ずしも否定されるものではないが、今後のサービスの高度化・大容量化等を見据えた場合、現在の分岐の仕組みを固定的に捉えることが適当かどうかや、電力系事業者やCATV事業者も含めて懸念が示されているサービス競争・設備競争に係る問題に加えて、OSUを共用せずにサービス提供をするというNTT東西の経営の自由や営業の自由を制限することが可能かどうかは判断が分かれるところである。</p>	
<p>○ 1) OSU 共用</p> <p>分岐端末回線あたりの接続料設定を実施するにあたっては、前回提案書(P.30-P.31)において弊社共が主張しているとおり、NTT 利用部門を交えた OSU 共用を実現し、FTTH サービスにおける公正競争環境確保及び社会厚生を最大化を図ることが必要と考えます。なお、OSU 共用の有効性は、本答申(案)においても「2007年3月答申にもあるとおり、OSUの共用により分岐端末回線単位の接続料設定をすることは、光サービス提供コストの低廉化等を通じ競争の活性化を実現する効果を有することは事実である」(P.45)として認められているところです。</p> <p>また、NTT 東西は地域 IP 網と NTT-NGN とを個別に設備構築するとしており、個別に光アクセス回線を設定するとしている(「次世代ネットワークを利用した商用サービスに関する活用業務の認可申請等について」(平成 19 年 10 月 25 日付 NTT 東西報道発表資料))ことから、NTT 自身の稼働率上昇も十分に見込めず、1 利用者あたりのサービス提供費用が高止まりするため、利用者価格の十分な低廉化が望めないこととなります。この問題の解消においても、NTT 利用部門を交えた OSU 共用が有効です。</p> <p>さらに、本答申(案)においては「OSUの共用をNTT東西に対し義務付けることについては、上述で整理した意見にあるように様々な問題がある」(P.45)として、OSU 共用に係るいくつかの問題点が指摘されていますが、弊社共はここで挙げられている「問題」がないことが示されれば、「OSUの共用をNTT東西に対し義務付けること」が適当とされるものと理解します。ここでいう「問題」については、本答申(案)の第 3 章 3 (2)考え方(P.42-P.44)に挙げられている各点と考えますが、サービス品質確保に係る問題、新サービス提供上の支障に係る問題、サービス競争・設備競争に係る問題及び NTT 東西の経営の自由や営業の自由に関する問題として挙げられている各点に関しては、既述のとおり弊社共は他の接続事業者と協同して既に全ての指摘に関して対案・回答を提示しています。特に、サービス品質確保に係る問題及び新サービス提供上の支障に係る問題については、本答申(案)にあるとおり、事業者間の共通ルールを策定することで対応することが可能と考えま</p>	<p>(考え方111に同じ)</p>

す。したがって、この結果、本答申(案)における「問題」がないことが確認された際には、OSU 共用をNTT 東西に対して義務付けることが適当と考えます。

加えて、「今後のサービスの高度化・大容量化等を見据えた場合、現在の分岐の仕組みを固定的に捉えることが適当かどうか」(P.45)という点に関しては、分岐端末回線単位の接続料設定は新たな分岐の仕組みの導入を阻害するものではないことから、現在の分岐の仕組みを固定的に捉えることにはならず、問題ないものと考えます。この理由としては、既存の分岐の仕組みについて分岐端末回線単位の接続料設定を行っている状態であっても、新たな分岐の仕組みを導入する際には個別の設備として構築することにより、既存の分岐の仕組みにおける接続料設定とは独立して新たな分岐の仕組みを導入することが可能であるためです。実態として、NTT 東西は従来新たな分岐の仕組みを導入する際には、新たに設備を構築して対応していることから、今後新たな分岐の仕組みを導入する際も同様な対応になることが想定され、問題はないものと考えます。新たな分岐の仕組みを導入した設備についても、分岐端末回線単位の接続料設定を実施することが可能であり、今後のサービスの高度化・大容量化等にも対応した分岐端末回線単位の接続料設定を行うことが可能となります。また、そもそも、弊社共が要望している OSU 共用は、1 分岐端末回線単位での回線の貸し出しを実現することを目的とするものであり、各スプリッタでの分岐数が増える、あるいは 2 段階での分岐ではなくより多段階の分岐構成になったとしても、基本的な目的の違いはありません。弊社共が目的としていることは、ユーザ宅に配線される最小の回線単位での貸し出しを可能にするということであり、それは分岐方式がどのようなものであっても異なることはありません。

以上を踏まえ、本答申(案)P45 の最後の段落を以下のとおり修正することを要望します。

(原案)

しかし、OSUの共用をNTT東西に対し義務付けることについては、上述で整理した意見にあるように様々な問題がある。このうちサービス品質確保に係る問題や新サービス提供上の支障に係る問題は、事業者間の共通ルールを模索する余地が現時点で必ずしも否定されるものではないが、今後のサービスの高度化・大容量化等を見据えた場合、現在の分岐の仕組みを固定的に捉えることが適当かどうかや、電力系事業者やCATV事業者も含めて懸念が示されているサービス競争・設備競争に係る問題に加えて、OSUを共用せずにサービス提供をするというNTT東西の経営の自由や営業の自由を制限することが可能かどうかは判断が分かれるところである。

(修正案)

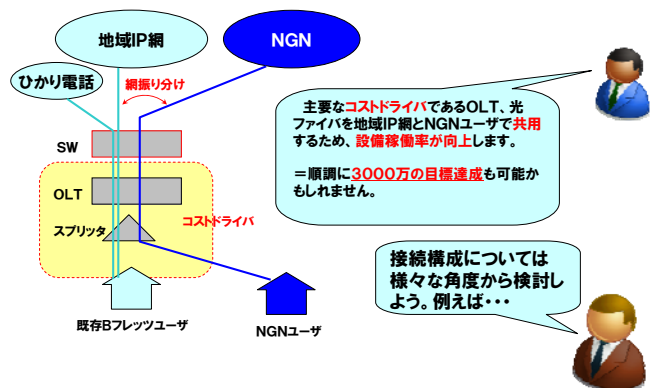
しかし、OSUの共用をNTT東西に対し義務付けることについては、上述で整理した意見にあるように様々な問題がある。このうちサービス品質確保に係る問題や新サービス提供上の支障に係る問題は、事業者間の共通ルールを模索する余地が現時点で必ずしも否定されるものではないが、今後のサービスの高度化・大容量化等を見据えた場合、電力系事業者やCATV事業者も含めて懸念が示されているサービス競争・設備競争に係る問題に加えて、OSUを共用せずにサービス提供をするというNTT東西の経営の自由や営業の自由を制限することが可能かどうかは判断が分かれるところである。

なお、これらの OSU 共用実現に係る検討事項については、既述のとおり、中立的かつオープンな場で議論を行うべきであり、このような検討の場を早急に設置し、一定の期間を定めて検討を行うことが必要と考えます。

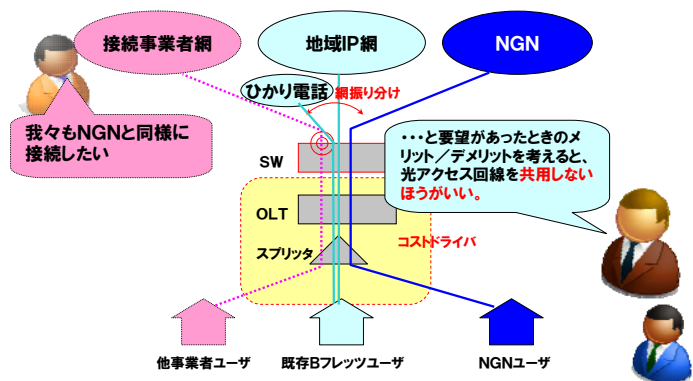
<3000 万回線から 2000 万回線への下方修正>

さらに、既述のとおり NTT 東西は地域 IP 網と NTT-NGN とに係る光アクセス回線を個別に設備構築するとしているところですが、本来であれば地域 IP 網と NTT-NGN とで光アクセス回線を共用することが効率的な設備構成であり、当初は SW にて接続先(地域 IP 網と NTT-NGN)の切り替えを可能とし、主要なコストドライバである OLT、光ファイバについては地域 IP 網と NTT-NGN ユーザで共用することで設備稼働率を向上させることにより、NTT の当初の計画である平成 22 年に 3,000 万回線獲得を目指していたものと考えます。しかしながら、SW にて接続先の切り替えを可能とすることは、同箇所にて接続事業者の網への切り替えも可能とする構成となり、同箇所において接続事業者から NTT-NGN と同様の接続を求められることを NTT 東西が危惧し、地域 IP 網と NTT-NGN に接続するアクセス回線を共用しないような非効率な構成に変更した可能性があると思われます。この結果、NTT 東西の光サービスに係る採算計画は当初と大幅に異なることとなり、平成 22 年における光サービス契約獲得見込みを 3,000 万回線から 2,000 万回線に下方修正をするに至ったと推測されます。より効率的な設備構成を行うことが可能であったと考えられるにもかかわらず、NTT 東西がこのように非効率な設備構築を行い、本答申(案)でも指摘されている「1 芯当たりの契約数が著しく上昇することが必ずしも見込めない状況」といったサービス提供費用を高止まりさせる状況を招いたことは、利用者料金の高止まりにもつながるため、NTT 東西はこのような非効率な設備構築方法を選択した理由を明らかにすべきと考えます。弊社共としては、本件については電気通信事業法第 33 条第 15 項に基づき、NTT 東西に対して一連の経緯と事実関係を説明して頂きたいと考えています。仮に上記のようなことが事実であれば、電気通信事業法第 1 条に著しく抵触するとともに、独占禁止法第 2 条第 5 項、並びに第 7 項に抵触しているものと考えます。

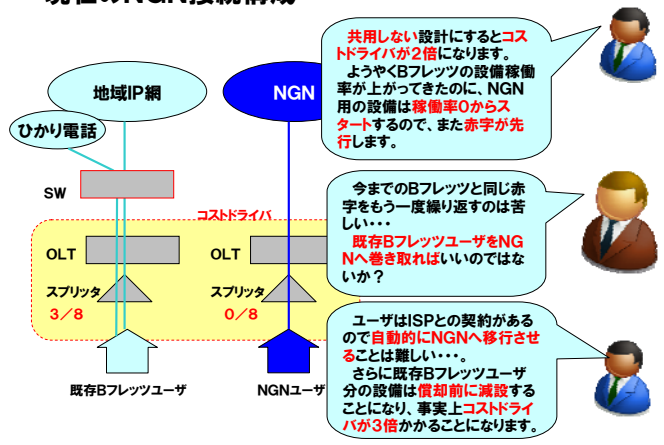
当初のNGN接続構成(想定)



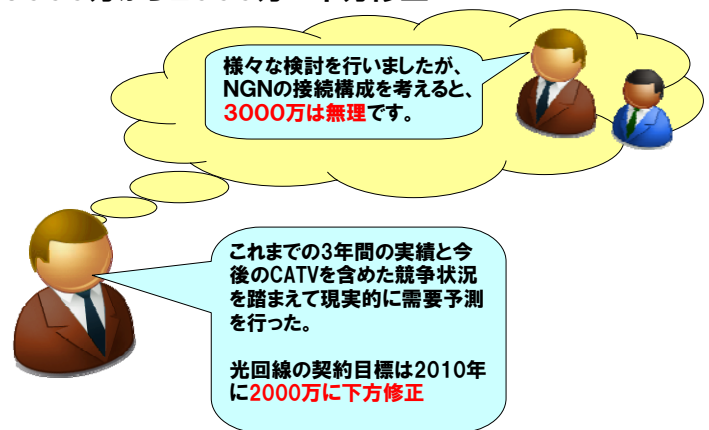
接続構成によるメリット/デメリット



現在のNGN接続構成



3000万から2000万へ下方修正



最後に、NTT グループにおける独占化の傾向は今後さらに強まることが想定されることから、これに歯止めをかけられるように NTT-NGN に係る接続ルールが整備されなければなりません。最近の NTT 東西の圧倒的な強さは、光アクセス網を独占していることに起因するものです。光アクセス回線は第一種指定電気通信設備として指定がなされているものの、FTTH 市場において競争が進んでいないという事実を踏まえると、これまで以上のより一層の措置が必要と考えます。具体的には、NTT 東西に対する「分岐か分離か」のいずれかの措置、すなわち OSU 共用による分岐端末回線単位接続、若しくは、NTT 東西のアクセス網の構造分離又は実質的な機能分離のいずれかの実現が必要であると考えます。FTTH 市場における NTT 東西の独占化の傾向は、電気通信市場を今後取り返しのつかない危機的な状況に陥れるものであり、「分岐か分離か」のいずれかの措置が実施されない限り、健全な競争の進展を通じた利用者利便の向上を望むべき余地はありません。なお、現在欧州諸国を中心に既存事業者に対して構造分離又は機能分離の措置を取ることが検討されているところです。NTT 東西の構造分離について検討を実施するにあたっては、構造分離又は実質的な機能分離に係る国際的動向及び検討内容を踏まえて、議論を行うことが必要です。弊社共は、これらのいずれかの方策が早期に実現しない限り、FTTH 市場の NTT 東西に有利な競争環境が継続し、NTT 東西の独占回帰が確定するものと考えており、このたびの答申においていずれかの措置の必要性が明示されることを要望します。

この他、現状各事業者が個別に実施している光サービスに係る宅内配線及び ONU の設置については、NTT 東西が光サービスを提供した場合との同等性の確保及び利用者利便の確保の観点から、NTT 東西による提供を可能とすることが必要と考えます。メタル回線の場合には、宅内設備の NTT 東西の提供による他事業者のサービス提供が実施されており、光回線の場合に認められない理由はないものと考えます。なお、本件については、OSU 共用の場合に限らず、OSU 専用及び B フレッツに係る機能の接続料化の場合にも確保すべき措置と考えます。

2) OSU 専用

OSU 専用については、基本料と加算料の具体的な料金水準が示されない限り、接続事業者にとってこの方式に係る実質的な妥当性を判断することができませんが、これにより分岐端末回線単位の接続料設定を実施する場合には、基本料部分を可能な限り低廉な水準に設定することが適当と考えます。本答申(案)においては、「基本料」を低く設定し過ぎると、モラルハザード的利用の抑止効果は低下する」(P.46)一方で「基本料」を高く設定し過ぎると、分岐端末回線単位の接続料設定により接続料を低減させる効果が十分に達しえなくなる」ことが問題とされています。基本料を高く設定する場合には答申(案)のとおりと考

えますが、基本料を低く設定する場合の懸念については、モラルハザードを起こすような行為を禁ずることをルール化し、接続約款において規定することで対処可能と考えます。

この他、OSU 共用の場合と同様に、現状各事業者が個別に実施している光サービスに係る宅内配線及び ONU の設置については、NTT 東西が光サービスを提供した場合との同等性の確保及び利用者利便の確保の観点から、NTT 東西による提供を可能とすることが必要と考えます。

3) B フレッツに係る機能の接続料化

分岐端末回線単位の接続料設定においては、前述のとおり OSU 共用が最も社会厚生を高めることが出来かつ実現が必須な手段ですが、この B フレッツに係る機能の接続料化については接続形態等が OSU 共用とは異なるものであり、OSU 共用と両立することが可能です。様々な手法により FTTH サービスへの参入機会を確保することは、サービス競争の促進という点において適切であり、OSU 共用による分岐端末回線単位の接続料設定を実現することを前提に、B フレッツに係る機能の接続料化を早期に実現することは可能と考えます。

本答申(案)においては、「NTT 東西の B フレッツに係る機能をアンバンドルしてキャリアズレート方式で接続料を設定する」(P.47)こととしていますが、この際には以下の 4 点に留意することが必要と考えます。

① キャリアズレート設定時の営業費等の確実な控除

キャリアズレート方式により接続料を設定する際には、B フレッツの小売料金から営業費等を控除することになりますが、この営業費等の算定にあたり、透明性確保を十分に図り接続事業者において検証を可能とするとともに、公認会計士による検証過程を経ることを義務付ける等、適正性を担保することが必要です。

また、控除すべき営業費等の項目としては、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(以下、「スタックテストガイドライン」という。)別紙に営業費の内訳として掲げられている次の費用項目全てを含めたあらゆる営業費等の項目を対象とすることが適当です。

- 注文受付
- 顧客営業
- システムサポート
- 販売サポート
- 出納
- 料金
- 広報

- 宣伝
- 企画
- 共通営業

② B フレッツに係る稼働率向上

キャリアズレート方式の接続料を導入することにより、キャリアズレートをを用いて相互接続する回線は B フレッツに係る光ファイバを共有し、B フレッツの稼働率を向上させることとなります。このことにより、1 加入あたりのサービス提供費用が低廉化することになるため、この効果をキャリアズレート方式の接続料及び光ファイバ接続料に反映し、接続料のさらなる低廉化を実現することが必要です。

③ 収容ルータにおけるアンバンドルの追加

自ら地域 IP 網相当の IP ネットワークを有し、NTT 東西の各収容局への接続を既に実施している事業者については、現在想定されている接続形態を前提として B フレッツに係る機能を接続料化した場合、本来不要な地域 IP 網又は NTT-NGN に係る費用が含まれた接続料を支払うこととなります。このため、このような事業者においてもキャリアズレートによる効率的な接続を可能とするため、地域 IP 網及び NTT-NGN の収容ルータにおけるアンバンドルを実施し、収容ルータから光アクセス回線のみを対象とした接続料を設定することが必要と考えます。具体的には B フレッツの小売料金から営業費等を控除した上でさらに地域 IP 網及び NTT-NGN に係る費用も控除した接続料を設定することが必要です。

なお、本答申(案)P.1 の【図 1:NGN 等の設備構成】において記載されているとおり、ひかり電話網と地域 IP 網との振り分けが収容ルータの加入者側に設置されたスイッチを用いて行われていることから、同箇所に接続事業者向けの相互接続点を設けることは既に可能であると考えます。このように収容ルータにおける相互接続点の設置が技術的に可能であることから、接続事業者が柔軟に相互接続点を選択可能となるよう新たな接続点を設置すべきです。

④ ZC 接続相当のアンバンドルの追加

弊社共は、③にて述べた、収容ルータにおけるアンバンドルに加え、ZC 接続相当のアンバンドルも実施し、相互接続点を設定することが適当と考えます。様々な接続料設定を認めるべき理由として、様々な手法により FTTH サービスへの参入機会を確保することは、サービス競争の促進という点において適切であることを挙げましたが、同じ理由により様々な位置に相互接続点を設定しておき、様々な設備構成の接続事業者における接続可能性を確保し、参入を容易にすることが適当と考えます。現行の接続ルールを審議した平成 8 年答申に

において、接続約款の認可基準の考え方として、「技術的に接続可能なすべての第一種指定電気通信設備上のポイントにおける接続が提供されること」とされているところであり、地域 IP 網及び NTT-NGN においても接続事業者の要望により ZC 接続相当の相互接続点を設定することを、NTT 法第 2 条第 5 項に基づき、NTT 東西において拒否する事由は存在しないものと考えます。

この他、OSU 共用の場合と同様に、現状各事業者が個別に実施している光サービスに係る宅内配線及び ONU の設置については、NTT 東西が光サービスを提供した場合との同等性の確保及び利用者利便の確保の観点から、NTT 東西による提供を可能とすることが必要と考えます。

本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。

■ 前回提案書(再掲)

- ・ 「別添資料 5(光ファイバの 8 分岐単位での接続における競争阻害性について)」に示すように、現行の FTTH の設備開放(8 分岐単位の接続)については、設備稼働率がサービス提供コストに大きく影響する構造となっており、このルールのもと、狭い光配線区域内で複数の事業者が競争することとした場合、必然的に顧客が分散化する傾向が生じ、各事業者による設備稼働が向上しないことにより、コスト高となります。
- ・ コスト高となる構造上の問題により、競争事業者は結果的に参入した際に必要となる多額のコストを回収できないばかりか、設備稼働率を確保することもできず、赤字でのサービス提供を強いられることとなる上、参入後の加入者数が安定した際においても、黒字化の見通しが立てられない状況となります。
- ・ 具体的には、光配線区域は約 167 万あるものと想定され、このとき、例えば弊社の ADSL ユーザ(約 500 万契約)が、全て弊社の FTTH サービスに移行した場合でも、光ファイバに接続されるスプリッタの稼働率は 38%(約 3 加入/8 分岐)に過ぎず、NTT 東西が想定するスプリッタ設備稼働率 60%(約 4.8 加入/8 分岐)には到達しません。
- ・ このように接続事業者と NTT 東西のサービス提供コストには格差が維持されることとなり、NTT 東西が提供する利用者料金と同等の利用者料金を提示することができないことから、競争が不可能な状態となります。
- ・ なお、弊社では現状 1,500 超の局舎において OLT 装置を展開しており、多額のコストをかけても、スプリッタ稼働率は 1/8 加入を超えることができない状況です。
- ・ 上記のように FTTH の設備開放が不十分な状況下では、様々な事業者による市場への活発な参入が抑制され、競争が著しく制限されてしまいます。競争評価においては、

SSNIP 等の分析が行われていますが、上記のような状況にあるため、詳細な分析を行うまでもなく、FTTH 市場が競争状況にないことは明らかです。

- ・ このような FTTH 市場における競争阻害性は、単に営業努力によって解消可能な問題ではなく、今後 NTT 東西の独占が後戻りのきかないレベルまで進展することが大いに懸念されます。また、NTT 東西においては競争事業者と異なり、公社時代の含み益の存在や PSTN 等の収益といった優位性が存在しており、FTTH 立ち上げ期の赤字構造に耐え得る要素があることも考慮される必要があります。
- ・ また、NTT 東西の管理部門の立場で、NTT 東西の利用部門と接続事業者を同等に扱い、仮に最も効率的にネットワークを構築しようとした場合には、必然的に 1 分岐単位となるはずであり、現行における 8 分岐単位の貸し出しは、NTT 東西利用部門のニーズによるもの（NTT 東西利用部門の要望するスペック）と想定されます。その一方、接続事業者が要望する分岐端末回線単位の貸し出しを NTT 東西が拒否し続けることについては、NTT 東西の管理部門が利用部門と接続事業者を同等に扱っていないことを示す一例であり、この点からも、NTT 東西の機能分離・構造分離を実現し、利用部門と接続事業者の同等性を確保する必要があると考えます。
- ・ なお、NTT 東西は OSU 共用についての問題点を指摘し、実現性を否定しているところですが、具体的な問題点の有無や解決策の検討を行うため、NTT 東西を含めた事業者間の実証実験を行う必要があると考えます。
- ・ 「分岐端末回線単位の接続（OSU 共用）義務化」による設備効率向上や接続料原価の精査による接続料の低廉化が図られれば、多くの事業者の参入意欲やサービス展開を進展させ、様々な側面においてのサービスの充実化や料金低廉化による需要喚起と競争の促進が期待されることから、現在のように NTT 東西が必要以上の大量な営業費を投入し、FTTH を非効率に拡大している状況よりも、消費者厚生が高まるものと考えます。
- ・ また、競争促進による消費者厚生の向上が期待できるだけでなく、「分岐端末回線単位の接続」を行うことにより、国民経済的な観点からも最も経済合理的なネットワーク構築が可能となり、より効率的にブロードバンド基盤の全国整備が達成されるものと考えます。それにより、デジタルディバイドの早期解消、都市と地方のブロードバンド地域格差の解消にも資するものと考えます。
- ・ なお、消費者厚生の最大化のためには、サービス競争、設備競争の両方の要素が必要であると考えます。具体的には、FTTH 市場においては、アクセスレイヤにて実質的に設備を設置可能な事業者が NTT 東西等一部の事業者に限定されることから、サービス競争に比べ設備競争が望ましいとすることは適切ではなく、第一に設備開放によってサービス競争を確保した上で、設備競争とサービス競争を一体的に行うことが必要であると考えます。
- ・ 競争事業者が市場退出せざるを得ないような、現状の略奪的な市場構造をインセンティブ

として FTTH サービスの拡大を図ることは、NTT 東西による FTTH 市場の独占の進展といった、消費者厚生上非常に好ましくない結果をもたらすものと考えます。

- ・ そもそも指定電気通信設備を指定する目的は、ボトルネック設備の独占により、その上位レイヤでの略奪的な収益確保の機会を与えず、競争を促進することにあると考えます。ボトルネック設備の共用の促進はインフラ会社の規制のあり方として消費者厚生に資する措置であると考えます。

- ・ 接続事業者での共同実験(以下、「OSU 共用検証実験」という。)については技術的に複数事業者で OLT 装置を共用可能であることが確認できたため、平成 19 年 9 月 20 日に、「別添資料 6-1(FTTH サービスの大幅なコスト削減方法の検証成功について ～複数事業者による OLT 装置共用の検証結果～)」に示すようなプレスリリースを発表しました。
- ・ 具体的な内容は、事業者間で設備共用をする際のルールを定め、各ユーザ単位で最低帯域を保障することにより、高トラヒックを発生させるユーザが、同一事業者の他のユーザや設備共用している他事業者のユーザに影響を及ぼさないようにすることが技術的に可能であることを、市販の機材を用いて確認したというものです。このことから NTT 東西を含む複数の事業者で OLT 装置等を共用することは可能であると考えます。

- ・ 「接続の基本ルールの在り方について」(平成 8 年 12 月 19 日付答申)では第 6 節 網構成設備・機能の細分化(アンバンドル)において、
 - アンバンドルとは、他事業者が特定事業者の網構成設備や機能のうち、必要なもののみを細分化して使用できるようにすることである。これは他事業者が多様な接続を実現するために必要なものであることから、基本的には他事業者の要望に基づいて行われるべきである。また、競争の促進及び相互接続の推進の観点から、積極的にこれを推進すべきである。
 - このため、特定事業者は、他事業者が要望する網構成設備及び機能について、技術的に可能な場合にはアンバンドルして提供しなければならないこととする。これにより、技術やサービスの進展に対応して、他事業者の要望に応じて多様なアンバンドルが進んでいくことになると考えられる。
 - なお、特定事業者が技術的に実現不可能であることを一定期間内に示せない場合には、技術的に可能とみなすことが適当である。
と示されており、NTT 東西は他事業者が要望する網構成設備及び機能をアンバンドルする必要があると考えます。

- ・ 光アクセス回線のサービス品質面においては、「別添資料 7(OSU 共用にて接続する場合のルール策定について)」に示すように共用化のルールを定めること等により課題を解決

することは可能であると考えており、そのルールにおいて NTT 東西における品質の考え方に合わせることも検討に値すると思います。

- ・ なお「電気通信事業部会・接続委員会合同ヒアリング(第 7 回) 追加質問及び各社からの回答について」において、NTT 東西は、運用条件を合わせることは、品質・サービス面での競争を否定することであるとの主張をしていますが、現状におけるインターネットアクセスサービスを考えたとき、多くは B フレッツと ISP の組み合わせであり、大半の ISP にとってアクセス回線及び地域 IP 網の部分は同じ品質といえます。しかしながら、ISP 市場では非常に多くの事業者の参入によって激しい競争環境となっています。このことから、アクセス回線の品質が同じであることがサービス競争を否定するものではなく、むしろその通信回線上で提供される IP 電話等のアプリケーションサービスやカスタマーサポート等広い意味での競争が発生し得るものであり、ひいては多様なサービス、料金の低廉化等を通じて利用者利便の向上につながるものであると考えます。
- ・ また、OSU を共用する際のサービス品質確保や新サービス提供上の支障があるとする NTT 東西の主張に対する弊社の考え方は、「別添資料 8(NTT 東西の指摘に対する当社の見解)」の P4、P5 に記述します。

【「異なるサービス提供主体の間でのサービス品質面の支障に関する問題を解消することが現実に困難である」について】

- ・ まずは「サービス品質」の具体的内容について NTT 東西は考え方を明確にすべきと考えます。
- ・ サービス品質の維持の例として「ヘビーユーザに対するコンサルティングや収容替え等を行う」と挙げられており、サービス品質の考え方が異なる場合、維持が困難になるとの考え方が示されていますが、
 - 「ヘビーユーザ」とはどういった基準で判断されているのか
 - コンサルティングや収容替え等はどのような手順で行われているのか

等、NTT 東西よりサービス品質の考え方が提示されない限り、「考え方が異なる」かどうか判断できません。また、事業者によって考え方が異なっていたとしても、技術・運用・費用等を考慮した結果、NTT 東西の考え方に合わせる事が合理的だと判断できる可能性も高いと思われます。

- ・ サービス品質に関し、仮にヘビーユーザのトラフィックが他のユーザに影響を与えることが問題であったとしても、このサービス品質の維持に関しては、様々な方法で対処できると考えます。
- ・ 例えば、接続事業者側のトラフィックを一定に制限する運用ルールを取り決めることや、

NTT 東西における B フレッツユーザの收容ルールを参考に共用化における事業者間ルールを取り決める等の方法が考えられます。

- ・ このトラヒック制限を接続事業者単位とするか、それともユーザ単位とするか、またトラヒック制限の閾値をどのように設定するか等については、今後の検討を通じて決められることが適当であると考えます。
- ・ なお、このような検討に資するために、複数の接続事業者にてヘビーユーザが他のユーザに影響を与えない仕組みが技術的に可能かどうかを検証したところ、「別添資料 7(OSU 共用にて接続する場合のルール策定について)」に示すような設備共用におけるルール等を整理すれば実現の可能性があるという結果(「別添資料 6-2」(OSU 共用に関する検証概要・結果))が得られており、「別添資料 6-1(FTTH サービスの大幅なコスト削減方法の検証成功について ～複数事業者による OLT 装置共用の検証結果～)」に示すように公表しています。NTT 東西には、前述のようなサービス品質の具体的内容や考え方を提示していただき、通信事業者が一体となって共用に係る検討を深めることに積極的に参画していただきたいと考えます。

【「各社で独自のサービスを柔軟に提供していく上で支障があり、結果として、多種多様な品質や新サービスの芽を摘むなど、ブロードバンドサービスの普及・拡大を阻害する」について】

- ・ 新サービスの例として「波長多重映像配信サービス」、「サービスクラスの多様化」が挙げられていますが、課題を解決するための検討を行う上では、内容の正確な把握をすることが重要だと考えます。よって NTT 東西には「波長多重映像配信サービス」においては、
 - どのような設備、構成、接続点になっているのか
 - サービス提供地域を広げる際はどのような工事が行われるのか等具体的な構成、「サービスクラスの多様化」において「サービスクラス」とは
 - 次世代ネットワークで区分されるような QoS のクラス分けであるのか
 - DSL サービスのように 8Mbps、47Mbps 等、商品としてのクラス分けであるのか等具体的な内容の提示をしていただきたいと考えます。
- ・ 新サービスの提供は利用者利便の向上や需要の喚起、電気通信の健全な発達に必要なと考えます。現在、各事業者がサービスを提供している ADSL サービスにおいても、開始当初は「新サービス」でした。しかしながら、現在でも電話回線に重畳している ADSL サービスにおいて、光/メタル收容替え、回線收容替え、ブリッジタップの取り外しや保安器の取替え等に関して事業者間の調整を行った上で、様々な工事を実施しています。シェアドアクセスの共用化にあたっては、現行の ADSL におけるスキーム(事前に関連事業者へ通知し、調整を行うスキーム)と同等のルールを予め取り決めることで問題を回避することがで

きるものと考えます。

- ・ 加入者光ファイバに係る接続ルール・共用ルールを検討する上では、まず、NTT 東西が「ネットワークやオペレーションシステムにおける他事業者と共用を想定した機能」とは具体的にどのような装置におけるどのような機能であるのかを明確に公表することが必要と考えます。
 - ・ また、NTT 東西の費用面に関する主張に対する弊社の考え方は、「別添資料 8(NTT 東西の指摘に対する当社の見解)」の P6 に記述します。
 - ・ これまでに提供されてきたドライカッパ、ADSL 重畳、マイライン、番号ポータビリティ等については、当初接続事業者との共用・貸し出しを想定していなかった NTT 東西の OPS 等のシステムを、必要に応じて更改・改造することで実現してきたものと理解しています。このため、シェアアクセスの共用化の実現に向けた OPS の更改等は特別な問題にはならないものと考えます。
 - ・ また、平成 19 年 10 月 19 日付け一部報道によれば、現在の光サービスユーザは、NTT-NGN に工事なしで移行できるとあり、この報道が正しいとすれば、NTT 東西の OPS は地域 IP 網と NTT-NGN 間のネットワークの振り分け機能を来年春の NTT-NGN サービス開始時からサポートすると想定され、その機能を使えば接続事業者との共用をサポートすることも容易に可能であると推定されます。
 - ・ また、例えば、この OPS 等の更改・改造に係る費用は、ADSL やマイラインの提供スキームと同様に、適正なコストに基づく接続料、網改造料等を通じて接続事業者も負担することでこの課題を回避することができるものと考えます。
 - ・ その場合には、接続料、網改造料等が適正なコストであるかを検証可能とするために「ネットワークやオペレーションシステムにおける他事業者と共用を想定した機能」を有する設備は、他事業者との接続に不可欠な指定電気通信設備とし、接続会計にて当該設備に係る費用の内訳を公表する必要があると考えます。
-
- ・ 地域 IP 網においては今回の OSU 共用検証結果により、技術的に共用が可能であり、その他費用等の課題も 3(3)①・②における弊社意見のとおり解決可能であると考えため、分岐端末回線単位での接続料の設定は可能だと考えます。
 - ・ なお、NTT-NGN においては回線品質を確保した通信が行えるように構築されていると考えられるため、OSU 共用による分岐端末回線単位の接続料を設定するに際し、3(3)①のような支障は、共用実験をするまでもなく存在しないと考えられます。
 - ・ また、NTT 東西は「固定端末系伝送路設備」を設置し、事業法施行規則第 23 条の 2 第 3 項に定める基準以上の設備を有しているドミナント事業者の地位にあることから、当該設

備は第一種指定電気通信設備として指定の対象となっています。

- ・ 他事業者にとって、今後構築される NTT-NGN においても第一種指定電気通信設備である NTT 東西の「固定端末系伝送路設備」は不可欠設備であることから、NTT-NGN においては、他事業者が多様な接続点で分岐端末回線単位の接続のように柔軟な接続が円滑にできることを前提とし、接続事業者においても帯域制御、QoS の確保、アドミッションコントロール等が容易に可能となるような網構成やオペレーションシステムを当初から考慮しておくべきであると考えます。また、その接続点の技術的条件は、国際標準、TTC 標準、ないしはデファクトスタンダードに準拠したものとし、独自仕様等を使用することは、望ましくありません。
- ・ これにより、競争の進展や多様なサービスの創出が促され、結果として、指定電気通信設備制度の精神であるところの「利用者利便の向上や電気通信の総合的かつ合理的な発達」に資するものと考えます。
- ・ また、平成 19 年 10 月 19 日付け一部報道によると、NTT 東西は現在の光回線の利用者が NTT-NGN へ移行する際の追加工事を不要とすることを計画しているとされていますが、本報道内容が事実であるのならば、NTT 東西は現行の地域 IP 網の光アクセス回線と NTT-NGN の光アクセス回線との違いや関係等について早急に情報を開示すべきです。

【料金水準について】

- ・ ブロードバンド普及のために、アクセス回線網となる NTT 東西のシェアアクセスについて、分岐端末回線単位の接続料を設定することにより、サービス競争を機能させ、需要喚起を図ることが必要です。
- ・ 「別添資料 9(分岐端末回線単位での接続料)」に示すように、平成 15 年 1 月 29 日に公示された NTT 東西のシェアアクセスの接続料算定においては、利用率が 6 割(最大収容数 8 の 60%=4.8 人)と見込まれています。
- ・ 当時算定において用いられた 6 割という利用率を前提に、現在の接続料を用いて、平成 14 年 5 月 23 日の接続料認可の際に行われたスタックテストと同様の計算を行うと、シェアアクセスの 1 端末回線あたりの接続料相当額は 1,993 円となります。このような接続料相当額を分岐端末回線単位の接続料の考え方の基本にし、その他の効率化要因等を見込めば大幅な料金の低減が図れるものと考えます。
- ・ さらに、想定される利用率は NTT 東西だけでなく、接続事業者の利用者分を加味し、利用率は「6 割以上」とすることが妥当だと考えます。
- ・ また、将来メタル回線の撤去がなされる際には、ブロードバンドを必要とせず、基礎的電気通信役務(電話サービス)のみを利用する利用者也想定されます。この際、利用者利便の観点からは、光アクセス回線上で提供される IP 電話のみを利用する際は現行の PSTN

<p>による利用者料金と同等以下とすることが必要であり、従って 1 利用者単位での光アクセス回線の接続料は、最低でも現行のドライカッパ約 1,400 円の水準以下になるように配慮する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ このような接続料水準を実現するためには、上述の分岐端末回線単位の接続料設定に加えて、光アクセス回線の接続料に係る算定方法自体を見直し、接続料の水準自体を低廉化させることも必要です。具体的には、以下に挙げる見直しを含めて将来原価方式による光アクセス回線接続料の再算定を実施することが必要であると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - 減価償却期間の見直し - 設備調達価格及び工事費用等の見直し - 2010 年に 3,000 万回線という需要予測を基にした再算定 - 各費用項目(施設保全費、試験研究費、管理・共通費等)の効率化及び精査 等 <p>【共用ルールの策定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分岐端末回線単位での接続料を設定する上で OSU を共用する場合においては、NTT 東西を含めて帯域制御の技術方式、確保すべき帯域幅、障害対応・開通時の連絡スキーム、OLT、ルータへの設定タイミング・申請方法等、「別添資料 7(OSU 共用にて接続する場合のルール策定について)」に例示するような共用ルールの策定が必要であると考えます。 <p>【競争上の同等性確保について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OSU 共用が実現されたとしても、それは単に分岐端末回線単位で接続が可能になったということの意味するに過ぎず、それだけでは競争上の同等性を担保できるものではないと考えます。 ・ 接続事業者が真に NTT 東西と同等に分岐端末回線を利用可能とするためには、さらに、OLT に対向する ONU が市場で自由に調達できるような ONU の恒常的な仕様開示、宅内工事を NTT 東西が実施することのルール整備、OSS の公平な利用に関するルール整備等の措置が不可欠です。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見119 OSU共用により1分岐端末回線ごとに料金設定すべき。</p>	<p>考え方119</p>
<p>○ 当社はブロードバンド社会の基盤を支えるインターネットデータセンター事業を展開しているという観点から、インターネットや携帯電話はもはや日常生活に不可欠な社会インフラであると考えます。インターネットを通じて配信されるコンテンツは今後ますますリッチ化、多様化が進むと考えられます。ユーザーが利益・利便性を十分に享受できる環境を実現すること</p>	<p>(考え方111に同じ)</p>

は、円滑な社会経済活動を促すと共に国民生活の質を向上させるものであると考えております。

答申案に併記されている3案(OSU 共用、専用、B フレッツの係る機能の接続料化)を考える上で、もっとも重視しなければならないのが、ユーザー利益の向上であることは言うまでもありません。現在の FTTH 市場を鑑みるに、純増ペースは鈍化し、NTT 東西にあっては中期経営目標を 3,000 万から 2,000 万回線に縮小させています。一方で NTT 東西は70%を超える FTTH 市場を独占していることなどから考えると、現状では競争原理に基づくユーザーの利便性向上が期待できないものと危惧しております。

NTT 東西による FTTH 市場独占化を招いている大きな要因は、シェアドアクセス方式の加入光ファイバの8分岐回線単位による競争事業者への貸し出し方式に他ならず、8分岐回線一括貸し出しの弊害は答申案で指摘されているとおりと考えます。

競争原理の働かない FTTH 市場を活性化し、ユーザーに最大限の利便性を提供するには、OSU 共用による分岐端末回線単位の接続料を設定することで光サービス提供コストの低廉化を促し、競争事業者による活発なサービス競争を創出することが不可欠であると考えます。

低廉な設備コストを実現することで多数の競争事業者の FTTH 市場への参入を促し、競争原理に基づくユーザーへの多様なサービス提供と利用費用の低減を可能にするものと思慮します。

したが、加入ダークファイバ接続料設定にあたっては、OSU の共用による1分岐端末回線ごとに料金設定すべきと思われます。

OSU の専用や B フレッツに係る機能の接続料化はそれぞれ一長一短があり、ユーザー利便性向上という観点からは、OSU の共用がもっとも望ましい方式であると考えます。

(ソフトバンクIDC)

- 情報通信産業等による多様なサービスの事業展開が阻害されることがないように、接続に対する公平な取り扱いの担保や映像配信プラットフォームのオープン化など、公正な競争環境の整備に関する適切かつ十分な措置を講ずることが必要不可欠と考えます。また、その意味からは、OSU共有の実現も必要です。

(楽天)

- 答申案に記載されている3案(OSU共用、専用、Bフレッツの係る機能の接続料化)の中で一番に重要視すべき点は、実際にインターネットを利用するユーザーの利益の向上であると

考えます。

ユーザがより便利で安く、より手軽なインフラを手にすることが非常に大事であるという点は必然であると思います。

現在の光ファイバーの市場の純増のペースはかなり落ちてきており、NTT東西全体の中期経営目標は3000万回線から2000万回線に縮小させている状況です。あわせてNTT東西は光ファイバー市場を70%のシェアを持ちほぼ独占しております。そうなると競争原理は働かず、ユーザーの利便性の向上は期待できません。

では、なぜこのような光ファイバー非常の独占化が起こっているかと考えればシェアアクセス方式の加入光ファイバーの8分岐回線単位による他の事業者への貸し出し方式が原因だと考えます。これは8分岐回線一括貸し出しの弊害として答申案で指摘されているとおりであります。

光ファイバー市場におけるNTT東西の独占化を防ぎ、競争市場原理の働く健全な市場にするには、OSU共用による分岐端末単位の接続料を設定することで光ファイバー提供コストを低下させることが非常に重要な事項であると考えます。設備コストの低下が実現できれば、他の多くの光ファイバー事業者が参入し、競争市場原理に基づくユーザーへの安価で多種多様なサービスの提供が実現できると考えます。

よって、加入ダークファイバー接続料金設定においてはOSUの共用による1分岐端末回線ごとの料金設定にすべきだと考えます。OSUの専用やBフレッツに係る機能の接続料化はそれぞれ一長一短があります。ユーザーの利便性を向上し、光ファイバー加入者を増やし、今後日本が世界より一歩先を行くNGN先進国となるためには、OSUの共用の方式を選択すべきだと考えます。

(ケイビーエムジェイ)

- NTT の独占による NGN の回線施設の付設は、僻地や過疎地に対する配慮を欠き、地方独自のネットワーク構築などが阻害される可能性がある。地域密着型の回線事業者などが地域の貢献や発達の為に敷設するのと、1企業の利益の為にネットワークを構築するのは、大きく利害が異なり、地域の格差がますます広がる可能性がある。

また、現在インターネットの接続環境ではない約200万世帯の住居では、今後の NGN に対しても同様に回線敷設が行われぬ可能性もあり、弊社のようなインターネットのコンテンツに関わる事業者は、200万世帯の人口を商圏として逃すこととなるので、全ての世帯に対してインターネットを利用できる環境を整備して欲しい。

NTT の独占による接続方式は NTT に関連した企業のみが利益を享受できる仕組みを取る事が予想され、新規加入の事業者には非常に不利な状況が今日も見受けられる。このた

め、NGN に移行した後も同様な参入障壁を設けられる事は明白であり、通信事業者の競争が阻害されると考えられる。NTT 案の OSU の占有に関しては、莫大な資本が無いと参入できないという構造を作り上げていると考える事ができ、同等の資本を有した企業のみが対抗しうるとい構造は、企業競争上の資本力勝負になってしまうため、新しい企業の参入を妨げる可能性がある。分岐端末回線単位での加入ダークファイバの接続料の設定は、多くの通信事業者の参入を促すと考えられる。とくに OSU の共同による1分岐回線単位での貸し出し方式は施設の利用料を複数の事業者で負担するので、新規参入障壁が低くなり、様々な企業が参入できる市場になると考えられるため、もっとも望ましい方式といえる。

(ビットキャッシュ)

- 光アクセス回線の OSU 共用化による分岐端末回線単位の接続料設定に対して賛同いたします。

ラストワンマイルの技術の進展は、ネットワークサービスの広帯域化を可能にし、日本のブロードバンド環境を大きく変え、世界に類を見ないほどのブロードバンド大国を実現しました。ADSL サービスに始まった広帯域で廉価なネットワークサービスの拡大が、このブロードバンド化を促進してきたことは自明の理であります。

日本の ADSL サービスが、全世界的に見ても低価格化を実現できた背景には、このようなサービスが日本全国で広がり、広くその技術が使われるようになり、また競争環境が整ったことで、それを実現する装置群の低価格化が行われたことも挙げられます。また技術革新を促進し、より高速化、長距離化が実現されることで更にサービスが拡大していくという良いサイクルを引き起こしました。

今後の NGN 時代を見据えた場合、ラストワンマイルのアクセス方式はメタルからファイバーへという流れは自然であり、光アクセスを利用した FTTH サービスを主流として普及が進んでいくことが予想されます。

電話サービスが既存のアナログ方式から IP ベースに変わっていく状況を見ても、ブロードバンドサービスの普及は非常に重要な要素であり、FTTH サービスの伸び悩みは、デジタルデバイドを拡大させる要因になり得ると考えます。

FTTH サービスの競争環境が整うことで事業者によるサービスが拡大し、日本全国への光サービスが普及することで、通信機器製造の市場も活性化し、設備競争が起こることで、ADSL サービス普及時と同様の技術革新を促進し、更なるサービスの実現や低価格化が期待できます。

したがって、FTTH サービスを広く普及させるためにも、公平な競争環境を整えることができる光アクセス回線の OSU 共用化による分岐端末回線単位の接続料設定を支持します。

(ユーティスターコムジャパン)

- NTT 東西による FTTH 市場独占化を招いている大きな要因は、シェアドアクセス方式の加入光ファイバの 8 分岐回線単位による競争事業者への貸し出し方式にほかなりません。8 分岐回線一括貸し出しの弊害は答申案で指摘されているとおりに思います。

また、答申案に併記されている 3 案(OSU 共用、専用、B プレツツの係る機能の接続料化)を考える上で、もっとも重視しなければならないのが、ユーザー利益の向上であることは言うまでもありません。現在の FTTH 市場を鑑みるに、純増ペースは鈍化し、NTT 東西にあっては中期経営目標を 3,000 万から 2,000 万回線に縮小させています。

一方で NTT 東西は 70%を超える FTTH 市場を独占していることなどから考えると、現状では公正な競争原理に基づくユーザーの利便性向上への期待はできません。

競争原理の働かない FTTH 市場を活性化し、ユーザーに最大限の利便性を提供するには、OSU 共用による分岐端末回線単位の接続料を設定することで光サービス提供コストの低廉化を促し、競争事業者による活発なサービス競争を創出することが不可欠と判断します。

低廉な設備コストを実現すれば、多数の競争事業者の FTTH 市場への参入を促し、競争原理に基づくユーザーへの、多様なサービス提供と低廉な利用環境を実現できるものと考えられます。

したがって、加入ダークファイバ接続料設定にあたっては、OSU の共用による 1 分岐端末回線ごとに料金設定できるルールにすべきであると考えられます。

OSU の専用や B プレツツに係る機能の接続料化はそれぞれ一長一短がありますが、ユーザー利便性向上という観点からは、OSU の共用がもっとも望ましい方式であると思慮します。

(フジミック新潟)

- 弊社バリューモア株式会社は IT 機器・ソフトウェア・生活家電などを個人のお客様に販売するインターネット通販(EC 通販)を行う会社です。数万点の品揃えで 24 時間 365 日地域を問わずお買い物をして頂けることでお客様のお役に立つことや生活を楽しく頂く事を追求しております。

高速のインターネット環境が地域格差もなく、しかもより廉価に普及して行く事が、弊社がお客様により利便性高くサービスを利用して頂く事の前提となります。

しかし、NTT 東西が 70%を超える FTTH 市場を独占している現在の環境は、通常の市場

原理による自由競争での廉価なインターネット普及環境を阻害し地域格差をも生み出していると思慮致します。地域格差もなく日本のどの地域に住まれる方も自由な競争の元により優れたインターネット回線契約ができ、また、そのサービスを通じて豊かな生活を送るためには、多数の業者が FTTH 市場の参入し競争原理が働くことが望ましく、OSU 共用による1分岐端末回線ごとに料金設定すべきと強く要望します。

(バリューモア)

- 株式会社ベクターは、インターネットを介し主に個人のお客様に対して、PCソフトウェアをダウンロードにて流通・販売することを主たる事業としておる会社です。また、株式会社ベルクスはオンラインゲーム・サービスを運営・販売する会社であり、両社が提供するサービスをご利用頂くためには、お客様のブロードバンド契約が不可欠となっております。

総務省様の資料によると、平成 18 年 3 月末より、DSL サービス契約数は漸減しておりブロードバンド契約数の増加は、FTTH サービス契約数の増加によるものとなっております。しかし、現在の FTTH 市場は NTT 東西がシェア 70%を超える独占状態であり、市場原理による自由競争が機能しておらず、廉価なインターネット普及環境を阻害し、消費者利益の喪失そして地域格差をも生み出していると思われま。

前述のとおり、ブロードバンド・インフラを前提としたサービス事業者である両社としては、FTTH サービスにおいて『OSU 共用による1分岐端末回線ごとに料金設定』を実現することにより、より多くの事業者が参入し、自由競争の下でのより安価なブロードバンド・サービスが日本のどの地域に住まれる方にも提供され、ブロードバンド利用者が大幅に増加することにより、両社が今後さらに幅広いサービスの提供が可能になることを強く要望します。

(ベクター、ベルクス)

- ブロードバンドによる情報通信市場の発展はめざましく、ブロードバンド常時接続契約数は 2,600 万を超え、企業においても円滑な社会経済活動を送るために、ブロードバンドは必要不可欠な社会インフラであると言えます。このような状況のもと、デジタルディバイド解消は地方と都市の間の格差是正のための重要課題のひとつであり、ADSL から FTTH へのマイグレーションが進む中、地方部の FTTH サービスのインフラ充実・拡大は、地方企業の情報発信の機会・公正な営業機会を提供するという観点からも急務であると言えます。しかしながら、NTT は光アクセス回線の加入目標を 2,000 万へ下方修正しており、また、ブロードバンド・ゼロ地域の解消を目標としていますが、2007 年 6 月末現在で約 4.4%がブロードバンドサービス未提供地域となっており、現状のままでは地方における情報通信インフラの充実は期待で

きず、都市との情報格差が残存していくと考えます。したがって、デジタルディバイド解消のためにも、FTTH 市場において事業者間の接続料金やサービス競争が行われ、都市部と同水準のサービスが地方においても提供される事が必要と考えます。そのためにも、接続料の算定方法に関しましても、FTTH 市場において多数の競争事業者が FTTH 市場へ参入することが可能となるよう、「OSU の共用」による 1 分岐端末回線ごとに料金設定をすることが最も有効であると考えます。多数の競争事業者が参入することにより、ADSL サービスの拡大時と同様に活発なサービス競争が創出され、サービス提供コストの低廉化だけでなく、サービス提供エリアの拡大や多様なサービスの提供などにつながると考えます。市場競争の創出、ユーザー利益への貢献を目的とするのであれば「OSU 専用」「B フレッツに係る機能の接続料化」ではなく「OSU 共用」での接続料金の設定が最適であると考えます。

(アイデアキューブ)

- 弊社はクライアント PC におけるセキュリティソフトウェアを提供している会社であり、直接に接続料の設定によって弊社のソフトウェアの販売が影響を受けるわけではありません。

しかし、最近では、セキュリティソフトはインターネットへ接続する上での必須のソフトウェアとして、各社 ISP がその接続サービスと共に販売する傾向になっております。実際東西 NTT もフレッツ接続サービスと共にフレッツセーフティと称したセキュリティソフトの月額課金サービスを提供しています。

<http://fleets.com/fvc/index.html>

<http://fleets-w.com/hikari-p/index.html>

その場合、ユーザは月額課金を購入せず、パッケージをインストールする選択の自由も与えられていますが、実際のユーザの選択としては、バンドルされたものを導入する傾向にあり、選択肢が制限された状態となっております。また、セキュリティソフトを提供するベンダー側は NTT とビジネスができない場合、不利なビジネス状況を強いられることとなります。

実際、NTT 西は 1 ユーザのサービスを基本機能として無償で提供しており、弊社のようなセキュリティソフトベンダーはフレッツ接続ユーザに対してのビジネスが難しい状況に置かれています。

<http://www.ntt-west.co.jp/fleets/hikari-p/tokuchou/index.html>

弊社としては、接続サービスの多様性が維持され、さまざまな接続業者が参入し易い接続料の設定が行われることにより、多様な接続サービス業者とビジネスを行うチャンスを得ることができるものと考えています。

したがって、多様な接続サービス業者の参入が一番容易と考えられる NTT の競争事業者が提案している OSU の共有化が望ましいと考えます。

(法人2)

- 全な競争市場の構築のために、強く「OSU 共用による分岐点端末回線単位の接続料の設定」を要望いたします。

独占をなくし、新規参入障壁をなくすという公正な競争社会があつてこそ、サービスの高度化・多様化、料金の低廉化が実現でき、お客様の満足度を上げることができます。結果として次世代ネットワーク上でのサービス事業が飛躍的に拡大されます。通信事業においても、固定電話での公社独占の崩壊、インターネット接続では DSL 市場での激しい競争の結果、日本人は世界一安くて、速くて、便利な環境を得ることができました。

ブロードバンドの最終形態である FTTH においても、「公正な競争環境の実現」こそが、通信事業者と国民の最大満足を実現するための、最大の成功要因であることは間違いありません。

しかしながら、将来的にも現行のルールのままでは、FTTH 市場は NTT 東西が独占する状態となり、それから派生する様々な課題をも加味すると、電気通信事業の全領域において、競争原理が働かない環境になることが懸念されます。

健全な競争市場の構築のために、光アクセス回線を複数業者で OSU を共用し、一分岐端末単位での接続料の設定が絶対に必要であると考えます。

OSU を複数の事業者が共用することは、技術的にも実現可能であることから、急ぎ、運用に向けてのルール作りに入り、一日も早い実現に向けて、行動が開始されますことを、重ねて要望いたします。

(モビータ・ソリューションズ)

- 現在の FTTH 市場では、純増ペースは鈍化し、NTT 東西にあつては中期経営目標を 3,000 万から 2,000 万回線に縮小させています。その一方で、NTT 東西は70%を越える FTTH 市場を独占していることから鑑みますと、NTT 東西はボトルネック設備を市場支配力の源泉としており、現在でも事業戦略やサービス提供上の優位性を確保していると思慮します。『分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定』についてもっとも重要視しなければならないのは、ユーザー利益の向上であることは言うまでもありませんが、このような現状では競争原理に基づくユーザーの利便性向上が期待できないものと判じます。NTT 東西による FTTH 市場独占化を招いている大きな要因は、シェアドアクセス方式の加入光ファイバの 8 分岐回線単位による競争事業者への貸し出し方式にほかなりません。8 分岐回線一括貸し出しの弊害は答申案で指摘されているとおりと思慮します。競争原理の働かない FTTH 市場

を活性化し、ユーザーに最大限の利便性を提供するには、OSU 共用による分岐端末回線単位の接続料を設定することで光サービス提供コストの低廉化を促し、競争事業者による活発なサービス競争を創出することが不可欠であると存じます。したがって、加入ダークファイバ接続料設定にあたっては、OSU の共用による 1 分岐端末回線ごとに料金設定すべきであり。答申案に併記されている OSU の専用や B フレッツに係る機能の接続料化案には一長一短があり、ユーザー利便性向上という観点からは、OSU の共用がもっとも望ましい方式であると判じます。

(ネクシィーズ)

- 通信インフラストラクチャーの普及を考える上で最も重視すべき点の一つに、ユーザーの利便性があります。

現状は NTT 東日本、NTT 西日本両社によって FTTH 市場が独占化されており、ユーザーは競争原理に基づく利便性向上が受けられていないといえます。その大きな要因は、シェアドアクセス方式の加入光ファイバ8分岐回線単位による他事業者への貸し出しにあると思われる。この事による弊害は答申案で指摘されている通りです。

FTTH 市場の活性化のためには答申案に記載されている3つの案(「OSU 共用」、「OSU 専用」、「B フレッツの関わる機能の接続料化」)の中では、「OSU 共用」による分岐端末回線単位の接続料を設定する案が最も優れていると判断いたします。

本案は他の案と比較しますと、多数の競争事業者による FTTH 市場への参入と活性化が期待できます。そして、競争原理が最も働いた状況となるため、多彩なサービスの提供や接続料金の低額化による多大なメリットをユーザーが受けられる事となります。

「OSU 専用」、「B フレッツの関わる機能の接続料化」にも、それぞれメリットがありますが、「OSU 共用」が最も望ましい案であると思われます。

(サムシンググッド)

- 加入ダークファイバのシェアドアクセスにつき、以下の要素より OSU の共用による分岐端末回線単位での接続料設定が妥当と思われます。

①消費者利益

競争原理が機能していない市場に消費者利益が発生し得ない現状をまずは打開すべきと考えます。現行 NTT の FTTH 市場でのシェアは 70%である反面フレッツの値上げが昨年来発表されております。分岐端末回線共用の義務化は、競争事業者の FTTH 市場への参入障壁を下げると共に、独自性や企業努力が促進され現行より競争原理が働きその結果消費者

利益が向上するものと考えます。また、分岐端末回線の共用は、通信事業者の営業機会を向上させ過疎化地域など地方のデジタルディバイド問題の解消にもつながると考えます。

②経済効果

NTT の FTTH 市場での 70%の市場支配は、間接的に分岐端末回線より下流の宅内配線等の通信工事が実質 NTT 配下の通信工事業者に支配されているという事にもなりかねません。実質、NTT 東西の通信工事分野は非常に元請業者としての参入障壁が高く、特定の工事業者への発注に偏っている事実があります。これは関連業界で機会不均等を生じさせ、経済活動上での不公平性のみならず技術力の公平な伝導という観点よりも非常に不当な現状であると考えます。分岐端末の共用は、競争事業者の光市場へのより強力な参入動機となり、その結果関連業界の活性化にもつながるものと考えます。

③日本のブロードバンド大国としての将来性のため

NTT は、平成 22 年度の FTTH 加入者数を 3 割引き下げ 2000 万に大幅に引き下げました。これは、平成 16 年に発表された中期戦略の 3000 万回線と比較すると大幅な下方修正となります。分岐端末回線の共用は、FTTH 市場を活性化させ消費者に最大限のメリットを提供する事により日本全体の FTTH 加入者数増に大きく貢献すると考えられると共に、またそこからは発生するべき様々なメディアコンテンツ等の大容量ビジネスの創造にも不可欠な制度と考えます。

(ネットワークス)

- 現在のブロードバンド市場では、ADSL から FTTH サービスへのマイグレーションが進行しておりますが、FTTH サービス市場においては NTT 東西が70%を超える市場シェアを占めており、競争事業者への貸し出し方式の問題により市場競争が行われていないと思慮致しております。このような市場環境でサービスを展開していく中で、ユーザーへのサービスの多様化・低廉化を目指しておりますが、接続回線部分の市場競争がなく、競争事業者での FTTH サービスでは充分なサービスメリットをユーザーへ教諭することが難しい状況と思慮しております。こうした環境下では、FTTHへの接続サービスを提供する為に、NTT 東西のサービスに頼らざるをえませんが、NTT 東西の FTTH サービスを提供するという選択は、更なる NTT 東西の市場独占に寄与するだけでなく、サービス提供のための設備投資が必要となるなど、サービス提供コストの増大を招き、利用料金への影響を免れません。答申案に記載の「OSU 共用」を実現することにより多数の競争事業者が、低廉な利用費用を背景に FTTH 市場への参入が促され、ユーザーへの提供サービス多様化、利用費用の低廉化など、最も重要視

されるべきユーザーの利便性向上が見込まれると存じます。また「OSU 専用」「B フレッツに係る機能の接続料化」は市場競争に対し一定の制限を与え、ユーザーへの利便性向上の最大効果が得られない可能性があることから、「OSU の共用」がダークファイバ接続料の設定方式として望ましいものであると判じます。

(Nexyz. BB)

- FTTH 市場シェアの70%以上を NTT 東西が占めている現状は、明らかに健全な市場をはいがたいと思慮します。多数の競争事業者の参入があつて、初めて光サービス産業の活性化が図れるのではないのでしょうか。

現在の NTT 東西における FTTH 市場占有促す要因のひとつが、シェアアクセス方式における8分岐単位の光ファイバ貸し出しにあると考えます。8分岐一括の接続料の支払は、競争事業者に多大なコスト負担を強いるものです。NTT 東西のみが FTTH 市場を占有することはユーザー提供料金の高止まりにつながり、結局、需要喚起しにくい状況を生み出しているといわざるを得ません。NTT 自らが光回線単位の接続とすることが適当です。

OSU の共用により多くの競争事業者の参入が促され、結果、料金の低廉化が促進され FTTH 市場が活性化されるものと考えられます。

また、本答申案に記載されている OSU 専用については基本料と加算料の具体的な料金水準示が示されていないこと、また、B フレッツに係る機能の接続料化については、キャリアズレート設定時の営業費等控除額が未定であることなどから、どこまで需要喚起につながるか不明であると考えます。

(カービュー)

- 加入アクセス回線網の公平な開放(1分岐単位での開放)が望ましい形です。OSU 共用による接続料設定を行うことにより、設備稼働率の最大化が図れるものと考えます。

NTT-NGN について、いまだ十分な情報が開示されていないことは極めて問題であると考えます。NTT-NGN の接続ルールについて、よりオープンかつ、詳細な論議を行う必要があります。

(グローバルリンクス)

- 日本国における電話行政は、1952 年に電電公社が設立され、その当初から設定されてい

た施設設置負担金が支えてきたといっても過言ではありません。1985年に電電公社が民営化され、日本電信電話株式会社(以下 NTT)となった後も施設設置負担金制度は継続され、国民が払い込んだ総額は4兆7000億円にのぼります(民営化後だけで2兆2000億円)。この資金はNTTの各局舎内のMDF→とう道→地下管道→ユーザ宅最寄の電柱→ユーザ宅内という経路の建設費用16万円(1回線あたり投資額)に充当されているとNTTのHP上では説明されています。また、施設設置負担金を取り巻く市場環境の変化を背景に、総務省情報通信審議会において、施設設置負担金に関して、「既存契約者や電話加入権取引市場等に対して一定の配慮をしつつ、NTT 東日本及びNTT 西日本が廃止も選択肢とした見直しを欲するのであれば、容認されるべき」とする答申(「平成17年度以降の接続料算定の在り方」最終答申)が出されたにもかかわらず、実態として電話加入権取引市場は消失し、国民の資産は大きく劣化しました。

また、現在のNTTは民間企業であると同時に国民が主権をもつ国家機関が大株主であり、行政はこの企業を国民の利益に寄与させる必要があるがゆえに、拒否権をもつ大株主となっています。これはNTTが民間企業の立場で回線設備を事業の基盤として使用している現況下で、いたずらに社会インフラとして日本経済全体の公正で健全な発展に寄与しない目的に利用したり、不当に独占したりすることがないように経営に参画するための株式保有です。国民が自ら拠出した施設設置負担金によって全国津々浦々に張り巡らされた国民の資産たる管道をつかっているという前提条件を忘れて市場に安価なネットワークインフラを提供しないという姿勢は、明らかに日本国民の利害に反する行為です。つまり、次世代ネットワークの利用方法の検討の目的は、民間企業としてのNTTだけの問題ではなく、行政がこの国民資産である「回線システム」としてネットワーク全体をどのように開放すれば国民の利害に合致するのかという問題の最適解の模索であり、単に旧時代に建設した古い銅線設備の代替利用方法の検討を指すものではありません。国民資産たる回線インフラを利用して構築するすべてのシステムに適用される考え方であり、そのことを監督し適正に利用させる義務が行政にあると考えます。その意味では技術上の是非や、NTTが投資リスクを背負った設備の相乗りに関する議論だけでは決定的に不十分であり、本件は国民資産である「回線システムインフラ」を用いて構築された光ファイバー設備をいかに徹底的に公正に開放するのかという経営上および経済政策上の問題でもあります。

筆頭株主が財務大臣＝日本国であるということはすなわち筆頭株主は日本国民自身であり、多数の競争事業者の参入によって光ファイバーサービスの提供コストを下げるための努力を行うか行わないかは株主(日本国民)の利害に直結します。OSUの共用(8分岐問題)の解決策はNTT以外のキャリアをはじめ関連事業者が実証実験を行い、すでに提示されています。ADSLの拡大に伴って、世界有数のブロードバンド先進国となった過去の通信事情を勘案すれば、安価で安定した安全なネットワークは国民の共有財産となりうるものと期

待しております。NTT が自社の利害にとらわれて OSU の共用を否定することは、多数の FTTH の競争事業者の参入を阻害し、日本国民が自ら拠出した施設設置負担金によって構築されたネットワークの利用を制限し、株主である日本国民への利益相反行為に他なりません。

こういった事象を総合的に判断すれば、OSU の専用や、B フレッツを利用した接続料化はそれぞれ長所・短所があり、ユーザである国民の利便性の向上という観点からすると、OSU の共用が最も望ましい方式であると思料します。

(ファーストサーバ)

- NTT 東西は「オペレーションシステムの開発などに少なくとも数百億円の開発コストが掛かる、時間も2年程度必要」というように言っています。これも競争事業者のいうように月額3円程度でできるという論が正しいと思います。

NTT がソフト開発に数百億円の費用と時間が掛かるというのは根拠のないことだと思えます。過去に当社が NTT と協議した事例では、ADSL 事業を開始するにあたり、NTT は「電話回線管理のためのコンピュータシステム、ソフトウェア開発コスト数十億円を要することから、電話回線の ADSL 重畳コストは月額1000円程度かかる」と主張してきました。しかし、米国の SBC、ベライゾンなど当時 ADSL サービスを開始していた電話会社の「せいぜい利用者に要求できて1ドル程度ではないか」という現実に直面し、180円前後に落ち着いたことがありました。

NTT は ADSL が電話回線利用する重畳費用として現在でも月額150円前後の原価のない費用をユーザーから集めています。この月額金額も ADSL が1000万回線とすると、月額15億円、年間で180億円の原価のない収入があることになります。

出来る限り競争事業者に負担のない、OLT 共用による分岐端末回線単位の加入者タークファイバー接続料を設定すべきです。

加入者ファイバーは OSU の共用による分岐端末回線の接続料金設定が必要です。出来る限り弱小事業者も競争に参加できるよう配慮いただきたい。規模の小さな事業者は、8分岐の費用など支払っては NTT との競争に最初から参加できません。

特に地方では ADSL から光ファイバーまで殆ど NTT の意向で導入が決定されています。NTT が ADSL は加入者が少ないから敷設しないといえれば100%入らない。光ファイバーも経営的に見合わないといえれば NTT が判断すればその地帯はファイバーのサービスは金輪際来ない。競争事業者の付け入る先など皆無である。このような場所に一分岐でも光ファイバーが入れば多くの人たちのデジタルデバイドは解消します。

以上簡単ですが、当社は分岐端末回線単位での接続料金で光ファイバーを利用できるよ

うにするべきであると判断します。

(ソネット)

- 加入光ファイバを接続業者毎に分ける方式では、ユーザの事業者指定を受けて、芯線を追加するか、あるいは、事前に予備の芯線を設けて置くかのいずれかの選択となるが、前者は工事期間の点から、後者は遊休コストの発生面から望ましいことではない。現状のネットワーク構成は、NTT 東西自身がシェアアクセス系に更新してきている経緯からして、これを各社で共有する方式にすることは、前記の課題の解決の面からも望ましい。

従って、OSU 共用は、ユーザサービスの視点から最も望まれる解決策であり、これの実現への課題は、答申(案)に在るとおり、解決不可能なものとは思われない状況にあることから、是非、OSU 共用可能な時点からの NGN 投入を検討されたい。

(ISAO)

- 次世代ネットワークは国民の社会生活にとって重要なインフラとなるものです。たとえ離島など情報不利地域においても利用者が様々なサービスを楽しむためには、地域 IP 網及び次世代ネットワークへの光アクセス網における通信事業者による公正な競争が進展されなければならないと考えます。

しかし、現在の FTTH 市場は NTT 東西が 70%を越えるシェアを有し、支配的に市場を押しさえています。この状況は電気通信事業法の精神と乖離したものであり、早急に改善されるべきものであると考えます。公正な競争の促進により、八丈島などの離島などにも FTTH サービスが提供されるべきものと考えます。

NTT が光サービスを 3,000 万回線から 2,000 万回線へと目標を縮小させている状況にあつては、ますます多くの通信事業者の参入を促し、光サービスの条件不利地域を解消できるような環境を整備することが重要ではないでしょうか。

現実的に競争促進の手段として、本答申(案)で示された分岐端末回線単位での加入ダークファイバ接続料の設定は、大変有効であると考えます。なかでも、OSU の共用による1分岐端末単位での接続料設定の有効性は、「OSUの共用により分岐端末回線単位の接続料設定をすることは、光サービス提供コストの低廉化等を通じ競争の活性化を実現する効果を有することは事実である」と本答申(案)にも記載されています。

OSUの共用により分岐端末回線単位の接続料設定に伴う課題も本答申(案)で指摘されていますが、利用者の利益と事業者の利益の双方の視点からご判断いただきたいと思います。とくに、光サービスを受けられていない地域においては、まず、光サービスが提供される

ことが最重要課題であります。サービス品質確保などの諸問題は、光サービスが提供されてからの問題と捉えています。また、設備競争へのインセンティブについても、最終的には設備コストは利用者が負担することから利用者の増大を積極的に考えるべきです。それには公正な競争を促進させること。その結果、光サービスエリアが拡大し、かつ、安価にサービスが享受できることを望みます。その方式として、本答申(案)に提示された3方式のなかでも、OSU 共用による分岐端末単位回線による接続料の設定がもっとも合理的な方式であると判断します。

(八丈町商工会)

- 答申案に併記されている3案(OSU 共用、専用、B プレツツの係る機能の接続料化)を考える上で、もっとも重視しなければならないのが、ユーザー利益の向上であることは言うまでもありません。現在の FTTH 市場を鑑みるに、純増ペースは鈍化し、NTT 東西にあっては中期経営目標を3,000万から2,000万回線に縮小させています。

一方で NTT 東西は70%を超える FTTH 市場を独占していることなどから考えると、現状では公正な競争原理に基づくユーザーの利便性向上への期待はできません。

NTT 東西による FTTH 市場独占化を招いている大きな要因は、シェアドアクセス方式の加入光ファイバの8分岐回線単位による競争事業者への貸し出し方式にほかなりません。8分岐回線一括貸し出しの弊害は答申案で指摘されているとおりに思います。

競争原理の働かない FTTH 市場を活性化し、ユーザーに最大限の利便性を提供するには、OSU 共用による分岐端末回線単位の接続料を設定することで光サービス提供コストの低廉化を促し、競争事業者による活発なサービス競争を創出することが不可欠と判断します。

低廉な設備コストを実現すれば、多数の競争事業者の FTTH 市場への参入を促し、競争原理に基づくユーザーへの、多様なサービス提供と低廉な利用環境を実現できるものと考えられます。

したがって、加入ダークファイバ接続料設定にあたっては、OSU の共用による1分岐端末回線ごとに料金設定できるルールにすべきであると考えられます。

OSU の専用やB プレツツに係る機能の接続料化はそれぞれ一長一短がありますが、ユーザー利便性向上という観点からは、OSU の共用がもっとも望ましい方式であると思慮します。

(妻有ネットフォーラム)

○ 地方部の山間地域においては、ADSL できえ、NTT がサービスを行わないケースが多々あります。これらケースにおいては、NTT 以外の事業者がサービスを提供しています。

光サービスについても NTT が採算のとれない地域においては、サービスを行わないと考えられます。NTT を含めた OSU 共有により、NTT 以外の他の事業者のサービスを受ける事が可能になれば、地方のデジタルデバイドの解消に寄与するものと思います。

(北アルプスブロードバンドネットワーク)

○ 8分岐回線一括貸し出しの弊害は答申案で指摘されているとおりだと思います。

我々FTTH 利用者としては、利用料が安くなれば、もっと利用が増え、その利用料でまだまだ整備されていない地方にも通信インフラが発展して行くと考えます。

現在の FTTH 市場は NTT 東西の独占市場であり、これからは競争事業者を増やし競争力を高め、利用者の利便性向上を考えて頂きたい。

NTT 東西による FTTH 市場独占化を招いている大きな要因は、シェアアクセス方式の加入光ファイバの8分岐回線単位による競争事業者への貸し出し方式が原因と考えます。

OSU 共有による分岐端末回線単位の接続料を設定することで、多数の競争事業者が FTTH 市場へ参入できるようになり、競争原理に拍車がかかり、我々利用者への多様なサービス提供と低利用料が実現されると思います。

したがって、加入ダークファイバ接続料設定にあたっては、OSU の共有による1分岐端末回線ごとに料金設定すべきと思慮します。

(法人3)

○ 今後の情報通信の基盤となるべき次世代ネットワークの構築にあたって、デジタルデバイド解消とブロードバンドの地域格差の解消が早期に実現されなければならないと考えます。

現行の FTTH の設備開放(8分岐単位の貸し出し)では、他事業者の参入条件は厳しく、NTT 東西の独占がますます拡大していくことは明白であります。

近未来の超高齢化社会の到来に対し、次世代ネットワーク上で展開されるユビキタス・サービスに期待が高まるなか、他事業者が参入し易い公平なルールを策定すべきではないでしょうか。

また、現行のままでは、光ファイバーの設備競争が進まないことで、利用料金の低廉化も進まず、次世代ネットワークのサービス競争も起こりえません。

以上のことを踏まえすと、かつての ADSL 発展と同様に光アクセス回線の接続ルールを見直すことは必須であり、分岐回線単位接続料の設定は、OSU 共有による分岐端末回線単

位での貸し出しを実現すべきであると考えます。

接続ルールの見直しにより、NTT 東西と他事業者とのサービス競争を促し、2010 年度の”ブロードバンド・ゼロ地域の撤廃”に向けて邁進し、情報通信分野を基軸に、日本国経済が発展していくべきであると思慮いたします。

(法人1)

○ 答申案で示された選択肢(「三つの方向性」)について

答申案では、接続料負担の低減を可能にする方法として、(1)OSU 共用化のほかに、(2)OSU は従来通り専用とした上で接続料の算定にあたりシェアドアクセス方式の芯線に係る総コストを事業者合計の分岐端末回線数で除す方法、また(3)B フレッツに係る機能をアンバンドル化しキャリアズレート方式で接続料を設定する方法が指摘されている。既に見たとおり、いくつかの懸念があるにもかかわらず、理論的には(1)の OSU 共用化が可能であり、かつ分かりやすさ及び実効性の観点から一日の長があるといえる。それに対して、私権(「設備競争」)に譲歩した(2)及び(3)は、接続料の設定次第というところであり、「公正な競争」の点よりすると「現状よりは改善」という程度にすぎない。

時宜に適した対応の必要性

近時の独占禁止法関連案件に見られる顕著な特徴の一つは、私的独占の行為が必ずしも明確なかたちで現れてこないということである。かつては、私的独占規制の予防的規制といわれる不公正な取引方法に比較的分かりやすく該当するものが多数を占めていたが、最近ではいくつかの行為が相互に関連してあるいは重なり合って市場に悪影響を及ぼすものが増え、その傾向はとりわけ公益事業の分野に見られる。特に、競争関係にある事業者の間で顕著な非対称性がある場合には、不公正な取引方法として掲げられている行為には直接該当しないが、結果として「他の事業者の事業活動を排除する」(独占禁止法 2 条 5 項)ことに至る場合が少なくない。民営化や競争導入によって規制が外れ、「裸の」市場支配力が行使される。もともとわが国の独占禁止法は、市場支配力の形成・強化を中心に規制する立場を取ってきた(原則禁止主義)。したがって、民営化や競争導入の結果、突如として顕在化した市場支配力に十分な規律を及ぼすことができない。事業法の規制は、こうした状況の補完として理解されるが、それとて時宜に適した対応が施されなくては「公正な競争」は望むべくもない。

本意見書において取り上げた「1 分岐貸し」の問題も、8 分岐での取引を強制されることで接続事業者は不利益の甘受を余儀なくされ、当該市場において事業活動を展開することも困難な状況にある。これ自体は行為者の市場支配的地位を踏まえれば、私的独占の禁止

(独占禁止法 3 条前段・同法 2 条 5 項)や、少なくとも不公正な取引方法・優越的地位の濫用(同法 19 条・一般指定 14 項 4 号)に該当する可能性がある。まさに市場における「公正な競争」は、いまにも息絶えようとしているといっても過言ではない状況にある。電気通信事業法が「公正な競争」を中心にすえ、それによって公共の福祉を実現するという価値判断をしているかぎり、これを所管する総務省はこの趣旨に則って誠実に法を執行していくべきだし、国民はそれを期待している。

(慶応義塾大学准教授 石岡 克俊)

- 山形県の「著しく採算困難な地域」においては、携帯電話事業者が複数社合同で鉄塔を建設して、通話エリアを拡大しています。また、TV放送局が複数局合同で放送設備を整備し、地デジ難視聴地域解消に尽力しています。これら携帯電話・TV放送局は、利用者目線に立ち、同一業界における設備の共同利用とサービス競争を両立しています。設備競争ではなく「設備協調」でもって民間主導による条件不利地域の解消が進められています。

一方、ブロードバンド、特に超高速通信の分野では、事業者本位の設備競争により、都市部では設備が重複する割にサービス競争が進まず、過疎地では整備が進まない状況にあります。

利用者にとっての関心事は、サービスの価格と内容であり、自宅の前に何本光ファイバーが布設されるかではありません。

次世代ブロードバンドは、世界に先駆けて整備されるわけですから、世界に誇れるインフラに育てていただきたい。「サービス貧困、高価格、低稼働」の遊休設備が累々と横たわるような恥ずべき事態にならないよう、大いに期待しています。

(個人)

- 地方には、NTT東西による光 2,000 万回線構想から外れる地域が少なくない。構想からはずれた地域でも、高速インターネットが利用できるようにするためには、多数の通信事業者が FTTH 市場に参入できる公平な競争の実現が必要であり、国際競争力も強化するためにも、1 分岐単位回線で接続料設定を行った方がよいのではないか。

(個人)

意見 120 加入ダークファイバ接続料を政策的に安く設定することは、設備事業者の光ファイバ投資意欲が削がれ、インフラ整備にブレーキをかけるとともに、地方においては設備競争の荒廃・デジタルデバイド解消の遅滞、更には通信インフラの NTT 独占への回帰を

考え方 120

<p>招くこととなり、日本のブロードバンドの普及が阻害されるおそれがあることから、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定に反対。</p>	
<p>○ 弊社グループはブロードバンド事業開始から現在に至るまで、「設備競争」、「サービス競争」に真剣に取り組んできた事業者であります。分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の接続料の算定について、「競争」の観点から、弊社の意見は下記の通りです。</p> <p>1) 新競争促進プログラム2010に記載された、競争政策の展開に際しては設備競争とサービス競争のバランスを図る、方針に賛成をします。</p> <p>2) 分岐端末回線単位での接続料の設定については、自前設備構築をしない事業者が自前設備構築をしている事業者と同等の設備投資リスク(設備構築、顧客獲得、設備更新、顧客解約等)を負わず、低廉な接続料でアクセス網を調達する場合、設備競争・サービス競争に取り組んできた事業者にとっては、競争の否定につながりかねず、事業継続に多大な影響を及ぼす恐れがあります。万が一、競争政策についての転換がなされる場合には、従来の政策のもとで設備競争を行ってきた事業者の構築済設備については、「買取」も視野に入れた議論を望みます。</p> <p>(USEN)</p> <p>○ 弊社はブロードバンド事業開始から現在に至るまで、「設備競争」、「サービス競争」に真剣に取り組んできた事業者であります。分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の接続料の算定について、「競争」の観点から、弊社の意見は下記の通りです。</p> <p>1) 新競争促進プログラム2010に記載された、競争政策の展開に際しては設備競争とサービス競争のバランスを図る、方針に賛成をします。</p> <p>2) 分岐端末回線単位での接続料の設定については、自前設備構築をしない事業者が自前設備構築をしている事業者と同等の設備投資リスク(設備構築、顧客獲得、設備更新、顧客解約等)を負わず、低廉な接続料でアクセス網を調達する場合、設備競争・サービス競争に取り組んできた事業者にとっては、競争の否定につながりかねず、事業継続に多大な影響を及ぼす恐れがあります。今までに投資してきた事業者である弊社においては、過去の投資が無駄となります。事業者の投資インセンティブを削ぐことにつながりかねません。万が一、競争政策についての転換がなされる場合には、従来の政策のもとで設備競争を行ってきた事業者の構築済設備については、「買取」も視野に入れた議論を望みます。</p> <p>また今回の報告書においては、OSUの共用を義務付ける案がありますが、OSUを共用するためには、共用する事業者間で共通の運用ルールを定める必要があるものの、そもそも、サービス戦略が異なる事業者間で共通の運用ルールを定めることなど困難であるため、</p>	<p>(考え方111に同じ)</p>

このような案は現実的ではないと思われます。現時点では、ブロードバンドサービスは、インターネットサービスが中心となっていますが、今後、映像配信サービスなど多彩なサービスの普及が期待されているところであり、そのような中で、OSUの共用を義務付ければ、各社の自由なサービス展開が困難となり、かえってブロードバンドサービスの普及が阻害されることになるため、望ましくないと考えます。

(UCOM)

○ 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定に反対します。

(理由)

- 1 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定は、光ファイバを借りる事業者(以下「接続事業者」という。)は先行投資リスクを負担する必要がない等、接続事業者を優遇する制度であり、公正な設備競争を成り立たなくさせるものです。
- 2 NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更認可申請(平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)によると、NTT東西の光ファイバ接続料は、実際のコストを大幅に下回る水準で設定されております。投資回収が難しい料金が実質的市場価格を形成している結果、自ら光ファイバを整備する電気通信事業者(以下「設備事業者」という。)はコストを踏まえた適正な料金を確保できず投資意欲が削がれ、デジタル・ディバイド解消が困難になる等光ファイバの整備が限定的になるという問題が生じております。
- 3 NTT東西の光ファイバを分岐端末回線単位で更に安価に貸し出すという料金政策が実施された場合、設備事業者は光ファイバ整備を断念せざるを得なくなり、光ファイバを敷設するのはNTT東西だけとなるためNTT独占回帰になる恐れがあります。更に、条件不利地域においてはNTT東西を含めいずれの設備事業者も光ファイバを整備しないという状況が懸念されます。
- 4 「OSUの共用」については、競争事業者間の自由なサービス競争を阻害することになります。
- 5 また、第一種指定電気通信設備との接続について、電気通信事業法第33条第4項第1号に電気通信事業者の責任の分界を明確にする規定がおかれております。これは、障害により電気通信役務の提供に支障等が生じた際、その原因究明を容易にし復旧の責任を明確にすることにより利用者を保護するための規定であります。しかしながら、複数の電気通信事業者がOSU、光ファイバ等を共用する「OSUの共用」は、役務提供に支障等が生じた際の原因究明が困難になり、復旧の責任が不明確になることから、電気通信事業法

の立法趣旨に合致しない方法であります。

- 6 更に、接続事業者間のみでOSUの共用は制度上現状でも可能であり、当該設備を整備した設備事業者(NTT東西)に「OSUの共用」への参加を強制する必然性はありません。
- 7 「OSUの専用」については、光ファイバを効率的に利用するインセンティブがなく、モラルハザード的な利用を助長します。接続料設定にあたり「基本料」と「加算料」を分け、傾斜配分する案が示されておりますが、それでもモラルハザード的な利用を完全に抑止できるものではなく、そもそもコストベースに料金を設定する接続料設定の考え方にはふさわしくないものと考えます。
- 8 また、8分岐のうちの未利用部分については、NTT東西にそのコストを負担させることになり、結果として、接続事業者が負担すべきコストをNTT東西の利用者に広く浅く負担させることとなります。
- 9 「Bフレッツに係る機能の接続料化」については、光ファイバ・アクセス回線を提供するという目的から外れる制度であります。
- 10 加入ダークファイバ接続料を政策的に接続料を安く設定することは、設備事業者の光ファイバ投資意欲を削ぎ、インフラ整備にブレーキをかけることになるため、日本のブロードバンドの発展に悪影響を及ぼすことになると考えます。

(東北インテリジェント通信)

○ 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定に関し、以下のとおり反対いたします。

1. 設備構築事業者・接続事業者間における競争環境の不公平さの増大

そもそも「多くの分岐端末回線が接続された場合は一利用者あたりの主端末回線のコストを抑制できる一方、接続される分岐端末回線が少ない場合には割高になる」のは、接続事業者も自ら設備構築し事業展開している事業者(以下、「設備構築事業者」といいます)も同様であります。また、利用者へのサービス品質を維持した上で収容率向上を図るために工夫をしなければならぬことも同様であって、この点について競争環境は公正であると考えます。

むしろ、NTT東西が主張しているとおり過去の光ファイバ接続料水準と実績コストに大幅な乖離が生じているならば、接続事業者は適正なコスト以下の価格でアクセス網を調達し、それをベースに料金設定したサービスを利用者に提供できているという点、また設備構築事業者には設備投資リスクや解約リスクが存在するという点で、接続事業者は設備構築事業者に比して圧倒的に有利な状況にあります。(下表参照)

また、既存のダークファイバ開放、コロケーションルール、電柱・管路開放等の従来の施策

で十分に競争環境が用意されていると考えるため、より一層接続事業者だけが有利となるような追加的措置を講じる必要はありません。

アクセス網調達方法とリスク等の比較

		現行のアクセス網の構築・調達方法				検討中の調達方法		
構築・調達設備	光ファイバ	自前構築	1芯単位 (DF) での借受	8分岐単位での借受 (NTT東西によればコスト割れ)		1分岐単位での借受		1分岐単位での借受
	OLT等			専用 (自前構築)	専用 (自前構築)	専用 (自前構築)	専用 (借受)	専用 (自前構築)
投資リスク・事業リスク		大	中	中	中	小	小	ほぼ無
アクセス網におけるサービス競争		○	○	○	△	○	△	×
事業者		NTT東西 電力系事業者 CATV事業者 USEN	(FTTA事業者)	ソフトバンク、 アッカ、イー アクセス、 KDDI等)	なし			

NTTの局舎に設備を設置する接続事業者は、現時点で既に圧倒的優位な立場にある。

2. アクセス網における設備競争の阻害

以上のような状況にも関わらず、「分岐端末回線単位での加入ダークファイバ接続料の設定」をルール化することは、接続事業者と8分岐単位でしか原価計算ができないままの設備構築事業者との間で競争環境に著しい不公平さをもたらすことになり、自ら設備を構築することでNTT東西と競争している事業者が既に多く存在している現状において、設備構築意欲や新規投資意欲を低下させるだけでなく政策面で多数の中小事業者を倒産に追い込むことになる等、多大な悪影響を及ぼします。

また、今後新たに設備構築を行おうとする事業者はでてこなくなり、既存事業者の撤退と相まって、公社時代と同様、アクセス網はNTT東西だけの独占状態になります。

さらには、設備競争の結果、近畿圏では全国平均を上回るFTTH世帯カバー率であることを鑑みれば、FTTHの普及促進やデジタル・ディバイド解消にもマイナスの影響を与えます。

これにより、さらなる料金の低廉化が期待できなくなる等、長い目で見て利用者にとって利益にならないことを十分に考慮すべきです。

3. アクセス網におけるサービス競争の阻害

FTTHサービスにおいて設備競争とサービス競争は両輪であり、両方をバランスよく進める必要があります。

「分岐端末回線単位での加入ダークファイバ接続料の設定」をルール化することは、設備構築事業者がさらに不利になる状況を政策的に作り出し、設備競争を否定することであり、バランスを欠くため、設備競争とサービス競争が一体となって競争が行われているからこそ生まれた、電力系事業者がNTT東西に先んじて開始したOABJ～IP電話サービスや弊社が関西圏で提供しているコンシューマ向け1ギガサービス等のような新たなサービスを生むための土壌を破壊することに繋がります。

また、ただでさえ資金等の経営資源が豊富な大手事業者にとって、広告宣伝等の営業活動だけに注力できることになるため、地道に設備構築を行っている財務基盤の弱い中小事業者が如何にサービス面での差別化を図ろうとも埋没してしまい、新サービスの開発意欲さえ失わせるものであります。

これにより、利便性向上を阻害する等、長い目で見て利用者にとって利益にならないことを十分に考慮すべきです。

4. 他の政策面からのアプローチの必要性

FTTH市場におけるNTT東西のシェアの高まりは、これまで競争セーフガード制度での検証時や活用業務認可申請時等でも指摘されているとおり、NTT東西をはじめとしたNTTグループ全体の脱法的行為等により生じているものであり、接続ルールによって接続事業者の優遇策を模索するのではなく、NTT東西をはじめとしたNTTグループ全体に対する行為規制・サービス規制の強化、ひいては2010年に予定されるNTT再々編議論によって対処すべきです。

また、「分岐端末回線単位での加入ダークファイバ接続料の設定」は、設備競争やサービス競争、利用者利益に多大な影響を及ぼすものであることから、仮に検討を進めるにしても単に接続ルールの観点でのアプローチだけでなく、以下の施策や議論を踏まえて対処すべきです。

①電柱・管路を保有していない弊社やCATV事業者が、電力会社・NTT東西への電柱共架申請、道路管理者への道路占用許可申請等の煩雑な手続きや費用が発生するのを覚悟のうえ、自らアクセス網を構築し設備競争を展開しているにも関わらず、資金等の経営資源が豊富である大手事業者が、なぜ設備構築や設備競争をしない(あるいはできない)のかについて、十分な分析を行い、必要な措置を講じることが必要です。

②設備を持たない事業者には規制がかからない現状のドミナント規制の在り方、2010年代初頭のユニバーサルサービス制度の在り方、さらにはNTT再々編等も含めて、電気通信

事業における競争政策の在り方全般の整理を踏まえて議論する必要があります。また、既に多くの競争事業者が存在し、今まさに構築中である光ファイバ網のような設備について、NTT東西が独占し設備構築が終わっているメタル回線と同様の考え方で接続料設定すべきかどうかについてもあわせて整理いただく必要があります。

③仮に「分岐端末回線単位での加入ダークファイバ接続料の設定」をルール化する場合には、設備構築事業者も接続事業者と同等の条件下で引き続き競争できるように、設備構築事業者に対する政策的支援もあわせて議論いただく必要があります。

5. OSU共用、OSU専用、Bフレッツ機能に係る接続料化に関する個別の問題点

(1) OSUの共用について

上記1～4にて提示した点に加え、国内における将来的なアクセス網の発展・高度化を阻害するおそれがあり、長い目でみて利用者にとっても利益にならないことから適当ではありません。

(2) OSUの専用について

上記1～4にて提示した点に加え、以下のとおり問題の多い案であることから、適当ではありません。

- ① 本案における料金設定の考え方は、恣意的な要素が完全に排除できないことからシングルスター方式の接続料とシェアドアクセス方式の接続料の整合性が保てません。
- ② シェアドアクセス方式で1分岐を借りる場合の接続料とシングルスター方式で1回線借りる場合の接続料とを比較した場合に、シェアドアクセス方式の接続料のほうが高く設定されない限り、モラルハザード的な借り方を完全に防止することはできません。
- ③ 適正な水準を逸脱した低価格で接続料を設定すると、接続事業者は自ら構築する、借りるという2つの選択肢から選ぶ自由がある中で、自身の都合のみで選択を行い、結果的に貸し出し側の負担のみ増大する可能性が高いと考えます。

(3) Bフレッツ機能に係る接続料化について

どのような方法であれ、適正な水準を逸脱した低価格での接続料設定は、上記1～4にて提示した点と同様の問題を生じさせるものであり適当ではありません。

なお、ISP事業者がエンドエンドで料金設定したいという意向に対して、NTT東西が技術的な問題を解消した上で、接続ルールではなく、自ら卸料金を設定することにより実現を図ることまで否定するものではありません。

6. その他

最後に、利用者料金の低廉化や利便性向上は、そもそも事業者の努力によって実現されるべきものであることから、接続ルールの議論においては、目先のメリットだけが強調される等して、設備競争とサービス競争の適正なバランスのもと、多種多様なサービス提供や利用者料金のさらなる低廉化を目指すという本来あるべき競争の姿が、消費者に誤認されることのないよう十分配慮いただきたく要望いたします。

(ケイ・オプティコム)

○ OSUを共用案は、

- ① OSUを共用する事業者間で、アクセス設備に依存するサービスが均一化し、ユーザが多様なサービスを享受できない土壌を助長する。
- ② 設備投資リスクを負わないことよって設定した安価なユーザ料金が設定可能となり、すでにアクセス系の設備投資を行っている事業者は、設備回収リスクを負いつつ同水準のユーザ料金に追従せざるを得ない状況に陥る。このため、投資回収の長期化等をまねき事業経営の不安定化・事業撤退に追い込まれる事業者が出現する可能性があり、最終的にはNTTによる独占回帰につながる。
- ③ 設備投資リスクを負わないことによるモラルハザード的利用(安易な参入・撤退を行う事業者)を助長し、通信事業全体がユーザ(消費者)からの信頼性を失う恐れがある。

ことから、OSUを共用する方式の導入に反対します。

OSU専用案は、OSU共用方式と比較し、上記①ユーザが多様なサービスを享受できない土壌を助長することは改善されと考えられるが、②設備投資リスクを負う事業者の経営の不安定化・事業撤退③通信事業全体のユーザからの信頼の失墜については、依然と改善されていないので反対します。

さらに、現行案では、OSU 設備を利用する全事業者でコスト按分することにより稼働率の低い事業者の未使用コストを稼働率の高い事業者も負担することとなるため、ユーザ(消費者)および事業者双方の観点から不公平感が払拭できないと考えます。

(エネルギー・コミュニケーションズ)

○ NTT東西がFTTH市場の7割を超えるシェアを獲得していることがFTTH市場に独占性があることの証左のように語られておりますが、NTT東西の急激なシェア拡大は、NTT東西の設備に対する開放条件が不十分であることが理由ではないと考えます。西日本エリアにおい

てはFTTH市場での競争が進んでおり、東日本エリアにおいても、西日本エリアのように設備投資リスクを負ってNTT東日本に挑む事業者が現れれば、同エリアにおける競争も進み、結果として全国大でのNTT東西のシェアも低下するはずであります。現在においても、自ら光ファイバを敷設するための電柱も開放されておりますし、かつNTT東西のシェアドアクセス方式の光ファイバは利用可能ですから、既に、事業者が自設またはNTT東西の設備を利用することにより、FTTH市場においてNTT東西と競争できる環境にあると考えます。

電気通信分野における利用者の利便性向上および市場の健全な発展の観点から、事業者間の健全な競争環境の実現は極めて重要です。そうした競争促進的制度の導入には全面的に賛成するものでありますが、他方で特定の事業者にのみ有利に働く制度は、公正な競争を歪め、結果的に市場全体を誤った方向に導くことから、そうした制度については賛成できません。

西日本エリアでは、分岐端末回線単位の接続料設定を主張している事業者よりも随分と規模の小さな事業者が、自らのリスクを踏まえた上で競争している現状を踏まえ、現在議論されている案は、自社で線路設備を持つ設備事業者と他事業者の設備を利用する接続事業者間の競争において、接続事業者側に著しく有利に働く内容であり、事業者間競争環境のイコールフットリングにはなっておらず、かえって競争環境を悪化させるものとして強く懸念します。

よって、現在議論されているような一部の事業者の過度な要望に基づく接続事業者優遇施策の導入は、必要ないと考えます。

「(1)OSUの共用」について

OSU共用については、報告書案にも問題点が整理されておりますが、1)サービス品質確保に係る問題、2)新サービス提供上の支障に係る問題、4)サービス競争に係る問題、5)設備競争に係る問題、6)デジタルデバイド解消に係る問題など、NTT東西や電力系事業者等が既に指摘している問題は大きく、設備事業者と接続事業者との競争環境のバランスを大きく崩すような一部事業者からの過度な接続要望に応えることは、日本の電気通信市場の健全な発展を阻害するものと考えますので、断固反対いたします。

「(2)OSUの専用」について

OSUの専用については、前述の1)サービス品質確保に係る問題、および2)新サービス提供上の支障に係る問題については解決する可能性はありますが、その他の4)サービス競争に係る問題、5)設備競争に係る問題、6)デジタルデバイド解消に係る問題などについては依然として大きく存在します。

更に、OSUを接続事業者専用に用意することになるため投資総額および未利用設備が増

え、そのコストは結果的にNTT東西、ひいてはNTT東西の顧客が負担することになります。

また、接続料設定にあたり「基本料」と「加算料」に分ける案が示されておりますが、その配分は恣意的にならざるを得ず、適正な設備コストをベースに料金を設定する接続料設定の考え方にはそぐわないと考えます。

このような様々な問題を孕んだ方式を取り入れ、設備事業者と接続事業者との競争環境のバランスを大きく崩すような一部事業者からの過度な接続要望に応えることは、日本の電気通信市場の健全な発展を阻害するものと考えますので、断固反対いたします。

「(3)Bフレッツに係る機能の接続料化」について

Bフレッツ機能の接続料化については、事業規模から見て自社で光ファイバを敷設できる電気通信事業者に対し、自社構築ではなく、NTT東西の設備利用を促進させる可能性が高く、結果的に本報告書においても問題として指摘されておりますNTT東西の光アクセス回線のシェアを高める方向に寄与してしまうことを強く懸念いたします。

光アクセス回線の独占化は、設備競争およびサービス競争の低下に繋がり、日本の電気通信市場の健全な発展を阻害するものと考えますので、断固反対いたします。

(STNet)

- 「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」については、投資リスクを負いながら光ファイバ網の整備を進めてきた電力系事業者やNTT東西に対し、接続事業者だけがノーリスクでかつ安価な料金で必要最小限の回線を都度借用できるようにするものであり、著しく公平性を欠くものと考えます。

また、アクセス網における設備競争とサービス競争は一体のものとして、各社が独自にネットワーク設計やサービス開発などを行っており、「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」は、これまでの健全な設備競争やサービス開発を阻害することとなります。

さらには、現時点においても、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の整備や、シェアドアクセス方式によるNTT-FTTH回線への相互接続など、競争事業者が自前でアクセス網(FTTH)を構築・保有し事業展開できる環境は既に十分整備されている状況にも係わらず、それらの制度を利用しない接続事業者のみを優遇し、設備構築事業者にだけに投資リスクの負担を求めるとは考えられません。

当社は、「光ファイバによるアクセス網は自由競争市場である」との前提で事業に進出しており、この前提が崩れるような施策には反対します。

(1) OSU 共用について

これまで、競争事業者においては、それぞれの事業戦略の下、アクセス網のサービス競争を行ってきており、更なる高速化や高品質化など、今後ますますサービス競争の進展が期待できると考えられますが、仮に OSU 共用により「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」がなされると、接続事業者は安価に NTT のアクセス網を利用できることから、このアクセス網を全て NTT に依存することとなり、上記のサービス競争の進展が期待できなくなります。

これは、サービス品質の低下、サービスの選択肢が狭まるなど、利用者の利便性を損なうことにもなります。

また、アクセス網は、現在、サービスエリアの拡大やお客さまへの入線など、設備構築競争を行っている段階(19年9月末時点で世帯普及率 20.6%)にあり、このような自由競争市場の中で、当社をはじめ西日本地域の電力系通信事業者や一部 CATV 事業者は NTT に対抗しアクセス網の設備投資を行い、営業活動を展開し投資回収を進めております。

このため、OSU 共用による「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」は、接続事業者だけが設備投資リスクなしに安価にアクセス網を調達できるようになり著しく公平性に欠けるものであり、仮にこれが実施された場合、料金値下げ競争が激化し、これまで設備競争を行ってきた西日本地域の電力系通信事業者や一部 CATV 事業者では設備投資意欲が低下するばかりか、これまでの投資回収も見込めず事業継続が困難な状況となります。この場合、アクセス網は全て NTT が構築することとなり、NTT の寡占状態が進み、その結果、これまでの自由競争市場が崩れ、競争環境が阻害されることとなります。

これは、FTTH の普及促進にマイナス影響を及ぼすなど、利用者の利便性を損なうことにもなります。

以上のことから、OSU 共用による「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」については反対いたします。

(2) OSU 専用について

OSU 専用により、OSU 共用であったサービス競争を阻害する点については解消されますが、設備競争を否定し、FTTH の普及促進へのマイナス影響など利用者の利便性を損なう点などにおいては、同様の問題があります。

さらに、OSU 専用は、現行のシェアドアクセス方式の加入光ファイバ接続と同じ利用形態でありながら、料金のみを安価に設定するものであり、接続事業者だけを特別に優遇する著しく公平性に欠ける施策と考えます。

以上のことから、OSU 専用による「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」については反対いたします。

(3) B フレッツに係る機能の接続料化について

B フレッツに係る機能の接続料化については、OSU 共用もしくは専用による「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」の代案としては評価できるものの、仮に現行のB フレッツ料金に比べ著しく安価な接続料が設定された場合、OSU 共用・専用案と同様に、これまでの設備競争を阻害し、結果としてサービス品質の低下やサービスの選択肢が狭まるなど、利用者の利便性を損なうことが危惧されます。

(QTNet)

- ケーブルテレビは、テレビ放送を始め半世紀以上経ち、また1990年代後半からはインターネットを中心にした通信事業を開始し、これまでそのネットワークの構築に務めてまいりました。

その網構築に当たりましては、ケーブルテレビ事業者が自ら設備投資を行い、日々地道な努力を重ねてネットワークを構築し、現在、ケーブルテレビの自主放送視聴世帯が、22百万世帯を超えるに至っております。

なお、一部のケーブルテレビ事業者は、電気通信役務利用放送事業者として一部地域で事業を行っておりますが、ケーブルテレビの網の殆どは事業者の自前の網として事業を行っております。

本答申にありますように、分岐端末回線単位の加入ダークファイバの接続料設定により、他事業者がNTTの光ファイバを借りやすくして参入しやすくすることは、競争が促進されて消費者にとって望ましいことであります。

しかし、ケーブルテレビのように自前で網を構築し、地域公共放送としての一定の役割を既に果たしている現在、投資リスクを負わない他事業者との価格競争の際に、網構築に投資した者が、投資負担がハンディキャップとなって不利益をこうむるという懸念があります。

したがって、投資リスクを負わない方が、競争条件が有利となるような、不公正な状況を生じさせることを許してはならないと考えます。

また、投資インセンティブを失わせることのないような、政策をご検討いただきますようお願いいたします。

(JCTA)

- 分岐端末回線単位の接続料設定に対して、日々地域の皆様方と接するなかで実感していることを述べさせていただきたいと存じます。

当社は、昭和54年より、北海道寿都町にて地域住民の皆様方へケーブルテレビを提供しております。現状、各通信事業者は、徐々に光ブロードバンドサービスの提供エリアを拡大されておりますが、当社がサービス提供しているエリアには、採算性の観点から、通信事業者の光ブロードバンドサービスの提供はいつになるか分からない状況です。

しかしながら、情報を渴望し、その情報を得るための光ブロードバンドサービスの提供が真に必要なのは、情報が溢れている都市部ではなく、当社がサービス提供しているような地方であると常々感じております。

今回のルール変更に伴い、NTT東日本に過剰な設備投資リスクを負わせ、更に都市部において激しい価格競争が発生すれば、各事業者は都市部における競争に没入することになり、結果として、情報を渴望している地方の光ブロードバンド化がますます困難なものになると考えます。

したがって、設備投資意欲を削ぐことになり、地方のブロードバンド推進を更に遅らせることとなるルール変更には断固反対で、地方のことを勘案した議論をお願いしたいと存じます。

(テレビすつつ放送)

- 自前で設備投資リスクを負わず非現実的な低価格でインターネット接続サービスを提供する事業者が現れれば、我々にとって壊滅的な打撃を受けることは避けられません。

また、私どもが平成18年度地域情報通信基盤整備推進事業交付金を活用し、積極的にエリアの拡張整備をして参りましたが、その投資回収の見込みも不透明となります。

いまいちど公平な価格競争となるよう接続料の算定の見直しをお願いいたします。

(銚子テレビ放送)

- 現在、ユーザへのサービス提供にあたっては、ユーザに喜ばれるサービスの提供実現に向け、私どもCATV事業者を含め、各社が創意工夫し、技術・品質の向上の努めているところです。仮に「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」がなされ、NTT東西と他の電気通信事業者が設備を共用した場合には、ユーザに画一的なサービスの提供が行われることとなり、結果として、多様なサービス提供を望むユーザにとって不利益につながるものと考えます。

また、「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」がなされた場合には、大手電気通信事業者は、実際のコストを負担しないでNTT東西の設備を安価に利用し、低料金で全国サービス展開されるものと考えます。ADSLの前例を見ても明らかなように、大手電気通信事業者の圧倒的な価格競争力が、私どもCATV事業者に対して大きな脅威となる

ことは明確です。

従って、「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」には反対いたします。

私どもCATV事業者は、日本のICTの発展において、重要な役割を果たしてきたと自負しており、この役割は今後とも変わりがないものと認識をしております。CATV事業者の健全な経営に資する適切な政策運営をお願いいたします。

(狭山ケーブルテレビ)

- シェアドアクセス方式の加入ダークファイバについて、分岐端末回線単位で接続料を設定することを求める意見が示されたことに関して

CATV事業者は、これまで先行投資リスクを抱えながら、アクセス回線を含む独自のサービス提供インフラの拡充に努めて参りました。またその先行投資を活用しながらデジタルデバイドの解消に大きく寄与してきたものと自負しております。

さらに、ネットワークの高品質化・能力向上のため、小セル化などの設備投資を継続的に進めているところであります。

然るに、分岐端末回線単位で接続料が設定されれば、これを借りる事業者は設備投資リスクを負わずにサービスを提供できることとなります。これにより低料金のサービスが展開されることにはなり得ても、これは公平な競争条件による企業努力の結果として達成されたものではないと考えます。

短期的な利益追求の事業展開は、先行投資による長期的な設備形成のインセンティブを阻害する恐れがあり、これは国民経済的に見ても問題であると思われま

す。不公平な競争条件のもとで価格競争が展開され、CATV事業が阻害されるようなことがあれば、デジタルデバイス解消という国家目標に支障が生ずることはもちろん、市場の寡占化によって消費者にとってはむしろ好ましくない状況に陥ることも危惧されます。

設備を利用してサービスを行う事業者が応分の設備投資リスクを負担することで、事業競争のイコールフットリングが達成されるのであり、それが健全なICT事業の発展につながるものと考えます。

(ケーブルテレビ富山)

- 弊社は、平成3年にケーブルテレビ事業を開始し、富山県高岡市においてエリア展開を進め、現在は高岡市全域(牧野地区を除く)でサービスを提供しています。インターネット接続サービスについても平成9年10月に開始しましたが、これはケーブルテレビ事業者としては北陸地区では1番目、全国でも4番目という早さであり、開始以来、お客様の利用形態にあった

速度プラン及び料金の設定や、地域密着のきめこまやかなサポートの充実等により、ADSLやFTTHを提供する大手通信事業者と差別化を図ることで多くのお客様にご利用いただき、インターネットの普及促進と地域の情報化にも貢献してきたものと自負しています。

分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定は、設備を持たない事業者のリスクを軽減し、更なる競争を促すというものだと思いますが、その一方で設備を持つ事業者は、引き続き設備構築リスクを抱えながら競争せざるを得ないため、非常にアンバランスな競争環境になってしまいます。

また、これまでコストをかけ顧客獲得に努力してきた事業者との相乗りによって、こうした営業努力なしに自らは設備をつくらない事業者が低廉な料金で設備を手にする事になり、極端な値下げに走る可能性が高いと思われます。

そうなれば、設備構築リスクを抱えて顧客獲得に日々努力している弊社は、不当に不利な競争環境下に置かれてしまい、最悪の場合は、事業を止めるしかなくなる可能性があるものと考えます。

従って、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料設定には強く反対します。

我々のように、地域密着で事業を営んでいる多くの事業者の設備構築や顧客獲得の努力がないがしろにされることがないように、むしろインターネットの普及促進に貢献する事業者を支援するような施策を是非とも検討していただきますようよろしくお願いいたします。

(高岡ケーブルネットワーク)

- 資本力が強大な大手通信事業者が投資回収リスクを負わずに NTT 東西の PON 設備 (OSU) を共用し、ADSL サービスと同様な全国展開の低料金サービスを開始した場合、投資回収リスクを抱えかつ資本力が著しく弱い私どものような CATV 事業者は事業運営に壊滅的な打撃を与えられ、市場からの撤退を余儀なくされてしまいます。

私ども CATV 事業者はこれまで地元地域密着の ICT 基盤として、デジタルデバイド解消、公共の福祉に貢献するサービスを提供して参りました。今後も地元地域に貢献する事業を継続していくためにも、このような施策案には強く反対致します。

(伊賀上野ケーブルテレビ)

- NTT東西は、NGNの展開に際して新たに芯線を敷設することが必要となり、現行の地域IP網とNGN用で二重に芯線を保有することとなります。NTT東西は、芯線設備が増加することから、その維持管理費用が増大することが予想されます。いま、一部のメガキャリアが自らの設備投資の努力を行わず、NTT東西の既存の設備を利用し、「安く借りて、安く提供する」で

は、これら設備を研究開発し、コスト削減を行い効率的に構築運用し、サービスの差別化を図ろうとしてきたNTT東西の設備投資を無価値にしてしまう可能性があります。この方式では、NTT東西はメガキャリアとの泥沼のサービス低価格化競争に巻き込まれ、利益がたせず疲弊してしまい、新たな芯線敷設投資に対する意欲が減退し、結果として、都市エリアと地方エリアの情報格差やデジタル・デバイドが生じることとなります。また、低価格化競争の中では、耐力のない事業者、特にデジタル・デバイド解消のために設備投資の回収リスクを負って努力してきたCATV事業者は壊滅的な打撃を受けると考えます。したがって、芯線の1分岐単位での貸し出し条件については、NTT東西が不利益を被るほどの、メガキャリアに有利な内容であってはならず、通信業界全体のバランスを欠いたものにならないようにしていただきたいと考えます。

(松坂ケーブルテレビ・ステーション)

- 情報化社会において、一人でも多くの企業や市民が、ブロードバンドの恩恵を享受できるようにすることは、今後の我が国の経済社会の発展にとって不可欠なものだと考えています。そのような中、当社も、神戸等の都市部と比較すると、ブロードバンド展開が遅れがちな淡路島において、お客様にご利用いただきやすい価格でサービス提供できるよう、日々努力しています。

しかしながら、全国規模の通信事業者が要望されている「分岐端末回線単位の加入ダークファイバの接続料」が設定された場合、当該事業者はお客様を集めるリスクを負うことなくNTTの光ファイバ設備を利用できるようになり、結果、不当に安い料金で当該設備を仕入れサービス提供することが可能になります。

その場合、ようやくエリア展開が進み、これから徐々にお客様を増やしていく段階にある当社の営業エリアにおいて、リスクを負わない事業者が不当に安すぎる料金で提供するサービスと、リスクを負って設備構築している当社が提供するサービスが競合することになり、当社は不当な競争を強いられることとなります。

その際、リスクを負わない事業者の価格競争力は、我々のようにリスクを負って設備構築しているCATV事業者と比べて圧倒的に優位になることは明らかであるため、「分岐端末回線単位の加入ダークファイバの接続料」が設定された場合、我々CATV事業者の経営に致命的な影響が及ぶことは避けられないと考えます。

その結果、我々CATV事業者が、将来のブロードバンドサービスの高速化や高度化のために必要となる設備拡充等を継続できなくなり、お客様サービスの充実に支障を来すことになりかねないと考えます。

従って、当社は、「分岐端末回線単位の加入ダークファイバの接続料」の設定に反対しま

す。

(淡路島テレビジョン)

- 分岐端末回線単位の加入ダークファイバーの接続料設定は、他事業者の参入を容易にし、価格競争が促進されることで消費者の利益につながると思います。

しかしながら、ケーブルテレビのように自前で網を構築する事業者と設備投資(リスク)を負わない他事業者との価格競争は不公正であり、結果として、後者の寡占状態を生じることが懸念されます。

つきましては、設備投資に係るインセンティブについてもご配慮いただきますようお願いいたします。

(ひろしまケーブルテレビ)

- OSU の共用(PON 設備の NTT 東西と他事業者の共用)は、CATV 事業者の経営に大打撃を与えることが予測されますので、強く反対します。

[具体的内容]

CATV 事業は、基本的に事業者自ら施設を構築し、サービス提供を行っております。当然、施設の維持管理にかかる費用を原価として計上し、顧客へのサービス提供料金として単価設定をするため、最低限度の料金設定は必要であります。

しかしながら、NTT は巨大資本をバックに着々と FTTH 網の整備を進めており、他メガキャリアはその設備と NTT の光サービスに関する巨額な広告宣伝を活用することで、FTTH ユーザーの顧客獲得を押し進めております。

それにより当然、ADSL ユーザーが年々減少傾向にあるように CATV 事業者を取り巻く環境も価格競争の中で、一段と厳しさを増してきております。

そのような環境下で OSU の共用化により、分岐端末回線毎の貸し出しが行なわれれば、ますます投資リスクはなくなり、大資本を擁するメガキャリア、MSO のケーブルテレビ会社などの間でさらなる料金値下げによる価格競争が繰り広げられ、過去の ADSL サービスや携帯電話の値下げ競争同様に熾烈な争いになることは必然であります。

そうなると、中山間地域の活性化を含め、デジタルデバイド解消に寄与している資本力のない地方の CATV 会社にとっては、値下げ競争に巻き込まれ、結果、事業目的を達成する前に撤退を余儀なくされることになりかねません。

CATV 事業者は FTTH に対抗すべく、今後ますます施設の小さセル化工事やセンター設備

の増強工事など行なっていく必要があり、このような状況下での競争激化によるさらなる料金値下げ競争を引き起こしかねない OSU の共用は、CATV 事業経営に壊滅的な打撃を与えることが予測されるため、強く反対します。

(岡山ネットワーク)

- はじめに、NTT 東西の NGN を利用したサービスにつきましては、公正な競争を確保し、接続ルールが適切に機能することを希望致します。NTT グループ連携の一体的営業(NTT 東西 NGN サービス・NTT コム・携帯・固定)による市場支配力は、公正競争を阻害することになりますので、連携行為を禁止する措置を担保し、適正な競争環境の強化を図ることを前提に、以下のとおり意見を申し上げます。

OSU の共用(PON 設備の NTT 東西と他事業者の共用)は、全国区大資本の情報通信基盤一元化に繋がり、地震災害等、有事の際のリスクから逃れられなくなります。リスク分散の観点から、既に国民の 5,000 万世帯をカバーし、2,150 万世帯に接続されていますケーブルテレビは、日本のユニバーサルな第二情報基盤として位置付けられます。

その第二の情報基盤を構築しています全国のケーブルテレビは、基本的に自ら施設を構築し、サービスの提供を行っていますが、その施設構築の先行投資リスクを抱え且つ維持管理にかかる費用の回収は、長期化しています。地方の殆どのケーブルテレビ事業者は、中小零細企業で財政基盤は脆弱ですが、このような環境下で OSU の共用化により、シェアードアクセスの 1 加入者単位が適正な料金体系でなければ、設備競争を行っていますケーブルテレビ事業者にとって壊滅的な打撃を受けることになります。ケーブルテレビ事業者をはじめ設備業者は、アクセスライン部分のリスクを抱えたままの事業展開となり、ケーブルテレビ事業者もユーザー料金の値下げ競争の泥沼に引き摺り込まれ、設備先行投資負担に耐えられなくなり、経営破綻を来たすことになり兼ねません。

OSU の共用に伴うシェアードアクセスの 1 加入者単位の接続料について、適正な料金体系でなければ、第二の国家的情報基盤として位置付けられつつあるケーブルテレビの存続を危うくします。地方の限界集落等へのデジタル放送や高速インターネット、そして固定電話等ラスト 1 マイルの情報基盤の提供を行うケーブルテレビは、デジタルデバイト解消に大いに貢献しています。ケーブルテレビの経営破綻は、地方の情報基盤を失うことだけに留まらず、危機管理上からも国家的損失となることは明らかです。また、設備投資インセンティブをなくすことは、情報基盤整備を断念せざるを得ない結果となり、地方のブロードバンド化を阻害することになります。

結論

適正な競争環境を維持するために、NTT の組織の在り方を含め、業界の長期的健全経営の観点から適切な料金体系となることを希望します。

(倉敷ケーブルテレビ)

- 当社は、地域に密着した放送・通信事業者として地域の情報格差是正・過疎地域のブロードバンド化を推進し、全市域のユーザに高度なサービスをご利用いただけるよう、伝送路設備の拡大・光化等を行政と連携しながら積極的に進め、事業活動を行っているところです。

伝送路設備は、サービス提供に用いる設備の中でも長期的な投資回収が必要となる設備であるため、伝送路設備の拡大・光化を積極的に進めている敷設事業者は相応のリスクを抱えています。

本件接続料が設定されると、全国規模の事業者はリスクを負わずに敷設事業者の光ファイバを利用してブロードバンドサービスを提供できるようになるため、リスクを負って伝送路設備に投資した地域の放送・通信事業者は圧倒的に不利な状況に立たされます。

結果、地域の放送・通信事業者の伝送路設備の拡大・光化の意欲を削ぎ、地域の情報化を阻害するとともに、全国規模の事業者によるブロードバンド市場の寡占化を招くことを危惧しております。

願わくは、全国規模の大手事業者ばかりに目を向けるのではなく、当社のような地域密着型の事業者にも目を向けていただき、地域の放送・通信事業者も地域発展のため価格面・サービス面等で工夫を凝らしながら全国規模の事業者と競争していることをご理解いただければと思います。

(アイ・キャン)

- 当社は、地域の皆さまの生活が豊かになることを願ってケーブルテレビサービスやCATVインターネットサービスを提供しています。大手の事業者には真似ができない地元住民の皆様の声をダイレクトに反映したサービスの展開、地元密着した事業活動を行うことで、大手事業者と競争しています。

本答申案の「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」は、NTT設備を借りる事業者が負うリスクを減らすことで参入障壁を下げ、競争促進を図りたいという狙いがあるようですが、当社のサービス提供エリアでは、既に、NTTのFTTH、ソフトバンク等のADSL、当社のCATVインターネットの間で激しい競争が繰り広げられています。

そのような接続料を設定しなくても、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定を要望している事業者は、既にNTTの加入ダークファイバを借り受けることが可能となつて

いるはずですが。要望事業者は、お客様を集めることが容易でないため、お客様あたりコストが高くなって困ると主張されているようですが、お客様は努力して集めるものなのではないでしょうか。努力して集めない限り、お客様あたりコストが高くなってしまふのは当たり前なのではないでしょうか。当社もお客様を集める努力を行い、お客様あたりコストが低減するよう努めているところです。

特定の事業者の要望を受けて、行き過ぎた貸し出し条件の緩和を行うことは、その事業者だけを有利にするものであって、その事業者と当社を含む自ら設備を造っている事業者との間の競争を歪めることになるため、当社としては看過できるものではありません。

更に、行き過ぎた条件緩和によって、自ら設備を造っている事業者が疲弊するようなことになれば、今後のサービス高速化に対応するための設備の更新等を断念せざるを得なくなる等、結果として、お客様にご迷惑をおかけすることになりかねないと考えます。

したがって、当社としては、今以上に貸し出し条件を緩和する必要はないと考えており、「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」に賛成することはできません。

(テレビ鳴門)

○ 分岐端末回線単位の加入ダークファイバー接続料の設定には反対します。

【理由】

2011年の地上波放送の完全デジタル化を控えて、デジタルテレビの買い替えが進まない状況のなかで、地上アナログ放送の停波に伴うトラブル回避の方法としてCATV事業者による有線放送が効果的な手段として注目を集めていると同時に、地上波放送のIP再送信など、通信事業者による映像配信サービスが現実化しようとしています。

このことは、我々CATV事業者にとっては、競争事業者が増加することになりますが、技術革新等によって競争事業者が増えていくことは当然のことと考えます。しかしながら、その競争においては、『公正な競争環境』の整備が必須であると考えます。

今回議論されている、分岐端末回線単位の加入ダークファイバー接続料の設定の問題は、電気通信事業者同士の競争というだけでなく、CATV事業者との放送事業面での競争という側面も慎重に検討していただく必要があると思います。

報告書案に示されている接続料設定案は、投資リスクを負うことなく容易に、かつ安価に加入光ファイバーを利用できるもので、零細で地方の一部地域に限定したサービス展開にもかかわらず、莫大な設備投資を行って線路設備を敷設してきた当社のような中小CATV事業者にとっては、受け入れられるものではありません。

我々CATV事業者は、地上波放送の難視聴対策やデジタルデバインドの解消、ブロードバン

ドゼロ地域の解消という国の目標に対して、自らの投資で線路整備を行って貢献をしてきました。

また、かつては、行政区域単位での事業許可が通常で、なおかつ、許可エリア内においては採算性を度外視してまで全許可エリアでの同一サービスを指導された時期もありました。

このたびの、分岐端末回線単位の加入ダークファイバー接続料の設定は、このような我々弱小CATV事業者のこれまでの努力や貢献に対する考慮が全くなされておらず、到底受け入れられるものではありません。

全国展開する事業において莫大な利益をあげている大手通信事業者が、地方の中小零細であるCATV事業者ですら負っている投資リスクを回避して安価に線路設備を利用でき、かつ映像配信が可能になることは、『公正な競争環境の整備』とは正反対のことであり、このような制度の導入には反対をいたします。

(エーアイテレビ)

- 当社が事業展開しているような地方都市では、戦後最長の好景気はマスコミからの情報で知るだけで、実感としての景気は一向に上向き気配がありません。このような状況下、2011年に地上波放送のデジタル化が予定されておりますが、デジタル化対応のためのデジタルテレビへの買い換えは進まないため、CATV事業者の有線放送サービスがアナログ放送停波へのトラブル解決手段として注目を集めております。現在、IPによる地上波再送信など電気通信事業者の手による映像配信が実現しようとしており、我々の事業と競合することが予想されます。技術は進化するものであり、それにより競争事業者が増えることは仕方のないことだと思いますが、その競争には公正な競争環境の整備が必須であると考えます。

この度、分岐端末回線単位の加入ダークファイバー接続料の設定が議論されておりますが、IPによる地上波放送再送信を考えると、電気通信市場の影響だけでなく、放送市場にも大きな影響を与える事案であると考えます。そして検討にあたっては、電気通信事業者同士の競争という観点だけでなく、CATV事業者との放送事業における競争という観点も意識いただく必要があります。報告書案で示されている接続料設定案は、投資リスクを負わずに安価に加入光ファイバを利用できる案となっており、小さいながらも自ら莫大な投資を行い、線路設備などを敷設しビジネス展開してきた当社には、到底受け入れられるものではありません。CATV事業者は、日本の放送市場の発展に貢献し、今後も放送のデジタル化対応などにも貢献できるものと考えておりますが、今回の施策は、このような我々の努力を省みないものと言え、看過できるものではありません。

莫大な利益を上げている大手通信事業者が、我々中小のCATV事業者でも負っている投資リスクを負わずして安価に線路設備を利用し、それを使って映像配信が可能となることは、

とても公正競争環境の整備とは言えるものではありません。このような制度導入に対しては、当社は断固反対いたします。

(ひのき)

- 当社は、ケーブルテレビサービスの急激な価格破壊を招くことになる「分岐端末回線単位の加入者ダークファイバ接続料の設定」そのものに反対いたします。

当社は、TV視聴環境が劣悪な地元地域の生活・文化発展のために、会社設立以来約20年にわたって必死の思いで努力してきました。その間、多チャンネル放送の多様化、放送とインターネットの一体化や高速化、放送のデジタル化等の急速な技術・環境変化に対応し、住民の方々に最適なサービスを安価にご提供すべく、莫大なインフラ投資を進めてまいりました。

特に、NGNによりIPによる放送再送信が開始されると、NTTをはじめとする大手キャリアのスケールメリットと放送・インターネットの完全一体化を背景とした格安な放送サービスが可能となり、従来の同軸ケーブルによるサービスではまったく太刀打ちできなくなることは明白であることから、当社は生き残りをかけて同軸ケーブルから光ファイバへの転換を自己負担で急ぎ進めているところです。

しかしながら、分岐端末回線単位での加入者ダークファイバ開放が実施されれば、光ファイバへの設備投資リスクを負わない大手キャリア同士の競争により価格破壊がいっそう加速され、当社にとって顧客流出・価格低下→投資回収不能といった致命的な負のスパイラルに陥ることは明らかです。

これは、当社のみならず、自己リスクでインフラ整備に取り組んでいる他のCATV事業者にとって共通の懸念であろうと考えております。

最先端のサービスを安価に自由に利活用できる環境が整備されることは、住民にとって重要なことではありますが、まさにその実現に向けて日夜努力している私ども小さなCATV事業者が、大手キャリアの論理により壊滅に追い込まれることのないよう、バランスの取れた政策運用を切にお願いいたします。

(ケーブルテレビ徳島)

- 分岐端末回線単位の加入ダークファイバの接続料設定に関しては、いずれの案にも反対いたします。

ケーブルテレビ事業者は自らが投資回収リスクを負い、初期の設備投資負担に耐えながら、日々、企業努力を重ねております。

また線路設備の老朽化による光ファイバーへの張り替えなどは投資負担が大きいものの、設備事業者の宿命と思い、近年、電力系通信事業者との協業により積極的に取り組んでおり、今後も続けていく所存でございます。

一方、NGNに関しては、IPIによる地上波再送信など通信事業者の回線を使って映像配信なども行われる予定であり、ケーブルテレビ事業者のコア事業である放送サービスとの競争が今後益々激しくなるものと理解しているところでございます。

そのような状況下で、大手通信キャリアが自ら投資回収リスクを負うことなく、格安の料金で光回線を利用して光サービスを提供できるという今回の案は、自前回線設備を持たない事業者への大幅な優遇施策にほかならず、日本の情報化および文化創造に少なからず貢献してきたケーブルテレビ事業者の営みを蔑ろにするだけでなく、将来にわたっての貢献意欲までも減退させるものと思われます。

現状でもNTT東西の光回線を利用できる制度は存在し、既に投資回収リスクが小さくなるような環境があるなかで、莫大な利益を上げている大手通信事業者をさらに優遇するような本施策は、公正競争環境の整備とは言えるものとは思われません。

このような制度導入に対しては、弊社は断固反対いたします。

(高知ケーブルテレビ)

- 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定に関しましては断固反対します。

当社は自ら光ファイバを敷設し、大都市にも劣らぬよう地元住民へのサービス向上・デジタルデバイド解消に尽力し、また地域経済活性の一助となるよう日々努力を重ね通信事業を営んでおります。当社自らが光ファイバを敷設することには大きな事業リスクを伴いますが、それ故、顧客獲得にも営業努力を惜しまず、サービスの向上を図り、「打倒NTT」を目指し頑張っております。

我々自ら設備投資を行い、事業リスクを抱えてでも通信事業を営んでいるのには、地域密着企業として住民への高度なサービスを提供することが使命であると考えているからであります。ITを活用した、地域経済の活性・雇用の確保や拡大・高齢者向けサービスの提供など、地域に根ざした企業であるからこそ取り組めることも多く、地元住民のことを常に考えているのは私ども地域に根ざした企業であると自負しております。

そのような中、大都市という大きな収入基盤を持った大通信事業者が、NTT東西の加入ダークファイバを更に格安で手に入れ、地域への進出を果たそうとしています。更に過激に申し上げるならば、「加入者負担の軽減」などともっともらしい大儀を掲げ、自らの負担を軽減させることにのみ力を注ぎ、本来注ぐべき営業努力を惜しんで、楽々と地方行きチケットを手にとろうとしている。そのように私どもは感じます。

本案のいずれかが採用された場合、大都市を収益基盤として持つ大手通信事業者との過剰な競争にさらされることになり、私ども地方事業者は営業努力も空しく、いずれ市場からの撤退を余儀なくされることでしょう。または、努力が報われ何とかギリギリのところまで競争に加わることが継続できたとしても更なる設備投資の余力はなくなるでしょうから、地方においては設備競争の荒廃・デジタルデバイド解消の遅滞、更には通信インフラのNTT独占への回帰を招くと大きな危機感を覚える次第です。

最後に地域経済に直接寄与し、公共の福祉に貢献している私どものような存在も考慮したご指導を切に願う次第です。

(ケーブルネットおえ)

- 当方の営業エリアである宿毛市は、高知県西南部に位置しており、県の中心である高知市まで車で3時間程度かかる、交通の便の良くないところです。情報化によって、電子商取引や遠隔医療などが実現され、時間と距離が縮まれば、住民は、より豊かで安心した暮らしが出来るようになると思います。

その実現のために、ブロードバンドサービスの提供範囲を早期に拡大することが望まれますが、仮に分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定された場合、実現出来なくなる可能性があると思います。なぜなら、投資リスクの無い事業者たちが低価格で事業に参入出来るようになれば、投資リスクを負い設備設置をする事業者たちは、極端な価格競争を強いられて経営体力を失うこととなり、もはや周辺部のインフラ整備を行うことなど出来なくなってしまう可能性があると考えられるからです。

地域の情報化を願う我々にとっては、ブロードバンドサービスの健全な競争の実現こそが、その手段となり得ると考えており、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定は反対致します。

(西南地域ネットワーク)

- 分岐端末回線単位の加入ダークファイバの接続料設定に関しては、3案が併記されておりますが、いずれの案にも反対いたします。

我々CATV事業者は、当社のような地方都市において事業を営んでいる事業者でも自ら投資回収リスクを負い、初期の設備投資からくる赤字にも耐えながら、将来的な発展を目指して必死に事業展開してまいりました。また、線路設備の老朽化による光ファイバへの張り替えなどは投資負担が大きいものの、設備事業者の宿命と思い積極的に取り組んでおり、今後も続けていく所存でございます。

NGN以降においては、IPIによる地上波再送信など映像配信が電気通信事業者の設備を使って配信されていくことも予想され、我々がビジネスの中心としていた放送分野との競争が激しくなると認識しております。そんな状況の中で、大手通信キャリアが自ら投資回収リスクを負うことなく、格安の料金で光ファイバ回線を手に入れられることは、競争のイコールフットリングではなく、回線設備を自ら持たない事業者への大幅な優遇施策になります。

携帯電話事業などで大きな利益を上げている大手通信事業者が、自ら光ファイバの設備投資したのでは競争にならないと言っていることは、今まで頑張ってきた当社のような売上や利益も小さいCATV事業者から見ると、単に投資回収リスクを負いたくないと言っているようにしか聞こえず、事業者のエゴを感じます。

もし、今回示されているような案が通るようであれば、日本の情報化に貢献してきたCATV事業者の営みを蔑ろにすることとなり、将来のCATV事業者の貢献意欲も減退させることとなります。

現状においても、NTT東西の光ファイバを借りられる制度があり、自ら光ファイバ設備に対する投資をしている我々している事業者よりも投資回収リスクが小さくなるような環境があるなかで、更なる大手通信事業者への優遇施策の導入は、公正競争環境の確保の目的に反すると考えますので、不要と考えます。

(中讃ケーブルビジョン)

- 現在、IPIによる地上波再送信など電気通信事業者の手による映像配信が実現しようとしており、我々の事業と競合することが予想されます。技術は進化するものであり、それにより競争事業者が増えることは仕方のないことだと理解いたしますが、その競争には公正な競争環境の整備が必須であると考えます。

この度、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定が議論されておりますが、IPIによる地上波放送再送信を考えると、電気通信市場の影響だけでなく、放送市場にも大きな影響を与える事案であると考えます。そして検討にあたっては、電気通信事業者同士の競争という観点だけでなく、CATV事業者との放送事業における競争という観点も意識いただく必要があります。

報告書案で示されている接続料設定案は、投資リスクを負わずに安価に加入光ファイバを利用できる案となっており、小さいながらも自ら莫大な投資を行い、線路設備などを敷設しビジネス展開してきた当社には、到底受け入れられるものではありません。CATV事業者は、日本の放送市場の発展に貢献し、今後も放送のデジタル化対応などにも貢献できるものと考えておりますが、今回の施策は、このような我々の努力を省みないものと言え、看過できるものではありません。

莫大な利益を上げている大手通信事業者が、我々中小のCATV事業者でも負っている投資リスクを負わずして安価に線路設備を利用し、それを使って映像配信が可能となることは、とても公正競争環境の整備とは言えるものではありません。このような歪んだ制度導入に対しては、当社は断固反対いたします。

(ケーブルメディア四国)

- 当社は、愛媛県松山地域において、地域の皆様のご支援を頂きながら、自身で設備を構築し、ケーブルテレビとインターネットのサービスを提供しています。現在、約2万のお客様にインターネットをご利用頂いておりますが、それだけ多くのお客様にサービスをご利用頂けるようになるまでには、サービス提供エリアの拡張を行い、当社のサービスにご加入頂くために地道な営業活動を重ね、そして、末永く使っていただくために日々のサポートや保守運用を充実するなど、色々な努力を行ってきました。

こうした中、分岐端末回線単位の加入ダークファイバの接続料を設定し、NTTの光ファイバをこれまで以上に借りやすくすることは、我々のように地域の情報化促進を目指して設備投資を行ってきた事業者が育ててきた市場環境を、余りリスクを負わなくても誰もが通信事業に参入することが出来るような市場環境に転換しようということだと思っておりますが、そのような施策が導入されてしまうと、設備保有事業者は、まだ投資した資金が完全に回収しきれない状態にありながら、投資リスクを負わない事業者と激しい顧客獲得競争をしなければならないこととなります。更に、投資リスクを負わなくなった大規模事業者は、その資本力を背景に、熾烈な料金値下げ競争を仕掛けてくるのが想定されます。採算が取れなくなったエリアにおいて既存事業者が事業撤退を強いられると、一部の大規模事業者の寡占状態になってしまうこともあり得ると思っております。

地方におけるデジタルデバイドの解消は、現在の我が国が抱える重要な課題の一つだと思っておりますが、その解決のためには、競争環境を歪めて、一部の大規模事業者の寡占化を促すのではなく、地域の発展のために力を尽くしている我々のような事業者が、今まで以上にやる気を出して頑張れるような施策を検討いただく必要があると思っております。

(愛媛CATV)

- 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定に関しましては反対します。
弊社は、2010年のデジタルデバイド解消に向け、自ら光ファイバを敷設し地域経済活性の一助となるよう加入者拡大に日々努力を重ねCATV事業及び通信事業を営んでおります。自社にて光ファイバを敷設することにつきましては大きな事業リスクを伴うことが予想されま

したが、光ファイバの大容量、双方向機能、高速性を活かしながらきめ細かな所謂「痒いところに手が届く」地域事業者でないとは不可能なサービスにつとめ、その結果、地域文化の向上並びに地域活性化の一助になるべく下した苦渋の選択であります。

地域事業者の行うサービスは、ご高承のとおり少子高齢化が著しく進行している地方都市におきましては、全国事業者には任せられない地域密着企業にのみ与えられた大きな使命であると考えています。ITを活用した、地域経済の活性・雇用の確保や拡大・高齢者向けサービスの提供など、地元自治体と手を携え、地域に根ざした企業ならではの取り組めるサービスを開発し、地元住民のことを常に考えて事業活動を展開できるのは私どもの企業であると自負しております。

このような状況下におきまして、大都市を中心に大きな収入基盤を持った大通信事業者が、NTT東西の加入ダークファイバを今以上に安価に利用し、地域への進出を目指そうとしています。更に過激に申し上げるならば、「加入者負担の軽減」などともっともらしい大儀を掲げ、自らの負担を軽減させることや、市場をいたずらに混乱させることにのみ力を注ぎ、本来注ぐべき正直な、真面目な営業努力を惜しんで、安易に自社シェアの確保を行い利潤の追求に邁進するにしか弊社としては受取る事が出来ません。

本案のいずれかが採用された場合、大都市を収益基盤として持つ大手通信事業者との過剰な競争にさらされ、私ども地方事業者は営業努力も空しく、いずれ市場からの撤退を余儀なくされることでしょう。さらには地域雇用の不安まで招く結果となるでしょう。または、努力が報われ何とかギリギリのところまで競争に加わることが継続できたとしても更なる設備投資の余力はなくなり、地方においては設備競争の荒廃・デジタルデバイド解消の遅滞、更には通信インフラのNTT独占への回帰を招くと大きな危機感を覚える次第です。

我々中小のCATV事業者でも負っている投資リスクを負わずして今以上に安価な線路設備を利用できるとなれば、それを使って映像配信及び通信事業がいとも簡単に可能となり、とても公正競争環境の整備と言えるものではありません。今、地方の地域住民が求めているのは価格破壊者ではありません。重ねて申し上げますが、「痒いところに手が届く」きめ細かなサービスを行える事業者であります。

よって、このような歪んだ制度導入に対しては、弊社は断固反対いたします。

(今治シーエーティービィ)

- 当社が事業展開しているような地方都市では、世帯数(人口)が減少している状況の中で、初期投資リスクを負い、光ファイバを敷設しFTTHによるサービスを展開しています。2011年に地上波放送のデジタル化が予定されておりますが、デジタル化対応のため、CATV事業者の有線放送サービスが安定供給の解決手段として注目を集めております。また、地域密

着ならでの地元企業として住民サービス向上へ日々尽力している次第です。

現在、IPによる地上波再送信など電気通信事業者の手による映像配信が実現しようとしており、我々の事業と競合することが予想されます。技術は進化するものであり、それにより競争事業者が増えることは仕方のないことだと思いますが、その競争には公正な競争環境の整備が必須であると考えます。

この度、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定が議論されておりますが、IPによる地上波放送再送信を考えると、電気通信市場の影響だけでなく、放送市場にも大きな影響を与える事案であると考えます。そして検討にあたっては、電気通信事業者同士の競争という観点だけでなく、CATV事業者との放送事業における競争という観点も意識いただく必要があります。

報告書案で示されている接続料設定案は、投資リスクを負わずに安価に加入光ファイバを利用できる案となっており、小さいながらも自ら莫大な投資を行い、光ファイバを敷設しビジネス展開してきた当社には、到底受け入れられるものではありません。CATV事業者は、日本の放送市場の発展に貢献し、今後も放送のデジタル化対応などにも貢献できるものと考えておりますが、今回の施策は、このような我々の努力を省みないものと言え、看過できるものではありません。

これまで、当社を始めとするCATV事業者は、放送市場の多様化や、日本におけるブロードバンド市場の立上げを牽引するなど、様々な面で貢献してきました。今後も地域の情報通信分野の発展に寄与していく所存であります。今回の施策は、このような我々の努力を省みないものと言えますので、当社は、断固反対いたします。

(テレビ阿波)

○ 弊社は、長崎県五島市において、地域住民の皆さんへケーブルテレビを提供しています。

先日、ブロードバンド競争の活性化のために、分岐端末回線単位の加入ダークファイバの接続料の設定について議論されていることを知りました。

我々がサービスを行っている五島市では、民間事業者が採算ベースでブロードバンドサービスを提供することが難しいと聞いております。そのため、行政、住民、事業者が三位一体となり、補助金も活用しつつ地域の情報化に取り組んでいます。しかし、補助金だけでは、全島において十分な光インフラ整備を行うことは難しいと思います。なぜならば、補助金の対象エリアである五島市周辺部では光インフラが展開されているのに、補助金の対象外である五島市中心部は光インフラが整備されず、ADSLしか提供されないという、非常にバランスを欠いた状況になってしまうという課題があるからです。結局、市内中心部については、民間事業者にてFTTHサービスの提供をお願いするしかないと思います。

(富江ケーブル)

- 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定については、一部の大手事業者だけが設備投資リスクを負うことなく安価な料金で必要最小限の回線を都度借用できるようにするものであり、著しく公平性を欠くものと考えます。

当社は、鹿児島市内において放送事業のみを提供しており、仮に「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」が実施され、大手事業者がインターネットや光電話と組合せたトリプルプレイサービスを非常に安価な料金で提供することとなれば、当社のように規模の小さな地方のCATV事業者は壊滅的な打撃を受けることとなります。

このことから、小規模CATV事業者の経営を阻害する「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」については反対いたします。

(鹿児島光テレビ)

- 当組合が事業展開しているような地方の町では、戦後最長の好景気はマスコミからの情報で知るだけで、実感としての景気は一向に上向き配がありません。このような状況の下、2011年に地上波放送のデジタル化が予定されておりますが、デジタル化対応のためのデジタルテレビへの買い換えは進まないため、我々CATV事業者の有線放送サービスがアナログ放送停波へのトラブル解決手段として注目を集めております。

現在、IPによる地上波再送信など電気通信事業者の手による映像配信が実現しようとしており、我々の事業と競合することが予想されます。技術は進歩するものであり、それにより競争事業者が増えることは仕方のないことだと思っておりますが、その競争には公正な競争環境の整備が必須であると考えます。

この度、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定が議論されておりますが、IPによる地上波放送再送信を考えると、電気通信市場の影響だけでなく、放送市場にも大きな影響を与える事案であると考えます。そして検討にあたっては、電気通信事業者同士の競争という観点だけでなく、CATV事業者との放送事業における競争という観点も意識いただく必要があります。

報告書案で示されている接続料設定案は、投資リスクを負わず安価に加入光ファイバを利用できる案となっており、小さいながらも自ら莫大な投資を行い、線路設備などを敷設しビジネス展開してきた当組合には、到底受け入れられるものではありません。CATV事業者は、日本の放送市場の発展に貢献し、今後も放送のデジタル化対応などにも貢献できるものと考えておりますが、今回の施策は、このような我々の努力を省みないものと言え、看過でき

るものではありません。

莫大な利益を上げている大手通信事業者が、我々中小のCATV事業者でも負っている投資リスクを負わずして安価に線路設備を利用し、それを使って映像配信が可能になることは、とても公正競争環境の整備とは言えるものではありません。このような歪んだ制度導入に対しては、当組合は断固反対致します。

(石井町有線放送農業協同組合)

- 南小国町は、熊本県の北部に位置する人口 4,758 人、世帯数 1,665 世帯(平成 20 年 2 月 1 日現在)の町ですが、阿蘇の恵みである温泉の恩恵により黒川温泉や小田温泉、満願寺温泉など観光地として栄え、多くの方々にご来訪頂いている元気な町です。現在、御省のご支援もあり、「頑張る地方応援プログラム」を策定し、その中のプロジェクトの一つである「地域情報化推進プロジェクト」として、町営「みなみチャンネル」のCATVデジタル整備事業・インターネット拡張事業に取り組んでいます。

「みなみチャンネル」のCATVインターネット接続サービスにつきましては、熊本市にアクセスポイントがあるインターネットサービスプロバイダと専用回線で接続し実現しておりますが、実際に利用トラヒックも増加しているため、伝送容量を上げる必要があります。ところが、アクセスポイント向けの専用線を大容量のものに切り替えた場合、費用が膨らんでしまうため、簡単には実施出来ません。安価で高速なブロードバンドサービスの提供地域が拡大され、せめて我が町の周辺にまで広がってくれば、ブロードバンドサービスを用いて、低コストにアクセスポイントへ接続できる可能性が出てきます。

分岐端末回線単位の接続料が設定されると、都市部など現在ブロードバンドサービスが提供されている地域では、一時的には安価な料金で様々な事業者がブロードバンドサービス市場に参入できるようになるかもしれませんが、投資回収リスクを負いながらサービス提供を行っている事業者は、価格競争への追随によって疲弊してしまうと予想され、結果、投資回収が遅れて、更なる高速化に対応した設備開発や、ブロードバンドサービスの提供地域の拡大を断念せざるを得なくなる可能性が高くなります。この場合、我が町周辺の地域までブロードバンドサービスの提供地域が広がる見込みはなくなってしまうかねません。

様々な地方活性化施策を実現されている御省において、頑張る地方の地域情報化を衰退させかねない施策が実現されることが無きよう、具体的には、分岐端末回線単位の接続料の設定要望が安易に認められることが無きよう、何卒慎重なご検討をよろしくお願い致します。

(南小国町)

○ 弊社は北陸地域において電気通信工事を中心とした建設業を営み、光アクセス設備工事等地域の情報通信サービス基盤構築の一翼を荷っております。

地方においては人口の老齢化の進行、旧来の産業の衰退等により経済活力の低下が目立ち、新しい産業の育成・発展による雇用の拡大、経済の活性化が切に望まれる状況です。

情報通信サービスはこのような場所による格差を解消する手段として、ハンディーのある地方においてこそ、国土の調和ある発展のためにも充実が必要と考えます。

しかし、営利企業にあつては利益の確保が企業の継続性にとっては必須の条件であり、コスト回収の厳しい地域への投資はリスクが大きく、地方は置き去りにされ基盤整備が遅れ易く、事業者にも地方にも投資する何らかのインセンティブを与える政策が必要と考えます。

このような視点から今回の「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」を見ますと、分岐端末回線単位の接続料設定は投資リスク(未回収コスト)を設備提供事業者側(更にはその事業者のサービスを利用されているお客様)に片寄せすることになり、設備提供事業者の投資インセンティブを著しく損なうこと。また地域に密着したCATV事業者(福井、富山両県ではブロードバンド加入者の約4割をCATVアクセスが占めております。)等を設備競争から締め出すことになる恐れもあり、ひいては地方での情報通信基盤整備を遅らせる要因ともなり兼ねないこと、などから「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」には反対です。

地方の情報通信基盤整備促進のためには、ドミナント事業者の投資インセンティブを損なわないこと、地域に密着した事業者を健全に存続・発展させることが重要と考えます。

また現在の設備形態は、今後の技術の進歩、競争環境の変化等により変更が必要になることも想定され、現在の物理的8分岐にこだわった仕組みの構築は今後の発展を阻害する要因となる恐れもあり、この観点からも現在の主端末回線単位の設定で充分と考えます。

以上のとおり、『第4章 接続料の算定方法等 3. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定』には反対します。

(北陸電話工事)

○ 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定に関し、以下のとおり反対いたします。

NTT東西や電力事業者は電柱・管路開放等を十分に行っており、そういった面で競争環境は公平であると考えます。しかしながら、現在検討されているような1分岐単位での貸出し(分岐端末回線単位での接続料設定)等の施策を導入することは、NTT東西の局舎に既に設備を持っている一部の接続事業者のみを利するものであって、結果的に弊社のような設備構築を行いながら事業を行っている中小事業者を困窮させる施策であることから反対しま

す。

(ケイ・キャット)

○ 分岐端末回線単位の接続料の設定には、以下の理由から反対します。

1. 自ら電気通信設備を整備する通信事業者はコストを踏まえた適正料金確保ができず、投資意欲が削がれ、光通信設備の整備が遅れる。
投資回収が難しくなれば、特に光インフラ整備の地域格差が拡大していくことを懸念する。
2. 光ファイバ接続料は「適正な回収」が保障されるべきで、単に安くすれば良いという発想であれば将来のインフラ整備が破綻することは明白である。最終的には利用者に不利益が出るのが想定される。
3. OSU 共用による分岐端末回線単位の接続料設定が想定されているが、OSU の共用はサービス品質の確保や新サービス提供が阻害される懸念がある。具体的には、「現在我々が体感しているサービス品質レベルが低下する」また「利用者の故障修理対応や開通処理の複雑化で保守・運用レベルが低下する」等を懸念する。
4. OSU を共用する事業者間で仕様や運用ルールが複雑化し、新サービスの提供時の利用者が求める多彩なサービスの実現を否定することにもつながる恐れがある。
5. 現行の光ファイバの接続料が実際のコストを大幅に下回る水準で設定されている状況にある中で、更に実態を反映しない安価な割勘料金での貸し出しを義務付ける料金政策が採用されるならば、利用ベースの事業者はアクセスラインの投資リスクを従来より更に軽減してサービスを提供できる一方、光ファイバを自ら構築している事業者は、設備を構築するインセンティブを失い、今まで進展していた設備競争にブレーキをかけることが懸念される。そのことにより、需要が少ない地方へのインフラ整備が進まず、地方格差として地方住民の不利益をもたらすことになる。

(西部電設)

○ 報告書の何れの場合も、以下の問題があり、反対である。

理由： 現状の光ファイバの貸し出しは1心単位で行われており、それを如何に効率的に使用するかは設備を利用する各々の事業者の工夫によるべきであり、政策的に安価な接続料を設定することは、市場を歪め、ひいては設備を構築する事業者の投資意欲を削ぐことになると思います。その結果、需要見込みが少ない地方のインフラ整備が進ま

ず、デジタルデバイドの解消が困難になります。

また、現状では、ダークファイバをはじめ多くの事業者の多様なサービスが收容されている光ファイバの建設・保守作業における切り替えにはユーザ調整に多大な時間とそれに伴う稼動(費用)が必要となっている。この状況に加えて、分岐端末単位に事業者が混在することになれば、更に光ケーブルの運用に膨大な費用、故障原因、保守の困難さが加わり、結果的には、効率的な心線運用が出来なくなり、ひいてはユーザ料金の値上げという事態を引き起こすことになると思われるので反対します。

(個人18件)

○ (1) 光サービスを活用しているお客様の観点から

お客様の故障対応切り分けには、他社との故障対応の連携が必要となり、故障切り分け作業に多大な時間を要しタイムリーな故障回復ができず、お客様サービス低下に結びつくことが懸念されます。また、サービス内容が画一化しNTT東西等(NTT東西、電力系事業者、CATV事業者)のサービスの多様性に欠け、時代とともに刻々変化する多種多様なお客様ニーズにスピード性を持って対応できません。

(2) 設備の信頼性の観点から

「携帯電話のわんざり」設備故障にみられるように、他のお客様のサービス提供に甚大な影響を与えない設備構築にしなければなりません。このため、IP網においても「ヘビーユーザ」や「なりすまし」、更には「ドス攻撃」によるアクセス区間からの容量以上のトラフィック流入を想定し、それを阻止する強固なオペレーションシステムの構築が必要となり、この構築費用が利用者の負担増に結びついてしまうことが想定されます。

(3) 地方の活性化の観点から

NTT東西等の複数事業者による設備投資が抑制され、特に地方のCATV事業者等による設備投資の意欲が薄れアクセス工事等が減少し経済の活性化が図れないとともに、過疎地におけるデジタルデバイドの早期解消が図れないと考えます。

以上のことから「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」について反対します。

(個人)

○ 日本の光インターネットは、通信業界各社の技術力向上およびコストダウン、により、世界トップクラスの技術水準で低コストでの光ファイバ構築により、諸外国と比べ低廉な価格で光イ

ンターネットが普及している。

しかしこれ以上の接続料金の引き下げとなると、コストダウンでは補いきれず、投資コストが回収できないまま通信業界各社の体力勝負の消耗戦になりかねない。

投資コストが適正に回収できなくなると、インフラ設備が陳腐化しても設備投資ができなくなるおそれがある。

いまの電気通信ネットワークは国の経済活動に必要不可欠になっており、もしそのネットワーク設備に外的障害や陳腐化により損害を受けるとそれがそのまま国内経済への打撃になることを考慮すると通信業界会社の自由競争にまかせておくのは将来的に不安である。

それに国として通信インフラをどのように整備し、保全するか将来展望が見えないので明確に打ち出す必要がある。

また、現在の通信ネットワークは高度になっているため、ちょっとした故障で大規模な障害の発生するリスクがあり、場合によっては国内の経済活動がマヒすることもありえるので投資コストを適正に回収させ設備投資を充実させる必要がある。

よって政策的に安価な接続料を設定することには反対であり、デジタルデバイドを解消するためにも投資コストを早期に回収させ新たな設備投資に振り向ける必要があると思われる。

(個人)

- 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料を安価に設定する、今回の3つの案については全て採用すべきでない。OSU専用として、OSU単位の接続料とする、現行の仕組みを維持すべきである。加入ダークファイバ接続料の低減化は、加入ダークファイバ設置事業者間の競争の促進による、低コストを実現する技術革新等、市場競争を通じて実現すべきである。

<理由>

私議、経済学を指導・研究する立場でありますので、今回の分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定に対する経済学的なアプローチを意見としてご具申したく存じませぬ。

「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」については、鉄道網(ネットワーク)に例えて、以下のように捉えています。

日本の鉄道網を、A、B、Cの3社で敷設し、各社は、鉄道業と旅行業を営んでいるものと設定します。そのほか、旅行業のみを営む事業者 x、y、z 等が存在する。そのうち、A社についてのみ、旅行業者に対する、貸し切り列車のみを提供する卸売りが義務付けられている。

<p>「OSUの共用」は、「A社の企画旅行に、x社の企画旅行の客も入れる」ことです。A社の独自イベントとx社の独自イベントが異なり、x社企画も実現するため、必要のない迂回や途中下車をすることになるなど、顧客に不便を強いることとなります。</p> <p>「OSUの専用(分岐端末回線単位接続料の設定)」は、x社の顧客が貸切車両の定員割れの場合、顧客見合いの料金設定とすることです。x社は、定員8人の車両に一人や二人の顧客のほうが、快適になるため、効率的な収容とは反対の作用が働きます。</p> <p>「機能の接続料化」は、A社の企画旅行の「ばら売り(1人から)」での卸売り義務化ということでしょう。この場合は、公正競争条件確保の観点から、x社ができることと同じ事業についてA社が制約なく事業展開できることが要請されます。そうでないと、A社には、自ら鉄道網を整備するインセンティブはなくなり、a社として旅行専門になるほうが、経済合理性にかなう企業行動だからです。例えば、x社が自社の弁当販売や食事提供をセットした旅行企画ができるのであれば、a社にだけでなくA社にもそういった業務をできることが求められます。今回の事例では、NTT東西にインターネット接続事業を認めることになるのではないのでしょうか。</p> <p>B社やC社にとっては、3つの案いずれの方法であれ、A社が安価な卸売料金を設定するのであれば、B社やC社自ら鉄道網を整備するインセンティブはなくなり、b社やc社として旅行専門になるほうが、経済合理性にかなう企業行動です。</p> <p>このように、卸売り料金について大幅に下回る水準の接続料の設定を義務付けることは「官製ダンピング」であり、実施すべきではありません。</p> <p>日本の光ファイバ通信市場においては、インフラを所有する供給事業者として、NTT東西以外に、地域電力系事業者やCATV放送系事業者が存在します。供給サイドにおける競争による市場を通じた適正な価格低下を期待するべきです。NTT東西のダンピング価格により、光ファイバ供給市場におけるNTT東西の市場独占を招く政策は、断じて採用するべきではありません。</p> <p>小売事業者が、卸売事業者に対して、仕入れ価格の低減を求めることは自然な経済行動です。また、最終消費者が、安価な役務提供を求めることも当然です。しかし、光ファイバ網というネットワークは、しっかりと安定的に管理されるべき国家インフラです。インフラ作りを行う供給事業者が、安心してインフラ構築できるようにするべきです。インフラを不安定にするような設備共用の義務付け、コストを下回る接続料金の安値設定の義務化、利用者利便を低下させ技術的問題も残る卸料金の設定は、採用するべきではありません。</p> <p>(個人)</p>	
<p>意見121 回線品質の確保や迅速かつ柔軟な新サービスの提供に課題があり、ユーザ利便を損なう懸念があることから、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定に反対。</p>	<p>考え方121</p>

○ NTT 東西殿の加入者光ファイバを活用して、各事業者殿が様々なブロードバンドサービスを提供している中で、今後当社としては、次世代 PHS サービスの展開にあたり、NTT 東西殿の分岐端末回線方式(シェアアクセス方式)を用いることも検討しております。(考え方111に同じ)

しかしながら、この分岐方式の共用については、当社サービスを展開していく上で、回線品質の確保や、迅速かつ柔軟な新サービスの提供に以下のような課題があり、結果としてお客様利便を損なうことを懸念しています。

(例)ユーザの利用状況に応じて共用帯域が制限され、当社サービスの提供品質が悪化することがある。

(例)障害発生時の切り分けが難しくなり、復旧に時間を要することがある。

(例)新サービス提供時、事前に他事業者殿との協議が必要と思われること

以上から、分岐回線単位の利用は弊害が大きいと考えられるため、現時点では、当社は単独で分岐方式を利用した事業展開することが適当と考えております。

したがって、当社としましては、分岐端末回線単位の接続料を導入する必要はない、と考えております。

(ウィルコム)

○ 弊社は、NTT東西のBフレッツ回線を利用して、戸建住宅加入者向けにも「スカパー！光」のFM放送、地上アナログ・デジタル、BSアナログ・デジタル及びCSデジタル多チャンネルサービスを提供している。OSUの共用をNTT東西に義務付ける制度変更は、平成 19 年 10 月 17 日提出のパブリックコメントでも申し上げた通り、以下のような問題が生じ、弊社の「スカパー！光」サービスの品質低下及びコストアップを招く恐れがある。

その結果、加入料金の値上げを招き、加入契約者(受信者)に多大な迷惑をかけることに成りかねない。

こうした問題が解消しない限り、OSUの共用を義務付ける制度変更には反対である。

《以下が、平成 19 年 10 月 17 日に提出した提案書の意見である》

① 現在(3波多重)の伝送方式では、映像信号が全ての事業者の戸建住宅の宅内まで届いてしまい、映像信号の切り分けが不可能な場合には不正受信が可能になる。

「スカパー！光」のサービスは FM 局、NHK、民放各社及び CS 放送番組事業者から、放送番組を再送信する許可として「再送信同意書」の締結が義務付けられている。

加入契約者(受信者)以外の不特定多数が受信できる可能性が生じた場合には、契約内容に抵触することになる。

また、NHK(地上アナログ・地上デジタル、BS アナログ・BS デジタル)の視聴には、NHK 放送受信料「地上カラー契約」「衛星カラー契約」の支払いが義務付けられているが、不正受信が可能となった場合には、その責任は負いかねる。

② 共用化に伴うトラブルの増加やクレーム処理・顧客管理事務の煩雑化、及びそれに伴うオペレーションシステムの高額な改善等、運用コストの増加が予想される。

③ BS 再編成に伴い、光ファイバの最大の特徴である広帯域化を計画中であり、BS-IF パススルーの放送導入時でのアクセスライン設備の増設、改修等を要望した際に、設備を共用する全ての事業者毎に対応せざるを得なくなり、新サービスの提供が遅れる可能性が大きい。

また、場合によっては一部の通信事業者からの反対により新サービスを断念せざるを得ない局面に立たせられる可能性が生じる。

また、OSUは専用するが、仮想的な割安な接続料を設定する案や、Bフレッツに係る機能を接続料化する提案を含めて、政策的にコスト以下の料金を強制すれば、通信事業者は投資インセンティブを失い、インフラの高度化が遅れること等を懸念する。この結果、こうしたインフラを利用した地上デジタル放送を始め、多チャンネル映像配信など多彩なサービスの普及が阻害され、お客様への利便の向上に支障を生じることになる。

(オプティキャスト)

○ OSU 共用はサービス品質の確保や新サービス提供に齟齬をきたす。

お客様への故障対応、開通処理の複雑化により保守・運用レベルが低下する。一何処の通信事業者が故障を起こしたかの判定までに時間を要し利用者に迷惑をかけるばかりでなく、NW 上の故障であれば全通信事業者の通信がストップする恐れがある。

新サービスを提供する際、共用事業者との協議が必要となり迅速性・独自性かつ柔軟な提供に支障が生じる

OSU の共用は、サービスの均一化をきたす。

OSU を共用する事業者間で仕様や運用ルールということで実質的なサービス調整を行うことは、サービス開発、展開の自由を奪うもので、お客様が求める多彩なサービスの実現を否定するものである。

以上のことから分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定について反対しま

<p>す。</p> <p>(個人3件)</p>	
<p>意見122 分岐端末回線単位の加入ダークファイバのアンバンドルを実施し、複数事業者のユーザを収容することになれば、複数事業者の複数ユーザ間のサービス断許容時刻の調整が必要となり、光ファイバの切断可能時刻が極めて限定される事態を招き、設備運用が過度に複雑化するとともに、工事施工・保守の作業自体を非常に困難なものにするおそれを招き、今後、多様な形態で発展していく NGN の阻害要因となるため、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定に反対。</p>	<p>考え方122</p>
<p>○ 我が国には加入光ファイバ設備の大量施工実績があり、他国の追従を許さない経験を有しています。私ども電気通信工事業界(以下、「工事業界」と略す)は、これまで業界全体をあげて、現場一線の施工技術者の技術力向上、サプライヤと工事会社とが連携した改善活動の推進などのコストダウンに向けた努力を積み重ねてきました。その結果、現状では、世界第一位の技術水準及び低コストでの加入光ファイバ設備の構築を実現しており、今後も更なる努力を続け、日本の光ファイバの普及・拡大に貢献していく考えであります。</p> <p>一方、工事業界は、あらゆる通信事業者(設備構築事業者)による加入光ファイバ設備の構築工事を行っており、工事業界、サプライヤの努力や設備構築事業者の信念と努力により、日本の光アクセスサービスは、世界一安い料金で提供され、普及も最も進んでいるところであると認識しております。大量の工事実施経験を踏まえ、施工技術の観点から接続ルールの在り方について意見を述べさせていただきます。</p> <p>加入光ファイバ設備は、人の血管網のように、サービスエリアを網としてカバーする面的設備です。加入光ファイバ網は、通信事業者ビルからエンドユーザに向かってファイバを延ばしながら、同時に幹線部が太くなり網が成長していきます。FTTH ユーザの増加に伴って、末梢部分であるユーザ建物側での光ファイバ網への接続工事が多くなると同時に、幹線部分での多心ケーブルへの置換え工事が多数発生します。また、街区の変化により、ケーブル移転工事が発生します。このように、加入光ファイバ設備は、サービスを提供している現用設備が全体として構成を変えながら拡大していくという特徴があります。現用光ファイバケーブルの交換や移転工事には、ケーブルの切断・張替・再接続が伴い、工事業界では、ユーザの利用状況に合わせて施工するというのが実態です。</p> <p>現状のシェアドアクセス方式の場合、1芯の光ファイバに複数のユーザ情報が流れているため、一時中断を伴う工事にあたっては、複数ユーザのサービス利用を同時に中断することが必要になります。このため、エンドユーザによっては、エンドユーザ毎のサービス断許容時刻の調整が必要となり、やむを得ず光ファイバ毎に切断可能な時刻が限定される場合もあり、結果として、作業プロセスを複雑化し、手待ち時間を発生させ、作業の非効率化とコスト</p>	<p>(考え方111に同じ)</p>

増につながっております。

分岐端末回線単位の加入ダークファイバのアンバンドルを実施し、複数事業者のユーザを収容することになれば、複数通信事業者の複数ユーザ間のサービス断許容時刻の調整が必要となり、光ファイバの切断可能時刻が極めて限定される事態を招き、設備運用は過度に複雑化し、工事施工・保守の作業自体を非常に困難なものにするおそれがあると考えております。その結果、今後、多様な形態で発展していくであろう NGN の大きな阻害要因となるものと考えます。

以上のことから、「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」については、反対いたします。

(電信電話工事協会)

○ 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定に反対します。

(理由)

当社は、北海道でNTT東日本に限らず、CATV事業者など設備構築事業者の光ファイバアクセス設備構築工事を、現場施工技術の向上・施工体制の増強を図るとともに、事業者と当社とが連携した改善活動の推進によるコストダウン・生産性の向上に努力を積み重ねて、低コストでの光ファイバアクセス設備構築に大きく寄与してきました。

このたびの「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」に関する議論において、「OSUの共用化も事業者間であらかじめ運用方法を取り決めておけば、新サービス提供の妨げにはならない。また、故障対応上も問題は発生しない」との主張も有りますが、分岐端末回線単位のアンバンドルしていない現在でも、光ファイバの回線切り替え工事、支障移転工事の段階において、お客様毎のご希望時間に合わせた深夜等での個別工事の実施、また、工事・作業終了後のお客様による機能確認等対応のための現場待機など相当なコストのかかる作業を行わざるを得ない実態があります。

今後の光ファイバアクセス網の拡大・整備の進展に伴い、回線切り替え等の工事・作業が多数発生することが想定される状況の中で、分岐端末回線単位のアンバンドルするという制度を実際に導入するとなりますと、OSU共用によるシェアアクセス方式のFTTHサービスは、1芯に異なる事業者の複数ユーザを収容してサービス提供するものであるため、故障修理や支障移転の際には、各事業者毎にお客様対応が必要となり、トータルで今までより多大なお客様対応時間を要することが想定されるとともに、当社など、工事・保守の現場においても工事・故障修理時間に大きな影響が出て、結果としてお客様サービスのレベルダウンを招くこととなります。

(つうけん)

○ 分岐端末単位の加入ダークファイバ接続料の設定に反対です。

分岐端末回線単位に複数の接続事業者が入った場合はケーブルの増設や移転工事において、作業手順がかなり複雑になります。それぞれの接続事業者の調整責任者が複数になること、接続事業者のサービス、品質に対する考え方の違いで調整に時間を要すること、更には調整がつかない事態も想定され、その結果工事の回数が増加し、夜間工事のウェイトが高くなるような事象が増加することになります。

こうしたことは工事作業環境の悪化につながるとともに、当然工事コストに反映されることとなり、将来相当のコスト高になることが想定されます。地球環境問題にも逆行するものであります。

安定的に良品質の設備を構築維持していくためにはこれらの構築コストを適正に接続料に反映していただくことが必要になります。膨大な光設備にこれらのコスト対応を適正に行っていくためには十分な先見性を持ったコスト評価に基づく制度が必要であり、実態に対応できる柔軟なものとする必要がありますが、現在をベースとした推定ではこれはかなり困難なことと考えます。

一時的な、一側面からのコスト削減にのみ照準をあてれば、結果として接続事業者ごとの柔軟で機敏なサービス競争の足かせとなり、(OSU を共用で使うこととなれば現場段階でも、すべてに接続事業者間の主張の調整が必要となり)足の引っ張り合いによる結果としての妥協の産物は即応性を欠いたサービスの凡庸化に行き着きます。

逆に OSU を共用する中でそれぞれの接続事業者がサービス等の独自性を求め主張すれば際限ない時間ロスとコストの増加につながります。結果として品質と信頼性も悪化することになります。

結果として今後のユーザの要求に十分対応が出来ないものとなります。

通信インフラ構築には事業者それぞれが応分のリスクとコスト負担をしながら競争環境を作りこむ制度が求められていると考えます。また、サービス提供事業者の独自性発揮による柔軟で即応が可能なサービス競争を担保できる制度が必要と考えます。「分岐端末回線単位の接続料の設定」はそれを阻害するものに他なりません。

恣意的に仕組みを強要することなく、それぞれの接続事業者に設備構築のインセンティブが働くしくみとしていくことが必要と考えます。

(ユーニス)

○ 報告書の何れの案も、以下の問題があり、反対です。

理由:

(1) 現在、光ファイバは心線単位で貸し出されていますがこれは旅客鉄道の例でいいますとレールを貸し出すのと同じです。JR が自分のレールを例えば競争相手である阪神電鉄に貸し出すようなものでこのような例は聞いたことがありません。でも、通信事業の世界では行われておりおかしいとは思いますがこれは現実です。

ところが、標記の分岐端末回線単位での貸し出しというのはレールと一緒に車両も貸し出すということです。OLT、SP(スプリッタ)、そして ONU はセットで列車全体の機能を実現しています。何車両構成にするか(これは通信速度を規定します)、グリーン車、座席指定車、それとも普通車(あるいはその組み合わせ)にするか(これは、QoS(帯域確保、セキュリティレベル、保守レベルの規定)に相当します。)さらには車両単位での貸切(修学旅行などではよく見かけます。)にするかなどを OLT,SP,ONU の機能設定により実現しているのです。まさに、この列車単位での機能は通信事業者がお客様に提供するサービス機能そのものです。お客様はこのサービス機能で通信事業者を選択し、通信事業者はこのサービス機能で競争をします。(もちろん料金の違いなども大事な要素ですが。)そもそも列車単位でのサービス機能を車両単位で提供するというのには無理があります。すなわち、分岐端末回線単位の貸し出しというのは無理があり、通信事業者の列車単位での競争そのものをも阻害するばかりでなく、お客様のサービス選択をも出来なくするものなのです。

(2) それでも仮に車両単位で貸し出すとすれば、列車全体の車両構成管理、運用管理などを一元的に行う強い権限を持った機関が必要です。列車を構成する各車両を、競合する会社がそれぞれ所有しサービスを提供する訳ですから、お客様の乗車順位、車両のスピード UP、普通車からグリーン車への変更、車両故障時の迅速な対応など各社は自分の車両を優先するよう要求するでしょうし、それを捌くためには大変な労力ときめ細かい運用ルール、さらにはその処理のためのシステムが必要となります。特に車両のスピード UP やグリーン車への変更などは他社の車両へも影響を与える(例えば、列車によっては QoS レベルの高いグリーン車は2車両までし確保できなく、さらに増やすためには他社の指定車を普通車に変更してもらわなきゃならないなど。)だけでなくサービス戦略や設備投資戦略そのものに関わるものです。また故障対応(故障箇所特定、復旧、お客様対応など)はまさに生きてる世界での措置のことでありリアルタイム性を要求されるだけでなく他社の車両にも影響を与えかねない 極めて重要な業務であり、これこそお客様サービスの根幹を

なすものです。

サービス戦略や設備投資戦略、そしてお客様サービスに関わることを競争相手と相談しながら実施するというのは非現実的です。

(3)アクセス系の光化により映像系を中心とした多種多様なサービスの享受は全国民の夢です。その夢を世界一安い料金で、しかも世界一多くの人々に提供しているのが日本国です。これこそは通信事業者の自由で公正な競争の賜物です。非現実的なことを実現する場合には膨大なコストが発生します。分岐端末回線単位の貸し出しというのは通信事業者の投資意欲、サービス開発意欲を削ぐだけでなく、膨大な無駄をしようとするものです。それは光化世界一の断念を意味することです。さらには、これから光化を期待している地域においては光化デバインドを助長することになってしまうのです。

光サービスの普及促進の観点からも本件は大問題です。

(東日本システム建設)

○ 弊社は創業以来、電気通信工事業を主要事業として事業を展開しており、次世代ネットワークの構築、加入光ファイバのあり方については強い関心を持っています。

日本は今や世界一低コストで高品質な光アクセスサービスの提供を行っています。弊社は電気通信工事会社として「光NO1企業」を目指しており、あらゆる通信事業者様からの高品質でかつ低コストでの設備構築要求の実現に日夜努力しています。今後ともさらに努力して、NGN網および加入光ファイバ網の進展に貢献していきたいと願っています。これまでの経験をもとに工事・保守の観点から接続ルールのあり方について意見を述べさせていただきます。

次世代ネットワークはこれまでの電話網、地域IP網に取って代わり、日本の基幹ネットワークとして発展していくことは間違いないものと思っています。光アクセス加入者は昨年1000万を超え、数年以内に2000万、将来はほぼすべての加入者が光アクセス加入者になるものと思われま。これら次世代ネットワークおよび加入光ファイバの進展が日本の社会経済活動に寄与することは明らかであり、健全な発展を促進するための接続ルールの確立はきわめて重要であります。

加入光ファイバにかかわる接続ルール確立にあたり最も重要視すべきことは、加入光ファイバ網が数千万の加入者と個々に直結する膨大な設備量となること、設備が屋外の自然環境の下、面的に広がっていることでもあります。このため接続ルールは設備構築時の一時的な効率性を追及するのではなく、構築後将来にわたって必要となる保守・運用業務の効率性を徹底的に重要視することでもあります。このことが次世代ネットワークおよび加入光ファイバ網

の発展に寄与するものと考えています。

光アクセス加入者の増加に伴い、比例してエンドユーザまでの加入光ファイバおよび幹線部分の光ファイバも増加し、幹線区間、配線区間での光ケーブルの増強が必要になります。また、光ケーブルは道路上等に設置されているため、道路の改修、街の再開発等により支障となり、頻繁に移転工事が求められています。このような光ケーブル設備の増強、移転工事においてはケーブル(ファイバ)の切断、張替え、再接続が必要になります。光は物理的特性上メタルと異なり、無瞬断での切り替えは不可能であり、必ずサービスの中断を伴います。従って、このサービス中断時間をいかに短くするか、これらの作業をいかに効率的に行うかがきわめて重要なことだと思います。

シェアードアクセス方式においては1芯のファイバを複数のユーザが使用しています。従ってケーブルの増強および支障移転工事等においては、複数のユーザの調整を行い切断、切り替え時間の設定等を行っています。現状はこの調整に膨大な時間を要するとともに、ユーザ間の都合により作業の手待ち時間が発生し、無駄なコストが発生しています。QOSを担保するサービスが展開されれば、ユーザ要求はさらに強いものになり調整作業にさらに時間を要するのは明白だと思います。さらに分岐端末回線単位の加入ダークファイバのアンバンドルを実施すれば、エンドユーザ間に加え、事業者間の調整作業が必要となり、調整作業はきわめて困難なものになると想定されます。調整にこれまで以上に時間がかかるとともに、事業者およびユーザ個々の要求により工事可能時間が深夜のごく短い時間帯に制限され、実行上工事が行えなくなる恐れがあり、次世代ネットワークおよび加入光ファイバ網の進展に支障をきたす恐れがあります。

また、設備の利用を複雑にすることは設備とサービスとユーザとの関連が複雑になることであり、故障修理時の対応、特に大規模災害時の対応において円滑な復旧作業が可能か十分な検証が必要と考えます。

以上の理由により「分岐端末回線単位の加入ダークファイバの接続料の設定」については「反対」します。

(協和エクシオ)

- 分岐回線方式はそもそも光アクセス系を早期に安く顧客にサービス提供するための実現手段の一つとして各事業者が工夫・知恵出しをして導入しているものであり、事業者の付加価値(競争要因)そのもので、時とともに、あるいはサービス・技術の進化とともに変化していくものである。本来設備の貸し出しについては、事業者の裁量を最大化し迅速なサービス提供・イノベーション、健全な発展を可能ならしめるべく各事業者が自律的・独立的でシンプルな形態で貸出し競争すべきということが原理原則と考えられ、分岐単位での貸し出しはこの原則

に反するものであり、絶対に行うべきでない。現実的にも分岐単位での貸し出しになると管理が煩雑になり、工事が複雑化すること、切り替え・保守時にも複雑な顧客対応を行うことになり調整の時間の長大化も考えるとかえってサービスの低下をもたらすことになり、顧客の立場からも好ましくない。以上から分岐回線単位での貸し出しには反対します。

(東電通)

- 今回のNTT東西が計画している次世代ネットワーク(以下NGN)は、光ファイバケーブル及びIP技術により音声・映像等が統合されたセキュアなIP網であり、次世代の日本の基幹的通信網として期待しているものであります。

光ファイバケーブルを利用したNGNが本格的にサービス提供できるようになった背景には、NTTをはじめとした設備構築事業者、製造メーカ及び工事施工会社の3者が総力を挙げてコスト改善に取組み、低コストで高品質な光ファイバアクセス網を構築・展開した結果として、日本の光サービス、FTTH市場は世界一安い料金で提供され、普及拡大したものと認識しています。

以下、今回の答申案の「分岐端末回線単位の接続料設定」について、以下の問題点があると考えており、意見を申し述べます。

弊社は、情報通信工事施工会社として、各設備構築会社から、新規光ファイバケーブル敷設工事及び支障移転工事等を受託し、施工を担当させていただいております。

支障移転工事に伴う切替え工事では、シェアアクセス方式は分岐端末回線を有していることから、工事の実施時には大変苦勞しております。シングルスター方式の芯線単位の切替えとは異なり、8分岐で共有している1芯の光ファイバを切替えるときは共有している全てのお客様が同時に一時サービス中断となります。しかし、お客様の中には予定された切替え工事の時間帯の変更を希望される方もいて、説明及び合意調整等には相当苦慮しております。今回提案のOSU共有が実現しますと、設備構築事業者と競争事業者それぞれが契約されたお客様が同一光ファイバ1芯に混在収容となり、支障移転日程に関して事業者間の合意調整が新たに加わるなどお客様説明及び合意調整が一層複雑化するものと想定されます。

OSU共有のように物理的な最小構成未満で事業者間共有を進めると、各事業者間の責任分解点があいまいになるだけでなく、新技術導入により高速化・低価格化が進んできた技術革新の新たな目をつむ恐れも強いと考えます。従って、基本的には、責任分解点がかっきりし独自の技術革新が期待できる構成での相互接続ルールを考えるべきではないでしょうか。

また、電柱、管路等インフラ設備を所有していないCATV事業者が独自の光ファイバ設備

を構築してきたように、競争事業者が自前の光ファイバアクセス網を敷設するための阻害要因が特段存在しない現状では、複雑な事業者調整や新たなオペレーション費用が必要となる分岐端末回線単位での事業者共有、開放には問題が多く、分岐端末回線単位の接続料設定は不要と考えます。

設備構築事業者に対しては、適正なコスト回収を担保した上で設備競争を加速させ、ISPを含む全ての事業者間では相互のサービス競争を促すことにより、日本の情報通信産業の健全な発展と、NGNの早期全国展開を切に願うものであります。

(大明)

○ 弊社は、通信事業者殿から請け負った電気通信設備の構築を安全に高品質・低コスト・短納期でご提供することを主な事業としております。

最近の電気通信設備は、光技術・IP技術に代表されるようにその技術の高度化・進展の早さ、また料金の安さにも、目を見張るものがあります。

このような状況のなか弊社としては、通信事業者殿からのご期待に応えるため施工技術の改善、技術者の育成、技術力の向上を推進するとともに「コムシス式カイゼン」(弊社における業務改善活動)などによりコストダウンにも積極的な努力を積み重ねております。

今日における日本の光アクセスサービスは、世界で最も普及しており、また、料金も世界一安価であると認識しております。弊社などの通信建設会社も、この日本が世界に誇る光アクセスサービス設備の構築にその一翼を担い、貢献させていただいていると自負しており、今後も継続的な努力をしていく所存です。

そのためにも「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」には、以下の理由により反対します。

1. 現在、加入光ファイバ網は構築途上にあり、今後益々拡大していくと考えますが、その過程で現用の光ファイバの切り替えや統合を伴うことは必須であり、また、社会基盤の整備等によっても多数の移設工事が発生することが想定されます。

現状でもこれらの工事は、光ファイバの切断を伴うことから光サービスをご利用のお客さまへの対応や通信事業者殿との調整、切替後の正常性の確認などに多くの工事稼働を要しているとともにお客さまにも多くのご協力をお願いしています。

このような状況のなかで、「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」のための複数事業者による光ファイバ共有が行われることは、通信事業者殿相互の調整が必要になるとともに工事面でも更に複雑な対応を余儀なくされることから、結果的にはお客さまのご不便の増大および工事コストの高騰につながると思われま

2. 新サービスの提供にあたっては、その都度、通信事業者間相互の調整を伴うことが想定され、工事の複雑さも加わり、タイムリーなサービス提供を阻害することも考えられます。

3. 「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」のための複数事業者による光ファイバ共有を実行した場合、運用面・品質面で通信事業者間相互の識別・切り分けのためのシステム開発・維持運用などに大きな負担が懸念されます。

現在の分岐の仕組みが固定的であるかどうか定かでない状況においては、通信事業者間の設備利用は物理的に分離可能な範囲とし、工事・設備運用面での複雑さを回避するとともに新サービス・料金等における通信事業者間の競争の阻害とならない仕組みとすべきと考えます。

(日本コムシス)

○ 現在のわが国の通信インフラ設備は、電気通信業界および通信工事業界の技術力向上・コストダウンにより快適で安く、高速なブロードバンド環境を世界最高水準で実現できる設備であり、今後も我々通信工事業界はデジタルデバイド解消やさらなる高度通信インフラの構築に一翼を担っています。

これら通信インフラは単に構築するだけでなく、社会的要求等による設備ルート変更、すなわち通信インフラ移設工事も都度の発生が予測され、半永久的に維持管理する為のメンテナンスが必要です。通信インフラは屋外の設備として、常に天災、事故等による障害が発生する環境下にあり早急な修復工事が要求されます。

我々通信工事会社では、このような場合、出来るだけエンドユーザであるブロードバンド利用者の利害を損ねないよう、光ファイバ1芯毎の切替工事を実施しておりますが、今後OSU(OLT)共有化、および分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料が設定されるとなると、光ファイバ1芯切替工事においても、同じ光ファイバ1芯内に異なる電気通信事業者が混在し、工事調整・作業等に非常に多くの時間が必要となり、迅速、かつ柔軟な対応が困難となることが予想されます。

以上より、エンドユーザおよび電気通信事業者に安定的で、信頼性のあるサービスを提供するには現在の接続ルールが最適であると考えます。

(コミュニチュア)

○ 分岐端末回線単位のファイバ接続料(加入ダークファイバ)の設定には反対します。

下記の通り利点もありますが、貸し手の事業者の大きな負担のみならず、ユーザにとってもサービス、品質等で問題が多く、問題点(主にOLTのパッケージ:OSUの共用)があまりにも多すぎるように思えます。

(OSUを共用し分岐端末回線単位でファイバ接続料を設定する場合の利点)

借り手事業者のコスト低減によりユーザにもコスト低下が還元されます。

(OSUを共用し分岐端末回線単位でファイバ接続料を設定する場合の問題点)

新サービスの提供に必要なOLT等の変更(更改・追加)等で事業者間の調整(ユーザサービスへの影響に対する対処、設備投資の負担)が必要となり、タイムリーな新サービス提供に支障をきたす恐れがあります。

故障復旧に複数社との調整による故障切り分けが必要となり、復旧に長時間を要するとともに、ユーザへのサービス責任も問題となりそうです。

品質確保のための運用、新サービス時の設備変更(更改・追加)などで、事業者間の共通ルール作りが難航する恐れがあります。

分岐貸出が細分されるほど①借り手は投資リスクはなく営業リスクも小さくなる②貸し手は投資リスクを負い、営業リスクも大きくなる ことから市場経済の原則を大きく逸脱するのではないのでしょうか。

(徳島通信建設)

- 加入光アクセス設備は道路整備、建築物の設置等による張替え、ルート変更等が頻繁に発生します。こうした場合、光ファイバ芯線の切断、接続作業が伴い、これにはお客様への事前の連絡が必要となる場合があります。複数の通信事業者が1芯の光ファイバケーブルを共用し、分岐端末回線単位のダークファイバのアンバンドルとなれば、この作業が複雑となり工事自体も複雑なものとなるため、メンテナンス費用の増加となり、利用者の料金にも影響されることが想定されます。ひいてはブロードバンド通信の進展を阻害しかねないものと思われます。

このことから、「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」については、反対するものです。

(越智電気工事)

- 現場施工会社として、まず現在のまだまだ発展途上にある加入光アクセス設備での工事の現状を申し上げます。光ケーブル内には、各通信事業者とサービス契約するお客様が混在す

るため、一部の回線開通工事や、道路整備など部外要因による光ケーブル張替え、またケーブルのルート変更・設備移転工事、故障発生時等の故障区間の切り分けなど故障修理・復旧工事等において、光ファイバ芯線の切断・繋ぎこみ・接続が必要であり、光ファイバ芯線の切断によるお客様通信の断が避けられない状況です。無断でお客様通信の断を発生させるわけにもいかず、工事前のお客様との通信断時刻の事前調整や現場作業でのお客様の通信断可能時刻にあわせた光接続等に時間がかかるなど、お客様への影響が多々あるのが加入光アクセス設備の現状です。

従って、この度の ONU を共用して使用するなどによる「分岐端末回線単位の加入ダークファイバのアンバンドル」提案が現実となれば、今にも増して、各通信事業者を通じてのお客様への通信断のための事前調整をはじめ各種手順の積み重ねで時間がかかり、お客様へのサービスレベルの低下をもたらすことが懸念されます。

また、故障修理などでも故障原因の特定や復旧に時間がかかり、場合によっては、ケーブル張替えや光ファイバ芯線の切断・接続などにより、故障が発生していない他通信事業者のお客様にも通信断が生じるケースが出てくるなど通信におけるお客様の信頼を裏切ることになりかねません。

私どもは、今後も技術改良や新技術の導入が進む加入光アクセスネットワークの構築や維持において、これからも効率化を進め、新しい技術にもチャレンジし、世の中のために貢献していく所存ですが、複雑な加入光アクセスネットワーク作りを考えますと将来のサービス維持に不安を持つものであります。

私ども現場施工会社としては、加入光アクセスネットワークは可能な限りシンプルで今後の技術革新に柔軟に対応できることがベストであり、次世代ネットワークの発展にもつながると考えておりますが、米国でさえ認めていない分岐端末回線単位の加入ダークファイバのアンバンドルを何故日本が導入するのか理解できません。

以上のことから、「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」については、反対するものです。

(明正電設)

○ 私は「設備は可能な限りシンプル」が理想だと考えます。

現在の光ファイバケーブル内には各通信事業者と契約されたお客様が混在しています。

このため開通工事、支障移転工事、故障修理作業などにおいては、極力お客様への影響を少なくするために大変苦労しています。

このたび次世代ネットワークのサービスが開始されようとしておりますが、技術面、サービス面など将来の構想がまだはつきり見えていません。

<p>このような不透明な状態で「光ファイバの接続料が分岐端末回線単位」になれば、光ファイバ内の作業がこれまで以上に複雑になり、工事などにおいてお客様に影響が生じることになります。</p> <p>また、「分岐端末回線の加入ダークファイバ接続料の設定」になれば、施設利用事業者が有利となり、施設事業者のみがリスクを負うのは、公正競争や一般常識から離脱していると考えます。</p> <p>「光ファイバの接続料が分岐端末回線単位」が実施されれば地方などへのインフラ整備の妨げとなるとともにデジタル・ディバイド解消が困難になり、利用者へ不利益をもたらすこととなります。</p> <p>これらのことから「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」については反対します。</p> <p>(個人2件)</p>	
<p>意見123 OSU共用については「判断が分かれるところ」ではなく不相当であること、OSU専用については使用設備に応じた適正なコスト負担が崩れるため、設備を効率的に利用するインセンティブが働かず競争環境を歪めること等、Bフレッツに係る機能の接続料化については、サービス競争・設備競争を否定すること等から、本答申(案)で示された3つの方向性はいずれも不相当であることを明確化すべきであり、いずれの案についても問題が大きいため実施すべきでない。</p>	<p>考え方123</p>
<p>○ 本報告書案では、OSU共用、OSU専用、Bフレッツに係る機能の接続料化という3つの方向性を示し検証しておりますが、いずれの案についても、以下のとおり問題が極めて大きいため、実施すべきでないと考えます。</p> <p>OSUを共用することは、以下のとおり問題が多いため、「判断が分かれるところ」ではなく、不相当であることを明確にすべきと考えます。</p> <p>① 分岐方式は、新サービスの提供等に伴い、過去6年間で4回変更しており、今後も追加的な新サービスの提供に伴い変更が想定されることから、現行の装置や分岐数を固定的に捉えOLT等を共用することは、今後の新サービスの提供が困難となり、お客様利便の向上に支障が生じること(別紙11:省略)。</p> <p>② OLT等を複数事業者で共用することは、新サービスのタイムリーな提供が困難になることや、そもそも異なるサービスポリシーを持つ会社間で共通のルール作りが困難なことが想定されることなどから、お客様への「安心・安全・信頼性の高いサービス」の提供に支障が生じること(別紙12～16:省略)。</p>	<p>(考え方111に同じ)</p>

③ 他事業者は当社と同様なアクセスサービスを提供することが可能であること。また、他事業者は、約900万のブロードバンドユーザを有しており、営業上もその顧客基盤を活用して、効率的なサービス提供が十分可能であること。他事業者同士で共用すれば、さらに効率的なサービス提供が可能であること(別紙17:省略)。

④ 設備競争している各社も、当社と同様に、サービス競争の阻害、設備競争の否定となり、結果としてFTTHの普及拡大を阻害するといった懸念を持っていること(別紙18~20)。

OSUは専用した上で、接続料の設定上の工夫で対応する案については、以下のような問題があるため、不相当であることを明確にすべきと考えます。

① 使用設備に応じた適正なコスト負担が崩れるため、設備を効率的に利用するインセンティブが働かない(使用効率の高い事業者が低い事業者のコストを肩代わりさせられる)こととなり、競争環境を歪めること。

② 「基本料」を意図的にコスト以下にすると、ダークファイバよりもコスト的には高いにもかかわらず、品質が同じで安く借りれることになるため、不経済な利用形態を助長することになること。(別紙21~22:省略)

Bフレッツに係る機能の接続料化については、以下のような問題があるため、不相当であることを明確にすべきと考えます。

① OSUの共用の場合と同様に、サービス競争・設備競争を否定することになること。

② 当社の地域IP網を利用しているお客様は、複数のISP事業者を当社に連絡することなく自由に切り替えて利用したり、ISP事業者と接続せずに地域IP網に閉じたサービス(フレッツスクウェアやフレッツオフィス相当のサービスへの接続等)を利用することも可能で、現にお客様にご利用いただいております。特定のISP事業者に対して接続先を限定することができない仕様となっているため、接続料設定に技術的な問題があること。仮にBフレッツに係る機能を接続料化した場合、こうしたお客様利便を損なうことになること(別紙8:省略)。

(NTT東日本)

○ 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定については、OSU共用/OSU専用/Bフレッツに係る機能の接続料化、いずれの方法をとったとしても、以下のとおり適当でないことから実施すべきでないと考えます。

【ブロードバンド市場の競争状況】⇒ 別添資料(1～3頁:省略)

- ・ブロードバンド市場の競争状況については、少なくとも、設備競争を展開しているFTTH・CATVを一括りにして捉えるべきであり、将来的には、これらに加え、WiMAX等の無線アクセス等、更に多様化していくブロードバンドのアクセス手段を含めて捉えるべきと考えます。
- ・現に、他事業者は独自のIPネットワークを構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しています。(FTTH・CATVブロードバンドサービス市場で見た場合、当社のシェアは西日本マクロで46.6%(平成19年9月末)に止まり、30府県中19府県で当社シェアが50%を下回り、うち10県ではCATV事業者殿のシェアが当社シェアを上回っている。三重、富山、福井、山口のCATV事業者殿のシェアは、68.8%、62.4%、59.3%、54.5%(平成19年9月末)と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況。このように、ブロードバンドサービス市場では、当社と他事業者の間で多様な競争が進展している。)

【ブロードバンドインフラの保有・敷設状況】⇒ 別添資料(4～5頁:省略)

- ・端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。
- ・現に光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と熾烈な設備競争を展開しています。また、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去6年間で契約数を1.5倍の2,875万世帯(平成19年3月末、再送信のみを含む)に増加させています。このように、電力系事業者殿・CATV事業者殿は旺盛にケーブル敷設を行っており、当社が光ファイバを独占できる状況にはありません。(加入者光ファイバの芯線延長シェアで見ると、当社グループの加入者設備シェアは年々減少している。)

【競争こそお客様利便の向上につながる】⇒ 別添資料(6～11頁:省略)

- ・ブロードバンドアクセスサービスについては、多様な技術を用いた多彩なサービスが提供されており、現に激しい競争が展開されています。特に、通信速度(スループット)はお客様のサービス選択時の重要な判断材料になっており、多くのWEBサイトにおいて「速度測定」や「サービス毎の速度比較サンプル」等が掲載されているところです。
- ・ADSLでは、各事業者がDSLAMを自前設置し、多様な通信速度(スループット)のサービ

スを提供したことで、競争が進展しましたが、FTTH・CATVでも、各事業者がメディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、局内スプリッタ等の装置類を自前設置し、收容設計や帯域制御方法を工夫して通信速度向上等を進めてきたことで、競争が進展しています。更に、今後、2.4Gクラスや10Gクラスの大容量通信を可能とする光信号伝送装置(OLT)を利用したサービスが登場し、広帯域化競争が更に激化すると想定されます。

- ・このような状況下で、OSUを共用することになった場合、共用事業者のサービススペックが全く同一になりサービスを均質化させる点、及び、実際に共用するには様々な運用等ルールを事業者間で取り決める必要があるため、実質的に事業者間の業務提携を強いる構造になっている点で、競争の否定につながるものであり、お客様の利便性向上を損なう虞が大きいと考えます。

また、業務提携していない事業者間でOSUを共用しようとした場合、以下のとおり、サービス品質の確保や新サービスを提供する上で支障が生じ、多種多様なサービスを迅速に提供できなくなるといった問題を抱えることになる等、問題が大きく、先日ソフトバンク殿等が報道発表された方式でも、サービス面・コスト面で大きな制約を受けることになります。

《サービス品質面》

- ・故障修理や支障移転の都度、関係事業者間で調整を行う必要があるほか、特定事業者のONU故障がその他の事業者のお客様に影響を及ぼしている場合において、当該特定事業者の故障回復に時間を要したときは、その他の事業者のお客様のサービス回復時間が長期化することになる。
- ・ベストエフォート型の品質確保に向けた運用方法やユーザ收容方法等、サービス競争の根幹に関わる事項について、異なるサービスポリシーを持つ事業者間で共通の運用ルールを定めることは現実的に困難である。
- ・特定事業者のヘビーユーザ等の影響により、その他の事業者のお客様の通信品質が劣化し、ベストエフォート型のインターネットアクセスの通信速度低下や映像配信サービスの画質劣化等が生じる(1社でサービス提供していれば、臨機応変にヘビーユーザ対策等を実施することが可能。)
- ・事業者間で回線を共用するラインシェアリングのADSLの場合は、メタル回線1本に1ユーザを收容してサービス提供することになるが、それと異なり、OSU共用によるシェアドアクセス方式のFTTHサービスは1芯に複数ユーザを收容してサービス提供するものであるため、ADSLと比較して故障修理や支障移転の際のお客様対応により多大な時間を要することが想定され、結果としてお客様サービスのレベルダウンを招く虞が大きい。

《新サービス提供面》

- ・ ソフトバンク殿の主張、「当社サービスと他事業者サービスは同じサービス品質でよい。」は、各事業者の工夫による多彩なサービスの実現を否定し、各事業者のサービスを完全に均質なものとする、いわばサービスレベルの事前調整であり、競争排除行為に該当する虞がある。
- ・ ソフトバンク殿等は、予め事業者間でサービス品質を確保するためのルールを取り決めておけばよいと主張するが、仮に、一旦はルールを取り決めることができたとしても、新しいサービスを提供しようとする都度、関係事業者間で調整を行う必要があり、調整がつかなければ、自社計画どおり新サービスを提供することができない等、大きな支障が生じる。例えば、予め事業者間で最低保証帯域を定めるルールを取り決めることができた場合において、当社が最低保証帯域を上回る帯域を優先的に確保するサービスを提供しようとしても、既存の他事業者が権利縮減に反対し、事業者間調整が難航する可能性が高い。
- ・ 1芯にどれだけユーザを收容するかは各事業者の自由であり、また、そもそも、現行の分岐数(局外8分岐・局内4分岐)も、今後の品質面でのサービス競争や技術面の進化等に合わせて変わる可能性がある。

《コスト面》

- ・ 光ファイバ、OSU等のユーザあたりコストは低減するが、事業者振分SWやOPS開発等の追加投資・コストが発生するため、必ずしも経済的とは限らない。
- ・ 共用化によるコスト低減よりも独自サービスの提供を重視するのか、独自サービス提供を制限されても共用化によるコスト低減を重視するのかは、各社の判断に委ねるべき。

【いずれの案をとっても、設備競争とサービス競争の適正なバランスが図れなくなる】

- ・ OSU共用／OSU専用／Bフレッツに係る機能の接続料化はいずれも、「営業努力して收容効率を高めた事業者に相乗りすることでリスクを軽減して商売したい。」というものです。営業努力をして收容効率を高めなくても、1ユーザあたりコストが先行事業者と同水準になるような仕組みを採り入れることは、当該他事業者がフリーライドすることになり、健全な競争環境を歪め、自ら投資するよりも借りた方が得になる状況が更に助長することになり、当社だけでなく、電力系事業者殿やCATV事業者殿の投資インセンティブも失われ、誰も光ファイバ等投資を行わなくなり、結果、設備競争が阻害され、設備競争とサービス競争の適正なバランスを図っていくことができなくなると考えます。このような競争政策を推進した場合、各社のIPブロードバンドネットワークの利点を生かした多彩なサービスの実現を困難にし、お客様利便の向上につながらないと考えます。
⇒ 別添資料（12頁：省略）
- ・ なお、ソフトバンク殿等は、当社及び NTT 東日本の合計値を上回る ADSL ユーザ(平成

19年6月末時点の他事業者ユーザ数(シェア):859万(62.3%)を有しているため、自社ADSLユーザをFTTHユーザにマイグレーションする等の営業方針次第で当社に匹敵するFTTHユーザを獲得することは十分可能と考えます。当社としては、ソフトバンク殿等が、かかるマイグレーション等を積極的に展開されることもないまま、営業活動を行ってもユーザ収容効率が上がらないと主張される趣旨が理解できかねます。

【OSU専用し、接続料を工夫する案は、競争環境を歪め、不経済な利用形態を助長する】

- ・ OSUを専用した上で、接続料の設定上の工夫で対応する案については、①使用設備に応じた適正なコスト負担が崩れるため、設備を効率的に利用するインセンティブが働かない(使用効率の高い事業者が低い事業者のコストを肩代わりさせられる)こととなり、競争環境を歪める、②「基本料」を意図的にコスト以下にすると、ダークファイバよりもコスト的には高いにもかかわらず、品質が同じで安く借りられることになるため、不経済な利用形態を助長することになる点で問題が大きいと、不適当であると考えます。
⇒ 別添資料(13~14頁:省略)

【Bフレッツに係る機能の接続料化は、当社のIP網で実現することは困難】

- ・ Bフレッツに係る機能の接続料化については、ISP接続について接続料を設定する件と同様の議論になります。
- ・ 即ち、当社のIP網を利用するお客様は、①利用するISP事業者殿を自由に選択することが可能(複数のISP事業者殿と契約し、通信の都度、ISP事業者殿を切り替えて利用することが可能。円滑なISP事業者殿の乗換えが可能。)であり、また、②IP網内に閉じたサービス(フレッツスクウェアやフレッツオフィスへの接続等)を利用することも可能となっています。当社のIP網では、お客様の接続先を特定ISP事業者殿に限定しないことによって、お客様利便の向上を図っていますが、その実現のためには当社が利用者料金を設定する必要があり、特定ISP事業者殿向けに接続料を設定することはできないと考えます。こうした観点から、引き続き、1ユーザごとの当社のIP網の接続料を設定せず、当社がIP網部分の利用者料金を設定していく考えであり、また、当社のBフレッツではこうした提供形態が定着し、当社とISP事業者殿は協業関係にあり、ISP事業者殿の事業運営上支障は生じていないことから、Bフレッツに係る機能の接続料化を実施することはできません。
⇒ 別添資料(15頁:省略)

(NTT西日本)

意見124 デジタルディバイド拡大を防ぐため、技術的条件が許す範囲で、一利用者当たりの接続コストが下がり、光サービス採算エリアの拡大につながるような接続条件を確保する

考え方124

<p>ことが必要。</p> <p>○ 当県では 2008 年度中にブロードバンド・カバー世帯率 100%達成を目指し、中山間地など条件不利地域における未カバーエリア解消のための施策を展開しておりますが、このような地域においては、残念ながら、光サービス提供の採算が合わないと言われております。</p> <p>NGN サービスは、当面(2010 年度まで)、現行の光サービスエリアに提供されるということですが、デジタルディバイド拡大を防ぐには、技術的条件が許す範囲で、一利用者当たりの接続コストが下がり、光サービス採算エリアの拡大につながるような接続条件が確保されることが必要であると考えます。</p> <p>(個人)</p>	<p>(考え方111に同じ)</p>
<p>意見125 回線を借りる側として、どれだけのコストが必要なのか、実際、自社である特定の地域で自前のケーブル、機器設備等を設置し、コストが削減できることを実証し、NTTに対して接続料金の交渉をする方法もある。</p>	<p>考え方125</p>
<p>○ 次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方についての報道資料を拝見し、接続料の算定方法のなかで分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定についてであります。が双方色々な意見を述べておりますが回線を借りる側として当然、安く、最小単位に借りたいのは分かりますがどれだけのコストが必要なのか、実際、自社である特定の地域で自前のケーブル、機器設備等を設置し、これだけのコストが削減できると言うようなことを実証し、それからNTTに接続料金の交渉をする方法もどうでしょうか。その方がNTTへの説得力があると考えます。</p> <p>(個人)</p>	<p>(考え方111に同じ)</p>

第5章 その他

1. 接続に関する同等性の確保等

<p>意見126 汎用性のあるインターフェース条件の開示や必要な網機能の改修等の技術的措置について積極的に対応することが必要であり、実装条件も含めた詳細なインターフェース条件を整え、競争事業者と情報を共有し、円滑な接続を推進すべき。NTT東西と競争事業者の協力体制の下にインターフェース条件の整備が行われる前提であれば、事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示を改正することは有効。</p>	<p>考え方126</p>
<p>○ NGN上において帯域制御機能がルータで実現される場合や、OABJ-IP電話サービスが提供される場合において、ルータやSIPサーバがその提供において中心的な役割を担うことが想定されます。答申(案)P. 48のとおり、「接続を前提としないネットワーク構築や他事業者の意見が反映されないネットワーク構築がなされると円滑な接続が妨げられる」こととなり</p>	<p>答申(案)に示したとおり、接続事業者においてNGNと接続した新たなサービス提供を検討するに際しては、NTT東西による事前の情報提供が重要であることから、答申(案)では、事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示の改正</p>

ます。さらに、答申(案)P. 51のとおり、「ルータ等が網機能提供計画の対象外であっても、例えば、NTT東西間のネットワーク同士の接続など、特定の事業者網との接続においてのみ利便性を有するネットワーク構築をすることがないように留意することが必要」です。

したがって、NTT東・西は、NGNに関し、汎用性のあるインターフェース条件の開示、必要な網機能の改修等の技術的措置について積極的に対応することが必要です。具体的には、NTT東・西は競争事業者と協議の上、準拠する標準の選定、また標準化そのものを実施すべきです。また、標準に準拠する場合でも、パラメータの設定等の実装条件が異なれば接続が困難となることから、NTT東・西は、実装条件も含めた詳細なインターフェース条件を整え、競争事業者と情報を共有し、円滑な接続を推進すべきです。インターフェース条件の策定段階に競争事業者が参加する方法は、NTT東・西及びNTTグループだけで決定したインターフェース条件を事前に開示し、競争事業者の意見を求める方法よりも高い実効性を持つものと考えます。

以上のような、NTT東・西と競争事業者の協力体制の下にインターフェース条件の整備が行われる前提であれば、答申(案)P. 51のとおり、「事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示を改正すること」は有効であると考えます。

(KDDI)

- 網機能追加に係る事前の情報開示は、接続事業者が新機能を活用したサービスを速やかに提供し競争を促進するとともに利用者利便を図る点で非常に重要であり、合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示を改正することが必要であると考えます。

(TOKAI、ビック東海)

- 接続に関する同等性の確保のためには、他事業者への事前の情報提供は必須であると考えます。については、報告書案にもあるとおり、情報提供時期を定めるなど十分な情報提供がなされるよう、制度面の整備をお願いいたします。

(STNet)

- 接続に関する同等性の確保のためには、ルータ等(網機能提供計画の対象外)についても、変更・追加される機能の内容や提供条件等の情報を、他事業者へ事前に提供することが必要と考えており、答申(案)のとおり、NTT 東西に対し事前の合理的な時期に必要な情報の提供を義務付けるよう情報開示告示を改正することに賛成します。

をすることが適当である。

また、例えば、NTT東西間のネットワーク同士の接続など、特定の事業者網との接続においてのみ利便性を有するネットワーク構築をすることがないように留意することが必要であり、NTT東西においては、競争事業者の円滑な接続を促進する観点から、競争事業者の要望を踏まえたインターフェース条件の整備や情報共有等にできる限り努めることが適当である。

<p>また、情報提供する“事前の合理的な時期”については、網機能提供計画と同等(工事開始日の 200 日前)とすることが適当と考えます。</p> <p>(QTNNet)</p> <p>○ 今後、NGN が基幹通信網となることが想定される中で、接続事業者と NTT 東西間の接続同等性の確保が重要となるという意見に賛成する。</p> <p>NGN において、ルータはネットワークの根幹となる設備であるため、情報開示のための整理が今回の答申に沿って早急に実施されることを要望する。</p> <p>NGN の重要性が高まっていくに従い、NTT 東西間の利便性のみを有するネットワークの構築は公正競争の阻害要因となりかねないため、網機能の提供計画を含む同等性の確保については注視が必要と考える。</p> <p>(J:COM)</p>	
<p>意見127 NGN の商用開始以前の時点において、接続に関する同等性を十分に確保することは、今後の公正な競争環境確保にとって非常に重要であり、これがないがしろにされた場合、NTT グループの市場支配力が不当に助長されることにつながりかねないが、情報開示や各種手続面において、NTT 東西の対応は到底必要十分なレベルにあるとは言い難い。既存の接続ルールにおいて不十分と指摘されている各種問題点を引き続き議論の上、NTT 東西の利用部門と接続事業者間のあらゆる面での同等性確保に努めていくことが必要であり、注視の具体的な方法として、NTT 東西に四半期に一度報告を行わせることや接続事業者等の関係者を交えた詳細な議論の場を設ける等の取組を行うことを明確化すべき。このため、本答申(案)P50 の第 2 段落を以下のとおり修正することを要望。</p> <p>(修正案)</p> <p><u>従って、NTT東西によるNGNの情報開示については、NTT東西の利用部門と接続事業者の同等性確保を担保し、接続事業者に不当に不利益を与えないよう、適切な対応を図ることが必要である。また、接続に関する手続等については、NGNには、これまで第一種指定電気通信設備に対して講じられている接続の手続やコロケーションルール等が適用されることとなるが、総務省においては、NTT東西に定期的な報告を義務付けることや、接続事業者等の関係者を交えた詳細な議論の場を設ける等により、商用開始後の接続に関する状況やコロケーションに関する状況を注視して、接続に関する手続についてNGN固有で新たに講じるべき措置があれば、競争事業者等の要望を踏まえ、適時適切に対応することとするのが適当である。</u></p>	<p>考え方127</p>

○ 本答申(案)においては、接続に関する同等性の確保について、NTT-NGN が商用開始されていない現段階では、新たに必要となる具体的手続きは想定されないとされていますが、本答申(案)にあるとおり、NTT-NGN が基幹的な通信網としての性格を有すると考えられ、さらに、PSTN 等既存のネットワークからのマイグレーションがなされるとすれば、競争事業者が NTT 東西のネットワークと接続して多種多様なサービスを遅滞無く提供可能とすることが非常に重要となります。特に、NTT-NGN の商用開始以前の時点において、接続に関する同等性を十分に確保することは、今後の NTT-NGN サービスの公正な競争環境確保にとって非常に重要であり、これがないがしろにされた場合、NTT 東西をはじめとする NTT グループの市場支配力が不当に助長されることにつながりかねません。

この観点において、現時点までにおける NTT 東西の対応が公正妥当なものであったかについて判断することが必要となりますが、現実には、情報開示や各種手続き面において、NTT 東西の対応は到底必要十分なレベルにあるとは言えません。そもそも、本年度中の商用開始が予定されているサービスについて、現時点で接続ルールが定まっていないこと自体、異常な事態であり、これこそが、NTT 東西からの各種情報開示が遅いことに端を発しています。

なお、NTT 東西の情報公開に係る実態は以下のとおりです。

- 平成 19 年 10 月 25 日 「次世代ネットワークのインタフェース条件等」資料公開
- 平成 19 年 11 月末 平成 20 年 3 月末接続開始(NTT 東西サービス開始と同時期)のための申込締切
- 平成 20 年 12 月 25 日 NTT 東西が提供予定の次世代ネットワークの技術参考資料公開
- 平成 20 年 2 月 27 日 NTT 東西が提供予定のサービスに係る料金等、検討状況の公開

上記のとおり、接続事業者が NTT 東西のサービス開始と同時期に接続を開始するためには、平成 19 年 11 月末に申込をする必要がありましたが、その時点で入手していた情報では接続可否を決定するのに十分ではなかったため、結果、弊社としては接続申込を見送ったという事実があります。

このような NTT 東西による情報開示の遅れにより、接続事業者が希望する接続が実現できないことも十分に想定される一方、NTT 東西の利用部門においては、当然のことながら、NTT-NGN におけるサービスに関する検討が着々と進められており、接続事業者と NTT 東西の利用部門間で同等性が担保されていないのは明らかです。

また、「指定の手続き」、「情報開示内容やその手続き」、「コロケーションルール」については、NTT-NGN を指定電気通信設備とした上で、現行の各種規定(「事業法第 32 条(電気通信回線設備との接続)第 2 項」、「事業法第 36 条(第一種指定電気通信設備の機能の変更

答申(案)に示したとおり、接続事業者が、NGNを利用して多種多様なサービスを遅滞なく提供するためには、接続に関する手続や情報開示など接続に関する同等性を確保することが重要である。

このため、総務省においては、商用開始後の接続に関する状況やコロケーションに関する状況を注視するとともに、競争事業者等の意見・要望を十分に踏まえることが必要であり、新たに講じるべき措置があれば、適時適切に対応することが適当である。

又は追加に関する計画)」、「事業法施行規則第 23 条の 4(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)第 2 項第 2 号」、「事業法施行規則第 24 条(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の届出)」等の適用を最低限確保し、加えて、既存の接続ルールにおいて不十分と指摘されている各種問題点を引き続き議論の上、NTT 東西の利用部門と接続事業者間のあらゆる面での同等性確保に努めていくことが必要であり、このことは地域 IP 網においても同様です。

さらに、本答申(案)には、商用開始後の接続に関する状況やコロケーションに関する状況等に関して、総務省において状況を注視することとされていますが、注視の具体的な方法として、NTT 東西に四半期に一度報告を行わせることや接続事業者等の関係者を交えた詳細な議論の場を設ける等の取組を行うことを明確化すべきと考えます。

以上を踏まえ、本答申(案)P50 の第 2 段落を以下のとおり修正することを要望します。

(原案)

この点、接続に関する手続等については、NGNには、これまで第一種指定電気通信設備に対して講じられている接続の手続やコロケーションルール等が適用されることとなるが、商用開始のされていない現段階では、これに加えて新たに必要となる具体的な手続は想定されない。したがって、総務省においては、商用開始後の接続に関する状況やコロケーションに関する状況を注視して、接続に関する手続についてNGN固有で新たに講じるべき措置があれば、競争事業者等の要望を踏まえ、適時適切に対応することとするのが適当である。

(修正案)

従って、NTT東西によるNGNの情報開示については、NTT東西の利用部門と接続事業者の同等性確保を担保し、接続事業者に不当に不利益を与えないよう、適切な対応を図ることが必要である。また、接続に関する手続等については、NGNには、これまで第一種指定電気通信設備に対して講じられている接続の手続やコロケーションルール等が適用されることとなるが、総務省においては、NTT東西に定期的な報告を義務付けることや、接続事業者等の関係者を交えた詳細な議論の場を設ける等により、商用開始後の接続に関する状況やコロケーションに関する状況を注視して、接続に関する手続についてNGN固有で新たに講じるべき措置があれば、競争事業者等の要望を踏まえ、適時適切に対応することとするのが適当である。

本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。

■ 前回提案書(再掲)

- ・ 前述のとおり、今年度末に商用サービスの提供開始を予定している NTT-NGN について、いまだに十分な情報が開示されていないことは極めて問題であると考えます。
- ・ NTT 東西による情報開示の遅れにより、例えば、NTT-NGN 上において提供される電話サービスと他事業者の電話サービスとの接続においては、接続料の体系等を含む課金・精算方法が明確になっていないことから、接続事業者側におけるシステム改修等の必要性について判断ができない状況です。また、データ系サービスにおいては、NTT 東西が提供する利用者料金や接続料の体系、あるいはサービス開始当初に設置される接続点の箇所等が明確になっていないことから、接続事業者が希望する接続が実現できない可能性があります。
- ・ 一方、NTT 東西の利用部門においては、当然のことながら、NTT-NGN におけるサービスに関する検討が着々と進められているはずであり、接続事業者と NTT 東西の利用部門間であらゆる同等性が担保されていないのは明らかです。
- ・ 従って、同等性確保のためのルール化の検討以前の問題として、接続事業者が NTT-NGN との接続についての具体的検討が行えるよう、以下の情報を早急に開示させることが必要であると考えます。
 - NTT-NGN 上における接続料の体系・水準、精算方法等
 - NTT 東西が提供する利用者料金の体系
 - 接続点の箇所(サービス開始当初及び将来の計画)
 - ネットワーク構成の詳細
 - 各サービスに関する技術的条件(信号シーケンス、網間信号情報等)
 - 輻輳制御等の保守運用条件
 - 提供予定時期の詳細
 - 接続点におけるインターフェース条件
 - 使用する番号
 - 接続点の所在地(ビル名等)
 - その他接続に必要な情報
- ・ 「指定の手続き」、「情報開示内容やその手続き」、「コロケーションルール」については、NTT-NGN を指定電気通信設備とした上で、現行の各種規定(「事業法第 32 条(電気通信回線設備との接続)第 2 項」、「事業法第 36 条(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画)」、「事業法施行規則第 23 条の 4(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)第 2 項第 2 号」、「事業法施行規則第 24 条(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の届出)」等)の適用を最低限確保し、加えて、既存の接続ルールにおいて不十分と指摘されている各種問題点を引き

<p>続き議論の上、NTT 東西の利用部門と接続事業者間の同等性確保に努めていくことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、前述の平成 8 年電気通信審議会答申における「他事業者が要望する網構成設備や機能について、技術的に可能な場合にはアンバンドルして提供しなければならない。」との考えに則り、接続事業者からのアンバンドル要望とそれに対する NTT 東西網の改修等必要な措置の実施、また NTT 東西及び接続事業者の当該設備・機能を利用した商用サービス開始時期の調整等といった各種手続きについて、公正競争確保が可能となるよう、ルール化を行うことが必要と考えます。 ・ また、NTT-NGN においては、PSTN 等既存のネットワークからのマイグレーションという要素が特筆すべき事項として存在し、接続事業者における相互接続点の設置や相互接続回線の増減設の検討にあたり、それらが非常に重要な情報となります。従って、接続事業者の予見性確保等の観点において、2010 年、あるいはそれ以降に向けた NTT-NGN へのマイグレーション計画について、NTT 東西に可能な限り早期に開示させることが必要です。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見128 単に接続を阻害するネットワーク構築がなされないかについて留意するのみでは不十分であり、実効性を確保するためには、ルータ等を網機能提供計画の対象とすることが必要であり、また、地域 IP 網におけるルール適用についても、NGN へのマイグレーションが想定される状況下において、他事業者の事業の予見性確保の観点でも、必要性が認められることから、答申(案)P50 の第 6 段落以降を以下のとおり修正することを要望。</p> <p>(修正案)</p> <p>本来、網機能提供計画は、競争事業者が新機能を活用したサービス提供を行うための検討期間を設けるためのものというよりは、接続を前提としないネットワーク構築等がなされると円滑な接続が妨げられるため、そのチェックの観点から設けられたものである。この点、ルータ等は接続を前提として開発されたものが殆どであるが、そのことは、当該設備の構築が、他事業者との円滑な接続を可能とするネットワーク構築を担保することにはならない。</p> <p>また、網機能提供計画は、上述のように接続を前提としないネットワーク構築等により、円滑な接続が阻害されることがないように、事前に競争事業者に対し意見を述べる機会を与えるものであることにかんがみれば、例えば、NTT東西間のネットワーク同士の接続など、特定の事業者網との接続においてのみ利便性を有するネットワーク構築をすることがないように、ルータ等を網機能提供計画の対象とすることが適当である。</p> <p>加えて、網機能追加に係る事前の情報提供は、競争事業者が新機能を活用したサービスを速やかに提供する上で重要であるが、現在、ルータ等に係る情報提供を定めた情報開示</p>	<p>考え方128</p>

<p>告示には、情報提供時期の定めがないことから、原則として事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示を改正することが適当である。</p>	
<p>○ 本答申(案)において、「ルータ等は接続を前提として開発されたものが殆どであることからあえてルータ等を網機能提供計画の対象として、他事業者との円滑な接続を阻害するネットワーク構築となっていないかどうかを事前にチェックすることまでは現時点では必要ないと考えられる」とされていますが、接続を前提として開発されたものである装置を利用することが、他事業者との円滑な接続を可能とするネットワーク構築を担保するわけではありません。</p> <p>このことは、本答申(案)において、NTT 東西間のネットワーク同士の接続など、特定の事業者網との接続においてのみ利便性を有するネットワーク構築をすることがないように留意すべきとされていることから明らかです。また、NTT-NGN においてインタラクティブ通信を確保していく上で、監視・制御のための機能や、ルータ、ONU 等の設備が重要な役割を担うことも踏まえる必要があると考えます。</p> <p>以上のことから、具体的な方策も無く、ただ単に接続を阻害するネットワーク構築がなされないかについて留意するのみでは不十分であり、実効性を確保するためには、ルータ等を網機能提供計画の対象とすることが必要です。よって、事業法施行規則第 24 条の 5(届出を要しない機能)の以下各号を削除するか、若しくは各号の末尾に「他の電気通信事業者の通信の取扱いに影響を及ぼす機能ならびに他の電気通信事業者との接続に関する機能を除く」の記述を追加すべきと考えます。</p> <p><削除若しくは記述の追加が必要な号></p> <p>①第 4 号 第一種指定電気通信設備を監視し又は制御するための機能)</p> <p>②第 9 号 ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換する電気通信設備をいう。)</p> <p>③第 12 号 光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能</p> <p>なお、NTT 東西の地域 IP 網については、当面 NTT-NGN と併存する状況が継続し、2010 年度時点の地域 IP 網の B フレッツユーザは、NTT-NGN の B フレッツユーザを依然として上回る状況も想定され、依然としてボトルネック性を有することから、上記の網機能提供計画の対象追加は、地域 IP 網にも併せて適用されるべきと考えます。この地域 IP 網におけるルール適用については、NTT-NGN へのマイグレーションが想定される状況下において、他事業者の事業の予見性確保の観点でも、必要性が認められるところです。</p> <p>以上を踏まえ、本答申(案)P50 の第 6 段落以降を以下のとおり修正することを要望します。</p> <p>(原案)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、網機能提供計画は、競争事業者が新機能を活用したサービス提供を行うための検討期間を設けるためのものというよりは、接続を前提としないネットワーク構築等がなされると円滑な接続が妨げられるため、そのチェックの観点から設けられたものである。この点、ルータ等は接続を前提として開発されたものが殆どであり、これまで網機能提供計画の対象外であったことで特段問題が生じたこともないことから、あえてルータ等を網機能提供計画の対象とすることまでは現時点では必要ないと考えられる。</p>

しかし、網機能提供計画は、競争事業者が新機能を活用したサービス提供を行うための検討期間を設けるためのものというよりは、接続を前提としないネットワーク構築等がなされると円滑な接続が妨げられるため、そのチェックの観点から設けられたものである。この点、ルータ等は接続を前提として開発されたものが殆どであることから、あえてルータ等を網機能提供計画の対象として、他事業者との円滑な接続を阻害するネットワーク構築となっていないかどうかを事前にチェックすることまでは現時点では必要ないと考えられる。

ただし、網機能追加に係る事前の情報提供は、競争事業者が新機能を活用したサービスを速やかに提供する上で重要であるが、現在、ルータ等に係る情報提供を定めた情報開示告示には、情報提供時期の定めがないことから、原則として事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示を改正することが適当である。

また、網機能提供計画は、上述のように接続を前提としないネットワーク構築等により、円滑な接続が阻害されることがないように、事前に競争事業者に対し意見を述べる機会を与えるものであることにかんがみれば、ルータ等が網機能提供計画の対象外であっても、例えば、NTT東西間のネットワーク同士の接続など、特定の事業者網との接続においてのみ利便性を有するネットワーク構築をすることがないように留意することが必要である。

(修正案)

本来、網機能提供計画は、競争事業者が新機能を活用したサービス提供を行うための検討期間を設けるためのものというよりは、接続を前提としないネットワーク構築等がなされると円滑な接続が妨げられるため、そのチェックの観点から設けられたものである。この点、ルータ等は接続を前提として開発されたものが殆どであるが、そのことは、当該設備の構築が、他事業者との円滑な接続を可能とするネットワーク構築を担保することにはならない。

また、網機能提供計画は、上述のように接続を前提としないネットワーク構築等により、円滑な接続が阻害されることがないように、事前に競争事業者に対し意見を述べる機会を与えるものであることにかんがみれば、例えば、NTT東西間のネットワーク同士の接続など、特定の事業者網との接続においてのみ利便性を有するネットワーク構築をすることがないように、ルータ等を網機能提供計画の対象とすることが適当である。

加えて、網機能追加に係る事前の情報提供は、競争事業者が新機能を活用したサービスを速やかに提供する上で重要であるが、現在、ルータ等に係る情報提供を定めた情報開示告示には、情報提供時期の定めがないことから、原則として事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示を改正することが適当である。

本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。

<p>■ 前回提案書(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業法第 36 条は他事業者が円滑に接続できることを確保することにより、事業法第 33 条にある「利用者利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発展」を図るものであることから、第一種指定電気通信設備に係る機能については原則、総務大臣の届け出や公表の対象とすることで、接続事業者に各種情報が開示され、円滑な接続が確保されるべきと考えます。 ・ 上記の考えを踏まえると、NTT-NGN においてインタラクティブ通信を確保していく上で重要な機能・設備として、監視・制御のための機能や、ルータ、ONU 等の設備を第一種指定電気通信設備に指定し、網機能提供計画の対象として各種情報の開示がなされることが必須と考えます。 ・ なお、情報通信審議会答申「IT 時代の接続ルールの在り方について」(平成 13 年 7 月 19 日)の附 1 考え方 36 において、「網機能計画は指定電気通信設備について採られている制度であり、網機能計画の対象とすべき網機能に係る電気通信設備であって指定電気通信設備ではないものがあるのであれば、これを指定電気通信設備として指定することについて検討すべきである。」とされていることから、次世代ネットワークを構築する設備であって、他事業者が円滑に接続するための網機能計画の対象となる機能を持つ設備は、第一種指定電気通信設備に指定すべきと考えます。 ・ 以上の情報開示を可能とするため、具体的には、事業法施行規則第 24 条の 5(届出を要しない機能)の以下各号を削除するか、若しくは各号の末尾に「他の電気通信事業者の通信の取扱いに影響を及ぼす機能ならびに他の電気通信事業者との接続に関する機能を除く」の記述を追加すべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - 第 4 号 第一種指定電気通信設備を監視し又は制御するための機能) - 第 9 号 ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換する電気通信設備をいう。) - 第 12 号 光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能 ・ また、地域 IP 網の利用者を順次、NTT-NGN へ移行させることになると考えられることから、他事業者の事業の予見性確保の観点で、上記の網機能提供計画の対象追加は地域 IP 網にも併せて適用されるべきと考えます。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見129 コンテンツ配信事業者間や電気通信事業者がコンテンツ配信事業を行う場合など各事業者に対する公平性を確保するための措置が必要。</p>	<p>考え方129</p>
<p>○ コンテンツ配信事業者間や電気通信事業者がコンテンツ配信事業を行う場合など各事業者に対する公平性を確保できるような措置が必要だと考えます。</p>	<p>答申(案)に示したとおり、現時点では、コンテンツ配信事業者を接続ルールの対象とすることは困難であり、このことで直ちに競争</p>

<p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>政策上の問題が生じているわけではないが、コンテンツ配信事業者からは、電気通信事業者でないことに起因する差別的取扱いを懸念する意見が示されていることから、NTT東西においては、コンテンツ配信事業者によるSNI接続について、事業者間で公平な取扱いをすることはもとより、接続の拒否事由やコロケーションルール、接続の手続などは、電気通信事業者との接続に準じた取扱いをするなどの自主的な取組が求められる。</p>
<p>意見130 NGNにおいてルータや SIP サーバが果たす役割が大きくなることが考えられるため、原則として事前に接続に関する情報開示を行うようにするとともに、他事業者との円滑な接続を阻害するネットワークとなっていないか検証するスキームの検討が必要。</p>	<p>考え方130</p>
<p>○ 次世代ネットワークにおいてルータ、SIP サーバの果たす役割が益々大きくなることが考えられるため、原則として事前に接続に関する情報開示を行うようにするとともに、他事業者との円滑な接続を阻害するネットワークとなっていないか検証するスキームの検討が求められる。</p> <p>(アッカ・ネットワークス)</p>	<p>網機能の追加に係る事前の情報提供は、競争事業者が新機能を活用したサービスを速やかに提供する上で重要であることから、答申(案)では、事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示の改正をすることが適当としたところである。</p> <p>また、例えば、NTT東西間のネットワーク同士の接続など、特定の事業者網との接続においてのみ利便性を有するネットワーク構築をすることがないように留意することが必要であり、NTT東西においては、競争事業者の円滑な接続を促進する観点から、競争事業者の要望を踏まえたインターフェース条件の整備や情報共有等にできる限り努めることが適当である。</p>
<p>意見131 NGN においては、帯域制御機能等のルータや SIP サーバの持つ機能が特徴的機能となるため、当該装置も網機能提供計画の対象とすべき。また、情報開示告示を改正する場合であっても、接続事業者等の意見を聴取の上、これを考慮した情報提供時期の設定が必要。</p>	<p>考え方131</p>
<p>○ 網機能提供計画の開示については、現状ではルータ等が対象外とされているが、NGN では帯域制御機能等のルータや SIP サーバの持つ機能が NGN の特徴的機能となるため、当該装置も網機能提供計画の対象とすべきである。</p> <p>また、接続に関する手続きについて新たに講じるべき措置については記載のとおり適時適切に競争事業者が不利益な状況となることがないよう、時期を逸することなく確実に対処する必要がある。</p> <p>情報開示告示として改正となる場合となっても、接続事業者等の意見等を聴取するなどして、これを十分に考慮した情報提供時期の設定が必要である。</p>	<p>答申(案)に示したとおり、網機能提供計画は、競争事業者が新機能を活用したサービス提供を行うための検討期間を設けるためのものというよりは、接続を前提としないネットワーク構築等がなされると円滑な接続が妨げられるため、そのチェックの観点から設けられたものである。この点、ルータ等は接続を前提として開発されたものが殆どであり、これまで網機能提供計画の対象外であったことで特段問題が生じたこともないことから、あえてルータ等を網機能提供計画の対象とすることまでは現時点では必要ないと考えられる。</p>

(HOTnet)	また、情報開示告示の改正については、当審議会に諮問した上で、意見招請手続を経ることとなるので、情報提供時期の設定は、これらを踏まえて行うことが適当である。
意見132 NTT 東西の利用部門との同等性を確保すべき接続に要する期間等については、接続事業者等の新規サービス導入に一般的に必要とされる期間も含めた運用がなされなければ、NTT 東西の利用部門との実質的同等性が担保されないことから、必要十分な情報開示が必要。	考え方132
○ NTT 東西の利用部門との同等性を確保すべき接続に要する期間等については、単に接続に必要な期間だけではなく、接続事業者等の新規サービス導入に一般的に必要とされる期間も含めた運用がなされなければ、NTT 東西の利用部門との実質的同等性が担保されないことから、NTT 東西からの必要十分な情報開示を望むところです。 (USEN)	網機能追加に係る事前の情報提供は、競争事業者が新機能を活用したサービスを速やかに提供する上で重要であることから、原則として事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示を改正することが適当である。
意見133 NGN は、自主的にインターフェース条件を公表するなど、他事業者との接続を積極的に推進しており、網機能提供計画の対象外としても問題ない。	考え方133
○ NGN は、NTT のユーザだけが利用するネットワークであってはネットワークとしての存在価値が低下することとなり、自主的にインターフェース条件を公表するなど、他事業者との接続を積極的に推進しており、網機能提供計画の対象外としても問題ないと考えます。 (日本アイテック)	現時点では、ルータ等を網機能提供計画の対象とし、他事業者との円滑な接続を阻害するネットワークとなっていないかどうかを事前にチェックすることまでは必要ないが、インターフェース条件など網機能追加に係る事前の情報提供は、競争事業者が新機能を活用したサービスを速やかに提供する上で重要であることから、原則として事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示を改正することが適当である。
意見134 ルータ等に係る情報開示については、迅速にサービス提供していく上で支障が生じないような取扱いとすべき。	考え方134
○ 技術革新のスピードが更に加速していくIP・ブロードバンド分野において、他事業者がルータ等の設備を自前設置して独自サービスを迅速に提供できる一方、当社だけがルータ等に係る情報をサービス開始に先立って開示するよう義務づけられ、サービス開始直前になって高機能で安価なルータ等が開発されたため当該ルータ等に切り替えようとしても、あらかじめ事前の情報開示を行わなければサービス開始できないことになるようでは、当社だけサービス提供が遅れることになるため、極めて競争中立性を欠くだけでなく、多彩なサービスの迅速かつ柔軟な提供に著しい支障が生じ、お客様に多大なご不便をおかけすることになると考えます。 したがって、ルータ等に係る情報開示については、当社が迅速にサービス提供していく上で支障が生じないような取扱いとしていただく必要があると考えます。	情報開示告示については、原則として事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように改正することが適当であるが、情報提供時期の設定に際しては、網機能追加に係る事前の情報提供は、競争事業者が新機能を活用したサービスを速やかに提供する上で重要である一方、NTT東西による迅速なサービス提供に支障が生じる可能性にも留意することが必要である。

(NTT東日本)

○ これまでの徹底したネットワークのオープン化により、当社は、ダークファイバや局舎コロケーションを開放しており、接続に必要な情報を開示するとともに、公平な接続手続きの策定及び改善に努めています。

具体的には、中継ダークファイバの申込み手続きや接続約款に定める装置を局舎コロケーションする場合の申込み手続きについて当社と他事業者の同等性確保を図っているほか、加入ダークファイバの提供可能エリアや納期、中継ダークファイバの空き状況や敷設計画、局舎スペース、MDF及び電力設備の空き状況や更改計画等の情報開示を行っているところです。また、他事業者からの要望に基づき、各種申込み手続きの簡素化や当社の標準的処理期間の短縮等を図る等してきています。

更に、電柱・管路等の線路敷設基盤についてもオープン化を推進しており、他事業者からの要望に基づき、電柱添架手続きの簡素化に向けたトライアルを実施する等、他事業者が自ら光ファイバを敷設できる環境を整備してきています。

以上の結果、他事業者が当社と同等条件で当社の次世代ネットワークと同様のIPネットワークを構築できる環境は十分に整っており、現に他事業者は当該IPネットワークを構築しているところです。

また、当社の次世代ネットワークについては、前述のとおり、事業者向けに、従来から実施してきたISP接続、IGS接続に加え、新たにIP-IP接続に関するNNIを開示するとともに、一般ユーザやコンテンツプロバイダ向けに、UNI及びSNIを開示する等、実際に接続が見込まれ、かつ、技術的に接続可能なポイントを開放し、インタフェース条件を全て開示する等、他事業者のIPネットワークとの相互接続性の確保に努めてきたところであり、今後、商用サービス開始に際しても、それらインタフェースを同様に開示する予定としていることから、当社の次世代ネットワークの導入に伴い、接続の手続き、情報開示の内容やその手続き、コロケーションルール等で追加的に講ずべき措置はないと考えます

一方、KDDI殿やソフトバンクテレコム殿はインタフェース条件等を自主的に公表等する動きは示されていません。次世代ネットワークを含むIP通信網においては、通信事業者が互いにインタフェースをオープンにし、円滑に相互接続が行えるようにしていくことが必要であり、そのためには、当社のみならず、KDDI殿やソフトバンクテレコム殿を含む他事業者も自らのIP通信網のインタフェース条件等を自主的に公表することによって、円滑な相互接続を実現し、もって、多様な事業者が多彩なサービスを提供できる環境を整え、お客様サービスの向上に資することが重要であると考えます。

<p>技術革新のスピードが更に加速していくIP・ブロードバンド分野において、他事業者がルータ等の設備を自前設置して独自サービスを迅速に提供できる一方、当社だけがルータ等に係る情報をサービス開始に先立って開示するよう義務づけられ、サービス開始直前になって高機能で安価なルータ等が開発されたため当該ルータ等に切り替えようとしても、あらかじめ事前の情報開示を行わなければサービス開始できないことになるようでは、当社だけサービス提供が遅れることになるため、極めて競争中立性を欠くだけでなく、多彩なサービスの迅速かつ柔軟な提供に著しい支障が生じ、お客様に多大なご不便をおかけすることになると考えます。</p> <p>したがって、ルータ等に係る情報開示については、当社が迅速にサービス提供していく上で支障が生じないような取扱いとしていただく必要があると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見135 現状の光 IP 電話サービスは、0570 をはじめとする使用不可サービスが残されているという課題があり、NGN 化に際し、ユーザサービスの視点から改善すべき。</p>	<p>考え方135</p>
<p>○ 現状の光 IP 電話サービスは、0570 をはじめとする使用不可サービスが残されている。これらは、技術面からの課題でなく、分社化された NTT 各社の事業分野の設定から派生している問題であり、今回の NGN 化に際しては、ユーザサービスの視点から改善されるべき課題と考えられ、合わせて検討されることを望む。</p> <p>(ISAO)</p>	<p>今後の検討に際し参考とさせていただきたい。</p>

2. スタックテスト

<p>意見136 NGNとの接続開始当初は暫定的な接続料が設定されることから、フレッツサービス、IP電話サービス、イーサネットサービス、IP-IP接続のいずれについてもスタックテストを実施することが適当とする答申(案)の考え方に賛同。</p>	<p>考え方136</p>
<p>○ 答申(案)に賛同致します。NGNとの接続開始当初は暫定的な接続料が設定されることから、フレッツサービス、IP電話サービス、イーサネットサービス、IP-IP接続のいずれについてもスタックテストを実施することは、大変重要であると考えます。</p> <p>当社は、現在スタックテストの対象となっているサービスについては、引続きスタックテストを実施すべきと考えています。また、NGN上で新たなサービスが提供される際には、その都度、スタックテストの対象とすべきか検討する必要があります。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>-</p>

<p>○ スタックテストは、接続料金を設定するにあたり、その接続料金水準の適正性をチェックする目的では有効なスキームであるため、地域 IP 網のルーティング伝送機能、ひかり電話と IP 電話サービス(IP-IP 接続機能含む)及びイーサネットサービスについて、対象とすることは適切と考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ NTT 東西の接続料水準が、不当な競争を引き起こしていないという水準であるか検討することは必要であり、答申(案)に賛成する。</p> <p>(アッカ・ネットワークス)</p> <p>○ IP電話サービスおよびIP-IP接続に係る機能をスタックテストの対象とすることに関して、当社は賛成いたします。また、IP-IP接続に係る機能を役務単位で細分化して評価を行うことに関して、当社は賛成いたします。</p> <p>(STNet)</p>	
<p>意見137 スタックテストガイドラインにおいて、検証の際に営業費に含めないこととされている「顧客営業」「販売サポートのうち特約店に支払う取次手数料」「宣伝」「企画」の費用に関しても営業費に含めてスタックテストを実施すべく、同ガイドラインの見直しを検討すべきであり、また、NTT 東西が設定する接続料の水準が設備等の一般的な市場調達価格と照らし合わせて妥当なものであるか否かの検証もあわせて行う等、接続料水準の適正性を多様な視点から検証する仕組みを構築する必要があることから、本答申(案)P53 の最終段落後に以下の記述の追加を要望。</p> <p>(追記案)</p> <p><u>なお、接続料規則第 14 条第 4 項における「接続料の水準は、当該接続料が事業者と当該事業者の第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする」という規定の趣旨を踏まえると、スタックテストにおいては顧客獲得に要する費用(販売促進費等)も営業費に含めた上で検証を行う必要があり、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(以下、「スタックテストガイドライン」という。)において、営業費に含めないこととしている「顧客営業」「販売サポートのうち特約店に支払う取次手数料」「宣伝」「企画」の費用も営業費に</u></p>	<p>考え方137</p>

<p>含むよう、スタックテストガイドラインを改正することが適当である。</p> <p>この他、NTT東西が設定する接続料の水準が、設備等の一般的な市場調達価格と照らし合わせて妥当なものであるか否かの検証もあわせて行う等、接続料水準の適正性を多様な視点から検証する仕組みを設けることが必要である。</p>	
<p>○ スタックテストは、接続料規則第 14 条第 4 項の「接続料の水準は、当該接続料が事業者と当該事業者の第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする」とする規定に基づき、NTT 東西の接続料水準が当該基準を満たしているか否かを検証するために行われるものであり、NTT-NGN における接続料についてもスタックテストを行う必要があると考えます。従って、本答申(案)にあるとおり、フレッツサービスに係る機能、IP電話サービスに係る機能、イーサネットサービスに係る機能、IP-IP接続に係る機能についてスタックテストを行うことは適切と考えます。</p> <p>なお、前述の接続料規則第 14 条第 4 項の規定、及びスタックテストガイドラインにおいて、「一般的に利用者料金はコストに適正利潤を乗せて設定される」と記述されていることに鑑みると、接続事業者と NTT 東西との間で「不当な競争」を防止し公正な競争を確保するべく接続料の適正性を検証するためには、営業費には顧客獲得に要する費用(販売促進費等)を含まないこととされている現行のスタックテスト手法についても見直すべきであり、具体的には、スタックテストガイドラインにおいて、検証の際に営業費に含めないこととされている「顧客営業」「販売サポートのうち特約店に支払う取次手数料」「宣伝」「企画」の費用に関して営業費に含めてスタックテストを実施すべく、同ガイドラインの見直しを検討すべきであると考えます。</p> <p>また、従来からのスタックテストによる接続料の検証に加え、NTT 東西が設定する接続料の水準が、設備等の一般的な市場調達価格と照らし合わせて妥当なものであるか否かの検証もあわせて行う等、接続料水準の適正性を多様な視点から検証する仕組みを構築すべきです。</p> <p>上記に基づき、本答申(案)P53 の最終段落後に以下の記述の追加を要望します。</p> <p>(追記案)</p> <p><u>なお、接続料規則第 14 条第 4 項における「接続料の水準は、当該接続料が事業者と当該事業者の第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする」という規定の趣旨を踏まえると、スタックテストにおいては顧客獲得に要する費用(販売促進費等)も営業費に含めた上で検証を行う必要があり、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(以下、「スタックテストガイドライン」という。)において、営業費に含めないこととしている「顧客営業」「販売サポートのうち特約店に支払う取次手数料」「宣伝」「企画」の費用も営業費に</u></p>	<p>スタックテストは、一般的に利用者料金はコストに適正利潤を加えて設定されることとなることから、接続料水準が不当でないことを確認するため、接続料と利用者料金の関係を検証するものである。</p> <p>この場合、利用者料金が接続料に最低限の営業費(顧客獲得に要する費用を除く。)を加えた額よりも下回っているときは、接続料水準が不当である可能性があるが、他方、顧客獲得に要する費用についてどれだけ支出をするかは経営判断であり、当該費用に接続料を加えた額を利用者料金が下回っても、接続料水準が不当であることにはならないと考えられる。このため、顧客獲得に要する費用を含めてスタックテストの検証対象とすることは必要ないと考えられる。</p> <p>なお、スタックテストは、接続料水準の妥当性を利用者料金との関係で検証するものであって、接続料原価を構成する設備コストと一般的な市場調達価格を比較することによって接続料原価の妥当性を検証することを目的とするものではない。</p>

含むよう、スタックテストガイドラインを改正することが適当である。

この他、NTT東西が設定する接続料の水準が、設備等の一般的な市場調達価格と照らし合わせて妥当なものであるか否かの検証もあわせて行う等、接続料水準の適正性を多様な視点から検証する仕組みを設けることが必要である。

本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。

■前回提案書(再掲)

- ・ スタックテストは、接続料規則第 14 条第 4 項において「接続料の水準は、当該接続料が事業者と当該事業者の第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする」と示されているとおり、NTT 東西の接続料水準が当該基準を満たしているか否かを検証するために行われるものであり、NTT-NGN における接続料についても、スタックテストを行う必要があると考えます。
- ・ スタックテストは利用者料金と接続料水準を比較することで接続料の適正性を検証するものであるため、その具体的な手法については、NTT 東西の設定する利用者料金体系や接続料金体系が明確になっていない現在において、詳細な検討を行うことは困難です。また、これらの料金体系の如何によっては、販促に係る営業費を除いた上で検証を行うといった現行の手法についても見直す必要があると考えます。従って、スタックテストの詳細な手法を検討するに先立ち、まずは NTT 東西に対し、NTT-NGN における利用者料金体系、接続料金体系等の詳細な情報を早期に開示させることが必要であると考えます。
- ・ なお、NTT-NGN への移行に伴う一般的な想定を基にすると、NTT-NGN におけるスタックテストにおいては以下に示した例をはじめとし、多数の課題が存在すると考えます。NTT-NGN におけるスタックテストの実施に向けて、NTT 東西より開示された情報を基に、課題を洗い出した上で具体的な検討を行う必要があると考えます。

〈課題・解決策の一例〉

課題例:

小売と接続のサービス単位が揃わない(小売はバンドルされているが、接続は分かれている等)、あるいは、利用者料金と接続料金の体系が揃わない(利用者料金は定額制であるが、接続料金は従量制等)等により、利用者料金による収入と接続料による収入の比較が困難になる。

解決策例:

スタックテストを行うにあたり、サービス毎の利用者料金と接続料金を比較可能とすべくバ

<p>ンドルされているものを分割あるいは集約する。例えば、バンドルされている利用者料金を何らかの要素を用いて、接続料と比較可能な単位に分割する、あるいは、NTT 東西が利用者料金を設定するにあたり用いた想定条件のもとで接続料金を集計し、利用者料金と比較可能な単位に揃える等の対応が考えられる。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見138 現時点で NTT の県間を含む役務提供について、小売料金やサービス内容等の詳細が明らかにされておらずスタックテストの手法等について検討できないことから、NTT 東西の情報の開示をベースに検討を行うことが必要。</p>	<p>考え方138</p>
<p>○ NGN に関する各機能(フレッツサービスに係る機能、IP 電話サービスに係る機能、イーサネットサービスに係る機能、IP-IP 接続に係る機能)に対して、それぞれ厳密にスタックテストを行うことが必要です。現時点で NTT の県間を含む役務提供について、小売料金、サービス内容等の詳細が明らかにされておらずスタックテストの手法等について検討することが出来ない状況にあります。NTT 東西からの情報の開示をベースに検討を行うことが必要であると考えます。</p> <p>(TOKAI、ビック東海)</p>	<p>ご指摘のとおり、NGNの各機能に係るスタックテストについては、今後のサービス料金等の情報開示を踏まえて行うことが必要である。</p> <p>なお、中継局接続に係る機能を利用したサービスをスタックテストの対象とするためには、中継局接続に係る機能を役務単位で細分化することが必要となる。このため、今後の中継局接続の形態によるサービス提供の動向等を踏まえ、中継局接続に係る機能のスタックテストについては、役務単位で中継局接続に係る機能を細分化することの適否を含めて、今後更に検討を深めることが必要である。</p>
<p>意見139 NGN で提供される新たなサービスについては、今後の普及状況等を踏まえ、必要性を検討すべきであり、当初からスタックテストを実施すべきでない。</p>	<p>考え方139</p>
<p>○ NGN で提供される新たなサービスについては、今後の普及状況、競争環境を見ながら、必要性を検討していくべきで、当初からスタックテストを実施すべきではないと考えます。</p> <p>(日本アイテック)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、NGNの各機能は、新規に接続料が設定されるとともに、算定期間の費用と需要を予測する将来原価方式で接続料が算定されること等から、接続料の妥当性を多角的に検証する必要性がより一層高いため、これらをスタックテストの対象にすることは適切と考えられる。</p>
<p>意見140 需要の立ち上げ期にあり、また設備ベースの競争があり、その対抗上普及促進・競争対抗的なユーザ料金を設定せざるを得ないFTTHサービスやデータ系サービスにまで一律にスタックテストを実施すべきでない。</p>	<p>考え方140</p>
<p>○ 接続料は、適正な原価を基に設定されるべきものであり、需要の立ち上げ期にあり、また設備ベースの競争があってその対抗上普及促進・競争対抗的なユーザ料金を設定せざるを得ないFTTHサービスやデータ系サービスにまで一律にスタックテストを実施すべきではないと考えます。</p>	<p>(考え方139に同じ)</p>

<p>(NTT東日本)</p> <p>○ ブロードバンド市場における当社と他事業者の競争は進展しており、当社のBフレッツのユーザ料金は、需要を喚起するために普及促進・競争対抗的な料金を設定しているところです。このように、接続料の水準とは関係なく、市場メカニズムを通じて決定されている、ブロードバンドサービスのユーザ料金について、スタックテストの検証対象とすることは適当でないと考えます。</p> <p>仮にブロードバンドサービスについてスタックテストを実施する場合でも、IP-IP接続に係る機能については、ユーザニーズや市場環境を踏まえた柔軟な小売料金設定が不可能にならないよう、役務単位で細分化してスタックテストを実施すべきでないと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見141 答申(案)は、NTTグループばかり取り上げているが、他のグループの料金も審議の対象とすべき。</p>	<p>考え方141</p>
<p>○ 答申案は、NTTグループばかり取り上げているが、他のグループの料金も審議の対象とすべきである。</p> <p>具体的には、上述の「ホワイトプラン」のような極端な料金について、スタックテストを適用すべきである。「ホワイトプラン」は、既に1千万契約を獲得したそうである。NTTのFTTHよりも、利用者数が多く、重要度も高い。</p> <p>携帯電話の接続料は、利用者料金が下がっても、ほとんど下がっていない。しかも、利用者料金市場で価格破壊を進めているソフトバンク社が、利用者の目に触れない接続料市場では、最も高い接続料を要求している、とのことである。また、同社の社長は、「接続料は儲かる」との趣旨の発言をしていると聞く。</p> <p>つまり、「接続料市場では、シェアの大小に関係なく、競争原理が働いていない」疑いや、「独占市場(接続料市場)で得た利益で、競争市場(利用者料金市場)でダンピングを行っている」疑いがあると思料する。</p> <p>早急に、スタックテストを実施し、接続料を下げさせるべきである。そして、通話相手が契約している携帯会社に限らず、定額料金で通話ができるようにすべきである。</p> <p>(個人)</p>	<p>スタックテストは、第一種指定電気通信設備に係る接続料は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものでなければならぬこととされていること等を踏まえ、当該接続料水準の妥当性を検証する観点から行うものであるが、第一種指定電気通信設備を設置する者はNTT東西のみであることから、スタックテストの対象もNTT東西のみとなっているところである。</p>

3. 映像配信プラットフォームのオープン化等

(1) 映像配信プラットフォームのオープン化について

<p>意見142 IP-IP接続でのコンテンツ配信を、SNI接続と同等のコンテンツ配信条件となる前提で、できる限り早期に技術上の問題を解消することが必要。</p>	<p>考え方142</p>
<p>○ IP-IP接続(インタラクティブ接続)でのコンテンツ配信を、SNI接続と同等のコンテンツ配信条件となる前提で、できる限り早期に技術上の問題を解消することが必要です(IP-IP接続でもマルチキャスト接続を可能とする等)。 なお、IP-IP接続でのコンテンツ配信に関する制度的な整理は、NTT東・西のNGNがポトルネック設備である固定系加入者回線と一体として設置されることを踏まえて議論されるべきです。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ コンテンツ配信事業者の特定ネットワークへの集中を防ぐ観点からも、NGN に接続するコンテンツ事業者と他事業者のネットワークに接続する事業者間の相互コンテンツ配信等が可能となるよう技術的問題を早期解消すべきという意見に賛成する。</p> <p>(J:COM)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、NTT東西においては、多様なコンテンツ配信形態によるNGNの利活用を促進する観点から、できる限り早期に技術上の問題を解消し、NGNと他社のIP網とを接続して両ネットワーク間のコンテンツ配信が可能となるように取り組むことが適当である。</p>
<p>意見143 マルチキャストアドレスグループを送信側事業者から一意に割り当て、そのアドレスに対する経路情報交換をNNIで行う形でのマルチキャスト接続を実現することは公正競争の観点から必要な措置であり、また、コンテンツ配信事業者用の新たな接続ルールの策定検討や接続ルールに準拠した内容を担保できるルール作り等が必要。</p>	<p>考え方143</p>
<p>○ 自網に接続している映像配信事業者から NGN 加入者への映像配信及び NGN に接続している事業者から自網加入者への映像配信を可能とするため、マルチキャストアドレスグループを送信側事業者から一意に割り当て、そのアドレスに対する経路情報交換をNNIで行う形でのマルチキャスト接続を実現することは公正競争の観点から必要な措置と考えます。また、NGN 接続ルールには電気通信事業者ではないため適用対象外とされているコンテンツ配信事業者において、参入をサポートするためのガイドライン等による幅広い情報公開や、コンテンツ事業者等にとってオープンなビジネス環境が成立しているかどうかの検証、紛争処理についての ADR の整備等、公正な競争が確保されるための仕組みとして、コンテンツ配信事業者用の新たな接続ルールの策定検討や接続ルールに準拠した内容を担保できるルール作り等が早急に必要と思われれます。</p> <p>(TOKAI、ビック東海)</p> <p>○ コンテンツ配信事業者への NGN 映像プラットフォームの開放は必要であり、映像コンテン</p>	<p>答申(案)に示したとおり、NTT東西においては、多様なコンテンツ配信形態によるNGNの利活用を促進する観点から、できる限り早期に技術上の問題を解消し、NGNと他社のIP網とを接続して両ネットワーク間のコンテンツ配信が可能となるように取り組むことが適当である。</p> <p>また、現行制度上、コンテンツ配信事業者を接続ルールの適用対象とすることは困難であり、またこのことで直ちに競争政策上の問題が生じている状況にないため、コンテンツ配信事業者に対する接続ルールの適用は現時点では適当ではないが、総務省においては、公正競争確保の観点から、必要に応じコンテンツ配信事業者と接続ルールとの関係について検討を行うことが適当である。</p> <p>なお、NTT東西においては、多様なコンテンツ配信事業者のNGNへの参入を促進する観点から、コンテンツ配信事業者について事業者間で公平な取扱いをすることはもとより、接続の拒否事由</p>

ツの独占、通信回線の独占となり、他事業者の事業を阻害する恐れが生じないよう接続ルールを算定することが望まれる。

(アッカ・ネットワークス)

- コンテンツ市場の一層の活性化を促すため、コンテンツ配信事業者が利用の公平性を確保された形で NGN に接続することが望ましいと考える。

他社 IP 網ーNGN 間の IP 接続について、事業者をまたがるコンテンツ配信が出来ないとある。これは NTT 東西の映像プラットフォームの独占となりえるものであり、出来る限り早期に問題を解決し、当該設備でのコンテンツ配信を可能としなければ、他事業者の事業展開が困難となりコンテンツ市場の健全な発展を阻害することが考えられる。

そのためにも、コンテンツ配信事業者への接続ルール適用を実現し、NTT グループのコンテンツ事業者と他コンテンツ事業者で NGN 利用の公平性が保てるような透明性の高いルールが必要である。

(HOTnet)

- 当社はブロードバンド上で展開されるアプリケーションのうち、コンテンツ配信サービスがリッチコンテンツとして、広く認知されていると考えています。

答申(案)P.54-P.55 にあるとおり、NGN 上で様々な事業者が多種多様なコンテンツ配信向けサービスを提供するためには、コンテンツ配信事業者が利用の公平性が確保された形で NGN に接続可能であることが不可欠です。

NGN がコンテンツプロバイダに対し、品質・機能・コスト面でのサービス開発の自由度を与え、NGN 上に多くのコンテンツプロバイダが参加することにより、NGN のネットワークとしての魅力が拡大する、という良いサイクルが生まれるものと考えます。

この次世代ネットワークとコンテンツ配信事業者の関係が成立することにより、他国にはない国際競争力のある「技術」、「コンテンツ」、「ビジネスモデル」が創出されるものと考えております。

次世代ネットワークの接続ルールについては、これまでの電気通信事業者だけではなく、コンテンツプロバイダも視野に入れることを求めます。コンテンツ流通促進のためのキャリアとコンテンツプロバイダ間の利用ルール制定にあたっては、コロケーションや接続に関する期間・費用等での NTT 東西利用部門や NTT グループ会社との同等性の確保、及びコンテンツの発展のため、他キャリアにも同等のルール設定を望みます。

NGN の利活用を促進し多種多様なサービスの提供を実現することは、サービス競争を促

やコロケーションルール、接続の手続などは、電気通信事業者との接続に準じた取扱いをするなどの自主的な取組が求められる。

<p>進し利用者利便の向上を図る観点から望ましい、とする答申(案)P.28 には賛同します。</p> <p>(USEN)</p>	
<p>意見144 NTT グループ内の映像配信事業の統合の動き等も踏まえ、NTT 東西の市場支配力濫用による、特定コンテンツの独占的な配信等の行為を禁止することが喫緊の課題であることから、NTT東西の自主的取組みに問題解決を委ねるのでは不十分であり、より実効的なルール整備を義務付けるため、本答申(案)P55 の第 4 段落以降を以下のとおり修正することを要望。</p> <p>(修正案)</p> <p>これに加え、コンテンツ配信事業者からは、コロケーションの可否や接続に要する期間等の取扱いで電気通信事業者でないことに起因する差別的取扱いを懸念する意見が示されている。NTT東西においては、このような懸念を払拭し多様なコンテンツ配信事業者のNGNへの参入を促進する観点から、コンテンツ配信事業者によるSNI接続について、事業者間で公平な取扱いをすることはもとより、接続の拒否事由やコロケーションルール、接続の手続などは、電気通信事業者との接続に準じた取扱いをするなどの<u>ルール整備を図る必要がある。</u></p> <p>この点、コンテンツ配信事業者からは、自らを接続ルールの適用対象とすることを求める意見が示されているが、現行制度上、コンテンツ配信事業者を接続ルールの適用対象とすることは困難であり、またこのことで現時点で直ちに競争政策上の問題が生じている状況にはない。このため、コンテンツ配信事業者に対する接続ルールの適用は現時点では適当でないが、総務省においては、NGNの商用開始後の状況を注視しつつ、公正競争確保の観点から、<u>定期的にコンテンツ配信事業者等へのヒアリングを行うことや、関係者を交えた詳細な議論の場を設ける等、コンテンツ配信事業者と接続ルールとの関係について継続的に検討を行うことが適当である。</u></p> <p>また、NGNの商用開始時点においては、他社のIP網とNGNをIP-IP接続しても、他社網に接続するコンテンツ配信事業者からNGN加入者へのコンテンツ配信やNGNに接続するコンテンツ配信事業者から他社網加入者へのコンテンツ配信は、技術上の問題からできない状況となっている。この点も、<u>地上デジタルテレビジョン放送難視聴地域の解消へのNGNの利活用および多様なコンテンツ配信形態によるNGNの利活用を促進する観点から、ITU-T等での標準化動向にあわせ、2008 年度中に技術上の問題を解消し、当該形態によるコンテンツ配信を可能とすると共に、IP方式による地上デジタルテレビジョン放送の再送信のための設備についても複数事業者間での共同設置/利用が可能となる必要がある。</u></p>	<p>考え方144</p>
<p>○ 「映像配信プラットフォームのオープン化」に関しては、主に NTT 東西の努力義務の形にて、多様なコンテンツ配信を可能とするための技術上の問題解消や、各種ルール整備が求</p>	<p>答申(案)に示したとおり、コンテンツ配信事業者が接続ルールの適用対象外であることが直ちに競争政策上の問題を生じさせてい</p>

められていますが、ドミナント性や実質的なボトルネック性を有する NTT 東西のプラットフォーム機能のオープン化という観点が必要であることは勿論のこと、それに加え、NTT グループ内の映像配信事業の統合の動き等も踏まえ、NTT 東西の市場支配力濫用による、特定コンテンツの独占的な配信等の行為を禁止することが喫緊の課題です。従って、NTT 東西の自主的取組みに問題解決を委ねるのでは不十分であり、より実効的なルール整備を義務付けるべきと考えます。

具体的には、上位レイヤにおいて競争優位性を有するコンテンツ等との結びつきにより、NTT 東西が、より強固な市場支配力を獲得し、通信レイヤ及び上位レイヤ双方の事業者のビジネスを著しく阻害するといった競争阻害的行為を厳格に禁止することが必要です。

加えて、接続事業者に接続している映像配信事業者から NTT-NGN 加入者への映像配信及び NTT-NGN に接続している映像配信事業者から接続事業者の次世代ネットワーク加入者への映像配信を提供可能とするために、マルチキャストグループアドレスを送信側のネットワーク事業者から一意的に割り当て、そのグループアドレスに対する経路情報交換を NNI において行う形でのマルチキャスト接続を実現することが必要です。

なお、本答申(案)には、コンテンツ配信事業者に対する接続ルールの適用は現時点では適当でないとした上で、NGN の商用開始後の状況を注視することとされていますが、注視の具体的な方法として、定期的にコンテンツ配信事業者等へのヒアリングを行うことや、関係者を交えた詳細な議論の場を設ける等の取組を行うことを明確化すべきと考えます。

また、IP 方式による地上デジタルテレビジョン放送の再送信(以下、「IP 再送信」という。)については、地上デジタルテレビジョン放送難視聴地域の解消はわが国喫緊の課題であり、可能な限り広くあまねく IP 再送信が行き届くよう、①IP 再送信設備の複数事業者間での共同設置/利用、②接続事業者に接続している映像配信事業者から NTT-NGN 加入者への映像配信及び NTT-NGN に接続している映像配信事業者から接続事業者の次世代ネットワーク加入者への映像配信を提供可能とするために、マルチキャストグループアドレスを送信側のネットワーク事業者から一意的に割り当て、そのグループアドレスに対する経路情報交換を NNI において行う形でのマルチキャスト接続、③分岐端末回線単位での接続により設備稼働率が向上することによる光ファイバ敷設地域の拡大、以上 3 点の実現が必要であると考えます。

以上を踏まえ、本答申(案)P55 の第 4 段落以降を以下のとおり修正することを要望します。

(原案)

これに加え、コンテンツ配信事業者からは、コロケーションの可否や接続に要する期間等の取扱いで電気通信事業者でないことに起因する差別的取扱いを懸念する意見が示されて

るわけではないため、現時点では NTT 東西の自主的な取組に委ねることが適当であり、総務省においては、NGN 商用開始後の状況を注視しつつ、公正競争確保の観点から、必要に応じコンテンツ配信事業者と接続ルールの関係を検討することとするのが適当である。

いる。NTT東西においては、このような懸念を払拭し多様なコンテンツ配信事業者のNGNへの参入を促進する観点から、コンテンツ配信事業者によるSNI接続について、事業者間で公平な取扱いをすることはもとより、接続の拒否事由やコロケーションルール、接続の手続などは、電気通信事業者との接続に準じた取扱いをするなどの自主的な取組が求められる。

この点、コンテンツ配信事業者からは、自らを接続ルールの適用対象とすることを求める意見が示されているが、現行制度上、コンテンツ配信事業者を接続ルールの適用対象とすることは困難であり、またこのことで現時点で直ちに競争政策上の問題が生じている状況にはない。このため、コンテンツ配信事業者に対する接続ルールの適用は現時点では適当でないが、総務省においては、NGNの商用開始後の状況を注視しつつ、公正競争確保の観点から、必要に応じコンテンツ配信事業者と接続ルールとの関係について検討を行うことが適当である。

また、NGNの商用開始時点においては、他社のIP網とNGNをIP-IP接続しても、他社網に接続するコンテンツ配信事業者からNGN加入者へのコンテンツ配信やNGNに接続するコンテンツ配信事業者から他社網加入者へのコンテンツ配信は、技術上の問題からできない状況となっている。この点も、多様なコンテンツ配信形態によるNGNの利活用を促進する観点から、できる限り早期に技術上の問題を解消し、当該形態によるコンテンツ配信が可能となるよう取り組むことが適当である。

(修正案)

これに加え、コンテンツ配信事業者からは、コロケーションの可否や接続に要する期間等の取扱いで電気通信事業者でないことに起因する差別的取扱いを懸念する意見が示されている。NTT東西においては、このような懸念を払拭し多様なコンテンツ配信事業者のNGNへの参入を促進する観点から、コンテンツ配信事業者によるSNI接続について、事業者間で公平な取扱いをすることはもとより、接続の拒否事由やコロケーションルール、接続の手続などは、電気通信事業者との接続に準じた取扱いをするなどのルール整備を図る必要がある。

この点、コンテンツ配信事業者からは、自らを接続ルールの適用対象とすることを求める意見が示されているが、現行制度上、コンテンツ配信事業者を接続ルールの適用対象とすることは困難であり、またこのことで現時点で直ちに競争政策上の問題が生じている状況にはない。このため、コンテンツ配信事業者に対する接続ルールの適用は現時点では適当でないが、総務省においては、NGNの商用開始後の状況を注視しつつ、公正競争確保の観点から、定期的にコンテンツ配信事業者等へのヒアリングを行うことや、関係者を交えた詳細な議論の場を設ける等、コンテンツ配信事業者と接続ルールとの関係について継続的に検討を行うことが適当である。

また、NGNの商用開始時点においては、他社のIP網とNGNをIP-IP接続しても、他社網

に接続するコンテンツ配信事業者からNGN加入者へのコンテンツ配信やNGNに接続するコンテンツ配信事業者から他社網加入者へのコンテンツ配信は、技術上の問題からできない状況となっている。この点も、地上デジタルテレビジョン放送難視聴地域の解消へのNGNの利活用および多様なコンテンツ配信形態によるNGNの利活用を促進する観点から、ITU-T等での標準化動向にあわせ、2008年度中に技術上の問題を解消し、当該形態によるコンテンツ配信を可能とすると共に、IP方式による地上デジタルテレビジョン放送の再送信のための設備についても複数事業者間での共同設置/利用が可能となる必要がある。

本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。

■前回提案書(再掲)

- ・「映像配信プラットフォームのオープン化」に関しては、ドミナント性や実質的なボトルネック性を有する NTT 東西のプラットフォーム機能のオープン化という観点が重要であることは勿論のこと、それに加え、NTT 東西の市場支配力濫用による、特定コンテンツの独占的な配信等の行為を禁止することが必要です。
- ・特に、上位レイヤにおいて競争優位性を有するコンテンツ等との結びつきにより、NTT 東西が、より強固な市場支配力を獲得し、通信レイヤ及び上位レイヤ双方の事業者のビジネスを著しく阻害するといった競争阻害的行為を厳格に禁止することが必要です。
- ・また、一部報道によると、NTT グループは NTT-NGN のサービス開始に向けグループ内に 3 つある映像配信事業を今年度内に統合するとされているところであり、こうした NTT グループ内外連携強化による市場支配力の強化にも注視が必要です。
- ・また、弊社に接続している映像配信事業者から NTT-NGN 加入者への映像配信及び NTT-NGN に接続している映像配信事業者から弊社の次世代ネットワーク加入者への映像配信を提供可能とするために、マルチキャストグループアドレスを送信側のネットワーク事業者から一意的に割り当て、そのグループアドレスに対する経路情報交換を NNI において行う形でのマルチキャスト接続を実現することが必要です。
- ・加えて、IP 方式による地上デジタルテレビジョン放送の再送信については、2⑤にて述べたとおり、今後の情報通信の基盤となる次世代ネットワークをどのように活用し、より効率的かつ迅速に IP 再送信における地上デジタルテレビジョン放送のエリアカバーを広げていくか議論されるべきです。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

意見145 他社のIP網とNGNをIP-IP接続して多様なコンテンツ配信形態が可能となるように早急に取り組むとともに、NTT等寡占的事業者のコンテンツの囲い込みによる競争の阻

考え方145

<p>害が生じないよう、寡占的通信事業者やその通信事業者が実質的に支配する事業者に対し、プラットフォーム及びコンテンツについてもドミナント規制を適用すべき。</p>	
<p>○ 我国のアニメ等のコンテンツの競争力や放送事業者等のコンテンツ制作力は、自由闊達な市場環境のもとで創造豊かに培われてきたものと考えております。</p> <p>一方では『通信・放送の総合的な法体系に関する研究会』は、現行法制を改正し、『情報通信法(仮称)』として『コンテンツ』、『伝送インフラ』、『プラットフォーム』の三つの横断的な『レイヤー構造』への転換を提言しています。</p> <p>こうした状況の中で、NTTはNGNで『多様な映像配信プラットフォームが構築され、多彩な映像配信サービスが展開されるように取り組んでいきたい。』としています。</p> <p>しかし、NTT等寡占的事業者は、強大な資本力を背景にして『情報通信法(仮称)』で提言する、レイヤー間を貫く垂直統合を生じる懸念があります。</p> <p>また、特にコンテンツは囲い込みが生じやすく、競争が働かなくなり、我国のコンテンツの創造性・多様性が失われることが懸念されます。</p> <p>したがって、本答申で述べていますように他社のIP網とNGNをIP-IP接続して多様なコンテンツ配信形態が可能となるよう、急がねばならないと考えます。</p> <p>また、NTT等寡占的事業者のコンテンツの囲い込みによる競争の阻害が生じないよう、寡占的通信事業者やその通信事業者が実質的に支配する事業者に対し、プラットフォーム及びコンテンツについてもドミナント規制を適用すべきであると存じます。</p> <p>(JCTA)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、NTT東西においては、多様なコンテンツ配信形態によるNGNの利活用を促進する観点から、できる限り早期に技術上の問題を解消し、NGNと他社のIP網とを接続して両ネットワーク間のコンテンツ配信が可能となるように取り組むことが適当である。</p> <p>また、指定電気通信設備制度については、「新競争促進プログラム2010」(06年9月策定、07年10月改定)において、IP化の進展に伴う市場統合の動き等を踏まえて包括的な見直しを行うこととしており、具体的には、2008年中を目途に具体的な結論を得て、その後速やかに所要の制度整備を実施し、2010年度までに運用を開始することとしている。</p>
<p>意見146 他社 IP 網ユーザも、NGN 向け映像配信サービスであることを意識せずに利用できるようなシームレスな環境の早期構築を要望。</p>	<p>考え方146</p>
<p>○ 他社 IP 網ユーザも、NGN 向け映像配信サービスであることを(またその逆を)意識しないで、利用できるようなシームレスな環境の早期構築を希望します。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>(考え方142に同じ)</p>
<p>意見147 コンテンツ配信事業者への何らかの接続ルール適用という権利に関する検討だけでなく、安定運用を確保するための義務の部分も合わせて検討すべき。</p>	<p>考え方147</p>
<p>○ 報告書案では、コンテンツ配信事業者が電気通信事業者ではないために差別的取扱いをされる可能性があるとの観点から、NTT東西のNGNとコンテンツ配信事業者との接続に関するルールの検討について言及されておりますが、片やコンテンツ事業者は、電気通信事業者に比べ関係法令による規制が緩いという状況もあります。ついては、国民に安心してコンテンツを利用できる環境を整備するという観点に立ち、コンテンツ配信事業者への何らかの接続ルール適用という権利に関する検討だけでなく、安定運用を確保するための義務の部</p>	<p>今後の検討に際し参考とさせていただきたい。</p>

<p>分も合わせて検討する必要があると考えます。</p> <p>(STNet)</p>	
<p>意見148 コンテンツ配信については、地域や距離に関係のない IP 網に移行する状況で、NTT 東西の一方への SNI 接続により、他方へも配信可能となることを要望。</p>	<p>考え方148</p>
<p>○ コンテンツ配信の品質安定のため、インターネット網を経由せず、SNI 接続による NGN 閉域網での配信のニーズが存在します。</p> <p>コンテンツ配信については、地域や距離に関係のない IP 網に移行する状況で、既存の NTT 東西の地域電気通信事業に対する接続ルールの他に、NTT 東西の一方への SNI 接続により、他方へも配信可能となることを要望します。</p> <p>これが実現するとコンテンツ配信に係る配信コスト(月額利用料・通信機器・運用コスト等)の低減が可能になるとともに、接続に要する各種プロセスの軽減が図られることになり、コンテンツ配信への新規参入促進策として有効であり、また、地方から全国へ向けての配信の促進にも有効と考えます。</p> <p>(USEN)</p>	<p>(考え方142に同じ)</p>
<p>意見149 映像通信プラットフォームは、コンテンツ配信事業者へのインターフェースが公表されており、各プレーヤーの自由な事業展開に委ねるべき。</p>	<p>考え方149</p>
<p>○ 映像通信プラットフォームについては、コンテンツ配信事業者へのインターフェースが公表されており、利用者にとっても事業者の自由な事業展開に委ねるべきであると考えます。</p> <p>(日本アイテック)</p> <p>○ 当社は、既に地域IP網でも、ベストエフォート型のマルチキャスト通信機能及びユニキャスト通信機能を提供しております。NGNでは、さらに帯域確保型の機能を追加し、SNI(アプリケーションサーバ向けのUNI)としてインタフェースを開示して、平成18年12月からフィールドトライアルを実施してきております。その結果、6社の方々にご利用いただきました。当社としては、今後ともより多くのコンテンツプロバイダ等の方々の本機能をご利用いただき、多様な映像配信プラットフォームが構築され、NGN上で多彩な映像配信サービスが展開されるよう取り組んでいきたいと考えております。そのためには、映像配信サービスの提供に関し、NGNを提供する当社を含めた各プレイヤーに対して規制を設けることなく、各プレイヤーの自由な事業展開に委ねるべきであると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>NGNが今後我が国の基幹的な通信網になることを想定すると、NGN上で様々な事業者が、NGN固有の機能を利用して多種多様なコンテンツ配信向けサービスを提供することが利用者利便に資するものであり、そのためにはコンテンツ配信事業者が利用の公平性が確保された形でNGNに接続可能であることが必要となる。</p> <p>この点、コンテンツ配信事業者に対して接続ルールを適用することは現時点では適当ではないが、NTT東西においては、事業者間での公平な取扱いをすることはもとより、接続の拒否事由やコロケーションルール、接続の手続などは、電気通信事業者との接続に準じた取扱いをすることが適当である。</p>

<p>○ 当社としては、より多くのコンテンツ提供事業者等にマルチキャスト通信機能やユニキャスト通信機能をご利用いただき、次世代ネットワーク上で多彩な映像配信サービスが提供されるよう取り組んでいきたいと考えております。そのためには、映像配信サービスの提供に関し、当社を含む各プレイヤーに対する規制を設けるのではなく、各プレイヤーの自由な事業展開に委ねるべきであると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見150 著作権等の問題が解決されない限りは地域限定した中で難視聴の解消等の限定された用途に限りエリア限定で許可すべき必要がある。</p>	<p>考え方150</p>
<p>○ 映像配信に関して開放される事自体は良い事であるが著作権等の問題が解決されない限りは地域限定した中で難視聴の解消等の限定された用途に限りエリア限定で許可されるべき必要があると思われる。</p> <p>(フジミック新潟)</p>	<p>「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」(平成19年8月・第4次中間答申)において、IP同時再送信は、都市部における視聴方法の選択肢の拡大を通じ受信環境の一層の充実を図る観点から、条件不利地域に限らず積極的に活用されるべきとされているが、この際、著作権処理等の問題が解決されていることが前提となるのは当然のことである。</p>

(2)固定通信網と移動通信網との円滑な連携

<p>意見151 ボトルネック設備を持つNTT東西とドミナント事業者であるNTTドコモが設備を共同構築することは、NTTグループの市場支配力を一層強化することになることから認めるべきではなく、現在までに整えられてきた競争ルールを遵守すべき。</p>	<p>考え方151</p>
<p>○ ボトルネック設備を持つNTT東・西とドミナント事業者であるNTTドコモが設備を共同構築することは、NTTグループの市場支配力を一層強化することになるため、認められるべきではありません。「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正競争条件」等、現在までに整えられてきた競争ルールが遵守されるべきです。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ NTT 東西の NGN の移動通信網との融合や FMC サービスに関しては、サービスが未定ではあるため現時点での検討には至りませんでした。NTT ドコモはドミナント事業者でありNTT 東西と一体となりサービスを展開することは、公正競争の観点上認められるべきではありません。また、固定通信網と移動通信網それぞれの機能を組み合わせた統合的ネットワークに対する検討は、従来個別に行われてきた接続ルール検討を透過的、一体的な政策で推進する必要があります。移動体市場に対して進められているモバイルビジネス活性化プラ</p>	<p>—</p>

<p>ン等における MVNO 参入促進や市場環境整備と、固定通信網における次世代ネットワークの接続ルールの検討について、それぞれのドミナント規制に応じた個別検討を進展させ、固定通信・移動通信を一体とした統合 IP 網市場としての公正競争整備が必要です。</p> <p>(TOKAI、ビック東海)</p> <p>○ 固定網と移動網の統合は、NGN となっても NTT 分割時のポリシーから認められるべきではない。</p> <p>(HOTnet)</p> <p>○ 報告書案では、固定通信網と移動通信網の融合やFMCIに関しては、今後の議論に委ねることとされておりますが、その際にも、従来通り、NTT東西とNTTドコモという市場支配的な事業者同士の連携については、排他的設備構築や共同営業の禁止など、公正競争確保のための措置が必要と考えます。</p> <p>(STNet)</p>	
<p>意見152 NTT ドコモと NTT 東西間の連携については、他事業者でも同条件にて事業展開が可能となるよう公表約款に基づく接続方式での整理を要望。</p>	<p>考え方152</p>
<p>○ 固定通信網と移動体通信網の連携については、サービス発展の観点からも重要であると認識する。</p> <p>NTT ドコモと NTT 東西間の連携については、共同的な設備構築や共同的な営業等の経営資源の統合を伴う排他的な方式での連携ではなく、他事業者でも同条件にて事業展開が可能となるよう公表約款に基づく接続方式での整理を要望する。</p> <p>(J:COM)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、移動網との融合やFMCサービスについては、その具体的な姿が見えていない段階では、接続ルールの観点から具体的な検討を行うことは差し控えるべきであり、今後その現実的な姿が明らかになった段階でご意見も踏まえ改めて検討を行うことが適当である。</p>
<p>意見153 移動通信と固定通信の融合が進展する次世代ネットワークにおいては、支配的事業者同士の連携が、競争事業者にとってこれまで以上に脅威となる。NGN の商用化の前提として、NTT 東西と NTT ドコモグループ相互間での共同営業については、例外なく禁止することをガイドラインに明記することや NTT ドコモ側が主体となる FMC サービスに係る共同営業に関するガイドラインを策定すること等を追加措置すべき。このため、本答申(案) P57 の第 2 段落以降を以下のとおり修正することを要望。</p> <p>(修正案)</p>	<p>考え方153</p>

<p>この点、NGNが移動網との融合やFMCサービスの提供も見据えて構築されるネットワークであることを踏まえて、以下のとおり、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」(2001年12月公表、2007年7月改定)にあるNTT東西のFMCサービスの考え方(①、②)及び追加的考え方(③、④)を基本とすることが適当である。</p> <p>①NTT東西が、県域を越えて役務の提供や料金設定を行う場合は、NTT法第2条第5項に基づく活用業務の認可を受けることが必要</p> <p>②また、NTTドコモと連携してFMCサービスを提供する場合は、NTTドコモとの排他的な設備構築や排他的な共同営業の禁止といった公正競争確保のための措置を講じることが必要</p> <p>③NTT東西が、県域を越えて役務の提供や料金設定を行う場合は、NTT法第2条第5項に基づく活用業務の認可を受けることが必要</p> <p>④NTTドコモと連携してFMCサービスを提供する場合は、NTTドコモとの排他的な設備構築排他的な共同営業の禁止といった公正競争確保のための措置を講じることが必要</p>	
<p>○ 固定通信網と移動通信網の円滑な連携に関し、現時点において接続ルールの観点から具体的な検討を行うことは差し控えるべきとされていますが、「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」では、NTT 東西が他の市場支配的事業者と連携して活用業務を行う場合、公正な競争を確保することに支障を及ぼすおそれが高いとされているところであり、早急に具体的な検討を行う必要があると考えます。</p> <p>本件については、『東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン』の改正案に対する意見募集に対する弊社意見書(平成 19 年 7 月 3 日)にて、後述する FMC 等における共同営業の問題を挙げているのに対し、これに対する総務省の考え方(平成 19 年 7 月 17 日)P38 にて、「御意見については、今後の参考とする」とされているところです。従って、指定電気通信設備制度の見直し議論等を踏まえるといった先送りのスタンスでなく、早急に具体的な検討を行っていくべきです。</p> <p>移動通信と固定通信の融合が進展する次世代ネットワークにおいては、支配的事業者同士の連携が、競争事業者にとってこれまで以上に脅威となることは間違いなく、NTT-NGN の商用化の前提として、以下の追加措置を課すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西と NTT ドコモグループ(以下、「NTT ドコモ」という。)相互間での共同営業については、例外なく禁止することをガイドラインに明記すること。 - NTT ドコモ側が主体となる FMC サービスに係る共同営業に関するガイドライン(事業法第 30 条第 3 項第 2 号の禁止行為の具体化を含む)を策定すること。 <p>以上を踏まえ、本答申(案)P57 の第 2 段落以降を以下のとおり修正することを要望します。</p>	<p>(考え方152に同じ)</p>

(原案)

この点、移動網との融合やFMCサービスの提供が未だ見えていない段階で、接続ルールの観点から具体的な検討を行うことは差し控えるべきと考えるが、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」(2001年12月公表、2007年7月改定)にあるように、NTT東西のFMCサービスについては、以下のような考え方を基本とすることが適当である。

- ①NTT東西が、県域を越えて役務の提供や料金設定を行う場合は、NTT法第2条第5項に基づく活用業務の認可を受けることが必要
- ②また、NTTドコモと連携してFMCサービスを提供する場合は、NTTドコモとの排他的な設備構築や排他的な共同営業の禁止といった公正競争確保のための措置を講じることが必要

(修正案)

この点、NGNが移動網との融合やFMCサービスの提供も見据えて構築されるネットワークであることを踏まえて、以下のとおり、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」(2001年12月公表、2007年7月改定)にあるNTT東西のFMCサービスの考え方(①、②)及び追加的考え方(③、④)を基本とすることが適当である。

- ①NTT東西が、県域を越えて役務の提供や料金設定を行う場合は、NTT法第2条第5項に基づく活用業務の認可を受けることが必要
- ②また、NTTドコモと連携してFMCサービスを提供する場合は、NTTドコモとの排他的な設備構築や排他的な共同営業の禁止といった公正競争確保のための措置を講じることが必要
- ③NTT東西が、県域を越えて役務の提供や料金設定を行う場合は、NTT法第2条第5項に基づく活用業務の認可を受けることが必要
- ④NTTドコモと連携してFMCサービスを提供する場合は、NTTドコモとの排他的な設備構築や排他的な共同営業の禁止といった公正競争確保のための措置を講じることが必要

本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。

■前回提案書(再掲)

- ・「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」では、NTT東西が他の市場支配的事業者と連携して活用業務を行う場合、公正な競争を確保することに支障を及ぼすおそれが高いとしているところです。また、そもそも、NTTグループは1社独占の公社を成り立ちとしており、そのあまりにも強い独占性を是正するためNTT再編成が実施されてきたところです。これらNTT再編成の主旨等に鑑み、指定電気通信設備を保有する事業者

<p>同士の連携は、事業者間の競争環境を歪める行為に他ならないとの前提のもと、NTT 東西と NTT ドコモグループ(以下、「NTT ドコモ」という。)による共同設備構築・共同営業等は全て厳格に禁止されるべきです。特に、移動通信と固定通信の融合が進展する次世代ネットワークにおいては、支配的事業者同士の連携が、競争事業者にとってこれまで以上に脅威となる可能性が高いことから、NTT 東西と NTT ドコモによる FMC サービスも認められるべきではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他方、「NTT グループ中期経営戦略(平成 16 年 11 月)」の中で「次世代ネットワークは、移動通信と固定通信の融合を含めたサービス基盤として構築します」とされ、「NTT グループ中期経営戦略の推進について(平成 17 年 11 月)」の中で「次世代ネットワークの導入によって、WiFi や WiMAX 等のブロードバンド無線技術と組み合わせた、より高度で柔軟な固定・移動間のシームレスな通信サービスを提供していきます。」とされていることについては、上記の NTT 再編成の主旨との整合から、問題であると考えます。 ・ 以上のことから、「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」の現行規定に加え、以下の追加措置が必要と考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西と NTT ドコモ相互間での共同営業については、例外なく禁止することをガイドラインに明記すること。 - NTT ドコモ側が主体となる FMC サービスに係る共同営業に関するガイドライン(事業法第 30 条第 3 項第 2 号の禁止行為の具体化を含む)を策定すること。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見154 固定通信網と移動通信網の統合に当たり、なし崩しの既成事実化・既得権化により公正な競争が阻害されることのないよう、また、NTTが実質的に支配する事業者によって公正な競争が阻害されることのないような制度の検討や注視が必要。</p>	<p>考え方154</p>
<p>○ 本答申でも述べていますようにNTTは、NGNは移動網との融合やFMCサービスの提供を見据えて構築されるネットワークとして位置付けています。</p> <p>これに対してNTTのFMCサービスについては、NTT法第2条第5項に基づく活用業務の認可の必要や、NTTドコモとの排他的な設備構築や排他的な共同営業の禁止といった公正競争確保のための措置を講じることを必要としています。</p> <p>しかし、実際にはNTT東西の子会社ではありませんが、オプティキャストマーケティング(スカパー:51%、NTT東:34%、同西:15%)へ出資・設立し、スカパー、Bフレッツの抱き合わせ販売を行い、また2ヶ月間無料などの営業活動を行っている実態があります。</p> <p>したがって、固定通信網と移動通信網の統合に当たっては、なし崩しの既成事実化・既得権化により公正な競争が阻害されることのないよう、またNTTが実質的に支配する事業者によって公正な競争が阻害されることのないような制度の検討、及び厳しく注視することが</p>	<p>(考え方152に同じ)</p>

<p>必要であると考えます。</p> <p>(JCTA)</p>	
<p>意見155 FMC については、NTT 以外の事業者が統合型ネットワークを構築してサービスを提供しているにもかかわらず、NTT が統一的に提供できないのは NTT の利用者にとって不平等であり、他事業者との同等性が確保されていれば、他事業者と同様の統合型のネットワークを構築することを認めるべき。</p>	<p>考え方155</p>
<p>○ FMC については、NTT 以外の事業者が統合型ネットワークを構築してサービスを提供しているにも拘わらず、NTT が統一的に提供できないのは NTT の利用者にとって不平等であると考えます。</p> <p>(日本アイテック)</p> <p>○ 現在、固定・携帯事業の統合をはじめとする事業者の合従連衡が進展し、現にソフトバンク殿が公表されたグループ内のIP電話と携帯電話との間のユーザ料金を無料とするプランは、お互いの接続料を相対で柔軟に設定し提供されていると想定されます。</p> <p>さらにNTTグループ以外の他事業者は、今後固定・携帯を同一のネットワークに統合する計画を公表するなど、FMCサービスを前提としたものとされており、市場環境は移動体業務の分離時やNTT再編時から一変しております。</p> <p>このような競争環境の下、当社だけがFMCサービスの提供において、「事業者均一の接続料の設定」や「別個の設備を構築する」等の制約が設けられるとすれば、競争中立的でないばかりか、ネットワークの効率的な構築や柔軟なサービス提供に支障をきたし、結果的にお客様が期待しているサービスの提供ができなくなるという点において、お客様利便を大きく損なうものと考えます。</p> <p>したがって、他事業者との同等性が確保されていれば、当社も他事業者と同様の統合型のネットワークを構築することが認められるべきであると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 現在では、固定・携帯事業の統合をはじめとする事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他事業者は、固定・携帯事業を同一の会社が提供しており、さらに今後固定・携帯を同一のネットワークに載せる計画を公表するなど、市場環境は移動体業務の分離時やNTT再編時から一変しています。</p> <p>このような競争環境の下、当社とNTTドコモ殿の連携によるFMCサービスの提供につい</p>	<p>NTT東西とNTTドコモは、いずれも指定電気通信設備を有する事業者であるため、設備共用による一体化は、固定通信市場と移動通信市場という2つの隣接する市場において、それぞれの市場支配力が共同的に運用されることにより公正な競争の確保に支障を及ぼす蓋然性は高まることが懸念される。</p> <p>また、NTTドコモ分離の際の公正競争要件として「可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築する」ことが求められており、原則としてNTT東西とNTTドコモは別個に設備を構築することとするが、これにより難しい場合でも、排他的な設備共用を行わないようにすることが必要である。</p>

<p>て、「NTTドコモとの排他的な設備構築やNTTドコモとの排他的な共同営業の禁止といった公正競争確保のための措置を講じることが必要」とされていますが、そもそも、固定電話と携帯電話の融合は、お客様、ひいては市場が求めるものであり、そのようなお客様のニーズに応えることは、事業者として競争していく上で、当然のことです。このような新しいニーズに的確に対応していくには、各事業者が自由に事業展開や相互連携を行うことができる環境を整えるべきであり、どのような設備形態、営業手法をとるかも基本的には各事業者の判断に委ねられるべきです。</p> <p>今後のFMC市場の発展は各事業者の創意工夫や努力如何にかかっているものであって、あえて事態の推移を先回りした想定や懸念に基づき事前規制をかけるべきではありません。万一それによって公正競争上の問題が生じるのであれば、事後的に問題を解決する姿勢に徹することが、同市場における健全な競争を促進することになるものと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見156 答申(案)は、NTTグループばかり取り上げているが、他のグループも審議の対象とすべき。</p>	<p>考え方156</p>
<p>○ 答申案は、NTTグループばかり取り上げているが、他のグループも審議の対象とすべきである。</p> <p>最近、携帯会社が発表している料金の中には、本当にこのまま競争が進むにまかせておいてよいのか、疑問のあるものが多い。</p> <p>特に、ソフトバンク社の「ホワイトプラン」は、自社ユーザ間の通話料は無料、他社ユーザへの通話料は割高、という極端な料金である。また、同社は、本年4月以降「ホワイトコール」と称して、自社グループの固定電話との間にも、無料通話を拡大すると報道されている。FMC(固定網と移動網の連携)を先取りして、自社グループにユーザを囲い込む動きだそうである。NTTグループやKDDIグループがこれに対抗したら、日本中に差別的な料金があふれかえることになる。</p> <p>米国では、「市内かけ放題」、「州内かけ放題」、「国内かけ放題」といった定額料金制があるが、「自社ユーザ間だけ無料」「他社ユーザへは割高」といった我が国のような極端な料金はない。</p> <p>「ホワイトプラン」のような極端な料金が、日本中にあふれかえることが望ましいのかどうか、法律で禁止されている差別的な料金にあたらないのか、ご審議願いたい。</p> <p>(個人)</p>	<p>NTT東西とNTTドコモは、いずれも指定電気通信設備を有する事業者であり、設備共用による一体化は、固定通信市場と移動通信市場という2つの隣接する市場において、それぞれの市場支配力が共同的に運用されることにより競争阻害性がさらに高まること懸念される。これに加えて、NTTドコモ分離の際の公正競争要件として「可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築する」ことが求められているため、答申(案)では、NTT東西とNTTドコモについては、公正競争確保の観点から、一定の措置を講じることが必要である旨を記述したものである。</p>

(3)IPv4からIPv6への円滑な移行

<p>意見157 IPv4アドレス枯渇対策は、暫定的な対処であっても、IPv4とIPv6との間で不当な差別的取扱いをすべきでない。</p>	<p>考え方157</p>
<p>○ IPv4アドレス枯渇対策は現在「インターネットの円滑な IPv6 移行に関する調査研究会」等で検討されている最中です。暫定的な対処であっても、IPv4とIPv6との間で不当な差別的取扱いをすべきではありません。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 接続事業者において、IPv6 への移行あたりサービス提供へ影響が出ないようにするためにも、NTT 東西は、答申(案)のとおり、NGN における IPv6 への移行スケジュールや移行後の IPv4 の扱いを十分事前に周知・公開するとともに、移行期にあつては、IPv4 と IPv6 による接続との間で不当な差別的取扱いを行わないよう取り組むことが必要と考えます。</p> <p>(QTNNet)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、IPv4とIPv6による接続との間で不当な差別的取扱いを回避することが必要である。</p>
<p>意見158 IPv6 アドレスの提供に関し、事業者間においては多くの利害が対立することも想定されることから、NTT東西における検討や自主的取組を促すのみでは十分でなく、差別的取扱いを回避するためのルール化を NTT 東西に確保させることが必要であるため、本答申(案)P58の2)考え方の第3段落及び第4段落を以下のとおり修正することを要望。</p> <p>(修正案)</p> <p>しかし、今後のIPv4アドレスの枯渇予想を踏まえると、NGNでIPv6アドレスを用いたインターネット接続サービスが利用できることは利用者利便の観点から不可欠であり、NTT東西においても、ISP事業者が、インターネット接続サービスのために利用者に対しIPv6アドレスを提供可能となるように技術的問題の解消について早急に検討し、<u>決定された仕様について、十分な期間をもって事前に公表することが必要である。</u></p> <p>また、NGNにおけるIPv4からIPv6への移行に当たっては、IPv6への移行が円滑に行われるように配慮することが必要であり、NTT東西においては、競争事業者の意見を踏まえ、IPv6への移行スケジュールや移行後のIPv4の扱いを十分事前に周知・公開するとともに、<u>NTT東西にてISP事業進出を禁止した上、接続事業者のビジネスモデルや現行サービスメニューを継続的に提供可能とすることを確保し、IPv4とIPv6による接続との間で不当な差別的取扱いを回避するなど、公正競争を確保する観点からのルール化を図ることが必要である。</u>また、総務省においては、NTT東西にルール化の進捗状況等を随時報告させる等、その状況を注視し、<u>NTT東西の対応が不十分である場合、措置を求める等、適切な対応を取ることが必要である。</u></p>	<p>考え方158</p>

○ 本答申(案)において、IPv6 アドレスの提供に関し、NTT 東西が技術的問題の解消について早急に検討することが必要、あるいは、IPv6 への移行スケジュールや移行後の IPv4 の扱いを十分事前に周知・公開するとともに、移行期における差別的取扱いを回避する等、自主的な取組を行うことが必要とされ、総務省において注視することが示されていますが、事業者間においては多くの利害が対立することも想定され、単に、NTT 東西における検討や自主的な取組を促すのみでは十分でなく、差別的取扱いを回避するためのルール化を NTT 東西に確保させることが必要です。

具体的には、NTT 東西の ISP 事業進出を絶対に認めないことを前提として、接続事業者のビジネスモデルや現行サービスメニューを継続的に提供可能とすることを確保する必要があります。そもそも、IP マルチプレフィックスの問題は ISP 事業も可能である NTT コミュニケーションズが NGN を提供していれば発生しない問題であり、「NTT 東西の活用業務」というイレギュラーな形での NGN 提供を行う以上、IPv4 から IPv6 への移行に伴う諸課題解決に有意義といった理由等、いかなる理由であっても、NTT 東西の ISP 事業への進出(活用業務としての認可も含む)は絶対に認められるべきものではないと考えます。

加えて、NTT-NGN と接続事業者の次世代ネットワークとの間で接続を行う場合の条件については、TTC で標準化されているフォールバック実装や「インターネットの円滑な IPv6 移行に関する調査研究会」における議論等に沿った対策により、NTT-NGN の仕様が決定的に必要であり、これらの仕様は、網機能提供計画に準じて事前に公表されるべきです。

以上を踏まえ、本答申(案)P58 の 2)考え方の第 3 段落及び第 4 段落を以下のとおり修正することを要望します。

(原案)

しかし、今後のIPv4アドレスの枯渇予想を踏まえると、NGNでIPv6アドレスを用いたインターネット接続サービスが利用できることは利用者利便の観点から不可欠であり、NTT東西においても、ISP事業者が、インターネット接続サービスのために利用者に対しIPv6アドレスを提供可能となるように技術的問題の解消について早急に検討することが必要である。

また、NGNにおけるIPv4からIPv6への移行に当たっては、IPv6への移行が円滑に行われるように配慮することが必要であり、NTT東西においては、競争事業者の意見を踏まえ、IPv6への移行スケジュールや移行後のIPv4の扱いを十分事前に周知・公開するとともに、移行期にあつては、IPv4とIPv6による接続との間で不当な差別的取扱いを回避するなど、公正競争を確保する観点からの自主的な取組を行うことが必要である。また、総務省においては、その状況を注視し必要に応じて適切な対応を取ることが必要である。」

(修正案)

答申(案)に示したとおり、今後のIPv4アドレスの枯渇予想を踏まえると、NGNでIPv6アドレスを用いたインターネット接続サービスが利用できることは利用者利便の観点から不可欠であり、NTT 東西においても、ISP事業者が、インターネット接続サービスのために利用者に対しIPv6 アドレスを提供可能となるように技術的問題の解消について早急に検討することが必要である。

<p>しかし、今後のIPv4アドレスの枯渇予想を踏まえると、NGNでIPv6アドレスを用いたインターネット接続サービスが利用できることは利用者利便の観点から不可欠であり、NTT東西においても、ISP事業者が、インターネット接続サービスのために利用者に対しIPv6アドレスを提供可能となるように技術的問題の解消について早急に検討し、<u>決定された仕様について、十分な期間をもって事前に公表することが必要である。</u></p> <p>また、NGNにおけるIPv4からIPv6への移行に当たっては、IPv6への移行が円滑に行われるように配慮することが必要であり、NTT東西においては、競争事業者の意見を踏まえ、IPv6への移行スケジュールや移行後のIPv4の扱いを十分事前に周知・公開するとともに、<u>NTT東西にてISP事業進出を禁止した上、接続事業者のビジネスモデルや現行サービスメニューを継続的に提供可能とすることを確保し、IPv4とIPv6による接続との間で不当な差別的取扱いを回避するなど、公正競争を確保する観点からのルール化を図ることが必要である。</u>また、総務省においては、<u>NTT東西にルール化の進捗状況等を随時報告させる等、その状況を注視し、NTT東西の対応が不十分である場合、措置を求める等、適切な対応を取ることが必要である。</u></p> <p>本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。</p> <p>■前回提案書(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT-NGN と接続事業者の次世代ネットワークとの間で接続を行う場合に、お互いの端末が IPv4、IPv6 のいずれに基づくものであるかに関わらず、通信が問題なく行えるよう、TTC で標準化されているフォールバック実装や「インターネットの円滑な IPv6 移行に関する調査研究会」における議論等に沿った対策により、NTT-NGN の仕様が決定されることが必要です。また、これらの仕様は、他の電気通信事業者の通信の取扱いに影響を及ぼす機能ならびに他の電気通信事業者との接続に関する機能であるため、4(1)②で述べた網機能提供計画に準じて事前に公表されるべきです。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見159 ISP 事業者が保有する IPv6 アドレスを用いて、ユーザが直接インターネットと NGN の閉域網両方に接続できる仕組みが必要。</p>	<p>考え方159</p>
<p>○ NTT 東西は、今後の IPv6 の普及を見込み、ISP 事業者が保有する IPv6 アドレスを用いて、ユーザが直接インターネットと NGN の閉域網両方に接続できる仕組み(例えばユーザ宅内に設置する機器での IP アドレス付け替え)を提供すべきだと考えます。</p> <p>ISP 事業者が保有する IPv6 アドレスを付与出来るようにする場合、コストの過度な発生は抑制し、接続料金において差異の発生を回避することも重要だと判断します。</p>	<p>答申(案)に示したとおり、今後のIPv4アドレスの枯渇予想を踏まえると、NGNでIPv6アドレスを用いたインターネット接続サービスを利用できることは利用者利便の観点から不可欠であり、NTT東西においても、ISP事業者が、インターネット接続サービスのために利用者に対しIPv6アドレスを提供可能となるように技術的問題</p>

(イー・アクセス、イー・モバイル)

- NTT 東日本及び NTT 西日本の提供する次世代ネットワーク等を利用したサービスに係る認可方針の中でも「IPv4 から IPv6 への移行に伴う諸課題について、ISP 事業者との積極的な協議を行うこと(条件1)」と挙げられているように、NTT 東西には NGN 内でのサービス提供のために配布する IPv6 アドレスと ISP 事業者がインターネット接続サービスのために利用者に対し提供する IPv6 アドレスが競合する問題の技術的解消に早急に取り組むことが必要です。また、IPv4 から IPv6 の移行には通信事業者や ISP のネットワークや接続設備等に対応が必要となること、IPv4 と IPv6 の並列運用による既存 IPv4 網との接続安定性、アプリケーション互換性確保にも配慮し、検討が進められるべきと考えます。

(TOKAI、ビック東海)

- 「(3)IPv4からIPv6への円滑な移行」については、2)考え方に述べられている通り、IPv4 アドレスは 2010 年代初頭に枯渇すると予測されており、そうなるISP事業者がIPv6アドレスを用いたインターネット接続サービスを提供することは、事業運営上死活問題となるのみならず、利用者利便性の観点からしても必須のものであると考えます。そのためのネットワーク改修や IPv4から IPv6への移行のための準備期間を考慮すると、早急にその方式について NTT東西殿との協議を通じて検討を一定段階まで確立しておかなければならないと考えています。

(JAIPA)

- Pv4 から IPv6 へ円滑に移行するため、NTT 東西は事業者同士が固有の IPv6 アドレスを利用して接続が出来る柔軟性を維持できるようにするための設備構築と情報開示を行うべきである。

また、NTT 東西の IPv6 への移行スケジュールや移行後の IPv4 の扱いを十分事前に周知・公開すべきである。

答申(案)では移行期にあっての配慮として NTT 東西、総務省に求める事項があるが、NTT 東西の自主的な取組ではなく接続事業者等の意見が反映されているか、総務省が直接関与し NTT 東西に指示・指導していくことが必要と考える。

(HOTnet)

の解消について早急に検討することが必要である。

- ISP事業者がインターネット接続サービスのために利用者に対してIPv6アドレスを提供可能となるための技術的問題の解消については、利用者利便性の確保の観点から早急に検討する必要があると考えます。

(STNet)

- 我が国では、総務省ならびに業界において、IPv4 アドレス枯渇に対応するための長期的施策として、IPv6 への移行を推進しています。インターネットはすでに社会のインフラとして定着しており、インターネットの IPv4 から IPv6 への円滑な移行は、日本経済のさらなる発展のためにも、必要不可欠なものであります。

NGN において、NTT 東西はクローズドな IPv6 アドレスを標準で配布することになっておりますが、ISP が NGN を通じて IPv6 アドレスを用いたインターネット接続サービスを提供する際に、NTT 東西が配布したアドレスとの競合により、マルチプレフィックス問題を引き起こすこととなります。これは、我が国のブロードバンドインフラの大きな割合を占めることになる NGN において、インターネット接続環境を IPv4 から IPv6 へ移行する際に大きな阻害要因となるものであります。

したがって、答申案にあるように「NTT 東西においても、ISP 事業者が、インターネット接続サービスのために利用者に対し IPv6 アドレスを提供可能となるように技術的問題の解消について早急に検討することが必要」であり、さらに、NTT 東西は早急に ISP が IPv4 と同様に IPv6 を利用したインターネット接続サービスを利用者に対して提供できる環境を整えるべきであると考えます。

現状は、答申案にあるように「制約のある仕組みとなっているところ」であり、このまま NTT 東西しか利用者に対して IPv6 アドレスを配れない状況が継続し、結果として NTT 東西自身がインターネット接続サービスを提供する環境が整備されてしまうことを大きく危惧します。

IPv4 から IPv6 への移行に際して、第一種指定電気通信設備を保有する事業者が、圧倒的な競争優位に立つような状況は、公正競争を確保し、通信業界の健全な発展を確保するという観点から決して認められるべきものではありません。したがって、NTT 東西が IPv6 アドレスを用いたインターネット接続サービスを提供することは認められるべきではないと考えます。

現状の地域 IP 網の IPv4 を用いた ISP 接続機能の提供形態が、指定電気通信設備を用いた IPv4 アドレスによるインターネット接続サービスを提供する ISP 間に適正な競争環境を与え、利用者利益の向上に繋がっているとすれば、IPv6 移行後においても同様な環境を維持することが不可欠であり、NTT 東西は早急にそのための施策を実行すべきであると考えま

<p>す。</p> <p>(IIJ)</p>	
<p>意見160 IPv6への移行に伴う諸課題については、NTT東西のみで解決できるものではないことから、国際的な標準化動向を見据えながら、インターネット業界や国を挙げて取り組むべき課題。</p>	<p>考え方160</p>
<p>○ 本件は、総務省の研究会(「インターネットの円滑なIPv6移行に関する調査研究会」)等において検討中であるIPv6への移行に伴う諸課題に関連する事項であり、当社だけでなく、ISP事業者、端末メーカー、他の電気通信事業者等の業界全体の課題であり、今後の我が国のインターネットの発展に大きく影響することが考えられます。</p> <p>したがって、その課題解決にあたっては、当社だけで解決できるものではないことから、国際的な標準化動向を見据えながら、国を挙げて取り組むべき課題であると考えます。</p> <p>なお、当社は、NGNの導入にあたって、他事業者等のご利用目的に応じてNNI、SNI、UNIのインタフェース条件を開示しており、それぞれのインタフェースにおいて、他事業者等の公平な取扱いを行っていく考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ ISP事業者殿が保有するIPv6アドレスを用いて、直接お客様に対してインターネット接続サービスを提供することについては、現時点では技術的な課題もあるため、IPv6の今後の普及状況・技術動向・サービス性等を勘案して検討していく必要があると考えますが、本課題はIPv4アドレスの枯渇問題に端を発しており、当社だけで解決すべき問題ではなく、インターネット業界全体で考えるべき問題であると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>IPv4からIPv6への移行に係る問題については、総務省でも「インターネットの円滑なIPv6移行に関する調査研究会」を開催し検討を行っているところであるが、本件が、NTT東西だけでなく、ISP事業者や端末メーカー、他の電気通信事業者等業界全体でその解決に向けて取り組むべき重要な課題であるのは、ご指摘のとおりである。</p>

その他意見

<p>意見161 NGNとのPOIまでの伝送路費用や網終端装置等の接続に係る費用は、NTT東西が折半負担することを原則とすべき。</p>	<p>考え方161</p>
<p>○ ボトルネック設備である固定系加入者回線と一体として設置されるNGNとのPOI(NTT東西ビル内に設置される)までの伝送路費用や網終端装置等の接続に係る費用について、ボトルネック設備との接続が不可欠である競争事業者のみが負担することは、イコールフットイングの観点から不相当です。接続に係る費用については、NTT東・西が折半負担することを原則とするべきであると考えます。</p>	<p>第一種指定電気通信設備と接続する場合、NTT東西が標準的な接続箇所を定めており、接続を請求する接続事業者が当該接続箇所までの伝送路等を調達し、当該調達コストを負担することが適当である。</p>

(KDDI)	
意見162 NGNとの接続用設備はNTT局内の義務コロケーションの利用を可能とすべき。	考え方162
○ NTT東・西のNGNがボトルネック設備である固定系加入者回線と一体として設置されることに鑑み、NGNとの接続用設備はNTT局内の義務コロケーションの利用を可能とすべきと考えます。	接続事業者がコロケーションを要望する装置が義務コロケーションの対象となるか否かについては、接続事業者において技術的・経済的等による代替性の観点からそれが必要と判断されるか否かを基本として、合理的な範囲内で決することが適当である。この際、接続事業者がコロケーションを要望する装置に係る「代替性」は、当該装置をNTT東西の局舎にコロケーションをしない場合であっても、NTT東西が当該設備と同種の設備を設置して第一種指定電気通信設備を利用する場合と同等の条件で接続可能か否かという観点から判断することが適当である。 なお、電気通信事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の2第1項の規定に基づき電気通信設備を指定する件(平成13年総務省告示第243号)において、NTT東西のNGN等が第一種指定電気通信設備に指定される前であっても、上記の考え方を準用し、NGNとの接続用設備が他の第一種指定電気通信設備との接続用設備と同様にコロケーション可能となるよう配慮する必要がある。
(KDDI)	
意見163 保守運用・工事等について、NGNと接続事業者網の切り分けを円滑に行えるようにする等、競争事業者と協議の上、必要となる具体的な運用方法、機能及び手順等を整備すべき。	考え方163
○ 保守運用・工事等について、NTT東・西は、エンドユーザからの故障連絡受付と同様、接続事業者からの故障連絡も受付けてNGNと接続事業者網の切り分けを円滑に行なえるようにする等、競争事業者と協議の上、必要となる具体的な運用方法、機能及び手順等を整備すべきと考えます。	NGNの商用開始後の状況も踏まえつつ、まずはNTT東西と接続事業者との間で、保守運用・工事等に係る具体的な運用方法等について調整を行うことが適当である。
(KDDI)	
意見164 プロビジョニングについて、ユーザがNGNと接続事業者の両方の役務を用いてサービスを利用する際の申込を一本化可能とする等、必要となる具体的な運用方法、機能及び手順等を整備すべき。	考え方164
○ プロビジョニングについて、NTT東・西は、お客様がNGNと接続事業者の両方の役務を用いてサービスを利用する際の申込を一本化可能とする等、必要となる具体的な運用方法、機能及び手順等を整備すべきと考えます。	「プロビジョニング」については、まずは接続事業者において具体的な要望を明らかにした上で、利用者利便の向上を図る観点から、必要に応じて、NTT東西に対して協議を申し入れることが適当

(KDDI)	である。
意見165 プラットフォームに係る機能について、事業者の差別的な取扱いや他の事業分野における排他的な結合等が生じないよう注視することを要望。	考え方165
○ 次世代ネットワークのプラットフォームに係る機能について、事業者の差別的な取扱いや他の事業分野における排他的な結合等が生じないよう、引き続き注視いただくよう要望いたします。 (ケイ・オプティコム)	NGN固有の新たな機能については、未だアンバンドルを検討するまでの熟度が高まっていないことから、現時点でアンバンドルの要否を検討することは時期尚早ではあるが、今後サービス競争上重要性を増していくと考えられることから、SNIの外にある機能が、それともNGNが実装する機能であるかについて検証した上で、NGNが実装する機能であれば、適時適切に第一種指定電気通信設備の指定やアンバンドルの要否を検討することが必要となる。
意見166 NGNについては、諸外国における実装の状況、通信キャリアに係るルール化の状況等を見据える必要がある。	考え方166
○ NGNを世界に先駆けて商用化した結果、日本独自の仕様になり、かえって日本の情報通信産業の国際競争力が低下するなどといった失敗(ハイビジョン、地上デジタル放送等)を繰り返さないようにすることが不可欠と考えます。諸外国における実装の状況、通信キャリアに係るルール化の状況等を見据える必要があります。 (楽天)	NTT東西のNGNが我が国独自の仕様となり、その結果、情報通信産業の国際競争力の低下を招来しないように留意することが必要であり、接続ルール等についても、諸外国の状況等を注視しながら、我が国の市場環境等との相違点も踏まえつつ、適時適切な見直しを行うことが適当である。

第6章 接続ルールの見直し

意見167 答申(案)のとおり、NGNを巡る環境の変化に即応するため、制度整備後3年にとらわれず、適時適切に接続ルールを見直すことが適当。	考え方167
○ 答申(案)のとおり、NGNを巡る環境の変化に即応するため、制度整備後3年に拘らず、適時適切に接続ルールを見直す必要があると考えます。 (KDDI)	—
○ NTT 東西の NGN に対しては普及・構築期、発展期という2段階においてのみ接続ルールを見直すに留まらず、絶えず注視し、競争セーフガード制度と連携して適時適切に見直すことが必要と考えます。 接続ルールの見直しの為に十分な検討が必要であることから、その市場状況を常に把握し、公正競争確保の観点からルールの検討を行うことが必要と考えます。	

(TOKAI、ビック東海)

- 次世代ネットワークの接続ルールの見直しは答申後の制度整備後3年を目処に行うのではなく、適宜行うのが適当であると考えます。

(アッカ・ネットワークス)

- 基本的に賛成するが以下の点を望む。
接続ルールの適時適切な見直しについて適宜対応するなどあるが、現時点で明確となっていない事項も多く、また、NGN が段階的に発展し、多様なサービスが追加され、多くの事業者が参入していくことを踏まえると、競争セーフガード以外にも機能の追加等が行なわれる場合など接続ルールの見直しはその都度行う必要があり、これに対応する体制・運用ルールなどを定めることが必要である。

(HOTnet)

- 本答申で、『なお、上記の時期にとらわれずに、NGNの商用開始後、接続ルールに見直すべき点が生じた場合は適時適切に見直すことが必要である。』と述べておりますが、誠意的な提言であると存じます。
しかし、本答申の提言による接続ルールの見直しを実施する前までに、なし崩しの既成事実化・既得権化により公正な競争が阻害されることのないよう、またNTTが実質的に支配する事業者によって公正な競争が阻害されないような制度の検討、及び厳しく注視することが必要であると考えます。

(JCTA)

- 本答申では、本答申を受けて行われる制度整備後3年を目途に、NGNに係る接続ルールの見直しを検討することが適当である旨述べられているだけでなく、“上記の時期にとらわれずに、NGNの商用開始後、接続ルールに見直すべき点が生じた場合は適宜適切に見直すことが必要である。”と提言されていることに賛同いたします。
なお、NGNに係るドミナント規制等については、競争セーフガードによる検証の中で適宜対応することが述べられておりますが、即応性のあるものとなるよう希望します。

(ひろしまケーブルテレビ)

<p>意見168 NGN の商用開始後、接続ルールに見直すべき点が生じた場合は適時適切に見直すことが、公正競争を確保していく上で極めて重要であり、競争セーフガード制度等の現行制度の運用の中で対応するだけでなく、本接続ルールに関する運用状況等について、NTT 東西に定期的(四半期毎等)に報告させた上で、接続事業者等の関係者を交えた詳細な議論の場を設ける等、課題の早期発見及び解消に向けた取組を実施することが必要であることから、本答申(案)P60 の第 3 段落を以下のとおり修正することを要望。</p> <p>(修正案)</p> <p>なお、上記の時期にとらわれずに、NGNの商用開始後、接続ルールに見直すべき点が生じた場合は適時適切に見直すことが必要である。特にNGNは、今後多種多様な事業者が参入するとともに、機能の段階的追加も想定されることから、現時点で検討しなかった競争政策上の問題が生じることも予想される。したがって、例えば、第一種指定電気通信設備の指定範囲やアンバンドルすべき機能については、毎年度実施する競争セーフガード制度による検証の中で適宜対応するとともに、<u>本接続ルールに関連する課題の早期発見及び解決を図るために、NTT東西はNGN商用開始後の運用状況等に関する報告を四半期毎に総務省に行い、このNTT東西の報告を受けて、総務省は接続事業者等の関係者を交えた検討の場を設けるなど、公正競争を確保する観点から、NGNを巡る競争環境の変化に即応した接続ルールの見直しを適宜行うことが必要と考えられる。</u></p>	<p>考え方168</p>
<p>○ 第 5 章 1.接続に関する同等性の確保等で述べたとおり、NTT 東西からの NTT-NGN に関する情報の公開は、まだ不十分な状況にあり、NTT-NGN の商用開始後も様々な課題が発生することが想定されます。</p> <p>このため、本答申(案)に記載されているように、NTT-NGN の商用開始後、接続ルールに見直すべき点が生じた場合は適時適切に見直すことが、公正競争を確保していく上で極めて重要であり、競争セーフガード制度等の現行制度の運用の中で対応するだけでなく、本接続ルールに関する運用状況等について、NTT 東西に定期的(四半期毎等)に報告させた上で、接続事業者等の関係者を交えた詳細な議論の場を設ける等、課題の早期発見及び解消に向けた取り組みを実施することが必要であると考えます。</p> <p>さらに、第 4 章 3.分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定で述べたとおり、本答申を受けた後も OSU 共用に関する詳細議論を行う必要があるため、今後も引き続き総務省又は情報通信審議会委員が参画する中立性、透明性を確保した形での検討の場を設定することが必要であると考えます。</p> <p>上記に基づき、本答申(案)P60 の第 3 段落を以下のとおり修正することを要望します。</p> <p>(原案)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、競争セーフガード制度の対象として、第一種指定電気通信設備の指定範囲等に加えてアンバンドルすべき機能を追加するなど、接続ルールの基本的な枠組みについては定期的に検証することとしており、これに加えて、接続ルールに見直すべき点が生じた場合は適時適切に見直すことが必要であることから、これらの枠組みの中で、NGNを巡る競争環境の変化に即応した接続ルールの見直しを行うことが可能と考えられる。</p>

なお、上記の時期にとらわれずに、NGNの商用開始後、接続ルールに見直すべき点が生じた場合は適時適切に見直すことが必要である。特にNGNは、今後多種多様な事業者が参入するとともに、機能の段階的追加も想定されることから、現時点で検討しなかった競争政策上の問題が生じることも予想される。したがって、例えば、第一種指定電気通信設備の指定範囲やアンバンドルすべき機能については、毎年度実施する競争セーフガード制度による検証の中で適宜対応するなど、公正競争を確保する観点から、NGNを巡る競争環境の変化に即応した接続ルールの見直しを適宜行うことが必要と考えられる。

(修正案)

なお、上記の時期にとらわれずに、NGNの商用開始後、接続ルールに見直すべき点が生じた場合は適時適切に見直すことが必要である。特にNGNは、今後多種多様な事業者が参入するとともに、機能の段階的追加も想定されることから、現時点で検討しなかった競争政策上の問題が生じることも予想される。したがって、例えば、第一種指定電気通信設備の指定範囲やアンバンドルすべき機能については、毎年度実施する競争セーフガード制度による検証の中で適宜対応するとともに、本接続ルールに関連する課題の早期発見及び解決を図るために、NTT東西はNGN商用開始後の運用状況等に関する報告を四半期毎に総務省に行い、このNTT東西の報告を受けて、総務省は接続事業者等の関係者を交えた検討の場を設けるなど、公正競争を確保する観点から、NGNを巡る競争環境の変化に即応した接続ルールの見直しを適宜行うことが必要と考えられる。

本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。

■前回提案書(再掲)

【次世代ネットワークの接続ルールの検討の進め方について】

- ・ 前述のとおり、NTT 東西から NTT-NGN の詳細な情報公開がなされていない状況にあることから、NTT-NGN 商用開始時に、接続事業者の意向に沿った接続が実現できるかは大きい懸念されることです。このような公正競争上の問題を早期に改善するためにも、NTT-NGN の接続ルールについて、よりオープンかつ詳細な議論を行う必要があると考えます。
- ・ 同ルールの検討においては、今後、NTT 東西と接続事業者間で検討すべき事項が、技術的な問題も含め多々生じることが想定されるため、接続事業者等の関係者を交えた詳細な議論の場を設けることが適切であり、そのための具体的な方策として、例えば接続委員会の下、NTT 東西及び接続事業者等が参画可能なワーキンググループ等を設置することも検討に値すると思えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
意見169 「接続ルールに見直すべき点が生じた場合」の見直すべき点に関し、明確な基準や見直すためのガイドラインの策定が必要。	考え方169
○ 「接続ルールに見直すべき点が生じた場合」の見直すべき点に関し、明確な基準や見直すためのガイドラインの策定の必要性を強く感じます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	接続ルールは、第一種指定電気通信電気通信設備の指定範囲やアンバンドルすべき機能、接続の手続やコロケーションルールなど多岐にわたるものであり、それらを網羅した見直しの基準を設けることは困難であることから、個別具体的な事例に応じて見直しの要否を判断することが適当であると考えられる。
意見170 NGN商用化後の競争環境に即した見直しのみではなく、利用者の視点に立った検討も必要。	考え方170
○ NGN商用化後の競争環境に即した見直しのみではなく、利用者の視点に立った検討も必要であると考えます。 (日本アイテック)	ご指摘の視点も、接続ルールの見直しに当たっては重要な視点と考えられる。